

## 令和9年度厚生労働省予算概算要求の主要事項





令和 9 年度

# 予算概算要求の主要事項



【計数整理の結果、異同を生ずることがある。】

# — 目 次 —

|                                             |            |
|---------------------------------------------|------------|
| <b>I 令和9年度予算概算要求の姿</b> .....                | <b>1</b>   |
| …要求・要望額(一般会計)、要求額(特別会計)、予算の概算要求基準の概要。       |            |
| ○ 令和9年度厚生労働省予算概算要求の姿(一般会計、特別会計)             |            |
| ○ 令和9年度予算の概算要求について                          |            |
| <b>II 令和9年度予算概算要求のポイント</b> .....            | <b>5</b>   |
| …概算要求の重点要求(ポイント)等について整理し、取りまとめたもの。          |            |
| <b>III 主要施策集</b> .....                      | <b>25</b>  |
| …概算要求の重点要求(ポイント)等の代表的な施策を詳細に整理し、取りまとめたもの。   |            |
| ○戦略分野を中心とした官民連携の国内投資の徹底                     |            |
| ○賃上げ環境整備・労働市場改革等の分野横断的な課題への対応               |            |
| ○持続可能な社会保障制度の構築、安全・安心の確保、包摂的な地域共生社会の実現等     |            |
| <b>IV 令和9年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等要求の概要</b> ..... | <b>237</b> |
| …財政投融资資金計画等要求の概要を取りまとめたもの。                  |            |

# I 令和9年度予算概算要求の姿

# 令和9年度 厚生労働省予算概算要求の姿

## 一般会計

(単位：億円)

| 区 分                        | 令和8年度予算額<br>(A) | 令和9年度要求額<br>(B) | 増△減額<br>(B - A) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 一 般 会 計                    | 350,433         | 365,803         | 15,370          |
| うち 年金・医療<br>等に係る経費<br>(注3) | 333,475         | 336,872         | 3,397           |
| うち 裁量的経費                   | 7,300           | 18,426          | 11,125          |
| うち<br>「強く豊かな日本」投資枠         | -               | 10,337          | 10,337          |
| うち 義務的経費<br>(注4)           | 9,658           | 10,506          | 848             |

[計数整理の結果、異同を生ずることがある。]

(注1) 令和8年度予算額は、当初予算額である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注3) 年金・医療等については、前年度当初予算額にいわゆる自然増を加算した範囲内で要求し、予算編成過程において、高齢化による増加分に相当する伸びに、経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算。

(注4) 年金・医療等に係る経費を除く。

(注5) 重要政策については、『「強く豊かな日本」投資枠』を活用するほか、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。

(注6) 消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実及び「新しい経済政策パッケージ」で示された介護人材の確保については、消費税率、地方消費税率並びに重点化及び効率化の動向を踏まえ、予算編成過程において検討。また、過去の年金国庫負担繰り延べの返済などについても予算編成過程において検討。

## 特別会計

(単位：億円)

| 区 分                              | 令和8年度予算額<br>(A) | 令和9年度要求額<br>(B) | 増△減額<br>(B - A) |
|----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 労働保険特別会計                         | 34,292          | 34,687          | 395             |
| 年金特別会計                           | 744,280         | 758,518         | 14,237          |
| 子ども・子育て<br>支援特別会計<br>(育児休業等給付勘定) | 10,966          | 11,290          | 324             |
| 東日本大震災<br>復興特別会計                 | 95              | 622             | 527             |

[計数整理の結果、異同を生ずることがある。]

(注1) 令和8年度予算額は、当初予算額である。

(注2) 各特別会計の額は、それぞれの勘定の歳出額の合計額から他会計・他勘定への繰入分を除いた純計額である。

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

## 令和9年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

- ◇ 危機管理投資・成長投資をはじめ、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設。真に効果的な施策を重点的に措置。
- ◇ 要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、令和8年度予算から実現した『「経済・物価動向等の的確な反映」』を実現。
- ◇ 補正予算依存から脱却し恒常的な施策は当初予算に計上するため、適切に要求・要望。
- ◇ 歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算編成過程において精査。

\*金額はR8一般会計当初予算（122.3兆円）

|                                                                                         |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>「強く豊かな日本」投資枠</p> <p>*GX、AI・半導体：「GX 2040 ビジョン」「AI・半導体産業基盤強化フレーム」を踏まえ、特別会計においても要求。</p> | —    | <p>国内投資を通じた潜在成長率の引上げに向けて、日本成長戦略や地域未来戦略などを踏まえた効果の高い政策を推進</p> <p>補正予算依存の財政運営から脱却する方針も踏まえ、要求上限を設けず、事項要求も含め、所要額を適切に要求</p> <p>このうち、経済安全保障上特に重要な分野などについては、複数年度で財源を確保した上で、特別会計において別枠で管理することとし、予算編成過程において検討</p> <p>*予見可能性を高め、継続的な取組を後押しするため、複数年度の計画に基づくものを基本とする</p> <p>*通常歳出（裁量的経費等）との関係について、予算編成過程において精査</p> |
| <p>年金・医療等</p> <p>*こども・子育て：特別会計への計上分も含め、「こども未来戦略」に基づいて要求。</p>                            | 37.0 | <p>自然増（+0.39兆円）</p> <p>*予算編成過程で、高齢化による増加分に相当する伸びに、経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>防衛力整備計画対象経費</p>                                                                      | 8.8  | <p>「防衛力整備計画」を踏まえて要求</p> <p>「三文書」の改定に伴う対応について、予算編成過程において検討</p>                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>裁量的経費</p>                                                                            | 14.5 | <p>+20%要望可</p> <p>*このほか、『「強く豊かな日本」投資枠』の活用、事項のみの要求も可</p>                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>義務的経費</p>                                                                            | 9.9  | <p>人件費は人事院勧告を踏まえ予算編成過程で対応</p> <p>その他、各経費ごとの義務的性格に基づき所要額を要求</p> <p>特殊要因を加減算（例：経済構造実態調査）</p>                                                                                                                                                                                                            |
| <p>地方交付税交付金等</p>                                                                        | 20.9 | <p>「骨太の方針」との整合性に留意しつつ要求</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>国債費</p>                                                                              | 31.3 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

## 予算編成過程における検討事項

- \* 補正予算依存の財政運営から脱却するため当初予算での措置を要する恒常的な施策などの重要政策については、『「強く豊かな日本」投資枠』を活用するほか、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。
- \* 真に必要な財政需要に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって、その取扱いについては、予算編成過程において検討。



## Ⅱ 令和９年度予算概算要求のポイント



# 令和9年度厚生労働省予算概算要求における重点要求

創薬・先端医療を始めとする戦略分野を中心とした官民連携の国内投資を徹底するとともに、国内投資を全国に拡げ、投資と賃上げの好循環を加速させていくため、賃上げ環境整備・労働市場改革・人材育成等の分野横断的な課題に対応する必要がある。

また、成長型経済に合わせて物価・賃金上昇を適切に反映する中で必要な医療・介護等の提供体制を確保するとともに、安全・安心の確保、包摂的な地域共生社会の実現等を図る必要がある。

このため、以下を柱に重点的な要求を行う。（Ⅰ・Ⅱについては、創設された『強く豊かな日本』投資枠を積極的に活用）

## Ⅰ. 戦略分野を中心とした官民連携の国内投資の徹底

### ＜1. 創薬・先端医療＞

- 革新的医薬品の創薬環境整備
- 感染症危機対応医薬品等の確保支援等
- バイオ医薬品・再生医療等製品等の開発・製造体制の整備
- 革新的デバイスを活用した先端医療の推進
- ライフログデータ等の利用基盤整備等

### ＜2. デジタル・サイバーセキュリティ＞

- 医療情報システムのクラウドネイティブ化とサイバーセキュリティ強化、病院DXの推進、全国的なデータ連携基盤の整備

### ＜3. AI・半導体＞

- 医療、介護、障害福祉分野におけるテクノロジー導入等への支援

### ＜4. 防災・国土強靱化など＞

- 老朽化・災害対策を含む施設・設備の計画的な整備

国内投資を  
起点に  
成長軌道へ

強く豊かで  
持続可能な経済社会  
の実現

## Ⅱ. 賃上げ環境整備・労働市場改革等の分野横断的な課題への対応

### ＜1. 賃上げ環境整備＞

- 業務改善助成金等の「賃上げ」支援助成金パッケージ等

### ＜2. 労働市場改革＞

- 処遇向上に向けたリ・スキリング支援や生産性向上
- 「労働市場の見える化」等による外部労働市場の機能強化・労働者の希望に応じた円滑な労働移動の促進
- 多様な人材の労働参加の促進
- 中小企業を始めとした企業の人材マネジメントへの支援

### ＜3. 人材育成＞

- 医療・介護・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーの確保

### ＜4. 金融＞

- 資産運用立国の取組の発展

国民の命と健康、生活を守り、安心して働き、活躍し、挑戦できる基盤の整備  
経済・物価動向等の的確な反映による医療・介護等の提供体制の確保

## Ⅲ. 持続可能な社会保障制度の構築、安全・安心の確保、包摂的な地域共生社会の実現等

### ＜地域医療・介護の提供体制の確保＞

- 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化
- 救急・災害医療提供体制等の確保、小児・周産期医療提供体制の充実
- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
- 地域特性を踏まえた人口減少の要因分析及び人口減少対策の効果検証の推進

### ＜攻めの予防医療と疾病対策等＞

### ＜感染症対策の体制強化、国際保健の推進＞

### ＜安定的で持続可能な医療保険制度・介護保険制度の運営確保＞

### ＜地域共生社会の実現等＞

- 生活保護制度の着実な推進
- 生活困窮者自立支援等の推進、包括的な支援体制の整備
- 障害者支援の促進、依存症対策の推進
- 新しい成年後見制度を見据えた地域の権利擁護支援体制の確保、身寄りのない高齢者等の支援の推進
- 自殺総合対策、ひきこもり支援の推進、困難な問題を抱える女性への支援の推進

### ＜安心できる年金制度の確立＞

### ＜戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進＞

### ＜被災者・被災施設の支援等＞

※ 薬価改定等、実際の経済・物価の動向が令和8年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合の診療報酬の調整、介護報酬改定、障害福祉報酬改定、生活保護基準の見直し等への対応及びその他の重要政策については、予算編成過程において検討する。

※ 「第1次国土強靱化実施中期計画」における推進が特に必要な施策については、予算編成過程において検討する。



# 令和9年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

## I. 戦略分野を中心とした官民連携の国内投資の徹底

### 1. 創薬・先端医療

創薬・先端医療分野は、国民の健康に直結し、経済活動を支えるものであり、ドラッグロスの解消など患者アクセスの改善や健康医療安全保障の構築に向け、医薬品産業を成長・基幹産業と位置付け、官民が一体となって取組を進める。あわせて、医療機器の研究開発エコシステムを確立する。

#### ○革新的医薬品の創薬環境整備

1,483億円（365億円）うち **投資 1,409億円** + 事項要求

基礎研究力の強みや近年の治験への取組を活かし、実用化を担う人材の育成や、スタートアップ・国際共同治験における資金・制度面の課題解消を図り、創薬シーズ創出から実用化まで一気通貫で進める環境を整備するとともに、創薬スタートアップのグローバル展開・海外投資獲得を促進することで、「世界直行型」の開発を実現する。

- 有望シーズの製薬企業等への導出や海外展開等のスタートアップ支援
- 創薬人材の流動性の向上・確保、スタートアップ等における人材確保 \*
- 国際水準の治験・臨床試験を実施できる環境の整備、創薬を担う薬剤師の養成 \*
- 創薬・薬事審査・安全対策等へのAI活用環境の整備、AI創薬人材の育成
- 薬事相談・迅速審査の強化や国際展開

【参考資料1-① 創薬・先端医療分野（医薬品・医療機器）における主要施策 参照】

#### ○感染症危機対応医薬品等の確保支援等

4,157億円（193億円）うち **投資 4,103億円** + 事項要求

供給確保医薬品等の国産化等の推進、感染症危機対応医薬品等（MCM）の研究開発や製造施設の整備、ワクチン・抗菌薬等の買上げ・備蓄、原料血しょう確保体制の強化を通じ、需要創出とともに生産体制の安定化を図り、国内供給とともに高品質な製品の輸出につなげる。

- 供給確保医薬品等の生産・増産や備蓄に係る製薬企業への支援 \*
- 国が設定する開発目標（TPP）と連動したMCMの研究開発・確保の推進、国内大規模ワクチン生産体制の構築・維持
- 血しょう分画製剤の安定供給・国内自給体制の整備 \*
- 国際的な枠組みへの拠出を通じたMCMに関する国際協調の推進

【参考資料1-② 感染症危機対応医薬品等（MCM）の確保支援 参照】

計数は令和9年度概算要求額、（ ）内は令和8年度当初予算額  
※ **投資** …『「強く豊かな日本」投資枠』を活用

#### ○バイオ医薬品・再生医療等製品等の開発・製造体制の整備

286億円（66億円）うち **投資 285億円**

iPS細胞や抗体薬物複合体等の技術的強みをいかし、国内生産基盤を維持・構築し、製造受託実績を積み上げるとともに、新領域の国産基盤技術開発を促進する。

- バイオ後続品の国内生産体制の整備、バイオ医薬品製造人材の育成 \*
- 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化に向けた研究支援、体制整備 \* 等

#### ○革新的デバイスを活用した先端医療の推進

192億円（19億円）うち **投資 189億円**

診断機器分野では、AI技術の進展を迅速に取り込むため、産学官連携によるオープンイノベーションコア拠点を強化し、世界市場に展開する。治療機器分野では、イノベーションエコシステムや資金調達環境を構築し、世界市場の獲得につなげる。

- 産学官の叡智を結集したイノベーションコア拠点、人材育成拠点の強化 \*
- 国民の生命に直結する医療機器等の安定的な国内提供体制の確保
- 医療の省力化・均てん化に繋がる医療機器の開発支援
- 医療機器等の国際標準の獲得等の国際展開
- AIを用いたSaMD・小児用医療機器の実用化促進、サイバーセキュリティ強化 等

#### ○ライフログデータ等の利用基盤整備等

252億円（69億円）うち **投資 191億円**

ライフログデータ等を活用・提供するための基盤整備、国際展開の推進や、データヘルスに基づく効率的・効果的な保健事業の促進を行う。

- 女性の健康やがんゲノムの情報の利活用、健康寿命の延伸につなげるための生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の推進 \*
- 予防医療分野を含む医療技術等の国際展開の推進
- データヘルスを基盤とした「AI予防医療モデル」の構築 等

\* …令和7年度補正予算で計上していた事項を含む。



# 令和9年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

## I. 戦略分野を中心とした官民連携の国内投資の徹底

### 2. デジタル・サイバーセキュリティ

投資

オンプレミス型の医療機関情報システムをクラウドネイティブ型に刷新することにより、サイバーセキュリティ対策の強化、全国的なデータ連携基盤の構築を図る。

#### ○医療情報システムのクラウドネイティブ化とサイバーセキュリティ強化、病院DXの推進、全国的なデータ連携基盤の整備

2,561億円（14億円）＋事項要求  
※投資枠計上分のみ

- 認証されたクラウドネイティブ型電子カルテ製品の普及支援
- 大病院向けのクラウドネイティブ型製品の開発支援
- 医療機関のサイバーセキュリティ強化\*
- 医療現場におけるAI技術等を活用した業務効率化の推進\*
- 医療費助成のオンライン資格確認の推進\*
- マイナ保険証利用の更なる環境整備に向けた対応\*
- 電子処方箋の機能拡充、利用促進等の推進\*
- 電子カルテ情報共有サービスの共有情報の拡充\*
- 介護情報等の利活用の推進のための介護情報基盤の整備\*
- 障害福祉データベースの整備による障害福祉関係データの利活用の推進\*
- 医療等データ活用基盤の構築の加速化\*
- 医療安全の向上・物流DXの推進に資する医薬品・医療機器等製品データベースの構築\*
- 予防接種事務のデジタル化の推進\*

【参考資料1-③ 医療DXの推進 参照】

等

### 3. AI・半導体

投資

AI基本計画・バーティカルAI領域別戦略に基づき、重点領域である創薬領域や医療・介護・福祉領域において、人材を含めAI基盤や研究開発・実証への集中投資を推進する。

※創薬については〈1. 創薬・先端医療〉に記載

#### ○医療、介護、障害福祉分野におけるテクノロジー導入等への支援

283億円（一）  
※投資枠計上分のみ

- AI活用医療機器の評価に必要な手法の実証・体制強化
- AI活用を含めた介護テクノロジーの導入・協働化・経営改善等に対する支援\*
- 障害福祉分野におけるテクノロジー導入等に対する支援\*
- 福祉分野における相談対応等へのAI活用等

### 4. 防災・国土強靱化など

防災・国土強靱化は、災害時に人命を守り、被害を最小限に抑制するなど、強い経済を下支えするための投資であり、「国土強靱化基本計画」・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組等を推進する。

#### ○老朽化・災害対策を含む施設・設備の計画的な整備\*

731億円（56億円）うち 投資 639億円＋事項要求

\*…令和7年度補正予算で計上していた事項を含む。



# 令和9年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

計数は令和9年度概算要求額、（ ）内は令和8年度当初予算額  
※ 投資 … 『「強く豊かな日本」投資枠』を活用

## Ⅱ. 賃上げ環境整備・労働市場改革等の分野横断的な課題への対応

### 1. 賃上げ環境整備

国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる「投資と賃上げの好循環」を加速させるためにも、変化に挑む中堅・中小企業等における賃上げ環境整備を強化する。

#### ○業務改善助成金等の「賃上げ」支援助成金パッケージ等

2,016億円（1,250億円）

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた業務改善助成金等の「賃上げ」支援助成金パッケージによる中小企業等への支援\*
  - ・ 業務改善助成金 投資
  - ・ 働き方改革推進支援助成金〔2.で再掲〕
  - ・ 人材開発支援助成金〔2.で再掲〕
  - ・ 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）
  - ・ キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）
  - ・ 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）
  - ・ 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）
- 生活衛生関係営業者の賃上げ及び生産性向上に向けた伴走支援や業種ごとの自主的な取組の推進\* 投資
- 国立病院機構が提供する医療体制基盤の維持・強化 投資

### 2. 労働市場改革

労働供給制約下にある中でも持続的な経済成長を実現するため、戦略分野や、これらを支える医療・介護・障害福祉を始めとした社会インフラ関連分野等の成長分野における人的資本投資の促進や成長分野への円滑な労働移動といった労働生産性の向上に向けた取組を進めていくとともに、女性や高齢者を始めとした多様な人材の労働参加を促進する。

#### ○処遇向上に向けたリ・スキリング支援や生産性向上

1,859億円（1,478億円）

- 戦略分野等の業所管省庁等と連携し、スキルの可視化からプログラム開発・提供までの一気通貫での支援（「17の戦略分野等におけるリ・スキリング人材育成加速化プラン」）
    - ・ キャリアアドバイザー作成支援や検定制度等の創設・活用促進
    - ・ 人材開発支援助成金による業界団体等に対する訓練プログラムの開発支援等
    - ・ 戦略分野等における教育訓練給付金の指定講座拡充等による個人の学び直しの促進
  - 全世代型リ・スキリング国民運動の展開と労働者のリ・スキリングを促すための相談支援の実施
  - 2028年技能五輪国際大会の日本開催に向けた競技力の強化・着実な開催準備や技能労働者のスキル向上に向けた支援
  - 雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等に対する職業訓練の受講に向けて支援
    - AI活用を含めた介護テクノロジーの導入・協働化・経営改善等に対する支援\*〔再掲〕 投資
    - 障害福祉分野におけるテクノロジー導入等に対する支援\*〔再掲〕 投資 等
- 「労働市場の見える化」等による外部労働市場の機能強化・労働者の希望に応じた円滑な労働移動の促進 225億円（195億円）
- ハローワークの「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」等による医療・介護分野等へのマッチング支援の強化\*
  - プラットフォーム（みんなの労働ナビ）の利便性向上等による労働市場情報の見える化の推進（「17の戦略分野等におけるリ・スキリング人材育成加速化プラン」）
  - ハローワークにおけるAI等のデジタル技術の活用実証 等

\* … 令和7年度補正予算で計上していた事項を含む。



# 令和9年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

## Ⅱ. 賃上げ環境整備・労働市場改革等の分野横断的な課題への対応

### ○多様な人材の労働参加の促進 1,322億円（1,223億円）

- 〈女性・高齢者等の活躍推進〉
- 女性活躍に向けた企業向けアウトリーチ・伴走型支援やハラスメント対策・健康支援の更なる推進
  - 男性の育児休業取得促進に取り組む事業主への支援など、仕事と子育て・介護の両立支援や共働き・共育での推進
  - 就職氷河期世代を含む中高年層への就労支援
  - シルバー人材センター等を活用した、高齢者の就労による社会参加の促進、高齢期の多様なニーズに応じたマッチングの推進＊投資（一部）
  - 労働時間の削減等に取り組む中小企業事業主への支援
  - 働き方改革推進センターにおけるよろず支援拠点等と連携した36協定の締結や労働時間制度の活用等についての相談支援の充実
  - 小規模事業場等における産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進等
  - 高齢労働者の労働災害防止のための環境整備の推進

〈一人一人がスキルと能力を十分に発揮できる環境の整備〉

- ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援
- 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進
- 外国人労働者の適正な雇用管理等の推進や送出しの適正化に向けた支援
- 育成就業制度の円滑な施行のために必要な体制の整備

### ○中小企業を始めとした企業の人材マネジメントへの支援 53億円（40億円）

- 働き方改革推進支援センターにおけるよろず支援拠点等と連携した36協定の締結や労働時間制度の活用等についての相談支援の充実〔再掲〕等

### 3. 人材育成

投資

人口減少と大都市圏への流出により、地方では医療・介護・福祉の維持に不可欠な人材が不足することが懸念されることから、地域ごとの人材需給ギャップの状況等も踏まえ、関係省庁と連携して医療・介護・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーを確保する。

#### ○医療・介護・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーの確保

138億円（一）

- 医療従事者の安定的な養成体制等の確保
- 地域に必要な介護人材の育成・確保に向けた取組支援＊等

### 4. 金融

「強い経済」の実現に向け、官民連携による戦略分野等への成長投資を強力に促進するため、資産運用立国の取組を進展させる。

#### ○資産運用立国の取組の発展

8億円（0.1億円）

- iDeCoを含む私的年金の普及促進 投資

【参考資料1-④ 労働市場改革、賃上げ環境整備等の分野横断的な課題への対応 参照】

＊・・・令和7年度補正予算で計上していた事項を含む。



# 令和9年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

計数は令和9年度概算要求額、（ ）内は令和8年度当初予算額  
※ 投資 … 『「強く豊かな日本」投資枠』を活用

## Ⅲ. 持続可能な社会保障制度の構築、安全・安心の確保、包摂的な地域共生社会の実現等

### 地域医療・介護の提供体制の確保

2040年に向けた地域医療構想の推進や地域包括ケアシステムの更なる深化等に向けた施策を推進し、質が高く効率的な地域医療・介護の提供体制を全国で確保する。

#### ○将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化

- 2040年に向けた地域医療構想の推進、勤務医の労働時間短縮の推進、在宅医療の推進、業務効率化の推進等のための地域医療介護総合確保基金等による支援
- 医師偏在対策の推進、医療従事者の働き方改革の推進
- 障害者等への歯科保健医療の充実、歯科医師偏在対策等の歯科医療提供体制の構築の推進
- 看護職員の潜在人材の活用を含む偏在対策等の推進、特定行為研修を含む質の向上の推進\*
- 薬局機能及び薬剤師サービスの高度化・見える化、薬局DX・AXの推進\*等

#### ○救急・災害医療提供体制等の確保、小児・周産期医療提供体制の充実

- ドクターヘリの活用による救急医療体制の確保
- DMAT・DPAT等の体制整備等による災害等に備えた危機管理体制強化
- 出生数の減少等を踏まえた産科及び地域に不可欠な小児医療の拠点となる施設に対する体制整備への支援\*
- 周産期母子医療センター等及び無痛分娩に関する連携体制構築への支援等
- 小児医療の連携体制の構築

868億円（819億円）

255億円（130億円）

### ○地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

- 中山間・人口減少地域等での訪問介護・ケアマネジメント等の介護サービス提供体制及び従業者の安全の確保に対する支援\*
- 地域の実情に応じた訪問介護員や介護支援専門員など介護従事者の確保や資質向上に向けた取組等への支援\*
- 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と身寄りのない高齢者等を地域で支えていく体制の構築支援
- インセンティブを通じたさらなる保険者機能の発揮
- 介護職員等処遇改善加算の取得支援\*
- 地域のサービス需要に応じた提供体制の確保や防災・減災対策等を踏まえた施設整備に対する支援
- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づいた認知症施策等の推進\*

2,685億円（2,541億円）+ 事項要求

#### ○地域特性を踏まえた人口減少の要因分析及び人口減少対策の効果検証の推進

2億円（一）

### 医療・介護・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーの確保と、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な施設・設備の計画的な整備のための施策

1,733億円+事項要求〔再掲〕投資（一部）

※ I～Ⅲの施策における関連事業をとりまとめたもの。

2040年に向けて、関係省庁と連携し、デジタル・AI時代の変化に対応した人材の確保・養成を進めるとともに、将来需要を踏まえ、地域に不可欠な施設・設備を計画的に整備する。

- 医療・介護・福祉の実効的な担手の養成・確保\*
- 次世代型インフラの構築\*

【参考資料1-⑤ 医療・福祉の人材・インフラ構築 参照】

\* ……令和7年度補正予算で計上していた事項を含む。



# 令和9年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

## Ⅲ. 持続可能な社会保障制度の構築、安全・安心の確保、包摂的な地域共生社会の実現等

計数は令和9年度概算要求額、（ ）内は令和8年度当初予算額  
※ 投資 ……『「強く豊かな日本」投資枠』を活用

### 攻めの予防医療と疾病対策等

国民一人ひとりが健康に活躍し続けられることのみならず、少子高齢化・人口減少の時代においても社会保障の担い手の確保や、経済社会の活力の維持・強化につなげるため、攻めの予防医療に関連する各種施策のほか、難病等の疾病対策や移植医療対策等を推進する。

#### ○攻めの予防医療 509億円（302億円）うち 投資 187億円

〈重点分野〉〔一部再掲〕投資

- 疾病リスクの低減に資する適切な栄養・食生活に係る国民のリテラシーの向上\*
- 科学的根拠に基づきがん検診や脳卒中・心臓病その他の循環器病等の生活習慣病に関する健診（特定健診等）等を推進し、医療が必要な者への受診勧奨の強化\*
- 健康寿命の延伸につなげるための生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の推進\*
- 認知症の人を含む全ての人の希望に応じた科学的知見に基づいた予防や早期診断・早期対応に取り組むことによる健康寿命の延伸\*
- 心身機能の向上のみならず、日常の生活動作の改善、社会参加の促進、国民の健康の増進にもつなげるための切れ目ない適切なリハビリテーションの提供\*
- 性差に由来する健康課題に対応する医療や、ライフステージに応じた健康課題への対応の推進\*
- データヘルスを基盤とした「AI予防医療モデル」の構築

【参考資料1-⑥ U.E.N.O.Plan～攻めの予防医療厚生労働省関係施策～ 参照】

〈その他関係分野〉

- 睡眠や肥満症予防を含むスマート・ライフ・プロジェクト（SLP）の推進
- 地域住民の健康増進に資する薬局機能及び薬剤師サービスの高度化\*〔再掲〕等

#### ○難病・小児慢性特定疾病、移植医療、がん、肝炎対策、歯科疾患対策の推進等 2,462億円（2,162億円）

- 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進\*
- 移植医療対策の推進\*
- がん、循環器病、リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（CKD）対策の推進\*
- 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進
- 口腔と全身の健康の関係に基づく歯科疾患対策・口腔健康管理の推進 等

### ○医薬品等の安定供給・品質確保・安全対策の推進、薬物対策 12億円（5億円）

- 国際情勢等の変化を踏まえた医薬品、医療機器の供給リスク等の把握\*
- 後発医薬品の産業構造改革の推進、信頼確保のための体制・取組の強化
- 違法薬物の取締りのための国際機関との連携の強化、地方厚生局麻薬取締部の体制整備\*
- 薬剤師等を活用した市販薬の濫用防止対策の推進\*

### ○食の安全・安心の確保\* 42億円（32億円）

### 感染症対策の体制強化、国際保健の推進

- 次なる感染症危機に備えた体制強化 374億円（294億円）
  - 国立健康危機管理研究機構の情報収集・研究開発基盤・感染症危機に備えた人材育成体制等の強化\*
  - ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の推進
  - 平時からの計画的な個人防護具の備蓄
- 国際保健への戦略的取組の推進 7億円（2億円）
  - ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現に向けた会議の開催や関係国際機関等への拠出\*

### 安定的で持続可能な医療保険制度・介護保険制度の運営確保

- 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担 10兆7,141億円（10兆5,566億円）
- 国民健康保険への財政支援 3,071億円（3,071億円）
- 被用者保険への財政支援 1,453億円（1,453億円）
- 介護費国庫負担 3兆2,243億円（3兆2,171億円）

※ 薬価改定等、実際の経済・物価の動向が令和8年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合の診療報酬の調整、介護報酬改定への対応については、予算編成過程において検討する。

\* ……令和7年度補正予算で計上していた事項を含む。

# 令和9年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

計数は令和9年度概算要求額、（ ）内は令和8年度当初予算額

## Ⅲ、持続可能な社会保障制度の構築、安全・安心の確保、包摂的な地域共生社会の実現等

### 地域共生社会の実現等

年齢や性別、障害や疾病の有無、生まれた年代や住んでいる地域、家族の状況などにかかわらず、誰一人取り残されることがなく、活躍できる社会を目指していく。

#### ○生活保護制度の着実な推進

260億円（189億円）

- 生活保護受給者の適正受診・健康管理の推進
- 生活保護業務を担う福祉事務所のケースワーカーの業務負担軽減、適切な体制確保\*

※ 生活保護基準の見直しへの対応については、予算編成過程において検討する。

#### ○生活困窮者自立支援等の推進、包括的な支援体制の整備

485億円（357億円）

- 生活困窮者の自立支援の推進\*
- 子ども・若者支援の推進\*
- 重層的支援体制整備事業の質の向上
- 小規模法人のネットワーク化による協働の推進\*
- DWATの養成等による平時からの災害時の福祉支援体制の整備・強化
- 地域福祉計画に基づいて実施する地域における防災の取組の推進等

#### ○障害者支援の促進、依存症対策の推進

2兆315億円（1兆8,660億円）

- 地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進
- 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進
- 地域における依存症対策の支援体制整備、調査研究推進、民間団体支援\*等

※ 障害福祉報酬改定への対応については、予算編成過程において検討する。

#### ○新しい成年後見制度を見据えた地域の権利擁護支援体制の確保、身寄りのない高齢者等の支援の推進

64億円（44億円）

- 地域権利擁護相談支援センターを中心とした地域連携ネットワークづくりの推進\*
- 日常生活自立支援事業の体制整備、身寄りのない高齢者等を支援する事業の試行実施\*

#### ○自殺総合対策、ひきこもり支援の推進、困難な問題を抱える女性への支援の推進

110億円（77億円）

- 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策\*
- 多様なひきこもり支援の取組の推進
- 困難な問題を抱える女性への官民協働による支援の推進、地域における支援体制の整備\*

### 安心してできる年金制度の確立

#### ○持続可能で安心できる年金制度の運営

13兆8,263億円（13兆8,231億円）

#### 戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進

##### ○遺骨収集等の計画的実施、遺骨の鑑定等に関する体制整備\*

39億円（34億円）

##### ○戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承\*

20億円（12億円）

### 被災者・被災施設の支援等

#### ○被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等\*

659億円（127億円）

\*…令和7年度補正予算で計上していた事項を含む。

上記の3本柱の取組を着実に進めるため、厚生労働省職員が働きがいと働きやすさを両立しながら成長できる職場の実現に向けて、「長時間労働の是正（ワークライフバランスに優れた働き方の実現）」、「生産性向上のための業務効率化、業務改革」、「生産性が高く、働きやすいオフィス環境の整備」等を柱とする「厚生労働省改革」を推進する。

## 参考資料 1



# 創薬・先端医療分野（医薬品・医療機器）における主要施策（主な令和9年度予算概算要求事項）

参考資料1-①

- ドラッグロスの解消など患者アクセスの改善に向けて、我が国の創薬力を向上させるため、創薬スタートアップ支援・人材育成、治験倍増、AI創薬・審査などに重点支援。
- 必要な医薬品が上市され、国民・患者のもとに届く環境を整備し、健康医療安全保障を実現。

1,969億円+事項要求  
(うち投資枠1,883億円)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>創薬スタートアップ支援・人材育成</b><br>【355億円】                                                                                                                                                                                                                                                                               | <b>治験倍増（治験・臨床試験体制の強化）</b><br>【155億円】                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <b>AI創薬・薬事審査</b><br>【541億円】+事項要求                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>有望シーズの実用化支援</b></li> <li>●<b>創薬人材の流動化・確保</b></li> </ul> <p>&lt;主な事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 創薬スタートアップがシーズを共同研究につなげられるためのラストワンマイル支援<br/>【創薬シーズ実用化推進事業(300億円)】</li> <li>○ 創薬人材が産学官の間で流動化するための創薬人材プラットフォームの整備等<br/>【創薬人材活用推進事業(9億円)】</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>国際水準の治験・臨床試験を実施できる環境の整備</b></li> </ul> <p>&lt;主な事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際拠点型臨床研究中核病院の整備<br/>【医療技術実用化総合促進事業(50億円)】</li> <li>○ 参加者リクルートの効率化とSingle IRBの促進<br/>【治験・DCT地域ネットワーク整備モデル事業(10億円)】</li> <li>○ 患者・市民の研究参画と治験・臨床試験DB整備<br/>【治験・臨床試験におけるPPI体制整備事業(4億円)】</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>創薬・薬事審査のためのAI活用等の環境整備</b></li> </ul> <p>&lt;主な事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 創薬AIプラットフォームの構築</li> <li>○ 治験期間中に有効性・安全性評価が可能なリアルタイム臨床試験基盤整備<br/>【AI for Health 研究開発プラットフォーム構築事業(153億円+事項要求)】</li> <li>○ 医薬品等の審査・安全対策におけるAI導入推進(30億円)</li> <li>○ 薬事相談、迅速審査の強化(4億円)</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ バイオ製造人材の育成支援<br/>【次世代バイオ医薬品等創出に向けた人材育成支援事業(9億円)】</li> <li>○ 創薬研究や治験等を担う病院薬剤師の養成<br/>【薬剤師臨床研修の社会実装事業(10億円)】</li> </ul>                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ スタートアップの海外展開、海外投資家とのマッチング等支援<br/>【医療系ベンチャー海外投資獲得促進事業等(14億円)】</li> <li>○ 国際標準獲得等の国際展開(3億円)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎<b>医療機器</b></li> <li>○ 金の卵を加速度的に育成・開発するための支援、SU支援拠点整備・人材育成<br/>【医療機器オープンイノベーション拠点強化事業等(19億円)】</li> <li>○ AI医療機器の審査迅速化等(2億円)</li> </ul>                                                                                                                                                             |

・薬価において、「我が国の医薬品市場の魅力を高める観点から、…革新的新薬のイノベーションの更なる評価について検討を進める。」  
 ・「米国の医薬品に係る最恵国待遇(MFN)価格政策など、足元、諸外国の医薬品をめぐる政策の動きがある中でも必要な医薬品等が確実に上市される環境整備…を目指す。」  
 (骨太2026(抄))



## 感染症危機対応医薬品等（MCM）の確保支援（主な令和9年度予算概算要求事項）

2,129億円+事項要求  
(うち投資枠 2,083億円)

- ・ ワクチン・治療薬等は供給が途絶すれば国民の生命に直結するため、健康医療安全保障上、自立性の確保が急務。
- ・ 一方、感染症有事でない場合は不採算リスクがあり、開発・生産を行う企業を確保するためのインセンティブが必要。
- ・ 危機管理投資の観点から、官民連携により感染症危機への備えを強化するため、各フェーズでの支援の強化・制度化を目指す。
- ・ 実用化・供給確保に重点を置いた支援により、複数年度の計画を基に、企業の事業予見性を高める。

### （既存支援策における課題）

- ・ 開発支援が上市後の調達などの動機付けと連動しておらず、必要性があるが開発動機が弱い医薬品等の開発が行われない。
- ・ 企業の予見可能性が低いなか、原材料、製造の海外依存、国内製造体制の老朽化等により、供給の脆弱性が高まっている。
- ・ 次なる感染症危機に即応するための基金事業で整備したmRNAワクチン等の国内生産体制維持支援が令和8年度で終了。

### 研究開発

#### 研究開発支援 31億円

- AMEDによる支援の活用  
(ワクチン・新規モダリティ・治療薬等研究開発事業等)



### 承認



#### 製造支援 1,720億円+事項要求

- 国内製造支援
- 原薬の国産化支援 等

### 製造



#### 備蓄 155億円

- 民間備蓄支援
- 国による備蓄 等

### 調達・備蓄等

国が示す製品像（Target Product Profiles：TPP）と連動させた国主導のマイルストーン型支援 223億円



#### 研究開発支援

#### 優先審査の体制整備

#### 製造支援 ※上記の内数



#### プル型インセンティブ（収入保障等）

経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）（抄）

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

2. 全世代型社会保障の構築（2）成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

（創薬・先端医療イノベーション）

創薬・先端医療を成長経済の牽引役として、研究開発力や製造・供給の強化、流通体制の強靱化、スタートアップ支援、人材育成、先進医療の対象拡大、国際展開を総合的に推進する。全ゲノム解析やiPS細胞等を活用した再生・細胞医療・遺伝子治療、免疫治療、小児・希少疾病用医薬品やR1、薬剤耐性菌を含む感染症対応の医薬品等の研究開発・生産等（注）とともに、創薬・医療機器開発・診断へのAI活用を推進する。国際水準の治療・臨床試験体制を整備し、国際共同治験の倍増を目指す。血しょう分画製剤の国内自給と小中学生を含めた献血への理解促進に取り組む。

（注）「感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化戦略」（令和8年3月24日閣議決定）を踏まえた必要な法制度等の在り方の検討。



# 医療DXの推進（主な令和9年度予算概算要求事項）

934億円＋事項要求  
（うち投資枠 928億円）

参考資料1-③



**現状課題**  
小規模病院、診療所を中心に、電子カルテが未導入  
中規模以上の病院では、電子カルテ導入が進むが、オンプレ型が主流

政府の医療DXサービスと接続しにくく、データ連携が困難

仕様が多様で、現場の改修経費や人的リソース面で非効率

## 対応方針

### 医療機関のシステムのクラウドネイティブ化を集中的に実施

未導入：クラウドネイティブ型電子カルテの導入推進

導入済：更新のタイミングでクラウドネイティブ型に移行支援。その間、オンプレ型も対象に、地域の主要な病院からサイバーセキュリティ対策強化。

ネットワーク構成が複雑で、サイバー対策に負担



クラウドネイティブ型の情報システム  
（電子カルテ・部門システム）への刷新



サイバーセキュリティ対策の強化



全国的なデータ連携基盤の整備

- 標準仕様に準拠した電子カルテ（クラウドネイティブ型）の認証制度の創設、認証電子カルテ製品の普及支援 【約604億円】
- 大病院向けクラウドネイティブ型システムの開発支援 【事項要求】
- 医療機関における外部接続点の点検・適正化 【約132億円】
- サイバーセキュリティ人材活用推進・育成 【約5億円】
- 全国的な電子カルテデータ連携の推進 【約128億円】
- 医療等データ利活用基盤の構築の加速化 【約65億円】

標準化されたデータの全国的な連携・利活用基盤

AI利活用の加速

質の高い医療の効率的・安全な提供  
創薬・医療機器開発の推進



# 労働市場改革・賃上げ環境整備等の分野横断的な課題への対応 (主な令和9年度予算概算要求事項)

参考資料1-④

要求総額 4,815億円  
(うち投資枠 1,111億円)

生産年齢人口が急減し労働力供給制約が厳しさを増していく中で、持続的な経済成長を実現するため、労働供給力強化が不可欠

17の戦略分野や、これらを支える建設や医療・介護・障害福祉を始めとした社会インフラ関連分野等における人的資本投資、これらの分野への円滑な労働移動、女性や高齢者を始めとした多様な人材の労働参加を促進するとともに、賃上げ環境の整備を進める。

## 処遇向上に向けたリ・スキリング支援や労働生産性の向上 1,859億円

- 戦略分野等の業所管省庁等と連携し、スキルの可視化からプログラム開発・提供までの一気通貫での支援（「17の戦略分野等におけるリ・スキリング人材育成加速化プラン」）
  - ・ キャリアラダー作成支援や検定制度等の創設・活用促進
  - ・ 人材開発支援助成金による業界団体等に対する訓練プログラムの開発支援等
  - ・ 戦略分野等における教育訓練給付金の指定講座拡充等による個人の学び直しの促進
- 全世代型リ・スキリング国民運動の展開と労働者のリ・スキリングを促すための相談支援の実施
- 2028年技能五輪国際大会の日本開催に向けた競技力の強化・着実な開催準備や技能労働者のスキル向上に向けた支援
- 雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等に対する職業訓練の受講に向けた支援
- AI活用を含めた介護テクノロジーの導入・協働化・経営改善等に対する支援や生産性向上のための人材育成の実施
- 障害福祉分野におけるテクノロジー導入等に対する支援

## 「労働市場の見える化」等による外部労働市場の機能強化・労働者の希望に応じた円滑な労働移動の促進 225億円

- ハローワークの「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」等による医療・介護分野等へのマッチング支援の強化
- プラットフォーム（みんなの労働ナビ）の利便性向上等による労働市場情報の見える化の推進（「17の戦略分野等におけるリ・スキリング人材育成加速化プラン」）
- ハローワークにおけるAI等のデジタル技術の活用実証

## 中小企業をはじめとした、企業の人材マネジメントへの支援 53億円

- 働き方改革推進支援センターにおけるよろず支援拠点等と連携した36協定の締結や労働時間制度の活用等についての相談支援の充実

## 多様な人材の労働参加の促進 1,322億円

### 女性・高齢者等の活躍推進

- 女性活躍に向けた企業向けアウトリーチ・伴走型支援やハラスメント対策・健康支援の更なる推進
- 男性の育児休業取得促進に取り組む事業主への支援など、仕事と子育て・介護の両立支援や共働き・子育ての推進
- シルバー人材センター等を活用した、高齢者の就労による社会参加の促進、高齢期の多様なニーズに応じたマッチングの推進
- 高齢労働者の労働災害防止のための環境整備の推進や小規模事業場等における産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進
- 労働時間の削減等に取り組む中小企業事業主への支援

### 一人一人が能力を十分に発揮できる環境の整備

- ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援、障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進
- 外国人労働者の適正な雇用管理等の推進、育成就労制度の円滑な施行のために必要な体制の整備

## 賃上げ環境整備 2,016億円

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた業務改善助成金等の「賃上げ」支援助成金パッケージによる中小企業等への支援

## 人材育成 138億円

- 医療従事者の安定的な養成体制等の確保
- 地域で必要な介護人材の育成・確保に向けた取組支援



# 医療・福祉の人材・インフラ構築

- アドバンスド・エッセンシャル・ヒューマンサービスの基盤構築 -  
(主な令和9年度予算概算要求事項)

参考資料1-⑤

1,733億円+事項要求  
(うち投資枠 1,293億円)  
※厚生労働省関係予算のみ計上

◆ 2040年に向けて18歳人口が3割以上減少する中にあるにも、医療・介護・福祉分野の担い手を確保し、地域の実情に応じつつ、限られた人材・人材で質の高いサービスを提供し続けるため、各分野縦割りの量的な「マンパワー」の確保・養成を脱し、現場における生産性向上の取組加速や職員配置基準の柔軟化を進めつつ、**デジタル・AI時代の変化に対応した人材の確保・養成を進めるとともに、将来需要を踏まえ、地域に不可欠な施設・設備を計画的に整備する。**

⇒ 2040年に向け、こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省が一体的に、2027年度から集中的に取り組む。

## 現状・課題

- 現場の生産性向上の取組は道半ば。これまでの人材確保は、各分野縦割りで量的な「マンパワー」の確保・養成に終始し、デジタル・AI時代の変化に対応できていない。
- 高度経済成長時代に建設した施設は老朽化し、DX化にも対応できていない。急速に変化する需要と、システムや施設・設備などの「インフラ」との間で、配置・機能・規模の面でミスマッチが起きている。

## 目指すべき姿

- 1 デジタル・AI時代の変化に対応した医療・介護・福祉の実効的な担い手確保
- 2 将来需要を踏まえた地域に不可欠な「次世代型インフラ」の構築

## 1 医療・介護・福祉の実効的な担い手の養成・確保

### ① 担い手の養成・確保のためのプラットフォームの構築等 80億円

- 都道府県において医療関係職種の養成・確保について関係者で協議を行うプラットフォームの構築
- 学生への医療・介護・福祉の仕事の魅力発信、職場体験の実施、マッチング支援
- 介護・障害福祉従事者の確保支援（未経験者等への研修支援、キャリアアップ支援等）
- 外国人・障害者を含む多様な人材の参入促進・定着支援 等

### ② 養成施設のテクノロジー導入、デジタル・AI教育推進等 55億円

- 遠隔授業・実習等のテクノロジー導入の推進
- 学科・コースの新設・拡充、デジタル・AI等のリ・スキリング教育推進 等
- サテライト化、再編・統合の支援

### ③ 修学資金支援・研修の充実・強化 130億円

- 医療関係職種を目指す学生向けの経済的支援実施
- 介護福祉士の修学資金貸付事業の推進
- 従事者の資質向上支援、養成研修に係る体制・環境の整備 等

## 2 次世代型インフラの構築

### ① 次世代医療インフラの構築 5億円+事項要求

- 新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえ、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な病院等の計画的な施設・設備整備への必要な支援
- 地域に不可欠な小児・周産期医療、救急・災害医療、へき地医療等の体制整備の支援 等

### ② DX化・AI活用による生産性向上、データ共有・利活用の推進 829億円

- ICT・AI導入による医療機関の業務効率化・勤務環境改善の推進、在宅医療のICT導入や遠隔ICU体制整備の支援、薬局機能の高度化推進
- 介護、障害福祉現場のAI活用を含めたテクノロジー開発・導入支援
- 介護保険、生活保護等福祉関係のデジタル環境整備 等

### ③ 介護・福祉の施設・設備の整備推進 696億円

- 介護施設等の耐災害性機能強化や地域の介護ニーズに応じた建替・改修
- 中山間・人口減少地域における訪問介護サービス提供体制・ケアマネジメント提供体制の確保
- 障害福祉サービス事業所等の整備 等



# U.E.N.O.Plan～攻めの予防医療厚生労働省関係施策～

: Understand, Exercise, Nourish and Optimize for Better Health

(主な令和9年度予算概算要求事項)

要求総額 493億円  
(うち投資枠176億円)

- 「がん、循環器病をはじめとした生活習慣病」は、死因の約5割、一般医療費の約3割を占めており、「栄養・食生活」も含めた対策が必要。他方で、健康寿命が延伸し、死因に占める老衰の割合の増加に伴い、人生100年時代をよりよく生きるために「認知症対策」や「リハビリテーションの推進」も重要である。また、全身の健康にもつながる「歯と口腔の健康」や就労やキャリア形成に影響を与える「更年期症状」など女性の健康課題への対策も求められている。
- **健康寿命の更なる延伸に向けて、国民一人ひとりが自身の健康を「自分ごと」として捉え、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康リテラシーの向上を図るとともに、行政や保険者等による能動的な介入を強化し、実効的な行動変容を促進する「攻め」の取組を具体化するため、6つの領域を重点領域として位置づける。**これらの取組により就労や地域活動への参加が促進され、社会保障を支える基盤の維持・強化につなげていく。

## 歯科保健 いわゆる国民皆歯科健診の具体化

93億円

- 希望する国民が毎年、歯科健診を受けられるよう、自治体・医療保険者の双方で、簡易検査ツールを活用した方法を「簡易歯科健診」として位置づけ、制度化
  - ・自治体：歯周病検査を5歳ごとに拡大するとともに、節目年齢に関わらず、未受診者等に対して簡易歯科健診等を実施する自治体を支援
  - ・職場：簡易歯科健診を推進する観点から、予防の取組実績に応じて医療保険者の負担金を加算・減算する制度に簡易歯科健診を追加(その他)
    - ✓ 情報発信・普及啓発
    - ✓ 受診勧奨・歯科保健指導等のマニュアル
    - ✓ 職場における歯科医療機関への受診勧奨の強化(大臣指針の改正)
    - ✓ 後期高齢者の歯科健診

## 生活習慣病等の疾病リスク低減のための

栄養・食生活 わが国初の「食事ガイド」作成 4.4億円

- 令和8年度内に、生活習慣病(悪性腫瘍、心疾患、脳血管疾患、糖尿病など)リスク低減のための食事のポイントをもとめた「食事ガイド」を作成し、国民に周知

## 未受診者の原因究明と個人の就業状況に

がん・循環器病等 応じた受診勧奨 261億円

- 令和10年度までに受診率60%、精密検査受診率90%の達成
  - ✓ 職場におけるがん検診の受診勧奨等の強化(大臣指針の改正)
  - ✓ 保険者による取組を推進するため、事業者・保険者連携の促進
  - ✓ 自治体による職域を含めた受診状況の把握、未受診者への受診勧奨の徹底
- 令和11年度までに特定健診受診率70%の達成及び受診勧奨の促進
  - ✓ 特定健診等の生活習慣病に関する健診の受診促進
  - ✓ 保険者による健診、職場健診、後期高齢者健診等の場を活用した積極的な受診勧奨
  - ✓ 国立循環器病研究センターにおいて、情報の一元化及びポータルサイトを用いた情報発信

## 性差に由来するヘルスケア

更年期世代の女性を診療する一般診療医向け わが国初のガイダンス作成 63億円

- 関係学会の協力を得て作成した更年期世代の女性を診療する一般診療医向けのガイダンス(※男性中高年期の健康課題についても同様に作成)を用いて、研修等を通じて共通的な考え方を周知するとともに、対応医療機関を検索可能とする取組を進め、適切な医療につなげる。
- 心身の不調を抱える女性が、自らの症状や状態を記録するツールを開発するなどの取組を進める。
- 「女性の健康総合センター」におけるデータ収集・分析機能の充実
- 職場健診での問診票に女性特有の健康課題に係る質問を追加し、専門医への受診勧奨等を行う。



## リハビリテーション 科学的分析を活用したリハビリテーションへの主体的な参加への支援 4.4億円(※)

- 介護保険におけるリハビリテーションサービスの受給者数(令和7年) > (※)地域支援事業(令和9年度概算要求額1,858億円の内数)においても介護予防の取組を充実
- リハビリテーションへの主体的な参加を支援するポータルサイト等の作成
- 予防・医療・介護を通じて切れ目のないリハビリテーションの推進(※)

## 新たな検査技術を活用し、認知症 早期診断・早期対応等を推進

17億円

- 早期診断・早期対応の社会実装に向けたモデル構築を進める
  - ✓ 新たな検査技術(バイオマーカー)をモデル的に活用し、抗体薬投与の検査負担軽減と早期の治療開始の美観を目指す
  - ✓ (早期診断により) 支援(福祉的支援・社会参加等)に早期につなぐ

## データヘルスを基盤とした「AI予防医療モデル」の構築

57億円

- 保険者・地域の中小企業等における、がん・循環器病対策をはじめとした予防・健康づくりの取組を推進するため、データヘルスを基盤とした「AI予防医療モデル」の構築・成果創出へ向けた保険者へのインセンティブの在り方を検討する。
- 個人インセンティブに係る取組の推進
- 健康経営の視点にも立った「事業主・保険者連携」(コラボヘルス)の推進

## 参考資料 2

※ 消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実及び「新しい経済政策パッケージ」で示された介護人材の確保については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求し、予算編成過程において検討する。



# 令和8年度における「社会保障の充実」（概要）

（単位：億円）

| 事 項       | 事 業 内 容                                                                                                                                                              | 令和8年度<br>予算額                      |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 子ども・子育て支援 | 子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実 <sup>(注3)</sup><br>育児休業中の経済的支援の強化 <sup>(注4)</sup>                                                                                        | 7,000                             |
|           | 医療・介護サービスの提供体制改革                                                                                                                                                     | 979                               |
| 医療・介護     | 病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等<br>・ 地域医療介護総合確保基金（医療分）<br>・ 診療報酬改定における消費税増収分等の活用分                                                                                                | 960<br>1,563                      |
|           | 地域包括ケアシステムの構築<br>・ 平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分（介護職員の処遇改善等）<br>・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実<br>・ 地域医療介護総合確保基金（介護分）<br>・ 令和4年度における介護職員の処遇改善<br>・ 令和6年度における介護職員の処遇改善 | 1,196<br>508<br>430<br>752<br>689 |
|           | 国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置                                                                                                                      | 693                               |
|           | 被用者保険の拠出金等に対する支援                                                                                                                                                     | 900                               |
|           | 70歳未満の高額療養費制度の改正                                                                                                                                                     | 248                               |
|           | 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化                                                                                                                                                 | 1,190                             |
|           | 介護保険保険者努力支援交付金                                                                                                                                                       | 200                               |
|           | 国民健康保険への財政支援の拡充<br>（低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等）                                                                                                                        | 3,816                             |
|           | 国民健康保険の産前産後保険料の免除                                                                                                                                                    | 15                                |
|           | こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止                                                                                                                                          | 47                                |
| 年金        | 難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等                                                                                                                                         | 2,089                             |
|           | 年金受給資格期間の25年から10年への短縮                                                                                                                                                | 644                               |
|           | 年金生活者支援給付金の支給                                                                                                                                                        | 3,958                             |
|           | 遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大                                                                                                                                                    | 110                               |
| 合 計       |                                                                                                                                                                      | 27,987                            |

（注1）金額は公費（国及び地方の合計額）。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。  
（注2）消費税増収分（2.4兆円）と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（▲0.4兆円）を活用し、上記の社会保障の充実（2.8兆円）の財源を確保。  
（注3）「子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実」の国費分については全額こども家庭庁に計上。  
（注4）「育児休業中の経済的支援の強化」の国費分については他省庁分を含む。



# 令和8年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

## 新しい経済政策パッケージについて (平成29年12月8日閣議決定) (抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の税収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位: 億円)

| 事 項         | 事 業 内 容                                                                                                                                                                  | 令和8年度<br>予算額 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 待機児童の解消     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。</li> <li>保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げ)。(注3)</li> </ul> | 722          |
| 幼児教育・保育の無償化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。(注3)</li> </ul>                                         | 8,858        |
| 介護人材の処遇改善   | <ul style="list-style-type: none"> <li>リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。</li> </ul>        | 1,003        |
| 高等教育の無償化    | <ul style="list-style-type: none"> <li>少子化に対処するため、扶養する子供が3人以上の多子世帯や低所得者世帯の高等教育費の負担を軽減できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。(注3)</li> </ul>                      | 6,400        |
| 合 計         |                                                                                                                                                                          | 16,983       |

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3) 「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額こども家庭庁に計上。

(注4) 令和8年度予算において7,133億円(国及び地方の合計額)を計上。





### Ⅲ 主要施策集



## I. 戦略分野を中心とした官民連携の国内投資の徹底

### 1. 創薬・先端医療・・・・・・・・・・30

- 革新的医薬品の創薬環境整備
  - 有望シーズの製薬企業等への導出や海外展開等のスタートアップ支援・・・・・・・・・・30
  - 創業人材の流動性の向上・確保、スタートアップ等における人材確保・・・・・・・・・・32
  - 国際水準の治験・臨床試験を実施できる環境の整備、創薬を担う薬剤師の養成・・・・・・・・・・34
  - 創薬・薬事審査・安全対策等へのAI活用環境の整備、AI創業人材の育成・・・・・・・・・・38
  - 薬事相談・迅速審査の強化や国際展開・・・・・・・・・・41
- 感染症危機対応医薬品等の確保支援等
  - 供給確保医薬品等の生産・増産や備蓄に係る製薬企業への支援・・・・・・・・44
  - 国が設定する開発目標（TPP）と連動したMCMの研究開発・確保の推進、国内大規模ワクチン生産体制の構築・維持・・・・・・・・・・49
  - 血しょう分画製剤の安定供給・国内自給体制の整備・・・・・・・・・・51
  - 国際的な枠組みへの拠出を通じたMCMに関する国際協調の推進・・52
- バイオ医薬品・再生医療等製品等の開発・製造体制の整備
  - バイオ後続品の国内生産体制の整備、バイオ医薬品製造人材の育成・・・・・・・・・・53
  - 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化に向けた研究支援、体制整備・・・・・・・・・・55
- 革新的デバイスを活用した先端医療の推進
  - 産学官の叡智を結集したイノベーションコア拠点、人材育成拠点の強化・・・・・・・・・・57
  - 国民の生命に直結する医療機器等の安定的な国内提供体制の確保・59
  - 医療の省力化・均てん化に繋がる医療機器の開発支援・・・・・・・・・・61
  - 医療機器等の国際標準の獲得等の国際展開・・・・・・・・・・62
  - AIを用いたSaMD・小児用医療機器の実用化促進、サイバーセキュリティ強化・・・・・・・・・・63

### ○ライフログデータ等の利用基盤整備等

- 女性の健康やがんゲノムの情報の利活用、健康寿命の延伸につなげるための生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の推進・65
- 予防医療分野を含む医療技術等の国際展開の推進・・・・・・・・・・66

### 2. デジタル・サイバーセキュリティ・・・・・・・・67

- 医療情報システムのクラウドネイティブ化とサイバーセキュリティ強化、病院DXの推進、全国的なデータ連携基盤の整備
  - 認証されたクラウドネイティブ型電子カルテ製品の普及支援・・・・・・・・67
  - 大病院向けのクラウドネイティブ型製品の開発支援・・・・・・・・・・68
  - 医療機関のサイバーセキュリティ強化・・・・・・・・・・69
  - 医療現場におけるAI技術等を活用した業務効率化の推進・・・・・・・・70
  - 医療費助成のオンライン資格確認の推進・・・・・・・・・・72
  - マイナ保険証利用の更なる環境整備に向けた対応・・・・・・・・・・73
  - 電子処方箋の機能拡充、利用促進等の推進・・・・・・・・・・74
  - 電子カルテ情報共有サービスの共有情報の拡充・・・・・・・・・・75
  - 介護情報等の利活用の推進のための介護情報基盤の整備・・・・・・・・76
  - 障害福祉データベースの整備による障害福祉関係データの利活用の推進・・・・・・・・・・77
  - 医療等データ利活用基盤の構築の加速化・・・・・・・・・・78
  - 医療安全の向上・物流DXの推進に資する医薬品・医療機器等製品データベースの構築・・・・・・・・・・80
  - 予防接種事務のデジタル化の推進・・・・・・・・・・81

## I. 戦略分野を中心とした官民連携の国内投資の徹底

### 3. AI・半導体・・・・・・・・・・82

- 医療、介護、障害福祉分野におけるテクノロジー導入等への支援
  - AI活用医療機器の評価に必要な手法の実証・体制強化・・・・・・・・・・82
  - AI活用を含めた介護テクノロジーの導入・協働化・経営改善等に対する支援・・・・・・・・・・83
  - 障害福祉分野におけるテクノロジー導入等に対する支援・・・・・・・・84
  - 福祉分野における相談対応等へのAI活用・・・・・・・・・・85

### 4. 防災・国土強靱化など・・・・・・・・86

- 老朽化・災害対策を含む施設・設備の計画的な整備・・・・・・・・・・86

## Ⅱ. 賃上げ環境整備・労働市場改革等の分野横断的な課題への対応

### 1. 賃上げ環境整備・・・・・・・・・・95

- 業務改善助成金等の「賃上げ」支援助成金パッケージ等
  - 最低賃金・賃金の引上げに向けた業務改善助成金等の「賃上げ」支援助成金パッケージによる中小企業等への支援・・・・・・・・95
  - 生活衛生関係営業者の賃上げ及び生産性向上に向けた伴走支援や業種ごとの自主的な取組の推進・・・・・・・・97
  - 国立病院機構が提供する医療体制基盤の維持・強化・・・・・・・・98

### 2. 労働市場改革・・・・・・・・・・99

- 処遇向上に向けたリ・スキリング支援や生産性向上
  - 戦略分野等の業所管省庁等と連携し、スキルの可視化からプログラム開発・提供までの一気通貫での支援（「17の戦略分野等におけるリ・スキリング人材育成加速化プラン」）・・・・・・・・99
  - 全世代型リ・スキリング国民運動の展開と労働者のリ・スキリングを促すための相談支援の実施・・・・・・・・104
  - 2028年技能五輪国際大会の日本開催に向けた競技力の強化・着実な開催準備や技能労働者のスキル向上に向けた支援・・・・・・・・106
  - 雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等に対する職業訓練の受講に向けた支援・・・・・・・・108
- 「労働市場の見える化」等による外部労働市場の機能強化・労働者の希望に応じた円滑な労働移動の促進
  - ハローワークの「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」等による医療・介護分野等へのマッチング支援の強化・・・・・・・・109
  - プラットフォーム（みんなの労働ナビ）の利便性向上等による労働市場情報の見える化の推進（「17の戦略分野等におけるリ・スキリング人材育成加速化プラン」）・・・・・・・・110
  - ハローワークにおけるAI等のデジタル技術の活用実証・・・・・・・・112

#### ○多様な人材の労働参加の促進

- 〈女性・高齢者等の活躍推進〉
  - 女性活躍に向けた企業向けアウトリーチ・伴走型支援やハラスメント対策・健康支援の更なる推進・・・・・・・・113
  - 男性の育児休業取得促進に取り組む事業主への支援など、仕事と子育て・介護の両立支援や共働き・共育での推進・・・・・・・・115
  - 就職氷河期世代を含む中高年層への就労支援・・・・・・・・117
  - シルバー人材センター等を活用した、高齢者の就労による社会参加の促進、高齢期の多様なニーズに応じたマッチングの推進・・・・・・・・118
  - 労働時間の削減等に取り組む中小企業事業主への支援・・・・・・・・120
  - 働き方改革推進支援センターにおけるよろず支援拠点等と連携した36協定の締結や労働時間制度の活用等についての相談支援の充実・・・・・・・・122
  - 小規模事業場等における産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進・・・・・・・・123
  - 高齢労働者の労働災害防止のための環境整備の推進・・・・・・・・125

#### 〈一人一人がスキルと能力を十分に発揮できる環境の整備〉

- ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援・・・・・・・・126
- 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進・・・・・・・・128
- 外国人労働者の適正な雇用管理等の推進や送出しの適正化に向けた支援・・・・・・・・129
- 育成就労制度の円滑な施行のために必要な体制の整備・・・・・・・・131

## Ⅱ. 賃上げ環境整備・労働市場改革等の分野横断的な課題への対応

### 3. 人材育成・・・・・・・・・・132

- 医療・介護・福祉等分野に必要なエッセンシャルワーカーの確保
  - 医療従事者の安定的な養成体制等の確保・・・・・・・・132
  - 地域で必要な介護人材の育成・確保に向けた取組支援・・・・・・・・133

### 4. 金融・・・・・・・・・・136

- 資産運用立国の取組の発展
  - iDeCoを含む私的年金の普及促進・・・・・・・・136



### Ⅲ. 持続可能な社会保障制度の構築、安全・安心の確保、包摂的な地域共生社会の実現等

#### 地域医療・介護の提供体制の確保・・・・・・・・・・137

- 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化
  - 2040年に向けた地域医療構想の推進、勤務医の労働時間短縮の推進、在宅医療の推進、業務効率化の推進等のための地域医療介護総合確保基金等による支援・・・・・・・・・・137
  - 医師偏在対策の推進、医療従事者の働き方改革の推進・・・・・・・・139
  - 障害者等への歯科保健医療の充実、歯科医師偏在対策等の歯科医療提供体制の構築の推進・・・・・・・・・・142
  - 看護職員の潜在人材の活用を含む偏在対策等の推進、特定行為研修を含む質の向上の推進・・・・・・・・・・144
  - 薬局機能及び薬剤師サービスの高度化・見える化、薬局DX・AXの推進・・・・・・・・・・148
- 救急・災害医療提供体制等の確保、小児・周産期医療提供体制の充実
  - ドクターヘリの活用による救急医療体制の確保・・・・・・・・・・150
  - DMAT・DPAT等の体制整備等による災害等に備えた危機管理体制強化・・・・・・・・・・151
  - 出生数の減少等を踏まえた産科及び地域に不可欠な小児医療の拠点となる施設に対する体制整備への支援・・・・・・・・・・155
  - 周産期母子医療センター等及び無痛分娩に関する連携体制構築への支援・・・・・・・・・・156
  - 小児医療の連携体制の構築・・・・・・・・・・158
- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
  - 中山間・人口減少地域等での訪問介護・ケアマネジメント等の介護サービス提供体制及び従業者の安全の確保に対する支援・・・・・・・・159
  - 地域の実情に応じた訪問介護員や介護支援専門員など介護従事者の確保や資質向上に向けた取組等への支援・・・・・・・・・・161
  - 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と身寄りのない高齢者等を地域で支えていく体制の構築支援・・・・・・・・・・163

- インセンティブを通じたさらなる保険者機能の発揮・・・・・・・・165
- 介護職員等処遇改善加算の取得支援・・・・・・・・・・166
- 地域のサービス需要に応じた提供体制の確保や防災・減災対策等を踏まえた施設整備に対する支援・・・・・・・・・・167
- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づいた認知症施策の推進・・・・・・・・・・168

- 地域特性を踏まえた人口減少の要因分析及び人口減少対策の効果検証の推進・・・・・・・・・・169

#### 攻めの予防医療と疾病対策等・・・・・・・・・・170

- 攻めの予防医療（重点分野）
  - 疾病リスクの低減に資する適切な栄養・食生活に係る国民のリテラシーの向上・・・・・・・・・・170
  - 科学的根拠に基づくがん検診や脳卒中・心臓病その他の循環器病等の生活習慣病に関する健診（特定健診等）等を推進し、医療が必要な者への受診勧奨の強化・・・・・・・・・・171
  - 健康寿命の延伸につなげるための生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の推進・・・・・・・・・・174
  - 認知症の人を含む全ての人の希望に応じた科学的知見に基づいた予防や早期診断・早期対応に取り組むことによる健康寿命の延伸・176
  - 心身機能の向上のみならず、日常生活動作の改善、社会参加の促進、国民の健康の増進にもつなげるための切れ目ない適切なリハビリテーションの提供・・・・・・・・・・177
  - 性差に由来する健康課題に対応する医療や、ライフステージに応じた健康課題への対応の推進・・・・・・・・・・179
  - データヘルスを基盤とした「AI予防医療モデル」の構築・・・・・・・・181
- （その他関係分野）
  - 睡眠や肥満症予防を含むスマート・ライフ・プロジェクト（SLP）の推進・・・・・・・・・・182

### Ⅲ. 持続可能な社会保障制度の構築、安全・安心の確保、包摂的な地域共生社会の実現等

- 難病・小児慢性特定疾病、移植医療、がん、肝炎対策、歯科疾患対策の推進等
  - 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進・・・・・・・・・・183
  - 移植医療対策の推進・・・・・・・・・・184
  - がん、循環器病、リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（CKD）対策の推進・・・・・・・・・・185
  - 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進・・・・・・・・・・190
  - 口腔と全身の健康の関係に基づく歯科疾患対策・口腔健康管理の推進・・・・・・・・・・191
- 医薬品等の安定供給・品質確保・安全対策の推進、薬物対策
  - 国際情勢等の変化を踏まえた医薬品、医療機器の供給リスク等の把握・・・・・・・・・・192
  - 後発医薬品の産業構造改革の推進、信頼確保のための体制・取組の強化・・・・・・・・・・194
  - 違法薬物の取締りのための国際機関との連携の強化、地方厚生局麻薬取締部の体制整備・・・・・・・・・・196
  - 薬剤師等を活用した市販薬の濫用防止対策の推進・・・・・・・・198

#### ○食の安全・安心の確保

#### 感染症対策の体制強化、国際保健の推進・・・・・・・・・・200

- 次なる感染症危機に備えた体制強化
  - 国立健康危機管理研究機構の情報収集・研究開発基盤・感染症危機に備えた人材育成体制等の強化・・・・・・・・・・200
  - ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の推進・・・・201
  - 平時からの計画的な個人防護具の備蓄・・・・・・・・・・202

- 国際保健への戦略的取組の推進
  - ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現に向けた会議の開催や関係国際機関等への拠出・・・・・・・・・・203

#### 安定的で持続可能な医療保険制度・介護保険制度の運営確保・・・・204

- 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担・・・・・・・・・・204
- 国民健康保険への財政支援・・・・・・・・・・205
- 被用者保険への財政支援・・・・・・・・・・206
- 介護費国庫負担・・・・・・・・・・208

### Ⅲ. 持続可能な社会保障制度の構築、安全・安心の確保、包摂的な地域共生社会の実現等

#### 地域共生社会の実現等・・・・・・・・・・・・・209

- 生活保護制度の着実な推進
  - 生活保護受給者の適正受診・健康管理の推進・・・・・・・・・・209
  - 生活保護業務を担う福祉事務所のケースワーカーの業務負担軽減、適切な体制確保・・・・・・・・・・211
- 生活困窮者自立支援等の推進、包括的な支援体制の整備
  - 生活困窮者の自立支援の推進・・・・・・・・・・213
  - 子ども・若者支援の推進・・・・・・・・・・215
  - 重層的支援体制整備事業の質の向上・・・・・・・・・・217
  - 小規模法人のネットワーク化による協働の推進・・・・・・・・218
  - DWATの養成等による平時からの災害時の福祉支援体制の整備・強化・・・・・・・・・・219
  - 地域福祉計画に基づいて実施する地域における防災の取組の推進・・・・・・・・・・220
- 障害者支援の促進、依存症対策の推進
  - 地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進・・・・221
  - 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進・・・・・・・・222
  - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進・・・・223
  - 地域における依存症対策の支援体制整備、調査研究推進、民間団体支援・・・・・・・・・・224
- 新しい成年後見制度を見据えた地域の権利擁護支援体制の確保、身寄りのない高齢者等の支援の推進
  - 地域権利擁護相談支援センターを中心とした地域連携ネットワークづくりの推進・・・・・・・・・・225
  - 日常生活自立支援事業の体制整備、身寄りのない高齢者等を支援する事業の試行実施・・・・・・・・・・226

- 自殺総合対策、ひきこもり支援の推進、困難な問題を抱える女性への支援の推進
  - 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策・・・・・・・・・・227
  - 多様なひきこもり支援の取組の推進・・・・・・・・・・229
  - 困難な問題を抱える女性への官民協働による支援の推進、地域における支援体制の整備・・・・・・・・・・230

#### 安心できる年金制度の確立・・・・・・・・・・・・・232

- 持続可能で安心できる年金制度の運営

#### 戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進・・・・・・・・233

- 遺骨収集等の計画的実施、遺骨の鑑定等に関する体制整備
- 戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承

#### 被災者・被災施設の支援等・・・・・・・・・・・・・235

- 被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等



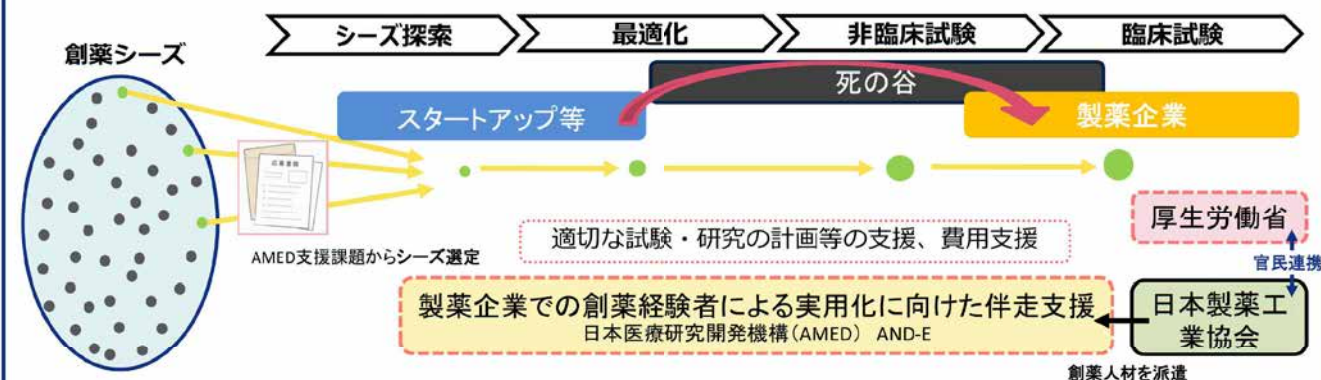
令和9年度概算要求額 300億円 (ー) (ー)内は前年度当初予算額  
うち投資枠 300億円

### 1 事業の目的

- ・創薬の実用化に当たって、有望と考えられるシーズであっても製薬企業が求めるデータ等の不足により、スタートアップ等のシーズの製薬企業への導出が進まない(事業化されない)課題がある。
- ・本事業では、官民の連携を強化し、スタートアップ等に対して、創業人材による支援や費用支援を行うことで、そのシーズの製薬企業との共同研究等につなげられるよう支援を行う。(いわゆる「死の谷」を越えるラストワンマイル支援)

### 2 事業の概要・スキーム

- ・創業人材(実用化支援者)による支援体制を更に拡充・強化した上で、開発早期から実用化を見据えたシーズの選定等を行い、製薬企業との共同研究などシーズの導出(更なる事業化)に向けた手厚い支援(試験研究支援や費用支援)を行う。



### 3 実施主体等

実施主体：補助：国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED) 補助率：定額

30

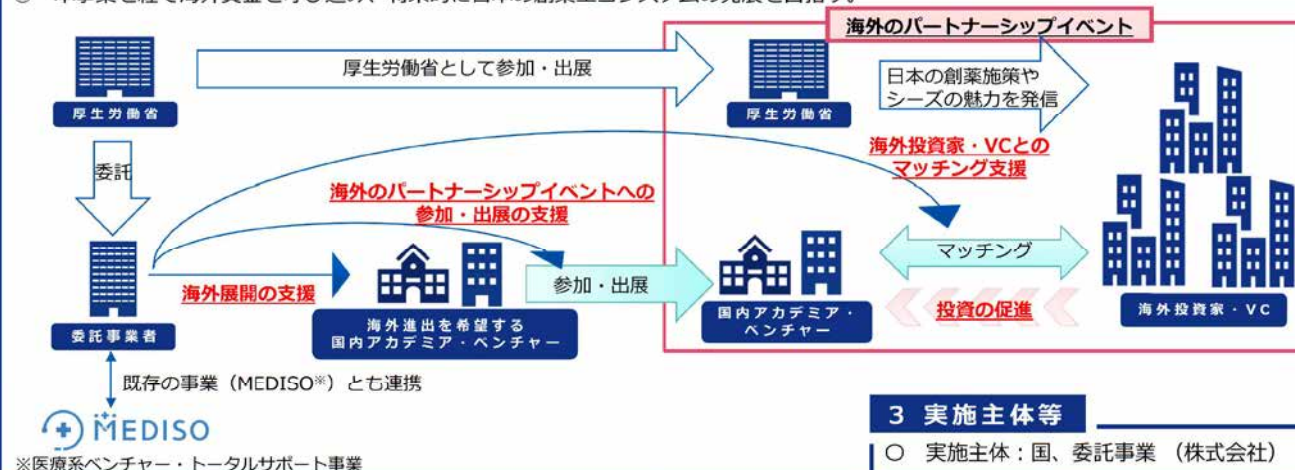
令和9年度概算要求額 4.8億円 (ー) (ー)内は前年度当初予算額  
うち投資枠 4.8億円

### 1 事業の目的

- 我が国の創薬産業の発展には、国内に比べ莫大な資金を持つ海外からの投資も重要である。海外からの投資促進のため、海外の投資家やベンチャーキャピタル(VC)に対し、我が国の創薬施策・創薬シーズを知る・関心を持つ機会を積極的に提供する必要がある。
- また、海外展開を希望するアカデミア・ベンチャーにとって、海外投資家・VCとのネットワーク構築は、投資の機会創出に有用であり、投資獲得によって研究開発の促進にも寄与する。

### 2 事業の概要・スキーム

- バイオ・ヘルスケア分野に関心を持つ投資家・VCが多く参加する海外の大規模展示会・パートナーシップイベントに参加・出展し、我が国の創薬施策やシーズの魅力を発信する。
- また、海外展開を希望するアカデミア・ベンチャーに対し、当該イベントへの出展や海外投資家・VCとのマッチング支援や、海外展開(現地拠点の設置等)のための円滑な支援を行う。
- 本事業を経て海外資金を呼び込み、将来的に日本の創薬エコシステムの発展を目指す。



### 3 実施主体等

- 実施主体：国、委託事業(株式会社)

31



令和9年度概算要求額 9.0億円 (ー) (ー)内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額1.9億円

うち投資枠 9.0億円

## 1 事業の目的

- ・日本の創薬エコシステムにおける主要な課題として、スタートアップ等における人材の不足や研究を実用化に繋げる創薬支援人材の不足が指摘されている。特に、アカデミア・製薬企業・スタートアップ等での人材移動が少なく人材の偏在が生じており、革新的医薬品の実用化が遅れる要因の1つとなっている。また、スタートアップ等を支援するインキュベーション事業者においても、支援人材の不足が課題となっている。
- ・アカデミア・製薬企業・スタートアップ等での創薬人材の流動性の向上、創薬人材の育成を図ることにより、人材の偏在・不足を解消し、創薬イノベーションの加速と産業競争力の強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

- ①製薬企業が副業等の制度を本格導入するための支援や個人が円滑に副業等の制度を活用するための支援を行う。
- ②研究開発から事業化に繋げるための創薬人材を育成するための研修プログラムを整備・実施する。
- ③アカデミア・製薬企業・スタートアップ等との間で、副業等を活用した人材の流動化を促進するための創薬人材プラットフォームの整備に向けた調査検討を行う。

## ① 創薬人材活用制度導入、活用に向けた支援

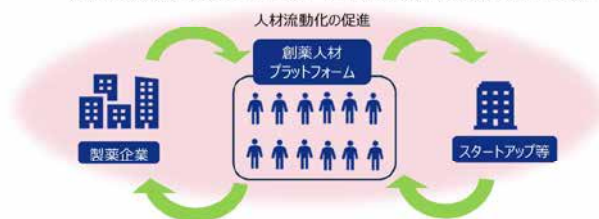
- 主要製薬企業等を個別に訪問し、副業・兼業・出向等に関する国内外の事例を紹介しつつ、企業のスタンスや関心度を把握するコンサルティングを実施
- 副業・兼業・出向等の導入に前向きな企業を対象に各社の制度導入上の課題をヒアリングし、課題に応じて制度構築の具体的なモデルを提示・設計
- 社員等への研修・説明、副業等への継続的な支援

## ② 創薬人材育成のための研修プログラムの実施

- 研究開発から事業化まで見据えて創薬につなげるのできるCXO人材等を育成のための研修プログラムの整備・実施

## ③ 創薬人材プラットフォームの整備に向けた調査検討

- 副業・兼業・出向等の導入を検討する企業（オープンイノベ等）・個人を発掘し、人材を必要とするスタートアップ等との人材流動化を促進するためのプラットフォームの整備に向けた調査検討を実施



## 3 実施主体

委託事業（株式会社）

32

令和9年度概算要求額 13億円 (ー) (ー)内は前年度当初予算額

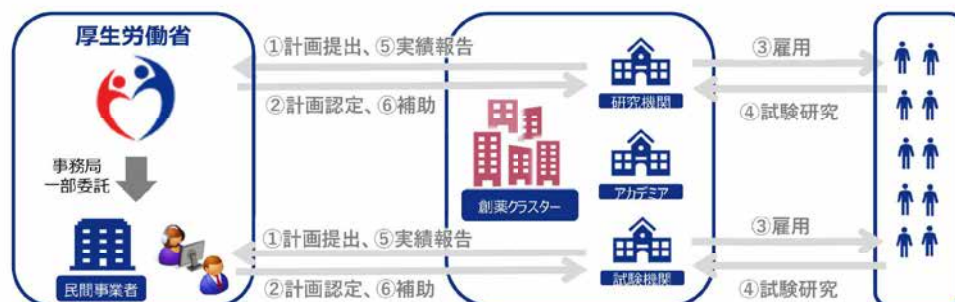
うち投資枠 13億円

## 1 事業の目的

- ・創薬クラスターにおいて、創薬の実用化に向けた試験・研究を実施する人員が、資金不足や人材のミスマッチング等により十分に確保することができず、必要な試験等を円滑に実施できていない状況にある。
- ・一方で、学術的な研究に従事している研究者であっても、このような実用化に向けた試験・研究を希望する研究者もあり、このような人材を創薬クラスター等で有効活用することを支援することで、創薬の実用化を促進する。

## 2 事業の概要・スキーム

創薬クラスターにおいて、創薬の実用化に向けた試験・研究に従事する研究者を新たに雇用した場合の人件費の一部補助を実施。



## 3 実施主体等

実施主体：国、委託事業（株式会社）

補助率：1/2（国：1/2、民間事業者：1/2）

33



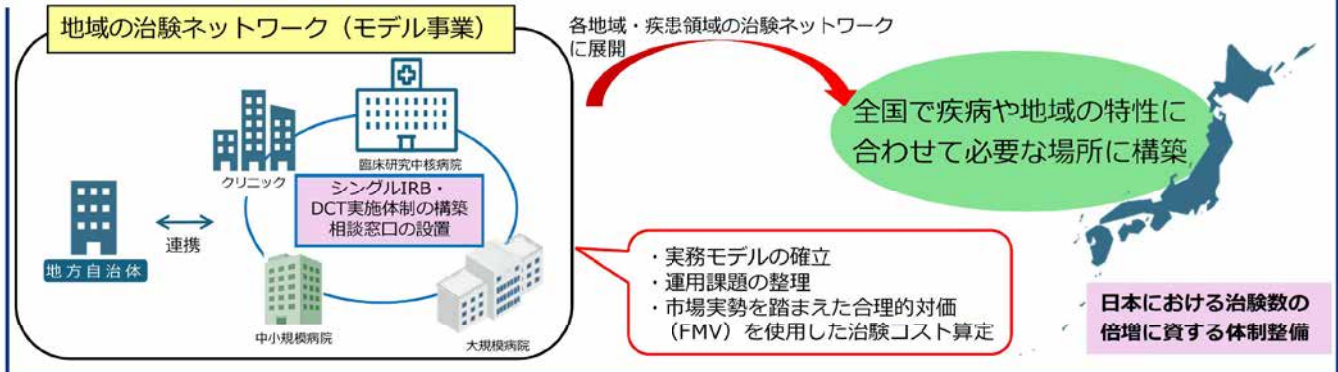
令和9年度概算要求額 10億円（-）（）内は前年度当初予算額

うち投資枠 10億円

## 1 事業の目的

- 我が国では、地域により医療機関の治験実施体制にばらつきが存在し、患者が治験へ参加する機会には地域差が生じている。また、高齢化の進展や、日常生活・通院負担に関する多様なニーズが高まる中、より柔軟で、患者本位の治験環境の整備を進めなければ、患者が受ける医療と治験の間に齟齬が生じ、治験参加者の集積が困難な実態があり、ひいては我が国における創薬力の向上の足かせとなっている。
- 地方自治体の支援の下、地域の医療機関等が一体となって、面的に広がりを持つ治験・分散型治験（DCT）を、シングルIRB（治験審査委員会）の下、実施できるネットワークを構築することで、効率的な治験の運用、治験参加者の集積力、患者への途切れない医療提供が可能な体制の強化に繋がる。そこで、本事業では、まず先行的に特定の地域で治験ネットワーク（モデル事業）を構築し、その事例を臨床研究中核病院等を主体として横展開することで全国への展開を図る。全国で疾病や地域の特性に合わせて治験ネットワークを構築することで、患者が治験に参加しやすい環境を構築し、日本での治験実施数の増加に繋げる。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

◆実施主体：医療機関等 ◆対象経費：人件費、諸謝金、委託費等

34

令和9年度概算要求額 50億円（25億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 22億円

うち投資枠 30億円

## 1 事業の目的

- 医療法に位置づけられている臨床研究中核病院において、その臨床研究基盤及びネットワーク機能を活用した臨床研究中核病院間の連携、各臨床研究中核病院の特色を生かした機能強化を推進するとともに、臨床研究・治験実施に係るノウハウを臨床研究中核病院外に共有・展開することで、日本全体の臨床研究基盤を強化し、日本発の革新的医療シーズ等をいち早く実用化に繋げ国民へ還元する取組みを推進していくことを目的とする。
- 経済成長戦略に基づき令和9年度は日本発シーズを海外での治験を実施するための拠点（国際拠点型臨床研究中核病院（仮））の整備を進める。

## 2 事業の概要・スキーム

## 【新規】（1）国際拠点型臨床研究中核病院整備プログラム（Nippon to Global）

- 我が国のもつ優れた創薬シーズの海外展開及びマネタイズを円滑に進めるために「国際共同で治験・臨床試験を立案できる研究者が所属し、研究を遂行するための支援機能を持つ臨床研究中核病院」の整備を行い、バイオ分野の成長戦略の拠点とする。海外企業や海外アカデミアへの所属歴、臨床開発での交渉経験のある者、海外規制当局経験者等を登用し、事務能力のある「国際ARO(academic research organization)部門」を有する臨床研究中核病院を整備する。
- 上記拠点を「国際拠点型臨床研究中核病院」として指定し、国内における国際共同治験のハブとして他臨床研究中核病院や周辺地域の医療機関と連携することで国際共同治験の積極的な受け入れを図る。

## 【拡充】（2）先進的臨床研究実施推進プログラム（CHIKEN x DX x AI）

- 生成AIを用いた治験・臨床研究の効率化：生成AIの試験的な利活用により「治験対象者の選定」「各種文書の作成支援」「治験・臨床試験における審査・プロセス管理」「リスク管理」等において、より効率化が図れることが判明した成果を踏まえ、他の臨床研究中核病院にAIの利活用を横展開して、浸透を図るとともに、治験業務のプロセスに組み込む形でAIの活用を進め、好事例の蓄積を図る。
- リアルワールドデータの活用の推進：各拠点での診療情報の標準化及び品質管理の体制整備を進める。
- 国際水準の治験・臨床試験手法の導入推進：薬機法GCP省令改正にともない実装されるICH-E6(R3)に基づく治験管理へのいち早い対応等。

## （3）国際共同臨床研究実施推進プログラム（No more Drug Loss）：「治験ワンストップ窓口事業」と連携し国際共同治験推進等。

## （4）医療系ベンチャー育成支援プログラム（Firsts begin）：ベンチャーとの産学連携が可能な人材配置等。



## 3 実施主体等

◆補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）

◆補助率：定額 ※AMEDにおいて臨床研究中核病院に支援

35



令和9年度概算要求額 4.0億円（-）（）内は前年度当初予算額

うち投資枠 4.0億円

一部デジタル庁一括計上予算 2.0億円

## 1 事業の目的

- 我が国の創薬力を強化するためには、治験・臨床試験が我が国で実施されることが不可欠であり、そのためには、医薬品開発のプロセスにより多くの医療従事者や患者、市民が主体的に参画する必要がある。治験・臨床試験に関する正確で分かりやすい情報へのアクセスを向上させ、治験・臨床試験そのものの意義や仕組みに対する知識を提供し国民の理解を深めることで、研究参加希望者の裾野を広げ、患者集積の促進に寄与する。
- また、科学技術の人に与える影響の増大の中で、医薬品開発のプロセスに患者・市民の知見を反映することが求められており、「健康医療戦略（令和7年2月18日閣議決定）」や「規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）」において、治験・臨床試験への患者・市民参画（PPI：Patient and Public Involvement）の重要性が強調されている。加えて、「治験・臨床試験の推進に関する今後の方向性について 2025年版とりまとめ（令和7年6月30日厚生科学審議会 臨床研究部会）」では、PPIに関して患者のみならず研究者側の理解不足が挙げられており、医療機関・研究者への発信力強化、好取組の普及が求められている。
- このようにPPIの実現には、正確な研究関連情報源の整備、患者や市民の治験・臨床試験情報へのアクセス向上、PPIの具体的実施手順の普及や、これらを実現するためのDBの整備及び管理運営、資料の作成等が不可欠である。本事業は、患者集積の促進と質の高い研究の実施に資することを目的として、治験・臨床試験への国民の理解を深めるとともに、医療機関・研究者へのPPIへの取組を推進するため、既存の治験・臨床試験に関する情報発信力を強化と体制整備を行うものである。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

◆実施主体：民間企業等 ◆対象経費：人件費、委託費、整備経費等

36

令和9年度概算要求額 10 億円（13 百万円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 令和6年に発出された「薬剤師臨床研修ガイドライン」においては、病院・薬局・地域といった幅広い分野での研修が組み込まれており、単一施設ではなく、グループ病院や施設間の連携により社会実装を進める必要がある。
- また、地域の薬剤師偏在も課題となっており、薬剤師少数地域への薬剤師の定住が困難な状況が続いているため、都道府県の基幹病院やグループ病院においては、他の医療機関・薬局との連携を基盤とした、地域で活躍できる薬剤師の育成及び派遣機能としてのハブ機能を有することが求められている。
- 地域医療に貢献できる薬剤師の養成に加え、創薬研究や病院での治験等を担う創薬人材としての病院薬剤師の養成も望まれており、地域医療体制の確保と創薬基盤の強化の両立を目指すための仕組みの構築が喫緊の課題である。
- そのため、本事業では都道府県内での人材交流や治験を担う病院薬剤師の養成にも繋がる、大学病院を含む基幹病院を軸とした施設群の構築と、当該施設群における薬剤師臨床研修の実施（指導者育成等の受入体制整備を含む。）を支援することで、①地域における基幹病院を軸とした施設群の有用性や、②薬剤師臨床研修の社会実装に向けた課題等を整理し、他の医療機関で利活用可能な方法論を示す。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

実施主体 民間団体等

補助率 10/10

37



令和9年度概算要求額 153 億円 + 事項要求 ( - ) ( ) 内は前年度当初予算額

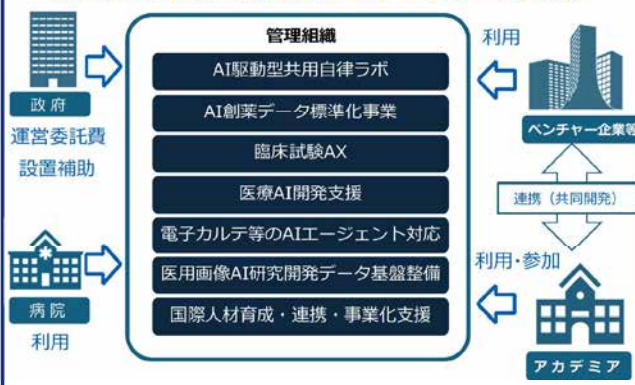
うち投資枠 153億円

## 1 事業の目的

- 創薬、医療機器等開発の分野ではAIの研究開発、利活用が求められている一方で、質の高いAI学習用データの創出や、必要とされるAIと現場をつなぐ人材等が不足しており、民間単独での整備が困難な領域であることから、成長戦略やAI基本計画をめぐる議論において、政府による支援と民間投資の活性化を呼び込む必要性が指摘されている。
- このため、ロボティクスと融合したフィジカルAIによる自律ラボ、データの標準化と利活用促進、海外の医療・創薬AI研究機関の国内拠点整備を含む専門人材育成・共同開発・事業化支援体制、医療AI研究開発のためのデータ収集基盤等を整備することにより、国内のベンチャー企業やアカデミア等による創薬・医療AI開発を抜本的に強化するAI研究開発基盤を整備する。

## 2 事業の概要・スキーム

## AI for Health 研究開発プラットフォーム (仮)



## プラットフォーム (仮) の担う役割

- ・フィジカルAIによる共用の自律ラボの運営・管理
- ・AI創薬・医療AIの事業インキュベーション・加速化支援
- ・有識者等で構成する医療AIの研究開発支援のための相談窓口の整備・運営
- ・海外創薬・医療AI研究機関の国内拠点整備・専門人材育成・共同開発支援
- ・電子カルテ等のAIエージェント対応の推進

## 3 実施主体等

実施主体：民間事業者（業務委託）

補助率・単価：（関係省庁と連携）

設置補助・運営委託費：負担割合：国（未定）

KPI：プラットフォームを活用した

- (1) 創薬シーズの導出
- (2) 医療AIソフトウェア等の開発

38

## 創薬支援推進事業 (産学連携による創薬ターゲット予測・シース探索AIプラットフォーム開発)

医政局研究開発政策課 (内線4151)

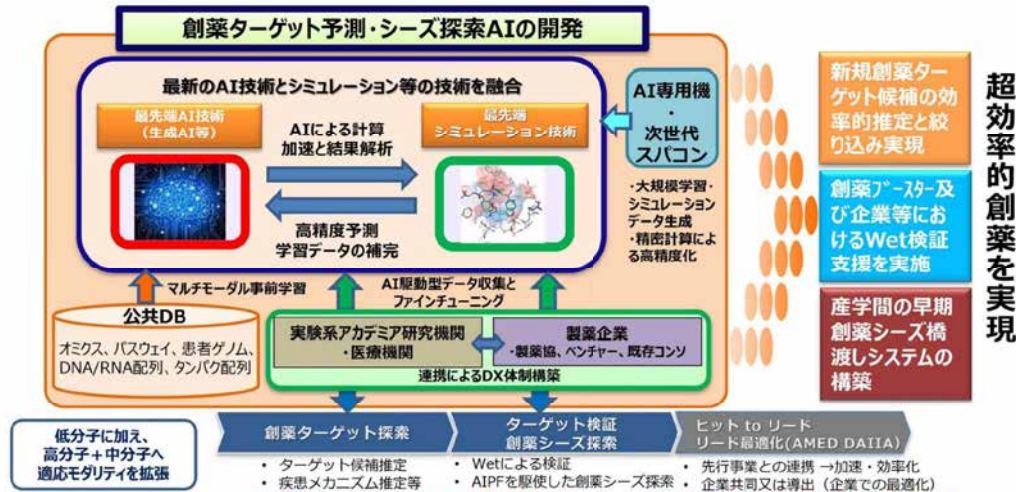
令和9年度概算要求額 40億円の内数 (35億円の内数) ( ) 内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額2.0億円

うち投資枠 40億円の内数

## 1 事業の目的

最新の高度なAI技術に基づく“創薬ターゲット予測・シース探索AI”を開発し、産学連携による効率的なデータ収集と予測精度の向上を図るとともに、創薬プロセスにおける複数のAIシステムを統合した創薬AIプラットフォームを構築し、創薬プロセスの効率化と創薬ターゲットの枯渇問題の克服を目指す。Wet検証やプラットフォーム構築を加速するため、要素技術の開発を強化する。

## 2 事業の概要・スキーム



創薬プロセスにおける複数のAIシステムを統合した創薬AIプラットフォームの構築を目指す。

## 3 実施主体等

- ◆ 補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)
- ◆ 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

39



令和9年度概算要求額 30億円 (-) うち投資枠 30億円 ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- AI活用による創薬プロセス刷新が国際的に進展する中、米国では臨床試験のリアルタイム評価の検証が試みられるなど、審査プロセスの高度化・迅速化に向けた検討が進んでいる。日本においても、薬事審査・安全対策を含む創薬プロセスの高度化・迅速化に向け、PMDAにおける審査・安全対策業務や事務業務のAI利活用を進めるだけでなく、研究開発でAIが活用されることを前提に薬事審査等の見直し、体制の確立が必要。
- 医療機器については、AI活用医療機器の審査やサイバーセキュリティ対策等、新たな技術への対応が求められている中、このような技術に対する職員の専門性向上や、実用化促進に向けた審査の高度化・効率化等の対応が急務である。
- さらに、医薬品等の安全対策においても、早期のシグナル検出の補助や安全性プロファイルの比較・検証などの補助への活用が期待され、さらにはAIを活用して臨床現場のデータをリアルタイムで評価することも予想される。
- これらを踏まえ、PMDAにおける審査・安全対策業務や事務業務のAI利活用を進め、AI前提の薬事審査等の体制を確立するため、厚生労働省とPMDAが連携し、TFを設置した上で、以下の取組を実施する。

## ● AI活用を前提とした審査プロセス等の確立

- リアルタイム臨床試験の試行（医療機関・PMDA間の情報共有システム構築含む）、有効性評価、安全性シグナルの定義（医療DXの動向を踏まえたRWDの医薬品安全対策への二次利用におけるAI活用含む）の検討 等
- AI活用を前提とした審査に用いるデータ構造検討、審査プロセスの見直し（活用可能な技術の整理・検討、要件定義骨子作成）等

## ● 新薬承認審査・安全対策・信頼性保証業務等への生成AIの活用推進

- PMDAにおけるAI活用の対象となる業務の整理、システム構築・手法等の検討（要件定義、審査報告書の作成やシグナル検出等に適したプロンプト作成等）等

## ● 新技術に対応する医療機器審査の高度化・効率化に向けた生成AIの活用

- AI活用医療機器の審査やサイバーセキュリティ対策を始めとする新たな技術への生成AI等の活用の検討

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

実施主体：PMDA・厚生労働省  
費用内訳：（厚生労働省）期間業務職員人件費（PMDA）  
・委託費（AIシステム設計・開発支援、TF運営支援）  
・人件費、旅費 等

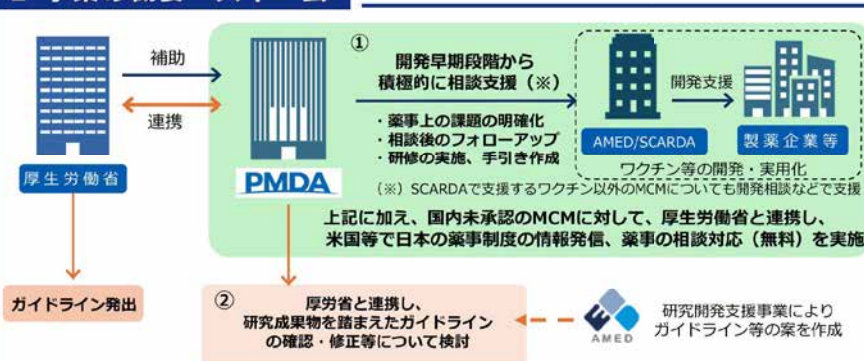
40

令和9年度概算要求額 1.2億円 (-) うち投資枠 1.2億円 ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 感染症有事においては、ワクチン、治療薬、診断薬等の感染症危機対応医薬品（MCM）による対応が必要となる。当該MCMの確保は非常に重要であり、MCMを早期に実用化するためには、研究開発の支援に加えて、薬事規制の観点での環境整備も必要。
- ※ MCM戦略（令和8年3月24日閣議決定）では、「感染症に対する MCM に関するレギュラトリーサイエンス研究を推進し、MCM の臨床試験、プロトタイプワクチンの開発や新規モダリティの評価手法など、最新の科学的知見に基づきガイドラインの策定・更新を行うとともに、研究開発の進展に応じたタイムリーな薬事相談やガイドラインの策定等を着実に推進するため、必要な審査体制の整備について検討する」とされている。
- このため、PMDAにおいて以下の対応を行うための体制を整備する。
  - ① MCMについて早期薬事承認につながるよう開発早期から積極的に相談対応を行う。特にAMED/SCARDAが開発支援しているMCMについて、PMDAがAMED/SCARDAとともに能動的に開発状況を確認し、薬事的な支援（研修、助言）を実施するとともに、薬事相談のための手引きを作成する。また、国内未承認のMCMの導入促進のため、米国等で英語で情報発信、薬事相談対応を無料で実施する。
  - ② MCM開発に必要なガイドラインについて、AMED研究等として、あるいはAMED研究の成果等を踏まえ、PMDAにおいて、厚生労働省と連携し、海外当局や学会等の動向も把握しながら、行政的な観点で検討等を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

実施主体：PMDA  
費用内訳：  
（運営費交付金）  
・（AMED/SCARDA品目伴走支援等：職員）人件費、管理費：補助率100/100（補助金）  
・（ガイドラインの検討）人件費、管理費：補助率50/100  
・（AMED/ SCARDA品目伴走支援等：嘱託）人件費、管理費：補助率100/100  
・旅費、調査費、相談手数料の補助等：補助率100/100

41

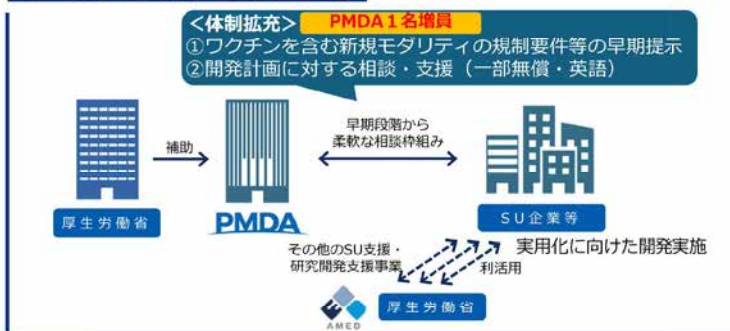


令和9年度概算要求額 71百万円 (63百万円) ( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 将来のドラッグ・ラグ/ドラッグ・ロスを防ぎ、治療薬の開発を待ち望む患者・家族の期待に応えるため、**我が国の創薬力を強化することが喫緊の課題。**
- 特に、国内発の新規モダリティ等の革新的シーズの実用化を推進するためには、有効性・安全性評価等の薬事の視点が重要であることから、PMDAが、各種規制要件や留意事項を早期の段階で示すとともに、アカデミア、スタートアップ(SU)等に対し開発の早期段階から相談・支援のパートナーとして伴走することが求められる(※)。
- このため、**国内発の革新的シーズの研究開発に対し、積極的に相談・支援を行うためのPMDAの体制を拡充し、国が支援対象とするシーズに関して①新規モダリティの規制要件等の早期提示、②個別SU等の開発計画への相談・支援をさらに強化。**  
 その他、**PMDAの相談手数料を無償化**するとともに、**英語での相談・資料提出にも柔軟に対応**する。  
 (※)「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」中間取りまとめ

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：

- ・体制拡充に係る人件費：補助率50/100
- ・相談手数料の補助（相談の無償化）
- ・通訳費、翻訳費、広報費等（英語相談に対応）

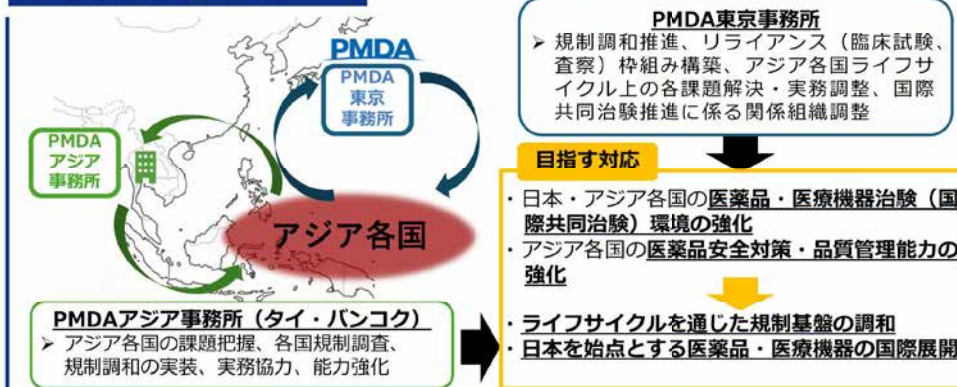
42

令和9年度概算要求額 81百万円 ( - ) ( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 成長戦略において「創薬・先端医療」分野はその重点分野の1つとして、国際水準の治験体制整備、**新薬・医療機器の国際展開を図ること**とされている。このうち、国際展開には**PMDAアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターやPMDA海外事務所を活用することとされ、その中にはアジア各国の薬事規制調和を進めることも含まれるもの**とされている。
- 上記の成長戦略の趣旨を推進させるため、昨今の国際環境の変容・アジア規制当局の規制水準向上を鑑み、**日本・アジア各国規制当局間での医薬品・医療機器のライフサイクルを通じた協働活動を進める。**
- 具体的には、**アジア各規制当局の治験の規制整備（我が国の創薬とアジアでの国際共同治験実施を連動）、国際的に調和された規制・基準に基づくリライアンス、市販後安全管理・品質管理能力強化等を促進させる。**これにより開発から市販後の安全対策や製造・品質管理に至る医薬品・医療機器ライフサイクルを通じ、アジア各国に日本との協働体制構築を進め、アジア地域における**国際展開を推進する。**
- **アジア各国の多様なニーズ・課題への対応において、バンコクのPMDAアジア事務所の役割の強化により、上記活動を一層推進する。**

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

● PMDA

アジア各国との実務協議・実地研修（旅費・開催費等）  
(補助率100/100)

43



令和9年度概算要求額 1,400億円+事項要求 (-) ( )内は前年度当初予算額

うち投資枠 1,400億円

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、海外依存度の高い原薬等について、国内製造体制構築の支援を実施することにより、感染症対応に必要な抗菌薬の安定供給体制を強化する。

## 2 事業の概要

- ・ 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、感染症対応に必要な抗菌薬の確保に万全を期す必要がある。一方で注射用抗菌薬の大多数を占めるβラクタム系抗菌薬は、その原材料及び原薬（対象原薬等）を100%特定国に依存している成分があり、当該成分については、経済安全保障上の観点から、国内製造体制構築が急務である。
- ・ そのため、当該成分について、経済安全保障法上の特定重要物資に指定し、本事業において、令和5年度から、対象原薬等の国内製造を行おうとする企業に対して、製造設備等構築にかかる費用の一部を負担し、対象原薬等の国内製造体制の速やかな構築を行っている。
- ・ 当該基金の予算額については、基金を設置した令和4年度当時に令和12年度までの国内製造所の整備費用としての見込み額を確保したものであるが、一方で、昨今の物価・賃金上昇による建設費の高騰を受け、現時点においては、整備の完了に向けては、予算額の拡充が必要となる状況となっている。そのため、建設費の高騰に対応し、当該抗菌薬原薬の国内製造所を着実に整備するため、必要な予算を要求する。また、令和7年11月には、特定重要物資の選定の基となる供給確保医薬品成分の見直しを実施したところ。これを受け、今後新たに特定重要物資として、原薬の国産化等を推進する成分が追加されることが想定されることから、必要な予算を要求する。**さらに、抗菌薬の国内製造・国内供給に向けては、原薬の国産化のみならず、国産原薬の製剤化に係る国内製造所の整備も併せて必要となることから、必要な予算を要求する。【拡充】**

## 3 事業スキーム、実施主体等

○支援対象：対象原薬等について、その製造所を日本国内に新設し、又は対象原薬等を増産するために日本国内における既存製造所の変更等を実施しようとする事業者。

厚生労働省

基盤研  
(基金事務局)

事業者

対象原薬等の国内製造設備構築等を支援

44

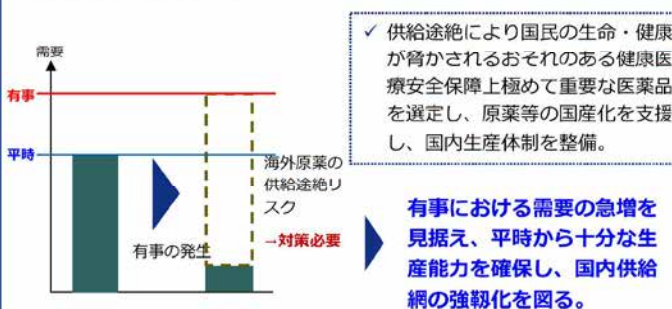
令和9年度概算要求額 事項要求 (-) ( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

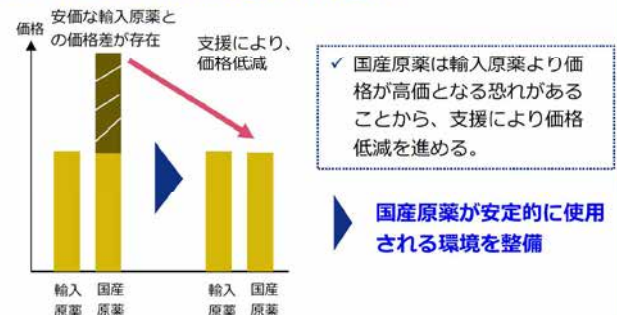
感染症治療薬等の原薬の多くは海外に依存している。また、一部の原薬は国内で製造を継続しているが、設備の老朽化が進み国内製造の継続が困難になりつつある。公衆衛生上の危機の発生時にはこれら感染症治療薬等の原薬の需要が国際的に急増し、輸入が途絶する恐れがある。感染症治療薬等の原薬等の国産化や国内生産を支援し、有事の輸入途絶等に備える。さらに、国産原薬の価格競争力強化のための支援を行い、製造原価の低減を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

## (1) 原薬国産化支援



## (2) 国産原薬の価格競争力強化支援



## 3 実施主体等

以下の取組を実施する製薬企業

- ・ 日本国内への原薬製造所の新設。
- ・ 日本国内の既存の原薬製造所の生産能力の増強。

(補助率：国 1/2～4/5、事業者 1/5～1/2)

※支援対象事業者等によって変動



45



令和9年度概算要求額 840億円 (-) ( )内は前年度当初予算額

うち投資枠 840億円

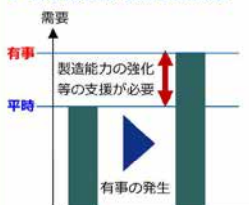
## 1 事業の目的

公衆衛生上の危機の発生時には平時の需要を大幅に上回ることが予想される。医療上の必要性の高い医薬品の多くは承認から長期間を経過しており、物価高・賃金上昇による製造コストの増加に加え、設備の老朽化による維持管理コストの増加、さらに、承認当初では予見できなかった世界的な建設資材高騰等により、製造設備の更新が滞っている。医療上の必要性の高い医薬品を対象に、製造設備の新設や設備整備の補助により平時からの製造体制を強化し、製造能力の冗長性を確保することにより、有事の需要増等の公衆衛生上の危機に備える。

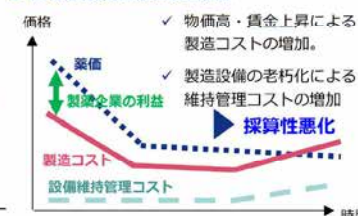
## 2 事業の概要・スキーム

## (1) 治療薬等

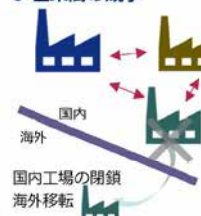
## ● 有事における需要の急増



## ● 医薬品製造の採算性悪化



## ● 企業間の競争



- ✓ 同一成分内で複数企業による競争が存在し、採算性や製造設備の損耗状況は企業ごとに異なる。
- ✓ 採算性悪化から、老朽化の著しい製造所の閉鎖及び製造拠点の海外移転が加速。
- ✓ 採算性の低い製品のみ薬価を引き上げた場合、同一成分の他社製品との価格競争力を失う。一方で、全製品の薬価を引き上げた場合、採算性が十分な企業にも経済的恩恵が生じ非効率。

薬価上の措置だけではなく、採算性や製造設備の状況を踏まえた柔軟な支援（設備整備の補助）が必要。

## (2) ワクチン



- ✓ 定期接種ワクチンは供給が途絶えると本来予防可能な感染症の蔓延につながり公衆衛生に著しい影響を与え、また、感染症有事にも継続して供給する必要。
- ✓ 乳幼児を対象とするワクチンは、少子化が進み生産効率が悪化し、ビジネス構造として投資回収が困難。自治体による公費負担のため、市場の縮小や物資の高騰に伴う価格の変更を行うことが困難であり、早期の採算性大幅改善は困難。

現状設備投資を行う十分な余力がないため、設備更新のタイミングで製造ラインの閉鎖となれば、需要変動への対応が困難となるため、支援が必要。

## 3 実施主体等

以下の取組を実施する製薬企業

- 日本国内への医薬品製造所の新設。
- 日本国内の既存の医薬品製造所の生産能力の増強。

(補助率：国 1/2、事業者 1/2)



46

令和9年度概算要求額 483億円 (30百万円) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 40百万円

うち投資枠483億円

## 1 事業の目的

- 医薬品は国民の生命・健康に直接影響が及ぶものであり、安定供給体制の整備は極めて重要である。とりわけ、昨今の国際情勢等を踏まえると、一定以上のシェアを有する等の状況にある、医療上の必要性が高い医薬品(供給確保医薬品や基礎的医薬品等)が、原材料の入手も含め、生産を海外に依存する場合では、経済安全保障上大きなリスクとなる。
- 本事業においては、医療上の必要性が高い医薬品について、現在海外で生産を行う製薬企業に対し、地政学的リスクも踏まえ、**国内製造所等への変更・当該製造所の追加に伴う費用（調査・調整費、設備整備・管理費等）や、遺伝子組み換え技術等を活用したより安定供給が可能な製造法への切り替えに伴う費用への支援を行う**ことで、安定的な国内供給体制を推進する。【拡充】
- さらに、**現在医療上の必要性の高い医薬品の国内生産を行っている製薬企業に対しては**、海外とのコスト差も含めた、設備投資コスト等の問題から、国内生産体制の維持や必要な供給量の確保が困難となっている事例も存在することから、**国内生産体制の維持や生産効率化等に向けた設備投資を行う製薬企業に対して費用の補助を行う**ことで、**国内生産体制の維持・向上を推進**する。【拡充】

## 2 事業の概要・スキーム



## 4 事業実績等

- ・ 令和5年度補正予算 交付実績 4事業者
- ・ 令和6年度補正予算 交付実績 7事業者

## 3 実施主体等

・ 医療上の必要性の高い医薬品の安定供給体制を整備しようとする製薬企業等

※ 補助率：上記費用の 1/2  
(国 1/2、事業者 1/2)



47



令和9年度概算要求額 26億円 (9.4億円) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 16億円

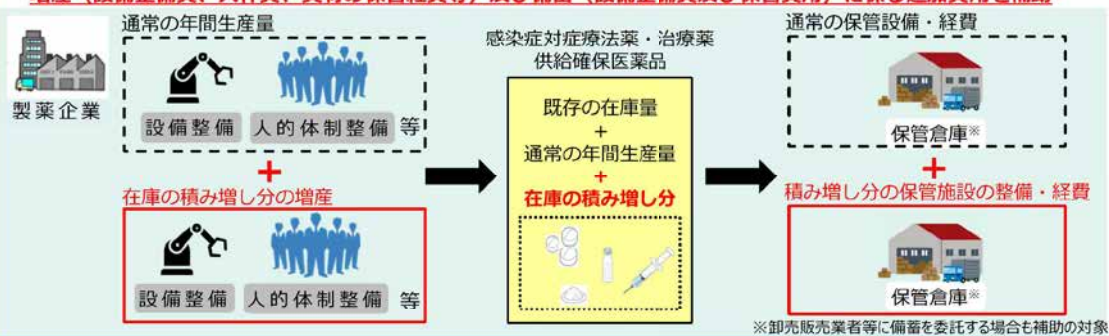
うち投資枠 17億円

## 1 事業の目的

- 医療用医薬品については、製薬企業にて業界ガイドライン等に基づき一定の在庫が備蓄されているが、想定を超える感染症が流行した場合や、国内では1社供給である医薬品について製造・品質トラブルが発生した場合等においては、通常の備蓄量では需要を賄いきることができず、需給が逼迫する事例が見られている。
- また、注射用抗菌薬の大多数を占めるβラクタム系抗菌薬は、その原材料や原薬を特定国に依存しているため、2030年までに国内製造体制を構築するための支援を実施しているが、2030年までに特定国からの供給が途絶した場合、国内在庫により対応せざるを得ない。
- これらの事案に対しては、医薬品の新規生産・輸入や製造・品質トラブルの解消には一定の期間を要するため、平時から備蓄を一定以上に積み増しておくことが、安定供給に向けて有効な対策となる一方で、備蓄の積み増しには追加費用（積み増し分の増産及び備蓄に係る費用）が発生すること等から、製薬企業により自主的に対応がなされることは期待できない。
- そのため、本事業においては、抗菌薬等の感染症治療薬・治療薬や供給確保医薬品を対象に、想定を超える感染症の流行や原薬の輸入途絶等に備えて、一定以上の備蓄の積み増しを行う製薬企業に対し、積み増しに伴う、増産（設備整備費、人件費、資材の保管費用等）及び備蓄（設備整備費及び保管費用）に係る追加費用を補助し、促すことで、当該医薬品の安定供給に向けた体制整備を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

- 感染症治療薬・治療薬や供給確保医薬品を対象に、一定以上の積み増しを行う製薬企業に対し、**積み増しに伴う、増産（設備整備費、人件費、資材の保管費用等）及び備蓄（設備整備費及び保管費用）に係る追加費用を補助**



## 3 実施主体等

- ・在庫の積み増しを行う製薬企業
- ・補助率：上記費用の1/2  
(国1/2、事業者1/2)

## 4 事業実績等

- ・令和7年度補正予算 交付実績 17事業者

48

令和9年度概算要求額 206億円 ( - ) ( )内は前年度当初予算額

うち投資枠 206億円

## 1 事業の目的

- 公衆衛生危機管理においては、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、感染症危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（感染症危機対応医薬品等（MCM））の利用可能性を確保することが必要である。一方で、感染症は平時において患者の発生の予測ができず、需要の見込みが極めて困難であるため、MCMの確保については、民間主体の市場原理では対応できず、政策的な対応が必要である。
- 「感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化戦略（令和8年3月24日閣議決定）において「MCMの利用可能性を高めるためには、研究開発に対する直接的なファンディング（プッシュ型研究開発支援）を拡充するのみならず、現在実施している抗菌薬確保支援事業を含めた実用化後に継続的に製造環境等を維持するための支援（プル型研究開発支援）の充実が必要」とされており、国として特に確保が必要なMCMについて、国が望む具体的な条件をTPPとして設定し、その条件を満たす製品に対し薬事承認後の収入保障・備蓄等の支援をあらかじめ保証し、企業の予見可能性を高め、効率的な研究開発・確保を図る必要がある。
- 本事業では、重点感染症のうち、公衆衛生上及び国家安全保障上の観点から特に確保の必要性が高いMCMについて、TPPの設定及びTPPに連動した各種支援を講じることにより、平時からの確実な確保を行うことを目的とする。  
※ TPP…医薬品や医療機器の開発において、国が望む「製品像」や「開発目標」を初期段階から明確に定義したもの

## 2 事業の概要

- 以下のような、致死率が高く平時に患者が発生しない感染症に対する治療薬やワクチン、適正使用の観点から使用が制限され開発後に収益が上がらない抗菌薬について、TPPを設定し、薬事承認後の収入保障・備蓄等の支援を行う。
  - ◆ エボラ出血熱の国内発生やアウトブレイクに対応するための治療薬・ワクチン
  - ◆ 発生地が日本や東アジアの一部の国々に偏っているSFTS（重症熱性血小板減少症候群）の治療薬・ワクチン
  - ◆ 薬剤耐性病原体に対する新しい作用機序の広域抗菌薬等

## 3 実施主体等



49



令和9年度概算要求 760億円（-）（）内は前年度当初予算額  
うち投資枠 760億円

### 1 事業の目的

- コロナ禍において各国が自国民向けのワクチン確保を優先し輸出制限等が生じたほか、原材料等のサプライチェーンのひっ迫により、ワクチンの製造及び供給が困難となることが生じた。健康医療安全保障の観点から、ワクチンを国内で迅速かつ大量に製造・確保する体制整備が必要。
- コロナ禍を契機に国内生産体制整備等を支援した「ワクチン生産体制等緊急整備事業」は令和8年度に事業終了となる。
- 整備したワクチンの国内生産体制を維持し、次なる感染症有事に全国民分のワクチン製造に即応できるよう、持続可能な生産体制の維持・構築に係る費用を継続的に支援する必要がある。

### 2 事業の概要・スキーム

ワクチンを国内で製造する体制を有する製造販売事業者に対し、その生産体制を構築・維持するために必要な費用を補助し、また、原材料の国産化及び国内生産体制の拡充に関する費用を補助する。

#### ●製造体制維持支援

対象企業：ワクチン生産体制等緊急整備事業の国による補助を受けてワクチンを開発し、その生産体制を維持している企業のうち、公募要件を満たすもの

補助対象：①ワクチン大規模生産体制を維持するために必要な経費（例：施設・設備の維持等に係る費用、消耗品費、原材料費、人件費等）  
②原材料の国産化の検討に係る費用  
③ワクチンの生産体制を迅速に拡充するため、新たに製造施設・設備の追加に必要な検討に係る費用  
など

### 3 実施主体等

民間団体、製薬企業等

厚生労働省

委託

民間団体等

補助／契約

製薬企業等

50

令和9年度概算要求額 120億円（-）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 8.5億円  
うち投資枠 120億円

### 1 事業の目的

- 免疫グロブリン製剤は、細菌やウイルスなどが体内に侵入したときに攻撃したり排除する役割を担うタンパク質を基にしている医薬品であり、重症感染症等に必須であるとともに、多様な医療ニーズに貢献。
- 免疫グロブリン製剤の医療需要が増大している中、不足分を輸入で補填しているが、海外における医療需要も増大しているため、輸入量の確保も今後難しくなることが予想されることから、安定供給を確保し国内自給率を維持するためには、国内メーカー（3社）の製造能力等の早急な抜本的強化が必要。
- 国内メーカーの製造設備は稼働から約40年以上経過し老朽化が進み、大規模な設備投資が必要な局面を迎えているが、免疫グロブリン製剤は上市時薬価から約60%下落するなど採算性が悪化し、昨今の建築資材高騰もあいまって、国内メーカーは積極的な投資に踏み切れていない状況であり、薬価の不採算品再算定による採算性の改善よりも老朽化による製造不能になることが先に顕在化する恐れが高い。
- このため、原料血しょう確保体制の強化と併せ、免疫グロブリン製剤の製造設備を複数年にわたり支援することで国内メーカーの製造能力の抜本的強化を図る（※複数年度の計画に基づき、企業の事業予見性を高める）。

【参考：免疫グロブリンに関する戦略等】

- 感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化戦略（令和8年3月24日閣議決定）  
「感染症対応医薬品等（MCM）の製造拠点の整備について明記。」
- 日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）  
「免疫グロブリンの原料血しょう確保体制の強化と製造施設の更なる整備促進を図る。」と明記。
- 経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）  
「血しょう分画製剤の国内自給と小中学生を含めた献血への理解促進に取り組む。」と明記。

### 2 事業の概要・スキーム

- 献血の啓発や献血ルームの整備による原料血しょう確保体制の強化
- 免疫グロブリン製剤の製造設備への支援

安定供給と国内自給の確保

### 3 実施主体等

厚生労働省

国内メーカー、  
採血事業者（日赤）

実施主体：国内メーカー、  
採血事業者  
費用：設備整備費等  
補助率：1/2

51



## 国際的な枠組みへの拠出を通じた、感染症危機対応医薬品等（MCM）に関する国際協調の推進

### Gaviワクチンアライアンスへの拠出を通じた 国内のワクチン等の海外展開の促進等

令和9年度概算要求額 16億円（15億円）（）内は前年度当初予算額  
うち投資枠 16億円

#### 【事業内容】

低所得国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として、2000年にスイスで設立された官民パートナーシップ。拠出を通じて、第6次戦略期間（2026～2030年）の以下の戦略目標の達成に向けた活動を支援するとともに、国内のワクチン等の製品の海外展開の促進を図る。

- ① ワクチンの導入と規模拡大 ② 予防接種の公平性促進のための保健システム強化  
③ 予防接種事業の運営上・財政上の持続可能性の改善 ④ ワクチン及び予防接種関連製品の市場形成

#### 【プレッジの状況】

第6次戦略期間（2026～2030年）について、令和7年8月のTICAD9において、石破総理大臣（当時）より、日本政府から最大5.5億ドル（COVAX 繰越金含む）の貢献を行う旨表明した。

### 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド） への拠出を通じた国内の医薬品等の製品の海外展開の促進等

令和9年度概算要求額 54億円（54億円）（）内は前年度当初予算額  
うち投資枠 54億円

#### 【事業内容】

世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）は、途上国における三大感染症（エイズ・結核・マラリア）の予防、治療、ケア等の対策及び保健システム強化に資金協力を行う官民連携パートナーシップ。2000年のG8九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となったことを契機に、2002年ジュネーブに設立。拠出を通じて、グローバルファンドの活動を支援するとともに、国内の医薬品等の製品の海外展開の促進を図る。

#### 【プレッジの状況】

第8次増資期間（2026～2028年）について、令和7年11月、日本政府から最大810億円の貢献を行うことを公表した。

### 感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）への 拠出を通じた国内製薬企業等への投資の促進等

令和9年度概算要求額 事項要求（-）（）内は前年度当初予算額  
うち投資枠 事項要求

#### 【事業内容】

感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）は、2017年1月にダボス会議で発足した、ワクチン開発を行う製薬企業・研究機関に資金を拠出する官民パートナーシップ。エボラ出血熱のような、平時には需要の少ないが、世界規模の流行を生じる恐れのある感染症に対するワクチンの開発、製造体制の整備を支援。拠出を通じて、国内製薬企業等への投資の促進を図るとともに、世界的なパンデミックへの備えに貢献する。

#### 【プレッジの状況】

第3期戦略期間（2027-2031年）に向け、2026年を通じて増資キャンペーンを実施。日本からの貢献については年内の公表に向け現在検討中。

52

## バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業

医政局医薬産業振興企画課  
（内線8463、8485）

令和9年度概算要求額 139億円（-）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額79億円  
うち投資枠 139億円

### 1 事業の目的

- ・ バイオ後続品は、先行バイオ医薬品とともに、医薬品分野の中でも成長領域として期待されている分野であり、医療費適正化の観点に加え、我が国におけるバイオ医薬品産業育成の観点からも使用を促進することとしている。
- ・ 一方で、現在我が国で販売されているバイオ後続品は、低分子の後発医薬品と比べ、原薬や製剤の海外依存度が高く、輸出国・企業の事情による供給途絶リスクがある。そのため、本事業においては、当該供給リスクに対応し、かつ、医薬品産業の将来像も見据え、バイオ医薬品産業を育成していくため、令和7年度から、バイオ後続品の国内製造施設整備を推進している。

### 2 事業の概要

- ・ バイオ後続品の開発・製造に取り組む場合、新規製造工場等の設備投資に必要な取組への支援を行う。

### 3 事業スキーム、実施主体等

- ・ 本事業においては、製薬企業が実施する、最長5年間のバイオ後続品の国内製造施設整備計画に対して、当該年度に発生する費用の補助を行うことで、我が国における、バイオ後続品の国内製造施設整備を推進する。



53



令和9年度概算要求額 9.5億円 (1.5億円) (内は前年度当初予算額)

うち投資枠 8.0億円

## 1 事業の目的

- バイオ医薬品は今後の成長領域であるが、我が国はそのほとんどを海外に依存し、国内製造されていない現状があり、経済安全保障上問題であるほか、国内のバイオCMO/CDMOにも限られることから水平分業が進まず、バイオ医薬品の新薬開発にも支障が生じている。
- これまで厚生労働省では、バイオ医薬品開発等促進事業において、高度専門人材育成のための研修を行ってきたが、
  - ・ 国内製造に対する需要を鑑みると、より多くの人材を育成していく必要がある
  - ・ 実際の設備を用いた製造（スケールアップ）等の経験がなければ即戦力とならないが、各企業で実生産レベルの実習は困難であるとの声があがっている。また、新規医薬品のうちバイオ医薬品が占める割合が増加することに伴い、今後、特許切れのバイオ医薬品も増加していくことが見込まれる。
- 令和6年度からのバイオシミュラーの普及目標達成にあたり、安定的な供給を確保することが重要であるため、国内においてバイオ医薬品の製造技術を持つ人材の更なる育成を中心として、製造能力強化に関する支援をあわせて実施する必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

- バイオ医薬品の製造に関する課題や解決策を関係者間で共有し、連携を強化するとともに、右の支援を進める。
- バイオ専門人材の育成を中心として、
  - ・ バイオシミュラーを含むバイオ医薬品の国内生産能力増強
  - ・ バイオ医薬品製造業者の国際競争力強化、水平分業推進等により、国内の医薬品シーズを成功に導く。



### 支援メニュー（対象：製薬企業、CMO/CDMO）

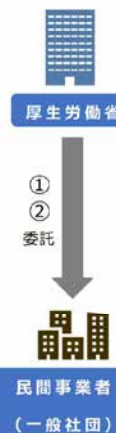
#### ① 研修施設での人材育成支援【拡充】

- 製薬企業の社員等に対して、バイオ医薬品の製造技術、開発ノウハウ等に関する基礎的な研修プログラムを実施。令和9年度は、**研修の機会を拡大するため、出張講座や将来バイオ医薬品の製造を担う大学生等向けの研修も実施。併せて、AIやVR技術等を活用した効率的な研修資料・プログラムの導入、研修施設拡充・設備整備を実施する。**
- 様々なモダリティ（抗体医薬品、ウイルスベクター製品、細胞加工製品）を対象とした研修を実施。

#### ② 実践的技術研修の実施

- ①の研修の上乗せとして、製薬企業等の実生産設備を利用した実践的な研修プログラムを実施。
- 1年間の研修プランにより、一連の製造作業を一人で実施出来る製造技術者レベルを目指す。

## 3 実施主体等



## 4 事業実績

技術研修事業の受講者数 ○抗体研修：84名 ○AAV研修：53名 ○実生産研修：9名（令和7年度実績）

54

令和9年度概算要求額 80億円 (32億円) (内は前年度当初予算額)

うち投資枠 80億円

## 1 事業の目的

- 再生医療等（再生・細胞・遺伝子治療（in vivo遺伝子治療を含む））の新規モダリティ等（技術・手法）の実用化に向けて、臨床研究・医師主導治験のうち実用化までの道筋が明確な研究、アカデミアと企業が協力して製造販売承認を目指す研究、再生医療等の品質及び安全性の確保のための研究、早期実用化に向けた製法開発のための研究、臨床研究等の実施中に生じた課題解決のための研究等を支援する。これにより、再生医療等製品等の治験・先進医療実施へ着実に繋げる。日本国内だけでなく海外展開可能な再生医療等技術の確立を目指す研究を特に重視する。
- また、令和9年度は、再生医療等の臨床研究の研究デザインや研究実施体制の開発に関する研究や近年急速に開発が進む遺伝子改変動物を用いた移植技術について、非臨床フェーズから社会実装を見据えた研究開発支援を強化する。産学連携による研究においては、アカデミアがシーズ研究を行い、研究結果をもとに製造販売承認に向けて企業とも協力し、臨床開発の早期から明確な出口戦略が検討された品質・非臨床データの取得のための研究や医師主導治験等を支援し、再生医療等製品等の治験や先進医療の着実に実施に繋げる。
- 若手・女性研究者を含めた人材育成については特に努めることとする。再生・細胞医療・遺伝子治療の融合研究及び異分野連携による研究の推進を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

### 1）再生・細胞医療、遺伝子治療の実用化に向けた研究の支援

#### ア. 治療法確立のための臨床研究

実用化の道筋が明確な再生・細胞医療・遺伝子治療の臨床研究・医師主導治験を支援。



#### イ. 産学連携による臨床研究

アカデミア発の再生・細胞医療・遺伝子治療シーズを速やかに実用化に繋げるため、アカデミアがシーズ研究を行い、研究結果をもとに製造販売承認に向けて企業と協力する研究開発を支援。



#### ウ. 品質・安全性の確保のための研究

#### ウ. 品質・安全性の確保のための研究

国内で開発中の再生医療等製品・技術の品質・安全性評価方法の開発、製造・品質管理および輸送方法を開発する研究及び国際標準化に資する研究を支援。



#### エ. 実用化を見据えた製法開発のための研究

再生医療等製品の早期実用化を実現するため、初期臨床試験から薬事承認・商用生産に至る製造・品質管理の一貫性を担保するための研究を支援。



#### オ. 臨床研究等の実施中に生じた課題解決のための研究

臨床研究や治験を実施する中で生じた課題を解決するために新たに実施する臨床研究や臨床情報データ収集を行うことで有効性の確立・新たな治療法等の開発につなげる研究を支援。



#### カ. 効率的な再生医療等臨床研究実施のための研究

再生・細胞医療・遺伝子治療の臨床研究の効率化につながる研究デザインの開発その他、効率的な臨床研究実施体制を開発する研究を支援



#### キ. 遺伝子改変動物を用いた移植技術に関する研究

国産技術による遺伝子改変動物の臓器をヒトに移植する異種移植技術確立するため、非臨床試験や国内におけるFTH試験の実施に向けた研究、遺伝子改変の最適化、拒絶反応の制御、免疫寛容・免疫抑制技術の確立に向けた研究、移植技術の確立に向けた研究、輸送技術の確立に向けた研究を支援



### 2）創薬応用に向けた研究の支援

#### ク. iPS細胞・オルガノイド等を利用した創薬応用のための研究

医薬品開発の成功確率向上、迅速化、コスト削減のため、iPS細胞やオルガノイド等を用いて実用化に繋げていくための創薬研究を支援。さらにAI・データサイエンスとの連携も推進する。



## 3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募より研究者・民間事業者等を選定

55



令和9年度概算要求額 20億円（3.5億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額3.0億円  
うち投資枠 20億円

## 1 事業の目的

- 日本成長戦略において、再生・細胞医療・遺伝子治療は、先端医療（以下「CGT」という。）として重点投資分野とされており、特に個別化遺伝子治療の製造体制や異種移植技術等の新領域における研究開発の実用化基盤の体制整備が急務とされている。
- このため、令和9年度は、AMED再生医療等実用化基盤整備促進事業を発展させ、（1）CGTの臨床研究の知識・経験を有するCGT臨床試験推進モデル病院をハブとした臨床研究基盤の体制整備等を継続・発展させるとともに、（2）臨床FIHグレードのベクター製造支援機能を強化し、プラスミド等の共通基材の整備と供給体制の確立する。更に、（3）別事業として実施してきた遺伝子治療ナショナルコンソーシアムを本事業に統合し、ベクター製造支援機能と連携し、遺伝子治療の実用化伴走支援体制を整備する。更に、（4）近年国際的に急速に臨床応用が進む異種移植技術について、有識者・関係者の連合体による実用化の推進体制を支援するための新たな体制整備を進める。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募より研究者・民間事業者等を選定

56

令和9年度概算要求額 15億円（1.2億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 7.6億円の内訳

## 1 事業の目的

うち投資枠 15億円

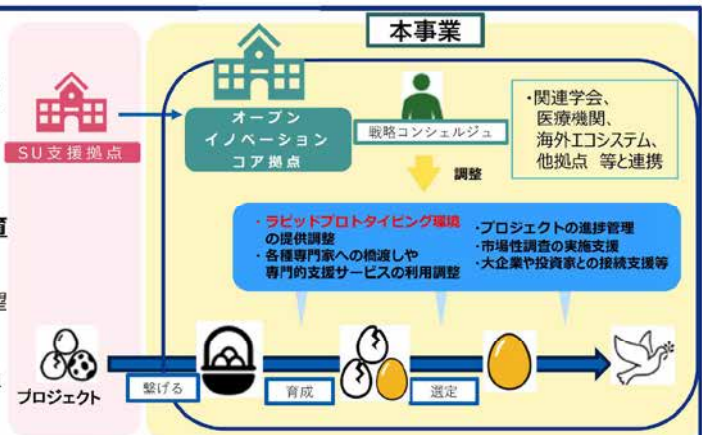
将来にわたり国民に安定的に質の高い医療を提供するため、我が国の医療機器産業の持続的発展は必要不可欠である。医療機器について、グローバル市場に比較して国内市場の伸びは低く、国際競争力は課題の一つとなっている。また、近年AI等の技術革新がめざましいプログラム医療機器（SaMD）については、新たな産業としての大きな期待が寄せられているが、異業種からの参入が多いこと等から、制度の理解も不十分であり、事業化に必要なエビデンスを創出できていないケースが多い。

本事業では、第3期医療機器基本計画の策定に向けた中間とりまとめ(令和8年3月)に基づき、戦略的に推進すべき領域を定めた3つのオープンイノベーションコア拠点の機能を強化し、事業展開まで安定的に質の高い医療を提供するための優れた医療機器を創出できるエコシステムの充実・強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

**3つの戦略領域（革新的医療機器、デジタル（SaMD、AI等）・ロボット、循環器・神経）に紐づく高度な医療機器開発能力を有するオープンイノベーションコア拠点（以下、コア拠点）において、以下の取組を行う。**

- **戦略コンシェルジュを配置し、プロジェクト毎に進捗管理や、ステップ毎に必要な専門家への橋渡しなどの伴走支援を行う。**【拡充】
- **ラビッド・プロトタイピング環境を提供し、プロジェクトの育成・開発加速を支援する。**【拡充】
- 市場性調査を行い、将来的な事業展開の拡大可能性を持つ有望プロジェクトの絞り込みを行う。【拡充】
- 将来性が極めて有望な特に集中的に支援する金の卵（Golden Egg）を選定するための有識者による選定委員会を設置する。【拡充】



## 3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）  
補助率：定額※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定。  
採択予定数・単価：3 拠点程度を想定 1拠点あたり500百万円×3 拠点

## 4 事業実績等

令和7年度 採択拠点数 3 拠点

57



## 医療機器スタートアップ支援拠点整備事業

令和9年度概算要求額 4.6 億円 ( ) 内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 7.6億円の内数

うち投資枠 4.6億円

### 1 事業の目的

将来にわたり国民に安定的に質の高い医療を提供するため、我が国の医療機器産業の持続的発展は必要不可欠である。そういった中、スタートアップ企業は革新的な医療機器の創出を担う主体として、医療機器の産業振興を牽引する存在である。一方で、国内の医療機器に関するスタートアップ企業は、異業種からの参入も多く、国内の医療機器承認制度や保険償還制度、海外の医療機器承認制度等について制度の理解が不十分であり、事業化に必要なエビデンスを獲得できていないケースがある。また、業界全体の課題として、諸制度を理解した上で、スタートアップを一気通貫で支援できる人材も不足しているとの指摘がある。

本事業では、第3期医療機器基本計画の策定に向けた中間とりまとめ(令和8年3月)を踏まえて、上記の課題に関連して、国内の医療機器を創出するスタートアップ支援として各種制度の理解等に関するベーシックレベルの研修や、世界展開を見据えたアドバンスレベルの研修等の企画・運営を行い、また、プロジェクト毎にハンズオンでサポートを行い、さらにこれらを支える人材やエコシステムを継続的に生み出すための拠点を整備することを目的とする。

### 2 事業の概要・スキーム

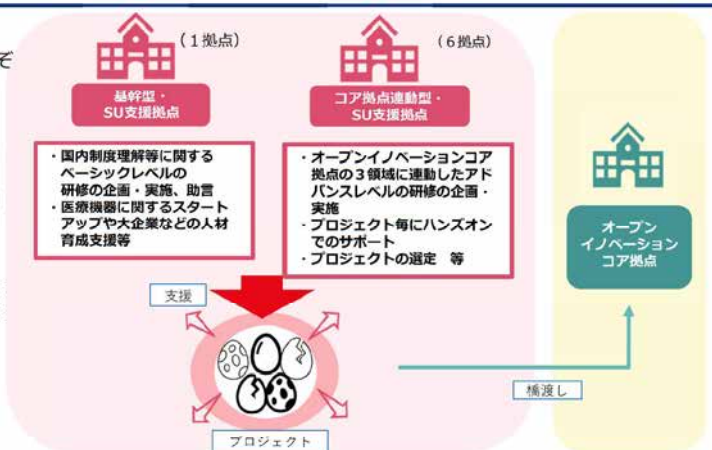
7つのスタートアップ支援拠点(以下、SU支援拠点)を整備し、それぞれの拠点で以下の取り組みを行う。

#### ①基幹型・SU支援拠点(1拠点)

- 国内の医療機器審査制度や保険償還制度等に関する理解等、ベーシックレベルの知識についてオンライン研修等を企画・実施する
- 医療機器に関する諸制度を理解し、スタートアップや大企業の内外で活躍する人材育成支援を行う

#### ②コア拠点運動型・SU支援拠点(6拠点)

- 3つのオープンイノベーションコア拠点の戦略領域に紐づく研修や世界展開を見据えた事業計画書の充実など専門性の高いアドバンスレベルの研修の企画・実施を行う
- プロジェクト毎にハンズオンでアドバイスを進捗管理をサポートする
- コア拠点への案件の橋渡しを行う



### 3 実施主体等

補助先: 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)

補助率: 定額※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定。

採択予定数・単価: 7拠点程度を想定

国内基幹拠点: 1拠点あたり65百万円×1拠点、

コア拠点運動拠点: 1拠点あたり65百万円×6拠点(循環器・神経領域×1、デジタル(SaMD・AI等)・ロボット拠点×2、革新的医療機器×3)

58

## ECMO及び透析の用に供する医療機器に係る国内生産体制・備蓄支援事業

令和9年度概算要求額 136億円 ( ) ( ) 内は前年度当初予算額

うち投資枠 136億円

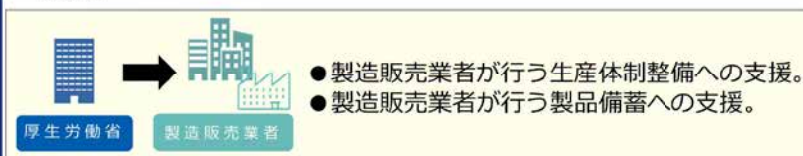
### 1 事業の目的

●ECMO (Extra-Corporeal Membrane Oxygenation) は、心臓や肺の機能を代替する医療機器である。国際的な感染症拡大時には、海外に依存している原材料などの輸出等の制限がなされる恐れがあるため、特定国を含む海外に供給を依存しているECMOの本体機器及びディスプレイ機器について、平時から国内での生産体制整備及び備蓄等の支援を行う。

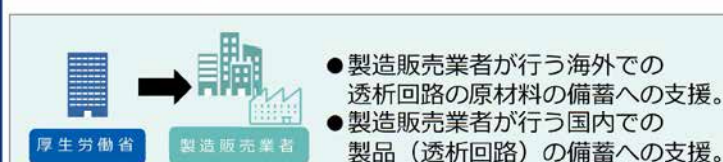
●透析の用に供する医療機器は、透析装置、透析針、ダイヤライザー、透析回路から構成され、腎不全患者の腎臓機能(老廃物・水分除去、電解質調整など)を代替し、透析患者の生存に必要不可欠である。このうち、透析回路は、100%を海外からの輸入に依存しているため、有事の際に安定供給ができるよう平時から海外での透析回路の原材料の備蓄等及び国内での製品備蓄の支援を行う。

### 2 事業の概要・スキーム

#### ・ECMO



#### ・透析の用に供する医療機器



### 3 実施主体等

・医療上必要性の高い医療機器の安定供給体制を整備しようとする製造販売業者

#### 補助率・負担割合

ECMO: 国 1/2、製造販売業者 1/2

透析の用に供する医療機器: 国10/10[P]

59



令和9年度概算要求額 9.4億円 (ー) (ー)内は前年度当初予算額

うち投資枠 9.4億円

## 1 事業の目的

我が国においては、感染症の流行や関税・レアアースの輸出規制など、通商環境の急激な変動等により、医療機器の安定供給に係るリスクが一層高まっている状況にある。このようななか、医療機器基本計画の中間とりまとめ（令和8年3月）において、安定供給確保医療機器を定めることとしている。一方で、現にレアアースを使用し安定供給に支障を生じる可能性のある医療機器や、採算性の観点から海外で生産している医療機器などがある。

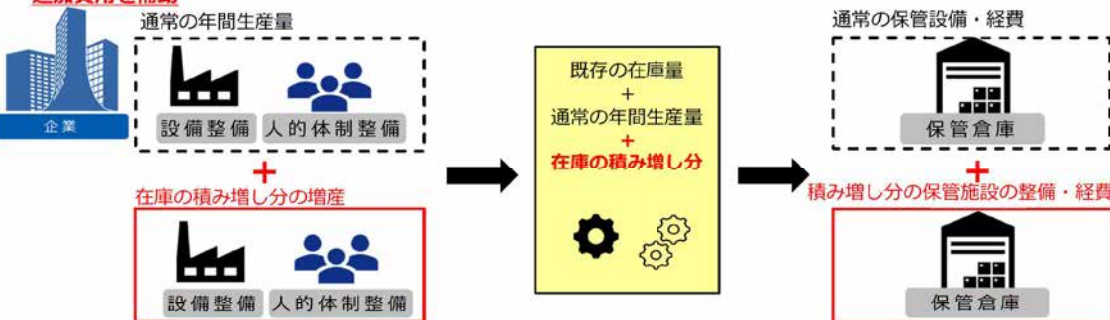
経済安全保障の観点で国民の生命・健康を確実に守る観点から、このような国民の生命に直結する医療機器で、安定供給の確保が特に求められるものに対し、国内の生産体制を整備することで、その基盤の強化を図るためのものである。

## 2 事業の概要

日本国内において、国民の生命に直結する医療機器の中で、安定供給の確保が特に求められる医療機器を対象に、感染症の流行や想定を超える通商環境の変動による部品・原材料の供給途絶等の非常時に備え、一定以上の備蓄の積み増しを行う医療機器製造販売業者等に対し、積み増しに伴う増産（設備整備費、人件費、部素材の確保及び保管費用等）及び備蓄（設備整備費並びに保管費用）に係る追加費用を補助し、その取組を促すことで、当該医療機器の安定供給に向けた体制整備を行う。

## 3 事業スキーム

○国民の生命に直結し、安定供給の確保が特に求められる医療機器を対象に、一定以上の積み増しを行う企業に対し、**積み増しに伴う、増産（設備整備費、人件費、部素材の保管経費等）及び備蓄（設備整備費及び保管費用）に係る追加費用を補助**



## 4 実施主体等

- ・在庫の積み増しを行う企業
- ・補助率：上記費用の1/2  
(国1/2、事業者1/2)

60

令和9年度概算要求額 16億円 (12億円) (ー)内は前年度当初予算額

うち投資枠 16億円

## 1 事業の目的

○医療ニーズの高い医療機器等の研究開発を促進するための臨床研究・治験等を支援する。また、クラスⅢ・Ⅳの医療機器等の開発リスクが高く着手が難しいテーマに対する支援を通じて、革新的なアイデアや技術を用いた医療機器の研究開発を促進し、革新的な医療機器の実用化を図る。

○さらに、AI等のデジタル技術を融合的に活用し、疾患の治療・診断・予防に直接的に効果を発揮するプログラム医療機器の実用化を目指す。それにより、医療従事者の業務の効率化・負担軽減や医療費適正化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

## ①医療負担の軽減に資する医療機器の実用化を目指す臨床研究・治験等【拡充】

疾病の早期診断、治療計画を生成するプログラム、適切な治療方法の選択、患者負担の大幅な低減、高い治療効果等により医療費適正化や医療従事者等の負担軽減に資する医療機器の臨床研究・治験等を支援

## ②革新的医療機器の実用化を目指す臨床研究・治験等【拡充】

これまでに無かった新しい技術・原理・効能・用途などをもった革新的な医療機器等を開発し、企業への導出を目指す非臨床研究（臨床試験に代わる適切な検証的試験）・臨床研究・治験等を支援

## ⑤医療ニーズの高い体外診断用医薬品の開発

医療機器開発と体外診断用医薬品開発を並行して行うことにより、革新的な治療法や診断法の開発の一層の早期化に資するため、医薬品・医療機器等の開発と並行又は単独での体外診断用医薬品の開発を支援

## ⑥マイルストーン型開発支援プログラム（ハルステック・チャレンジ）

医療機器開発の初期フェーズにおいて、アカデミアやスタートアップの持つ革新的なアイデアや技術の概念実証や実現可能性調査を実施

## ③医療ニーズの高い医療機器の実用化を目指す臨床研究・治験等

以下の臨床研究・治験等を支援

## ③-1 小児用医療機器

小児用の小型又は成長追従性の医療機器を開発し、企業への導出を目指すもの

## ③-2 高齢者向け・在宅医療分野の推進に資する医療機器

在宅医療の推進に資する医療機器等、高齢者に特徴的な疾病に関する医療機器を開発し、企業への導出を目指すもの

## ③-3 女性の健康・疾病に関する医療機器

女性の健康・疾病に関する医療機器を開発し、企業への導出を目指すもの

## ④疾患登録システム（患者レジストリ）を活用した医療機器の実用化を目指す研究等

診断や治療を支援するAIを活用した医療機器や、適応拡大を意図した侵襲性の高い医療機器等の薬機法承認を目指す、RWDを活用した臨床研究等を支援

「追加的な観測・介入を伴わない既存の医用画像データ等を用いた診断用医療機器の性能評価試験の取扱いについて」（令和3年9月29日付）等に基づき、治験を実施せずに医療機器の評価を行う研究を含む。

## 3 実施主体等

- ◆ 補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） ◆ 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

61



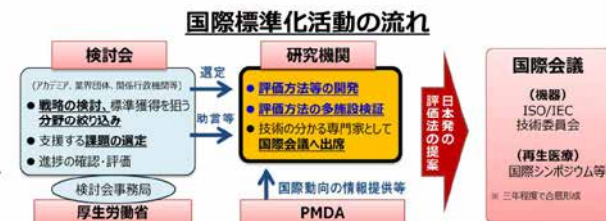
令和9年度概算要求額 2.0億円（1.7億円）（）内は前年度当初予算額  
うち投資枠 21百万円

## 1 事業の目的

- 医療機器の国際標準（ISO/IEC等）は各国規制に採用されており、我が国発医療機器の国際展開には、規格・基準の国際標準への反映が重要である。平成29年度開始の本事業で、日本発の国際規格を継続的に創出してきた。
- 「日本成長戦略」や「知的財産推進計画2026」において、医療機器の国際標準化の推進が求められており、本事業の拡充を以下のとおり行う。

①医療機器に広く共通する規格の国際標準化活動の強化  
品質管理や安全性確保に係る品目横断的な規格について、PMDA、国衛研の国際標準化活動を強化する。

②医療機器分野の国際標準化人材の育成  
医療機器の国際標準化を担う人材が高齢化し、次世代人材の育成が急務である。令和6年度から開始した国際標準に係る人材育成事業（内閣府BRIDGE※）を発展させる。



※研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム

## 2 事業の概要・スキーム

- (1) 日本発国際標準の創出（評価法・規格案の創出、国際標準化戦略の検討）
- (2) (1)で創出された規格案を国際標準化するための調整・会議参加等の支援
- (3) 国直結の機関における国際標準化推進体制の整備（上記①関係）
- (4) 産官学連携による次世代標準化人材の育成（上記②関係）  
（拡充分下線部）

## 3 実施主体等

- (1) 大学・研究機関（補助率100%）
- (2) 国内審議団体（補助率50%）
- (3) 国際標準化推進体制の整備  
・ PMDA  
・ 国衛研
- (4) 次世代標準化人材育成  
・ 業界団体等  
・ PMDA  
（拡充分下線部）

62

令和9年度概算要求額 1.1億円（38百万円）（）内は前年度当初予算額  
うち投資枠 67百万円

## 1 事業の目的

- プログラム医療機器（SaMD）の開発に当たってはスタートアップやベンチャー等の参入も多いことから、薬事の経験に乏しい企業も多く、PMDAと申請者間での照会・回答の往復に時間がかかるケースがある。SaMDの申請件数が増加傾向にある中、PMDAが審査や相談のために割く業務が増大しており、SaMDを遅滞なく患者の元へ届けるための審査期間の維持に向け、審査体制の強化が必要である。
- 加えて、昨今のAI等の新規技術を進展を踏まえ、欧米やアジアにおいて生成AIを活用した医療機器に関する様々な議論や実用化に向けた対応が進行しており、本邦においても遅滞なく検討・対応を進め、早期実用化を支援する必要があることから、「日本成長戦略」（令和8年7月21日公表）や「第3期医療機器基本計画策定に向けた中間とりまとめ」（令和8年3月公表）においても、迅速かつ適正に薬事審査を行うためのPMDA体制強化を行うこととされた。
- このため上記の審査体制の強化に加え、特にAI等の新技術に精通した高度な知識を有するPMDA職員の増員により、承認審査・相談体制強化を進める必要があるが、これらの高度人材の新たな採用にあたっては、その専門知識に応じた処遇への配慮も必要となっている。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

PMDAの専門職員6名を補助する。

- SaMDの知識を有する専門職員を採用し、即戦力として薬事戦略に係る相談業務に配置するとともに、これまで当該相談枠に従事してきた職員については、これまでの業務経験も生かして、承認申請前の助言業務や承認審査業務に配置する。
- AI等の新規技術に精通した高度な知識や経験を有する専門職員を採用し、医療機器へのAI活用における国際的な議論への参画に加え、生成AIを活用した医療機器等新規性の高い品目にかかる相談業務や承認審査業務に配置する。



63



令和9年度概算要求額 1.3億円（＝百万円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 成長戦略において「17の戦略分野」及び「8つの分野横断的課題」としてサイバーセキュリティがあげられている※。また、経済安保法における基幹インフラ制度の対象に医療分野を追加するための法改正が令和8年6月に行われた。

※ 成長戦略：医療機器のサイバーセキュリティ確保、薬事審査体制の強化、国際展開や国際規格化への支援、医療機器創出人材の育成拠点の強化、基礎研究等の促進を図る。

- 特に医療機器はサイバー攻撃による誤作動が生命に危険を及ぼしかねないことや、攻撃の入り口となった場合に医療機関全体を機能不全に陥れかねないことから、国際整合性を踏まえたサイバーセキュリティ対策を令和6年4月から義務化したところ。一方、米国FDAや欧州当局では更なる取組として承認申請時等にSBOM※や脆弱性評価の妥当性を確認するなど、市販前・市販後を通じた製販業者による継続的なリスクマネジメントの妥当性を行政当局が確認する規制が進展している。

※ SBOM：ソフトウェア部品表。医療機器の脆弱性管理等に活用される。

- 我が国においても、国際動向を踏まえ、市販前・市販後を通じたサイバーセキュリティ確保の仕組みを構築する。
- また、手引書等の整備や実務型研修の実施を通じて、製造販売業者のサイバーセキュリティ対応力の向上を図る。



## 2 事業の概要

## 1. 医療機器サイバーセキュリティに係る体制整備費

- PMDAにおいて、専門人材を増員し、市販前から市販後までの医療機器サイバーセキュリティ対応を一体的に支援する専門チームを整備

## 2. 医療機器サイバーセキュリティ実装モデル事業

- モデル医療機器を用いた実証を通じて、SBOMの作成、脆弱性管理等の手順・留意点を整理し、製造販売業者向けの実務型手引書を作成
- SBOM作成・運用に関する中小事業者向けワークショップ型研修を実施

## 3 スキーム・実施主体等

## 1. について



## 2. について



94

## がんゲノム情報管理センター事業費

健康・生活衛生局がん・疾病対策課（内線3827）

令和9年度概算要求額 32億円（9.6億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額7.3億円  
うち投資枠 19億円

## 1 事業の目的

- がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会報告書（平成29年6月）において「がんゲノム情報の集約・管理・利活用を図るためには、がんゲノム医療・研究のマスターデータベースである「がんゲノム情報レポジトリ（仮称）」を構築し、管理・運営する機関として「がんゲノム情報管理センター（仮称）」を新たに設置する必要がある。」と提言されたことを踏まえ、平成30年4月から、国立がん研究センターにおいて、がんゲノム情報レポジトリシステムの構築を開始し、同年6月に同センターに「がんゲノム情報管理センター」を設置している。
- 当該システムの構築及び管理・運営や、がんゲノム医療提供体制等のあり方に係る関係者との連絡会議の実施、データの二次利活用のための情報利活用審査会の設置・運営について支援を行うことにより、がんゲノム医療に係る体制整備を図る。

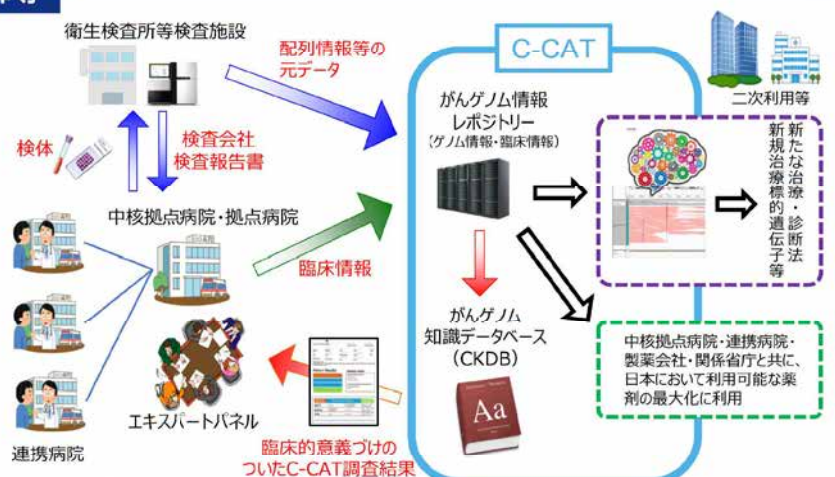
## 2 事業の概要・スキーム、事業主体等

①がんゲノム情報レポジトリシステムの構築等  
がんゲノム情報の集約・管理・利活用を図るため、がんゲノム医療中核拠点病院等から提供されるゲノム関連情報（パネル検査結果、臨床情報、治験情報等）を集約化した「がんゲノム医療・研究のマスターデータベース（がんゲノム情報レポジトリシステム）」を構築し、その管理・運営を行う。

※令和9年度においては、機器リプレイス対応及び新規パネル追加への対応等を実施。

②がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議  
がんゲノム情報管理センター及びがんゲノム医療中核拠点病院の連携・協働に係る課題やがんゲノム医療に係る取り組みの推進状況等について検討を実施する。

③情報利活用審査会  
がんゲノム情報管理センターにおいて情報利活用審査会の設置・運営を行う。



- ◆補助先：国立がん研究センター
- ◆補助率：定額

65



令和9年度概算要求額 10億円（3.4億円）（）内は前年度当初予算額  
うち投資枠 10億円

## 1. 事業の目的

【医療技術の普及支援から市場形成支援への転換】

- 旧事業においては、専門家の派遣や研修受入等を通じ、人材育成を中心に据えた医療技術・機器の導入の取組を実施してきた。また、開発途上国でのサービス提供において大きな役割を果たす公的セクターへの導入を行うために、導入する技術・機器の相手国の制度への適合にも取り組んできた。
- 一方、相手国制度への適合に事業実施者のみで取り組むには困難な点も多かった。このため、新事業においては、相手国制度へ適合させるための伴走支援を活用しながら、医療技術の普及、人材育成及び製品導入を一体的に推進することにより、公的セクターにおけるさらなる市場形成の目標達成につなげる。
- また、新興国においては、生活習慣病の増加及び高齢化の進展により、予防医療やリハビリ分野の需要が増大するとともに、高度医療機器分野においても今後の需要拡大が見込まれることから、新事業においてはこれらの分野を重点対象として設定する。
- これにより、我が国の医療技術の国際展開を推進し、相手国の医療水準の向上に貢献するとともに、我が国の医療機器・サービス産業の振興を図る。

## 2. 事業の概要・スキーム

JHISを実施主体として、医療製品の市場形成に向け、以下の2本柱のプロジェクトを実施する。

### ① 相手国における医療製品の導入・普及に資する人材育成（日本の医療機関及び企業等が一体となって実施）

- 医療製品の適正使用及び普及に資する研修や、医療技術の普及に必要な研修
- 現地制度・仕様への適合及び導入促進に必要な市場調査（新規）

※以下の3分野を重点対象とする（新規）

予防医療分野：日本式健診センター・人間ドック（管理運営等ノウハウ、検査手技等）、  
A I 問診・画像診断支援 A I（運用ノウハウ等）、診断機器の導入による疾病・感染症の早期診断、遠隔医療等  
リハビリ分野：リハビリ医療機器（リハビリ手技等）等  
高度医療機器分野：画像診断機器、内視鏡、手術支援ロボット等

「ケニア、ザンビア、タンザニアにおけるWHO必須歯科材料SDF（フッ化ジアンミン銀）を用いた口腔疾患の予防・治療技術の能力強化事業」（2024年7月）

### ② 各プロジェクトの制度適合及び導入促進に資する伴走支援（相手国保健当局へのアプローチも含む）

- JHISの海外協定先機関や、相手国の市場や規制に精通した専門事業者を活用し、日本の医療機関及び企業等に対して支援を行う。（新規）
- プロジェクト実施期間中に、相手国保健当局への表敬訪問や相談等も行う。（新規）

### ○ 予算額（10.0億円）の内訳：

|                      |                                      |
|----------------------|--------------------------------------|
| (ア) プロジェクト（※）        | 0.2億円×37PJ（合同案件）<br>0.1億円×10PJ（単独案件） |
| (イ) 専門事業者・専門家による伴走支援 | 1.3億円                                |
| (ウ) 事務局管理（人件費・旅費）    | 0.3億円                                |

（※）製品導入費、研究費、学会費用、開発データの収集経費等は補助対象外

### ○ 想定される成果・KPI・参考指標等

【医療技術の普及】相手国のガイドライン又は必須リストへの反映状況  
【製品導入】対象技術・製品が導入されている医療機関数（新規）  
【売上】対象製品の売上高（新規）

※最終補助年度から一定期間フォローアップを行い、本事業の成果の状況を把握する。（新規）



66

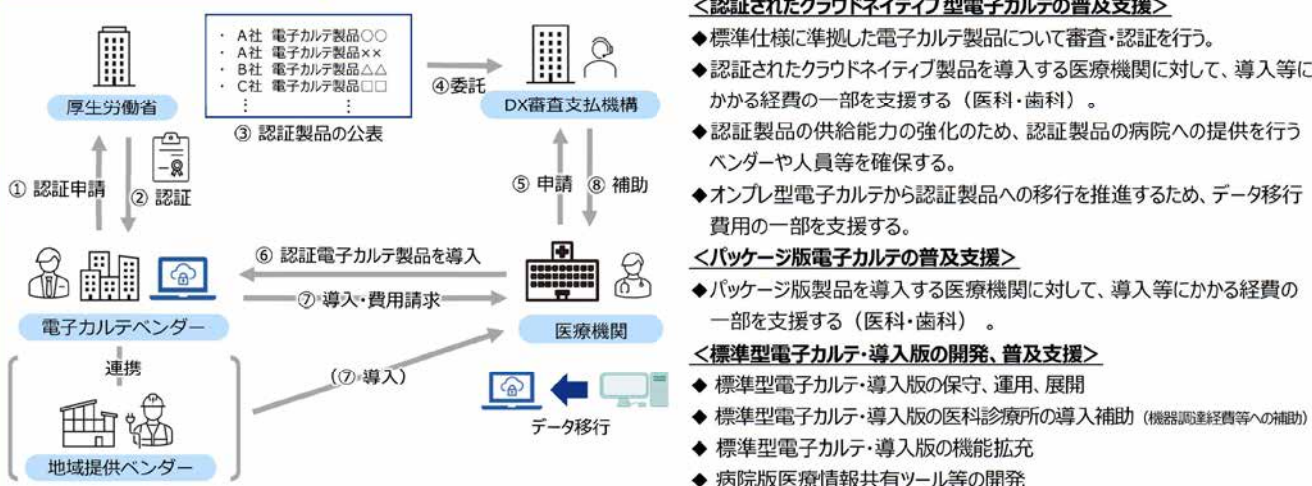
令和9年度概算要求額 604億円（-）（）内は前年度当初予算額

うち投資枠 604億円 一部デジタル庁計上（標準型電子カルテ・病院版医療情報共有ツール）43億円

## 1 事業の目的

本事業は、医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入等を支援することにより、電子カルテの普及、サイバーセキュリティ対策の向上、全国的な医療情報共有基盤の整備を推進することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

- ◆厚生労働省（DX審査支払機構、民間事業者等に一部事務委託して実施）
- ◆補助率：1／2（上限あり）等

67



令和9年度概算要求額 事項要求（－億円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

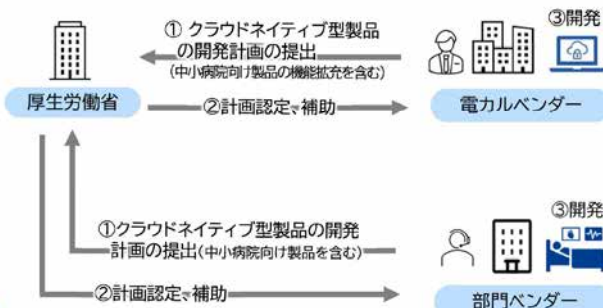
本事業は、大病院の医療情報システムのクラウドネイティブ化を推進するため、①電子カルテ・部門システムのクラウドネイティブ製品開発を支援するとともに、②両者の効率的な連携を実現する標準インターフェースの策定、及び、その維持管理体制を整備することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

- ◆ 電子カルテと部門システムの効率的な連携に向け、標準インターフェース等を策定し、維持管理体制の検討を行う。（委託）



- ◆ 大病院の医療情報システムのクラウドネイティブ化に向け、電子カルテ・部門システム等のクラウドネイティブ製品の開発（機能拡充を含む。）を支援する。（1/2補助 上限は部門ごとに設定）



## 3 実施主体等

- ◆ 厚生労働省 ◆ 補助率：1／2（上限あり）、委託

68

令和9年度概算要求額 137億円（1.0億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 15億円

うち投資枠 137億円

## 1 事業の目的

サイバー攻撃の脅威が医療機関にも及ぶ中、専門人材の不足、外部接続点管理およびセキュリティ対策の不全、特定社会基盤事業者指定され得る病院の水準担保、現場のセキュリティ意識やリテラシーの不足、初動対応体制の未整備など、医療機関が抱える課題は多岐にわたる。本事業では、①専門人材活用推進、②演習実施助成、③外部接続点の適正化・維持管理・セキュリティ強化、④特定社会基盤事業者への指定が想定される病院等の点検、⑤研修・初動対応支援の5事業を統合的に運用し、人材・体制・システムの各側面から医療機関のサイバーセキュリティ対策を総合的に強化することで、医療提供体制維持のためのセキュリティを確保する。

## 2 事業の概要・スキーム



①セキュリティ人材活用推進  
IPA支援者リストの活用促進、医療機関・保健所へ専門人材活用を支援

②サイバーセキュリティ演習実施助成  
CYNEX基盤を活用した演習実施費用を学術・職能団体等へ助成

③サイバーセキュリティ確保  
外部接続点適正化・維持管理・セキュリティ強化計画策定支援と、必要経費への補助

④サイバーセキュリティ点検  
特定機能病院を対象としたセキュリティ点検とフォローアップ

⑤サイバーセキュリティ対策調査事業  
(1) 研修  
経営層・システム管理者・立入検査職員等、役割に応じた研修の実施

(2) 初動対応支援  
インシデントへの初動対応支援や被害者のアセスメント

## 3 事業主体等

| 事業    | ①人材活用推進          | ②演習実施助成        | ③確保事業                                                                                  | ④点検事業            | ⑤対策調査事業                                     |
|-------|------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------------------------------------|
| 実施主体等 | 委託先：委託事業者（民間事業者） | 助成先：学術団体・職能団体等 | 実施：委託事業者（民間事業者）<br>補助先：病院<br>病床規模別の補助基準額を設定 ※（補助率10/10）<br>※「点検事業」に参画した特定機能病院は補助基準額を増額 | 委託先：委託事業者（民間事業者） | 委託先：<br>(1) 委託事業者<br>(2) 委託事業者<br>いずれも民間事業者 |

69



令和9年度概算要求額 30億円（－）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 15億円

うち投資枠 30億円

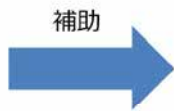
## 1 事業の目的

少子高齢化の進展によって現役世代（就業者数）の急減が見込まれ、“医療に従事する人材確保”がますます課題となる中、AI技術等を活用した業務効率化・生産性向上が重要となる。

（独）国立病院機構の病院において、令和7年度補正予算事業により導入したAI・ICT機器等（医師、看護師、コメディカル・事務の各部門へ導入）の導入効果を検証（部門毎に導入前後のタイムスタディ実施及びエビデンスの収集など）しており、令和9年度は、その検証結果を踏まえ、業務の効率化に大きく寄与したAI・ICT機器等を機構のセーフティネット分野の病院及び看護学校に導入し、機構の業務の更なる業務効率化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

（独）国立病院機構の病院において、令和7年度補正予算事業による業務効率化の効果検証等結果を踏まえ、業務の効率化に大きく寄与したAI・ICT機器等を機構の病院及び看護学校に導入することで、医療・教育現場における業務の更なる効率化を図る。



| 支援先                     | 導入機器イメージ                                                                                                                 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| NHOセーフティ分野の病院<br>(69病院) | ① 生成AI（会議録作成、看護サマリやリハビリサマリ作成等）<br>② 病院内ロボットシステム（搬送等）<br>③ 電子カルテ音声システム<br>④ 電子カルテモバイル参照システム<br>⑤ スマートフォン<br>⑥ 全自動薬剤分包装机 等 |
| NHO附属看護学校<br>(21施設)     | ① 校務支援システム<br>② 生成AI（カリキュラム作成、会議録作成等）<br>③ 多職種連携ハイブリッドシミュレータ 等                                                           |

70

令和9年度概算要求 25億円（一億円）（）内は前年度当初予算額

うち投資枠 25億円

## 1 事業の目的

- ・人口減少が進み医療従事者の確保が今後ますます難しくなる中で、医療現場の業務効率化による生産性向上が急務である。
- ・昨今の急激なAI活用の進展（エージェント型AI時代の到来）を踏まえて、医療現場におけるエージェント型AIを活用した新たな業務支援サービスの開発・実装を支援することで、AI活用による業務効率化のユースケースを創出するとともに、要件定義や実証データを公開することで、今後の新たなサービス開発・実装の加速化につなげる。

## 2 事業の概要

- ・厚生労働省が設定し公募する医療現場の業務効率化に関する課題について、エージェント型AIの活用による新たな業務支援サービスを開発し医療現場に実装しようとする事業者・病院に対して、開発費用及び実証・実装費用等を支援する。

## &lt;公募課題のイメージ&gt; ※要検討

病棟の看護オペレーションを最適化し、夜勤を含めた看護職員の間接業務の負担軽減を図るとともに、入院から退院までの一連の業務上の必要な調整を自律的にを行い効率化するエージェント型AIの開発・実装

⇒ 入院患者の人数・年齢構成、重症度、看護職員の経験年数・習熟度等のデータから最適な看護配置を提案することや、電子カルテデータや検査データ等の情報から日勤・夜勤の申し送り事項を自動作成し、必要な指示・調整を行う。

- ・入院が決まった患者の受け入れ病棟の調整を、各病棟の状況を踏まえてエージェント型AIが自律的に行う。また、退院日が決まった時点で、退院時サマリ・紹介状の作成をエージェント型AIが先回りして行うことや、医事部門や薬剤部門への必要な連絡・指示を自律的に

- ・事業者は、開発するサービスの実証・実装の場として、一定数の病院を確保した上で当該事業に応募。厚生労働省が応募内容を踏まえて、補助対象事業者を決定。

【補助要件】①公募課題に対応するエージェント型AIを活用した業務支援サービスの開発

②開発したサービスを5～10（P）以上の病院へ実装する

③開発したサービスの要件定義や実証データを公開する



公募課題に応募

補助対象決定



71



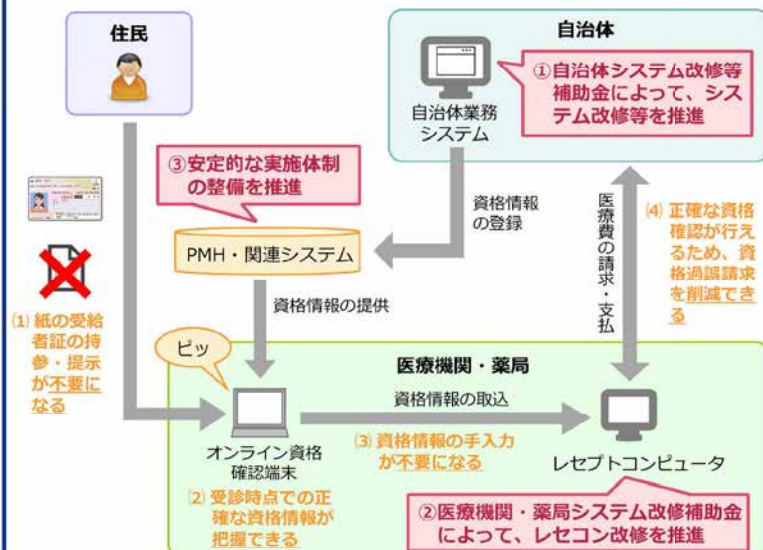
令和9年度概算要求額 45億円 (一) (一)内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 46億円  
うち投資枠 45億円

## 1 事業の目的

日本成長戦略(令和8年7月21日閣議決定)、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和8年7月21日閣議決定)等に基づき、医療費助成(公費負担医療及び地方単独医療費助成)のオンライン資格確認が未導入の自治体や制度について、令和9年度も早期の導入を進めるとともに、医療機関等でのシステム改修・導入を進める。また、本格導入に伴う自治体負担の激変緩和措置を実施する。

## 2 事業の概要、実施主体等

### ◎医療費助成のオンライン資格確認の仕組みと事業概要



#### ①自治体システム改修等補助金

- 補助対象：都道府県、市区町村
- 1制度当たり基準額：500万円
- 補助率：1/2

#### ②医療機関・薬局システム改修補助金

- 補助対象：医療機関、薬局
- 補助内容 ※DX審査支払機構において事務を実施

| 区分                 | 補助内容                                   |
|--------------------|----------------------------------------|
| 病院                 | 28.3万円を上限に補助<br>※事業費56.6万円を上限にその1/2を補助 |
| 診療所、薬局(大型チェーン薬局以外) | 5.4万円を上限に補助<br>※事業費7.3万円を上限にその3/4を補助   |
| 大型チェーン薬局           | 3.6万円を上限に補助<br>※事業費7.3万円を上限にその1/2を補助   |

#### ③自治体負担の激変緩和措置等

- 本格導入に伴う自治体負担の激変緩和措置として、PMHシステムの運用経費を補助(補助対象：DX審査支払機構)
- システム開発等に要する経費を補助(補助対象：DX審査支払機構)

72

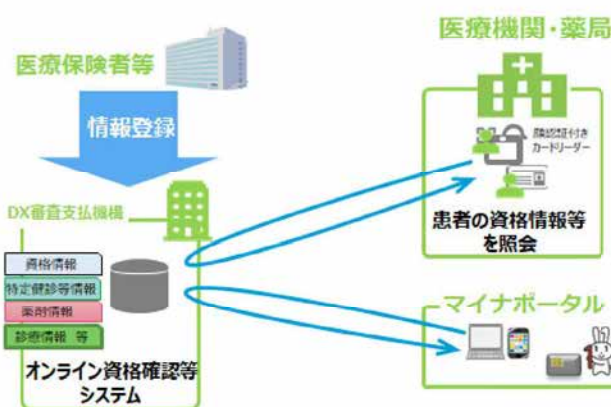
令和9年度概算要求額 281億円 (一) (一)内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算 224億円  
うち投資枠 281億円

## 1 事業の目的

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認等システムについて、マイナ保険証利用のさらなる環境整備に向けて、円滑にマイナ保険証を利用するための医療機関等における必要なシステム改修や第2世代顔認証付きカードリーダーの導入支援等、マイナ保険証のメリットや受診方法等の丁寧な周知広報を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

### ○オンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)の概要



#### (施策の概要)

- ・第2世代顔認証付きカードリーダーの導入支援等による利用環境の整備・向上
- ・オンライン資格確認の利便性向上に向けたオンライン資格確認等システムの改修等
- ・マイナ保険証のメリットや受診方法等の丁寧な周知広報、オンライン資格確認の今後のあり方の調査研究等

## 3 実施主体

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(現・社会保険診療報酬支払基金)、民間団体等

73



令和9年度概算要求額 22億円 (1百万円) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 13億円  
うち投資枠 22億円 一部デジタル庁一括計上予算

## 1 事業の目的

電子処方箋の機能拡充、利活用促進等を推進するため、必要なシステム改修、周知広報、機能追加にかかる補助等を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム

### 新規 電子処方箋の有効活用のための環境整備事業

電子処方箋の有効活用を進めるため、電子処方箋の事前通知機能等の機能拡充、エラーコード改善等の機能改善といったシステム改修を行う。また、開発にあたっての課題整理、当システムと連動する電力・レセコン等を提供する医療機関・薬局側ベンダの円滑な開発・改修に関する試験環境提供等の支援、医薬品マスタ等の整備等も行う。



### 拡充 電子処方箋の利活用促進事業

医療機関・薬局等から電子処方箋に関する意見や課題等を収集・整理し、利活用促進を進めるとともに、医療機関・薬局、国民に向けて効果的な周知広報、効果検証等を実施する。電子処方箋の活用による効果の調査・検証等の実施や、電子処方箋データの二次利用について更なる検討も進める。



### 新規 電子処方箋の機能拡充の促進事業

令和8年4月に本格運用を開始する院内処方機能について、すでに電子処方箋を導入している施設が機能追加した場合の導入費用の補助を行う。



## 3 実施主体等

●実施主体：(「2事業の概要・スキーム」も参照)

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 補助率：定額(10/10)、国、民間団体等、大規模病院 補助率：定率(1/3)、病院 補助率：定率(1/3)、診療所 補助率：定率(1/2)、薬局 補助率：定率(1/2)、大型チェーン薬局 補助率：定率(1/4)

## 4 事業実績等

●電子処方箋の利活用促進事業

電子処方箋の医療機関・薬局向け及び国民向けホームページの閲覧数(令和7年度)：1,109,642ページビュー

令和9年度概算要求額 100億円 ( - ) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 74億円  
うち投資枠 100億円

## 1 事業の目的

- ・国民の健康増進及び質の高い医療の提供に向けて、健康・医療分野のデジタル化を推進する。
- ・医療DXの推進に関する工程表に基づいて、オンライン資格確認等システムを拡充し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。また、構築した仕組みの機能改善を図る。

## 2 事業の概要・スキーム



令和9年度は、電子カルテ情報共有サービスの機能改善の他、医療介護連携その他共有する情報の拡大に係る仕組みの構築等を行う。

また、医療情報閲覧機能、救急時医療情報閲覧機能に係る機能改善を行う。

## 3 実施主体等

実施主体：医療情報基盤・診療報酬審査支払機構



令和9年度概算要求額 129億円（57百万円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 125億円  
うち投資枠 129億円

## 1 事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」において、「医療DX推進本部において策定した工程表に基づき、医療DXの推進に向けた取組について必要な支援を行いつつ政府を挙げて確実に実現する」とされた。
- 令和5年度に介護保険法を改正し、自治体・利用者・介護事業所等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備することを、保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付けた。
- 介護情報基盤を活用した情報共有のため、介護情報基盤及び関連システムの開発及び改修等を行う。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 要介護認定情報やLIFE情報等の介護情報を電子的に共有できる介護情報基盤の整備のために、国保中央会・支払機構等のシステムの必要な改修を実施することで、市町村や介護事業所における業務の効率化や介護事業所において提供される介護サービスの質の向上に資する介護関連データの利活用の推進を図る。

### 【令和9年度に行う主な改修等事項】【拡充】

＜国保中央会で行う改修等＞

- ①介護情報基盤の開発
- ②介護保険資格確認等WEBサービス改修
- ③介護保険審査支払等システム改修及び要件定義
- ④顕名LIFE改修
- ⑤介護事業所等支援

＜支払機構で行う改修等＞

- ①オンライン資格確認等システム等改修
- ②PMH共通機能等の改修

### ○ 事業スキーム



○所要額 12,949,784千円

（目）介護保険事業費補助金

国保中央会分 11,729,723千円（補助率10/10）

市町村分 57,173千円（補助率1/2）

（目）地域診療情報連携推進費補助金

DX審査支払機構分 1,162,888千円（補助率10/10）

○実施主体：国保中央会、DX審査支払機構、市町村

76

令和9年度概算要求額 9.7億円（1.6億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算 5.9億円  
うち投資枠 8.1億円 デジタル庁一括計上予算

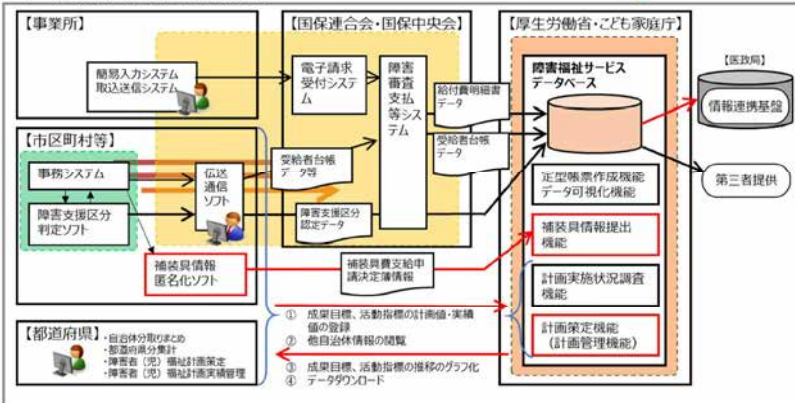
## 1 事業の目的

- 改正障害者総合支援法等の施行により、令和5年4月より障害福祉データベースの本格運用が開始された。障害福祉DBは、個人情報を匿名化した上で、障害福祉サービスの利用状況と障害支援区分の認定データを登録しており、現在は障害者自立支援等実績データを定型帳票として障害福祉サービスデータベースWebサイトにおいて提供している。
- 令和9年度については、情報連携基盤との連携に向けた機能の追加や計画実施状況調査機能の更なる拡充等を予定している。

## 2 事業の概要・スキーム

- 国が障害福祉サービス等給付明細書等のデータを確実に収集する。
  - 相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対してデータベースの情報を提供できることが必要。
- 将来的に医療分野・介護分野等のデータとの連結解析を予定。

### ■データの流れ（令和9年度末想定）



## 3 実施主体等

国（民間事業者へ委託）

77



令和9年度概算要求額 50億円 (ー) (ー)内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 55億円  
うち投資枠 50億円 デジタル庁計上予算

### 1 事業の目的

- 医療等情報の二次利用については、「医療DXの推進に関する工程表」において取組を進めることとされているほか、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）においても、制度・運用の整備及び情報連携基盤の構築等を進めることとされている。
- 令和5年の規制改革実施計画を踏まえ設置された「医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ」では、公的DB等を一元的安全に利用・解析できる「情報連携基盤」の構築、「電子カルテ情報共有サービス」で共有される臨床情報を二次利用可能とする必要性等が議論された。これを受け令和7年度は「電子カルテ情報等分析関連サービス構築事業」において必要な要件定義、データ連携方法、セキュリティ要件、安全管理措置等を含めた調査設計業務を行った。さらに令和8年度は、「電子カルテ情報データベース（仮称）」についてデータストレージやデータパイプライン、データ提供機能やセキュリティ管理機能などの基本的な機能の構築、「情報連携基盤」について公的DBの一部であるNDB、全国がん登録DBや、開発途中の電子カルテDB（仮称）との接続に係る開発やデータ統合プラットフォーム、データ解析環境やセキュリティ管理システムなどの基本的な機能の構築を成果管理や工程管理のもとで実施した。
- 加えて、令和8年7月21日に閣議決定された「規制改革実施計画」においても、迅速かつ円滑に利用・解析を行うことができるクラウド環境の情報連携基盤の構築の必要性について記載されており、これを踏まえて、本事業においては、「電子カルテ情報等分析関連サービス」について、「電子カルテ情報データベース（仮称）」や「情報連携基盤」の拡張開発に係るシステム設計、ソフトウェア設計、プログラミング、各種テストや評価、及び同開発事業の開発工程管理・成果管理・実行支援事業や必要な調査研究を行う。

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

実施主体：委託事業（民間事業者）

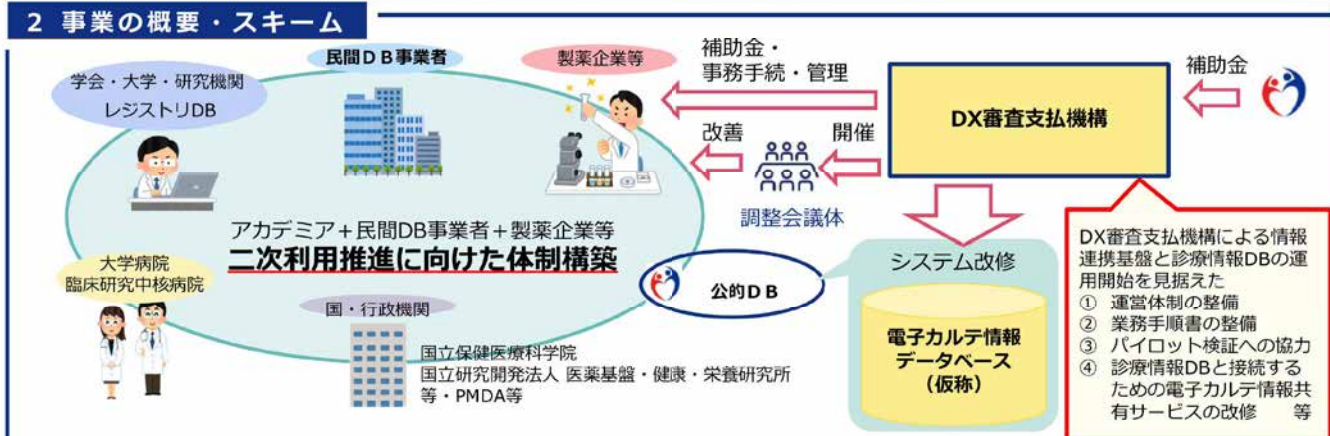
78

令和9年度概算要求額 15億円 (ー) (ー)内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 2.2億円  
うち投資枠 15億円

### 1 事業の目的

- 医療等情報の二次利用については、「医療DXの推進に関する工程表」のほか、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）においても、制度・運用の整備及び情報連携基盤の構築等を進めることとされている。これを踏まえ設置された「医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ」では公的DB等を一元的に利用・解析できる「情報連携基盤」の構築、「電子カルテ情報共有サービス」で共有される臨床情報を二次利用可能とする必要性等が議論された。これを受け、令和7年度は「電子カルテ情報等分析関連サービス構築事業」において必要な要件定義、データ連携方法、セキュリティ要件、安全管理措置等を含めた調査設計業務を行い、令和8年度は、「電子カルテ情報データベース（仮称）」や「情報連携基盤」について基本的な機能の構築を工程管理のもとで実施した。
- 令和8年7月21日に閣議決定された「規制改革実施計画」においても、迅速かつ円滑に利用・解析を行うことができるクラウド環境の情報連携基盤の構築の必要性について記載されており、引き続き医療等データの二次利用推進に向けた体制構築を進める必要がある。
- 令和8年度の本事業では、二次利用基盤の運用を中心に担っていく医療情報基盤・診療報酬審査支払機構において、データマネジメントに関するルール・プロセス・体制等の構築や二次利用に関するガバナンス体制の構築等の取組や人材の確保・育成等により、医療等情報の二次利用推進に向けた実効的な体制構築を開始したため、令和9年度の本事業においては、令和10年度からのDX審査支払機構による情報連携基盤と診療情報DBの運用開始を見据え、運営体制や業務手順書の整備、パイロット検証への協力に加え、履歴照会・回答システムとの接続テストや機能強化を含む、診療情報DBと接続するための電子カルテ情報共有サービスの改修を実施する。

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

実施主体：医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（現・社会保険診療報酬支払基金）

79

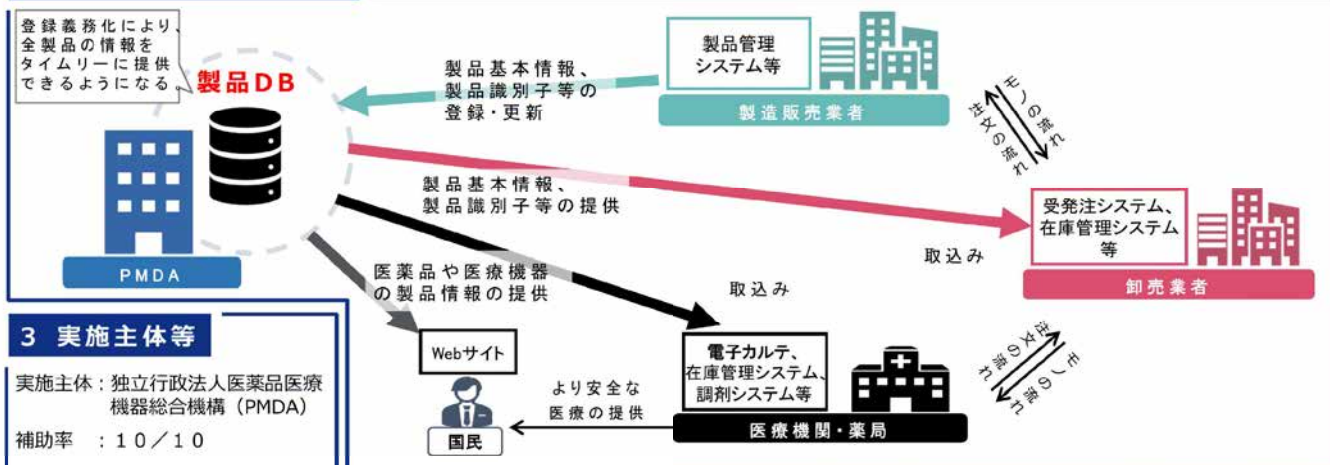


令和9年度概算要求額 16 億円 (－) (内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 5.1億円  
うち投資枠 16億円

## 1 事業の目的

- ・医療安全の向上に向けた医薬品、医療機器等の物流DXの推進に資するため、対象製品に表示されたバーコード（※）に紐づく各製品の情報（名称、分類等の製品基本情報、製品識別子等）を登録するための公的な製品データベース（DB）を構築する。
- ・令和7年薬機法改正に伴う制度改正において、本データベースへの製品情報の登録を義務付けることを予定している。（※製品を特定するためのバーコードを容器等に表示することについては、薬機法第68条の2の5において、医薬品・医療機器等の製造販売業者に対し既に義務付けている。）
- ・なお、データベースへの登録義務化は、令和10年度の施行を予定しているため、データベース構築を令和9年度までに実施する必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム



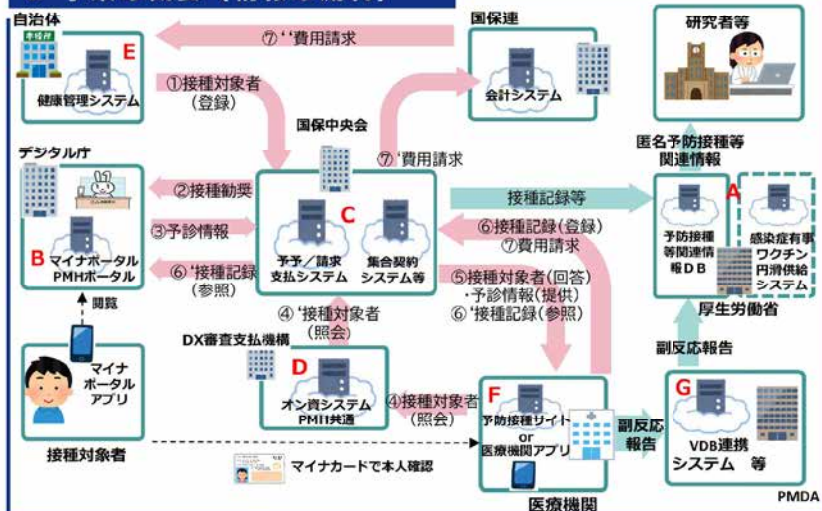
80

令和9年度概算要求額 192億円(4.0億円) (内は前年度当初予算額 ※一部デジタル庁計上 ※令和7年度補正予算額 72億円)

## 1 事業の目的

- ・予防接種法に基づき市区町村において予防接種が行われているが、対象者への予診票・接種券の送付、医療機関からの予診票・請求書の提出は全て紙で行われており、自治体では予診票をもとに予防接種台帳（システム）にデータ入力を行うなど、事務負担が大きく、効率となっていた。また、厚生労働省では、自治体が実施する予防接種の実施状況（接種対象者の接種の有無等）を把握するすべがなく、予防接種の有効性・安全性に関する調査のための情報基盤も有していなかった。
- ・このため、予防接種事務のデジタル化を行い、接種事務等の効率化や、接種対象者等の利便性の向上等を図るとともに、予防接種の有効性・安全性の向上に資する分析に活用できるよう、令和8年6月に予防接種記録や副反応疑い報告等の情報を格納する予防接種データベースを構築したところであり、引き続き運用等を行うとともに、関係システムとの追加改修等を行う。
- ・自治体及び医療機関のデジタル化支援を行うとともに、予防接種データベースに基づく有効性・安全性分析を行う。

## 2 事業の概要（情報の流れ）



### 3 实施主体等

【委託費：株式会社等】

- A** プロジェクト全体管理等  
予防接種等関連情報DB改修/保守・運用  
感染症等事務ワーク円滑供給システムの構築  
予防接種事務デジタル化対応伴走支援等調査研究※  
予防接種の有効性・安全性分析に関する調査研究※  
予防接種デジタル化広報※
  - B** マイナポータル、PMHポータル改修
- 【補助金：国保中央会／連合会、DX審査支払機構、PMDA、自治体、医療機関】**
- C** 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム等の改修・運用等（国保中央会／連合会：定額）
  - D** オンライン資格確認等システム等の改修・運用等（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構：定額）
  - E** 健康管理システム改修（市町村：1/2）  
（マイナンバー情報連携（市町村：2/3）※）  
予診票入力支援（市町村：1/2）※
  - F** 医療機関アプリ導入等（市町村：1/2）※
  - G** VDB連携システム等の運用等  
（（独）医薬品医療機器総合機構：定額）

(※) 非システム予算



## 生成AI時代のプログラム医療機器活用推進実証事業

令和9年度概算要求額 1.2億円（-）（）内は前年度当初予算額

※うち投資枠 1.2億円

## 1 事業の目的

- 昨今、欧米やアジアにおいて、生成AIを活用した医療機器に関する様々な議論が行われている中、生成AIの急速な実用化等、日々進化している新たな技術に対する検討が急務となっている。
- 日本としても、諸外国に遅れることなく、規制のあり方について考え方を公表するためには、海外動向等の情報収集も行いながら、実際に医療機器となり得るモデルを使用し、製品が持続的に変わりうる特性等を考慮した有効性や安全性の評価方法や、利用者への教育のあり方等を検討していく必要がある。
- 日本成長戦略における17の戦略分野のうち、創薬・先端医療WGやAI・半導体WGにおいて、AI活用医療機器の評価に必要な手法の検討や、薬事審査体制の強化が、講じるべき政策パッケージとしてロードマップ案に盛り込まれ、戦略に沿って迅速に対応していくことが求められている。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



92

## 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

老健局高齢者支援課（内線3876）

令和9年度概算要求額 240億円（-）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 220億円

うち投資枠 240億円

## 1 事業の目的

介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。

また、「省力化投資促進プラン」（令和7年6月13日）において、2040年に▲20%以上の業務効率化を図る必要があるとされており、生産年齢人口が減少していく中、計画的かつ継続的に職場環境改善・生産性向上のための介護テクノロジー等の導入を図っていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行うとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実させる。

## 2 事業の概要

生産性向上の取組を通じた職場環境改善を推進するため、介護事業所においてAI活用を含めた介護テクノロジー等を導入する費用及び地域全体で導入する費用の補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善等の取組など協働化等の支援を行うとともに、経営改善の支援に係る事業を実施する。あわせてこれらに要する都道府県等の伴走支援の強化等を実施する。

## 3 事業のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

## (1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善

## ① 生産性向上に資する介護テクノロジー等の導入

ア 見守り機器・介護記録ソフト・インカムについては、業務時間削減効果が確認されているため集中的に支援。特に、小規模事業者も含めこれらのテクノロジーがより広く事業者へ普及するよう支援。そのため、介護テクノロジー等の導入にかかる費用を補助するとともに、導入等と一体的に実施する業務改善にかかる費用（※）を補助。（2）③の連携に参画する事業所については、補助率を増加

（※）介護記録ソフトの導入前後の定着を促進する費用やWi-Fi環境整備費用も含む

イ 介護テクノロジー等の導入にあたって、リ・スキリング等で事業所内に生産性向上を担う人材を養成・研修するなど業務改善に必要な費用を補助

## ② 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

（2）③の連携の取組や、地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面的に生産性向上の取組を推進

・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

## (2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善など協働化等の支援、経営改善支援事業の実施

① 人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援等に加え、福祉医療機構（WAM）による経営分析や地域の支援機関による経営改善に向けた支援などを行うための費用の補助を実施

② 福祉医療機構における介護施設等の経営サポート事業の充実・強化（事業スキーム：国→WAM（実施主体）、運営費交付金の交付）

③ 都道府県と協定を締結し、介護事業者間の連携を推進する事業所について、バックオフィス業務の

受託、人材募集・研修の共同実施等、当該連携に係る費用について補助を実施

（※）中山間・人口減少地域などサービス過少地域において、協定を締結する場合に限る。

## (3) 都道府県等による伴走支援等の実施

・小規模事業者等に対するICT導入や協働化等の伴走支援等が着実に実施されるよう、必要な都道府県等の体制を整備

## 【事業スキーム】



【実施主体】  
都道府県（都道府県から市町村への補助も可）

【負担割合】  
(1) ①ア…国・都道府県4/5、事業者1/5  
※(2)③に参画する事業所については、国・都道府県 10/10  
(1) ①イ、(1) ②、(2) ②、(2) ③…国・都道府県 10/10  
(2) ①…国・都道府県4/5、事業者1/5

※国と都道府県の負担割合は以下の通り  
(1) ①ア、(2) ①…国4/5、都道府県1/5  
(1) ②、(2) ②…国9/10、都道府県1/10  
(1) ①イ、(2) ②、(3) …国 10/10

93



令和9年度概算要求額 26億円 (-) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額15億円

うち投資枠 26億円

## 1 事業の目的

- 障害福祉分野において、人材確保・生産性向上は喫緊の課題であり、「骨太の方針2025」では、処遇改善や業務負担軽減、生産性向上・省力化の実現等が盛り込まれ、「新しい資本主義実行計画2025」においても、「省力化投資促進プラン」の策定対象とされ、生産性向上の目標(※)を設定するとともに、2029年度までの5年間で集中取組期間とされている。
- (※)「ICT活用等により、業務量の縮減を行う事業所の増加」(R8:50%、R11:90%以上)、「都道府県ワンストップ窓口設置数の増加」(R8:10以上、R11:全都道府県)等
- また、第221回特別国会において成立した改正福祉法等では、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置することの義務化や、第8期基本指針では、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置、生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置を新たに成果目標へ位置付けたことを踏まえて、業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の拡充、全国的なサポート体制の整備を加速化する必要がある。
- このため、障害福祉サービス事業者等が、職員の業務負担軽減や職場環境の改善を目的として、介護テクノロジーの導入や第三者を活用した業務の課題分析等を実施する際の経費を補助することにより、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。さらに、人材確保や生産性向上等について、都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促し、各事業所における処遇改善加算の取得やICT活用等による業務効率化等を進めるとともに、全国レベルでの支援を加速化し、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開を進める。

## 2 事業の概要

## (1) 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

都道府県等が行う以下の事業について補助を実施する。

- ① 障害福祉サービス事業者等が介護ロボットやICTを導入した際の費用や、第三者を活用した業務の課題分析等を実施した際の費用に対する補助
- ② 障害福祉サービス事業者等に向けた、介護ロボット等の導入促進のための体験会等やICT導入に伴う研修会の開催

## (2) 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業(都道府県等支援分)

都道府県等が、事業所支援等を行うための都道府県ワンストップ窓口の設置等により、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、障害福祉サービス等事業所や市町村に対するワンストップ型の支援体制の確保を図る。※②については、一定の成果を上げている事業所を巻き込んだピアサポートの仕組みを構築している場合は、手厚い支援を行う。

- ① 人材確保支援：処遇改善加算等の取得促進のための事業所への助言等、障害福祉分野のしごとの魅力の発信、研修等による事業所等の人材育成等
- ② 生産性向上支援：生産性向上に向けたICT活用等による業務改善、地域における障害福祉現場の生産性向上に関する協議会の設置・開催
- ③ 経営改善支援等：障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保、制度改正等に係る周知・広報・助言等

## (3) 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業(国の支援分)

① 都道府県ワンストップ窓口への支援：都道府県ワンストップ窓口が効率的・効果的な事業所支援等を行えるよう、人材確保や生産性向上に関する助言や情報提供等を実施

② 全国的な人材確保対策への支援：障害福祉分野の仕事の魅力発信や、デジタル中核人材(仮称)の養成に向けた調査・研修会の開催等を実施

③ 生産性向上ガイドラインの改定：令和8年度に策定予定の「生産性向上ガイドライン」について、現場での取組実態等も踏まえた改定を検討

④ 生産性向上に関する広報：生産性向上の取組普及・定着に向けた各種広報を実施

⑤ 生産性向上関係協議会及びワンストップ窓口に係るモデル事業：生産性向上等に向けた関係者の連携を図るための協議会やワンストップ窓口の運営に関するモデル事業を実施

## 3 実施主体等

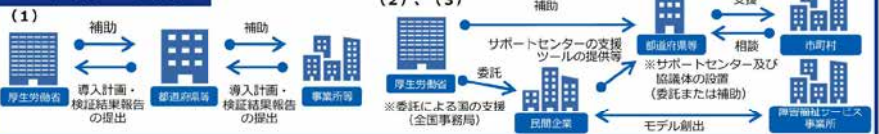
【実施主体】

- (1) (2) 都道府県、指定都市、中核市 (3) 民間法人(委託)

【補助率】

- (1) ①国16/25、都道府県等4/25、事業者1/5  
(1) ②国1/2、都道府県等1/2  
(2) ③国9/10、都道府県等1/10

## 4 スキーム等



84

## 1 事業の目的

令和9年度概算要求額 71億円(46億円) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 22億円 うち投資枠 9.5億円

福祉分野の相談現場において、生産年齢人口が減少し人員の制約が強まる中でも、アクセスしやすく質の高いサービスの提供を確保していく必要がある。同時に、相談ニーズが複雑化していることにも対応していく必要がある。こうした観点を踏まえ、相談業務におけるAI活用(記録作成支援、支援内容のアドバイス等)や生活保護のケースワーカー業務におけるAI活用を推進し、福祉現場における①支援員等の負担軽減、②相談支援の質の向上、③相談者の利便性向上を図る。

## 2 事業の概要

## 【自殺対策の推進】※うち投資枠 3.0億円

- 地域自殺対策強化交付金：AIに関して先駆的な取組みをしている民間団体において、相談者の安全を確保できるAI相談のモデルを構築する。
- 調査研究等業務交付金：職業別でロールプレイングが可能となる研修用AIを開発し、各自治体で実施するゲートキーパー養成研修での活用を目指す。



## 【生活保護業務AX化推進事業】※うち投資枠 5.0億円

&lt;事業における実証イメージ&gt; ※(1)~(3)のプロセスを経ること

## (1) 業務支援に係る課題等の整理

→ 生活保護業務におけるAIの活用場面等を整理するとともに、生活保護事務処理システムや、セキュリティ・個人情報保護等との関係でどのような課題等があるか整理

※ 必要に応じて、専門的知見を有する業者への委託により課題等を整理することも可

## (2) AI実装(試行的な業務実施)

→ (1)で整理した課題等を踏まえて、生活保護業務でこれまで蓄積したデータや知見等をどのように読み込むかを検討の上、生活保護業務にAIを試行的に導入

※ 試行的な導入のため、実装範囲を特定の福祉事業所に限定することも可

## (3) 実証結果の報告

→ (2)の結果について、国へ報告(ケースワーカーの負担軽減や質の確保の観点から、定性的・定量的な実績を報告すること)

業務支援のイメージ

〈蓄積されたデータ等〉

- ・関係法令・通知等
- ・家庭訪問時等のやり取り
- ・ベテラン職員のノウハウ
- ・過去のケース記録 など

データ等をAIで読み込み

〈AIからのアドバイス等〉

- ・関係法令等の当てはめ
- ・ケース記録の作成支援(文字起こし・要約)
- ・援助方針のたたき台作成
- ・他の支援策の提示 など

## 【寄り添い型相談支援事業】※うち投資枠 1.5億円

・ AI音声・AIチャットによる傾聴環境等の構築により、相談・傾聴対応件数の増加や接続率の向上等を図る。

・ 相談事業に関するデータを収集し、その結果をAIで解析するツールの運用(相談内容に関連する施策等の表示、相談者の抱える課題への対応を相談員が検討する際の素案の作成・提示など)を通じて、相談員の質の向上や関連業務を含めた業務効率化を図る。



85



令和9年度概算要求額 事項要求（一） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえ、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な病院等の計画的な施設・設備整備について、必要な支援の在り方を検討し、それに基づき必要な措置を講じる。

## 2 事業の概要

物価等の動向、経営状況など、足下の情勢変化もしっかりと把握した上で、新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえた病院等（病院及び有床診療所）の施設の建替え・改修を含む地域に不可欠な施設の計画的な整備に必要な支援（福祉医療機構による融資含む。）を行う。

（補助要件のイメージ）

- ・新たな地域医療構想において地域に不可欠であると位置づけられている政策医療実施機関や、都道府県が指定する地域で不足している医療機能を提供する病院等
- ・築40年以上
- ・ローコスト建築の徹底
- ・DX化による業務の効率化
- ・病床数が過剰な地域において建替えを行う場合は病床数の削減
- ・高額な医療機器の共有化
- ・有床診療所については、持分なし医療法人が運営していること等を想定

## 3 対象経費等

（対象経費）

- ・建替え・改修に要する経費  
※屋根・天井、外壁、配水管等の改修・修繕を含む

（補助額）

- ・建築費用の10～20% を想定

（補助対象）

将来需要を踏まえ、地域医療構想調整会議で合意を得ること等を要件とする

（補助スキーム）



86

令和9年度概算要求額 事項要求（一）（）内は当初予算額 令和7年度補正予算額25億円

## 1 事業の目的

- 「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）を踏まえ、災害時において適切な医療提供体制を維持するため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

## 2 事業の概要

- 医療施設等の防災・減災対策推進に向け、耐震化等の改修等、非常用自家発電設備や給水設備の整備、災害時に検査や治療に活用する医療コンテナの整備等必要な診療設備等の整備等の対策を講じる。

## 3 実施主体

- 医療施設等耐震整備事業
  - （1）医療機関の場合  
補強が必要と認められる建物に有する救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等。
  - （2）看護師等養成所の場合  
補強が必要と認められる建物に有する保健師助産師看護師法により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所等。
  - （3）補強が必要と認められる建物に有する平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づいて都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の開設者。
- 医療施設非常用自家発電装置施設整備事業
- 医療施設給水設備強化等促進事業
  - ①公立、公的病院・診療所、②救命救急センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域医療支援病院、特定機能病院、ほか政策医療実施機関
- 医療コンテナ活用促進事業  
都道府県及び災害拠点病院の開設者

## 4 補助率

- 医療施設等耐震整備事業  
補助率：1/2  
（国1/2、事業者1/2）
- 医療施設非常用自家発電装置施設整備事業  
補助率：1/3  
（国1/3、事業者2/3）
- 医療施設給水設備強化等促進事業  
補助率：1/2  
（国1/2、事業者1/2）
- 医療コンテナ活用促進事業  
補助率：1/2  
（国1/2、事業者1/2）

87

令和9年度概算要求額 9.8億円（-）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 9.8億円  
うち投資枠 8.5億円

## 1 事業の目的

- 平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震では、精神科病院からの多数の患者の受入や精神症状の安定化等について、既存の災害拠点病院のみで対応することは困難であるなどの課題が明らかになった。
- このため、精神科病院の被災に備え、耐震構造を有し、24時間の緊急対応や被災地内の精神疾患を有する患者の受入等が可能な体制を有する災害拠点精神科病院の整備を進めている。
- 厚生労働省は、指定要件を定め、令和元年度から、各都道府県に対して、人口規模や地理的条件、地域の精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、必要な整備数を求めている。令和8年7月1日時点で、指定医療機関は32都府県53医療機関に留まっており、全都道府県での必要な整備に向けて、令和9年度においても、必要な財政支援を行っていく。

## 2 事業の概要・補助対象

○ 災害拠点精神科病院の指定要件を満たすために、以下の経費について補助する。

### （1）施設の耐震整備、給水設備整備、備蓄倉庫整備等

①実施主体 災害拠点精神科病院及びDPATを有する病院

②補助率 国1/2

※ 残り1/2負担分の県と医療機関の割合は、都道府県の実施要領等で別に定める。

### （2）DPATの整備品等の整備

①実施主体 災害拠点精神科病院及びDPATを有する病院

②補助率 国1/2

※ 残り1/2負担分の県と医療機関の割合は、都道府県の実施要領等で別に定める。

### < 補助スキーム >



## ※ 災害拠点精神科病院

精神科病院の被災に備え、耐震構造を有し、24時間の緊急対応や被災地内の精神疾患を有する患者の受入等を行う

### < 指定要件 >

#### 施設・設備

- 病棟、診療棟等精神科診療に必要な部門を設置する
- 耐震構造を有する
- 3日分程度の燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄をする
- 病院敷地内等に患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保する 等

#### 運営体制

- 24時間の緊急対応し、被災地内の患者の受入れ及び搬出が可能な体制を有する
- 被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点となる
- DPATの保有及びその派遣体制を有する 等

### < 指定医療機関数 >

32都府県 53医療機関（令和8年7月1日時点）

88

令和9年度概算要求額 2.6億円（-）（）内は当初予算額 令和7年度補正予算額2.6億円  
うち投資枠 2.6億円

## 1 事業の目的

- 近年、全国各地で台風や豪雨等による災害が発生し、洪水氾濫等による浸水被害を受けた医療機関においては、一部診療を制限せざるを得ない事態となるなど、地域の医療提供体制への影響が生じている。  
※災害拠点病院の浸水対策については、「災害拠点病院指定要件の一部改正について」（令和5年2月28日付け医政発0228第1号厚生労働省医政局長通知）において、令和6年4月1日適用で指定要件の一部に指定
- 本事業は令和2年度第3次補正予算から事業を開始し、令和6年度補正予算においては公立病院・診療所を補助対象として加えたところであり、今後発生する台風・豪雨等に備え、医療機関において浸水対策の強化・充実を図るため、令和8年度以降も引き続き支援を実施する必要がある。

## 2 事業の概要

【事業概要】 浸水想定区域や津波被害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域等から移転することができない医療機関に対し、医療用設備や電気設備の想定浸水深以上への移設、止水板や排水ポンプ等の設置のための財政支援を行い、医療機関における浸水被害の防止又は軽減を図る。

【補助対象】 ハザードマップ等による洪水・雨水出水・高潮の浸水想定区域や津波被害警戒区域に所在している次の医療機関

- ①公的病院・診療所
- ②公立病院・診療所
- ③救命救急センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域医療支援病院、特定機能病院、ほか政策医療実施機関

【補助率】 1/3（国1/3、事業者2/3）

## 3 実施主体

- （1）国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所
- （2）地方公共団体及び地方独立行政法人の設置する病院及び診療所
- （3）救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院等

89



令和9年度概算要求額 10億円＋事項要求（国土強靱化分）（4.4億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 4.4億円  
うち投資枠 5.0億円

## 1 事業の目的

- 生活環境等の安定向上に資する隣保館等の共同施設を整備することにより、当該地域住民等の生活の社会的、経済的、文化的な改善向上を図る。
- 令和8年度から令和12年度までの5年間とする「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策として、耐震性が無い場合の耐震化整備（複合化・集約化整備を含む。）及び倒壊のおそれがある等安全性に問題のあるブロック塀等が設置されている場合の改修整備に要する費用を補助する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### ○ 隣保館整備事業

地域住民等の福祉の向上を図るため、地方公共団体が実施する施設整備に要する費用の一部を補助。

（実施主体）市町村

（負担割合）・国1/2 都道府県1/4 市町村1/4

・国1/2 政令市・中核市1/2



### ○ 共同作業場整備、下水排水路整備、地区道路・橋梁整備、墓地移転整備事業

生活環境等の安定向上を図る必要のある地域住民の生活環境等の改善を図るため、市町村が設置する共同施設の整備に要する費用の一部を補助。

（実施主体）市町村

（負担割合）国1/2 市町村1/2



## 3 主な拡充内容

- 平成29年度に基準単価の見直しを行って以降、改築等の基準単価の見直しが行われていない。昨今の賃金・物価上昇等の影響による建築工事費上昇を踏まえ、改築等の基準単価の見直し。
- 施設の老朽化進行を踏まえ、耐災害性向上及び利用環境改善を推進すべく、令和9年度事業量見込と前年度不採択事業における継続要望分に対応するための見直し。
- 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化対策（複合化・集約化整備を含む。）、ブロック塀等対策）を図る。（事項要求）

90

令和9年度概算要求額 83億円＋事項要求（国土強靱化分）（40億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 101億円  
うち投資枠 39億円

## 1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

## 2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域以降の受け皿として、グループホーム等の整備を促進する。

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

令和8年度当初予算においては、都道府県等からの協議があった施設の7割程度の採択にとどまり、予算増額がなければ、都道府県等の整備計画に支障を来すため、増額要求を行うもの

また、物価上昇に伴う建築費の高騰等に対応するための補助基準単価の引上げに要する費用を要求する。



## 3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2（間接補助）

（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4）

対象施設：ア 障害者総合支援法関連  
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等

イ 生活保護法等関連  
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設等

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連  
女性自立支援施設等

91

令和9年度概算要求額 105億円 (ー) (ー)内は前年度当初予算額  
うち投資枠 105億円

## 1 事業の目的

令和6年能登半島地震を踏まえた、災害対策基本法等の改正により、災害時の福祉支援体制の充実を図る必要性や平時からの災害福祉支援の体制整備が進む中、災害時における要配慮者の受入れや福祉支援の提供などの災害対応の拠点機能の充実のための整備を促進するための支援を行う。

## 2 事業の概要

災害対応の拠点となり得る障害者支援施設等について、老朽化した施設等に対する改修・大規模修繕及び改築の整備を促進し、災害対応拠点機能の充実を図る。



## 3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2 [間接補助] (負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

対象施設： 次の要件に該当する障害者支援施設、生活介護、共同生活援助、就労系サービス事業所等

・福祉避難所としての指定を受けている又は協定を結んでいること。

(都道府県、市町村が災害対応拠点として関係する計画等に位置づけているものを含む。)

対象事業： 障害者支援施設等の災害対応拠点機能の向上に資すると認められる改修等(改築・大規模修繕など)

92

令和9年度概算要求額 349億円 (ー) (ー)内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 21億円  
うち投資枠 349億円

## 1 事業の目的

- 近年、自然災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の発生も切迫する中、災害時に地域の要配慮高齢者等を受け入れる介護施設等の機能強化は喫緊の課題である。
- 令和6年能登半島地震における教訓等も踏まえ、災害時を見据えた平時からの体制整備が進められる中、国土強靱化基本計画等に基づく対策と軌を一にし、災害時の要配慮高齢者等の受入れ及び福祉支援の提供体制を確保するため、都道府県や市町村が作成する計画に基づき実施する、介護施設等における災害対応拠点機能の充実のための整備に対し支援を行う。  
(参考)「経済財政運営と改革の基本方針2026」(抄)「介護・福祉分野においても、老朽化・災害対策を含む施設・設備の計画的な整備を支援する。」

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 都道府県計画に基づき実施する次の事業を支援

### 1. 対象となる介護施設等

- 次の要件のいずれにも該当する広域型・地域密着型の介護施設等

① 市町村から福祉避難所としての指定を受けている又は都道府県・他の市町村等との間で協定を結んでいること  
(都道府県・自治体が災害対応拠点として関係する計画等に位置づけているものを含む)

② 築25年以上(地方自治体が災害対応機能の強化のため特に必要と認める場合は築10年以上)であること

### 2. 対象となる事業

- 介護施設等の災害対応拠点機能の向上に資すると認められる改修・大規模修繕等

例) 土砂災害等に備えた施設の補強改修、耐震改修(非構造部材の落下防止対策含む)、免震補強、非常用自家発電設備を補完する電気設備、通信設備等の施設等の基盤整備を図るためのもの

※災害リスクの高い区域から移転を行う場合や、将来的な介護需要を踏まえた計画をたてている場合は改築も対象とする。

### 3. 配分基礎単価

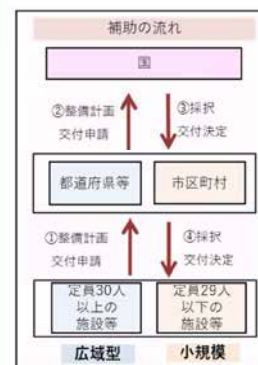
- 介護施設等における防災・減災・強靱化のための投資を強力に促進するため、介護施設等に関する建築工事費の上昇(実勢単価)に即した支援を行えるよう、現行の地域医療介護総合確保基金の配分基礎単価を相当額引き上げる。

- また、以下の介護施設等については、配分基礎単価を加算する。

- ・災害レッドゾーン・イエローゾーンに立地している
- ・国土強靱化のための事業と一体的に整備に取り組む介護施設等
- ・生産性向上に取り組む介護施設等(社会福祉連携推進法人、生産性向上加算取得等)

※中山間・人口減少地域等において、都道府県と協定を締結し、介護事業者間の連携・協働を推進する法人の介護施設等については、さらに配分基礎単価を加算。

## 3 実施主体等



注) 介護施設等の所在地が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島の場合、補助単価を8%加算。

93



令和9年度概算要求額 12億円 + 事項要求（12億円）（内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 62億円）

## 1 事業の目的

うち投資枠 事項要求 「第1次国土強靱化実施中期計画」における推進が特に必要な施策については、予算編成過程において検討する。

- 高齢者施設等の防災・減災・国土強靱化対策を推進するため、都道府県や市町村が作成する整備計画に基づく、施設・設備等の整備事業について支援し、利用者の安全・安心を確保する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### ① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

広域型  
小規模

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を支援

### ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

小規模

- 施設の老朽化に伴う大規模修繕を支援
- 耐震化改修、水害対策に伴う改修等、非常用自家発電設備の整備を支援

### ③ 社会福祉連携推進法人や生産性向上、中山間・人口減少地域で連携・協働に取り組む法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

広域型

- 社会福祉連携推進法人の社員等、生産性向上、中山間・人口減少地域で連携・協働に取り組む法人の老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援（下線部拡充）

### ④ 高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業・水害対策強化事業

広域型  
小規模※

- 災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）の整備や水害対策に伴う改修等を支援
- 給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備を支援（※広域型施設・小規模施設も対象）

### ⑤ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業・換気設備整備事業

広域型  
小規模

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、安全上対策が必要なブロック塀等の改修を支援
- 感染リスクの低減のため、換気設備の設置等を支援

## 令和9年度補助基準単価等の見直し

- 近年の建設費の高騰等を踏まえた所要の経費を確保するとともに、事業の実施状況等を踏まえた単価の引上げ等を行う。  
（参考）令和8年度 7.7%引き上げ
- 中山間・人口減少地域等の支援の充実のため、地域医療介護総合確保基金と同様に、離島・豪雪地帯等の単価に8%を加算することを可能とする

## 3 実施主体等



注）青字は「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）第4章「推進が特に必要となる施策」に掲げる事業

94

令和9年度概算要求額 543億円（21億円）（内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 352億円）

うち投資枠 543億円

## 1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

## 2 事業の概要・スキーム等

### 【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

賃金  
引上げ

+

設備投資等

➡

設備投資等に要した  
費用の一部を助成

### 【対象事業場】

事業場内最低賃金が、令和9年度地域別最低賃金未満であること

### 【見直し内容】

- ・90円コースの助成上限額の引上げを検討。
- ・最低賃金別助成率の区分を「1,100円未満（5分の4）」「1,100円以上（4分の3）」に見直す。
- ・申請期間の拡充を検討。

### 【助成上限額（現行）】

（単位：万円）

| 引き上げる<br>労働者数 | 引上げ額   |         |          |
|---------------|--------|---------|----------|
|               | 50円    | 70円     | 90円      |
| 1人            | 30(40) | 40(50)  | 90(100)  |
| 2～3人          | 40(70) | 50(100) | 150(240) |
| 4～5人          | 70     | 130     | 270      |
| 6～7人          | 90     | 180     | 360      |
| 8人以上          | 110    | 230     | 450      |
| 10人以上（※）      | 130    | 300     | 600      |

※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

※2 「引上げ額」欄の（ ）は事業場規模30人未満

### 【助成率】

| 事業場内最低賃金<br>1,100円未満 | 事業場内最低賃金<br>1,100円以上 |
|----------------------|----------------------|
| 4/5                  | 3/4                  |

## 3 実施主体等

厚生労働省（都道府県労働局）



中小企業等

## 4 事業実績

◆ 支給件数：18,515件

※ 令和7年度実績







## 独立行政法人国立病院機構が提供する医療体制基盤維持強化事業

令和9年度概算要求額 151億円（-）（内は前年度当初予算額）

うち投資枠 151億円

## 1 事業の目的

独立行政法人国立病院機構は、地域ニーズに適合した医療の提供に加え、重症心身障害、筋ジストロフィー等の他の医療機関では対応が困難な専門的医療（国のセーフティネット医療）の提供や、震災等の危機的状況における医療の提供といった役割を担っている。

新型コロナウイルス感染症の影響や、昨今の物価高騰の影響等もあり、毎年度の医業収支の赤字が300億円（R7は439億円の赤字）を超える中、ダウンサイジングや再編・統合等を含む徹底した経営改善に取り組んでいるが、法人努力としての人件費抑制や投資抑制は限界を迎えている状況。

国直属の公的医療機関として、我が国の医療のセーフティネット機能や、危機的状況への対応機能を引き続き担っていくため、医療従事者の処遇改善や人材確保、育成等を図ることにより、医療提供体制の基盤を強化していく。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

## 国立病院機構の役割

## 地域ニーズに合わせた5疾病6事業の提供

- 5疾病（がん77病院、急性心筋梗塞53病院、脳卒中69病院、糖尿病63病院、精神49病院）
- 6事業（救急113病院、災害70病院、へき地9病院、周産期47病院、小児77病院、新興感染症140病院）

（令和8年3月現在）

## セーフティネット医療の提供（他の設置主体では体制整備や採算面での対応が困難な専門的医療の確実な提供）

- 心身喪失者等医療観察法への対応 全国（856床）の48.5%（415床）
- 筋ジストロフィーへの対応 全国（2,507床）の93.7%（2,349床）
- 重症心身障害への対応 全国（22,452床）の36.2%（8,138床）
- 結核への対応 全国（3,508床）の28.7%（1,008床）

（令和8年4月現在）

## 国等の要請に基づく危機的状況への対応

- 新型コロナウイルス対応・ダイヤモンドプリンセス号 船内での診療対応・厚労大臣からの要請に基づく病床確保、医療人材派遣対応
- H28.4 熊本地震やR6.1 能登地震をはじめ、R8.7 熊本地震においても発災直後から医療班を継続派遣等



## 補助内容

○ NHO病院が担う、国のセーフティネット医療（重症、筋ジス、結核等）や、危機的な状況での医療が、今後も安定的に継続して提供されるよう、医療提供体制の基盤強化に必要な経費を補助

- ・ 医療従事者等の処遇改善
- ・ 特定行為看護師等の育成
- ・ 専門的知見を有する人材の採用
- ・ 頻発する災害への対応人員強化 等

- 新型コロナウイルス感染症の影響や、昨今の物価高騰の影響等もあり、毎年度の医業収支は300億円（R7：439億円）を超える赤字。

ダウンサイジングや再編・統合等を含む徹底した経営改善に取り組んでいるが、法人努力としての人件費抑制や投資抑制は限界を迎えている状況。

- 我が国の医療のセーフティネット機能、危機対応機能の維持・強化を行うことが急務。

17の戦略分野等におけるリ・スキリング人材育成加速化プラン  
～スキル標準化からプログラム開発・実施支援～厚生労働省要求額  
1,194億円

戦略17分野等の人材育成が急がれる分野を中心に、厚生労働省、経済産業省、文部科学省による支援策を有機的に連携させ相乗効果を発揮することで、スキルの可視化・標準化からプログラム開発・実施までを一気通貫で支援し人材育成を加速する。

## スキル情報等の可視化・標準化

## ○スキル標準策定支援

- ・ 内外労働市場からの人材確保・育成の観点から、①産業横断的スキル体系、②産業別スキル標準（必要なスキルの整理）の作成を進める

## ○キャリアラダーの企業導入に向けた環境整備（0.9億円→1.2億円）

- ・ ①産業別スキルを可視化し、習熟に応じた標準的なキャリアラダーを作成、②キャリアラダーの企業導入のための支援ツールの作成を進める

## ○職業能力検定の創設支援（1.6億円）【新規】

- ・ 技能検定や団体検定の創設等により、業界で求められるスキルの習熟度の可視化を推進 ※創設等を目指す団体に対する必要経費の補助やコンサルタントによる伴走支援を実施

## プログラム開発・環境整備

## ○成長分野等におけるリ・スキリングプログラム開発

- ・ 大学等において、産学官連携による短期実践型のリ・スキリングプログラムを開発・提供を支援

## ○大学の全学的体制整備支援

- ・ 持続的な成長分野等の人材輩出等に向け体制整備を行う大学を支援

## ○産学連携による社会人修士・博士育成

- ・ 成長分野等を牽引する高度人材の育成に向け、社会人が働しながら修士・博士課程を修了できる環境整備を支援

## ○専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化

- ・ 将来の産業構造や地域ニーズを見据え、各都道府県の成長分野等への人材輩出を担う専門学校における質の高い職業人材育成を支援

## ○人材開発支援助成金による業界団体等への訓練プログラムの開発支援等（539億円→602億円）

- ・ 業界団体等によるプログラム開発経費の支援 ※プログラム開発に先立って、スキルの可視化・標準化を行う場合、当該経費も助成対象

## スキル情報等やプログラムの提供

## ○スキル情報を含めたデータ連携・一元的なデータ提供（4.5億円→7.1億円）

- ・ スキル情報、スキルに紐付いた教育訓練プログラムと職業に関する情報などのデータ連携を行い、「みんなの労働ナビ」で一元的に提供

## ○デジタル人材スキルプラットフォーム

- ・ 戦略17分野等を念頭にAI・デジタル関連スキル・資格等の可視化・証明のための基盤を整備

## ○教育訓練給付金等による労働者の主体的な能力開発への支援（558億円→582億円）

- ・ 労働者による自己啓発の受講費用を支援

## ○人材開発支援助成金による訓練経費や賃金等の支援（539億円→602億円）（再掲）

- ・ 業界団体や企業が行う教育訓練等の経費や、訓練中の賃金助成の支援
- ・ 大学院等を受講する従業員に有給の教育訓練休暇を提供した場合の賃金助成

## 個別分野で活用される場合のイメージ

## 【創薬・先端医療分野で求められる人材】

（例）バイオ医薬品等の製造人材：スキル標準の策定＋スキル標準に紐づくリ・スキリングプログラム開発＋受講支援（人材開発支援助成金等の活用も想定）

## ＜隣接施策との連携による相乗効果も追求＞

## 【例】

- ・ DXに資する最新の設備機器等の導入への補助（経産省）と、導入した設備機器を活用したスキルアップ研修への助成（厚労省）により、設備投資と人材育成の相乗効果による投資成果の最大化を促進

設備投資×人材育成



令和9年度概算要求額 1.2億円 (92百万円) ( )内は前年度当初予算額

| 労働国会 | 労働会 | 労働会 | 労働会 | 労働会 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 労働   | 労働  | 労働  | 労働  | 労働  |
| 労働   | 労働  | 労働  | 労働  | 労働  |

## 1 事業の目的

- 日本成長戦略(令和8年7月閣議決定)において、17の戦略分野や社会インフラ関連分野等(以下「17の戦略分野等」という。)について、スキルの標準化・可視化から、教育訓練体系の整備、教育訓練プログラムの開発・提供まで、一貫通貫で・スキリング支援を行うこととしている。
- このうち、スキルの標準化・可視化について、17の戦略分野等を支える人材の育成・確保していくためには、当該分野を支える現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が向上されることが重要である。
- 現場人材が活躍する分野にスキルを正当に評価する仕組みであるキャリアラダー(※)の企業導入を促進するため、17の戦略分野等が関連する職種において通用する標準キャリアラダーや企業導入のための支援ツールを作成・提供し、これらを活用して各企業が自社のキャリアラダーの作成、従業員のスキルの到達レベルの確認、必要なスキルアップの支援等の今後の人材戦略を分析・計画ができる環境整備を進める調査研究事業を実施する。事業の成果はjob tagに掲載する。
- **令和9年度は、17の戦略分野等に関連する3職種及び令和8年度にキャリアラダーのモデル例を開発する製造・飲食の5職種について業界団体等の協力を得て、実態調査やヒアリングを行い、キャリアラダーの企業導入促進策について検討を行う。**

(※) 職種や役割での能力や経験等を段階的に整理して、成長の過程を「はしご(ラダー)」のように可視化したもの

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【主な検討事項等】

- **17の戦略分野等に関連する3職種及び令和8年度にキャリアラダーのモデル例を開発する製造・飲食の5職種について企業導入促進策の検討を行い、キャリアラダーの企業導入に向けた環境整備に取り組む。**
- ① 職種において通用する標準キャリアラダーや導入支援ツールを作成(学識経験者・業界団体等からなる検討会を開催)
- ② 標準キャリアラダーに対応した処遇(賃金)の状況等を整理(企業アンケート調査を通じて把握)
- ③ 標準キャリアラダーや企業導入のための支援ツールを活用した企業導入の実証(企業ヒアリングを通じて実証)

### ①学識経験者・業界団体等からなる検討会

【令和8年度調査研究】  
製造、飲食の5職種  
【令和9年度調査研究(予定)】  
17の戦略分野等に関連する3職種

標準キャリアラダー

企業導入支援ツール

### ②企業アンケート調査

標準キャリアラダーの職種の段階に応じた処遇(賃金)の範囲を把握

処遇(賃金)の範囲

### ③企業ヒアリング

標準キャリアラダーや企業導入支援ツールを活用し、各企業が自社のキャリアラダーの作成等を行うことが可能かどうかの実証

企業導入の実証

### 結果のとりまとめ



job tagへ掲載、周知・普及啓発

100

令和9年度概算要求額 1.6億円 (ー) ( )内は前年度当初予算額

| 労働国会 | 労働会 | 労働会 | 労働会 | 労働会 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 労働   | 労働  | 労働  | 労働  | 労働  |
| 労働   | 労働  | 労働  | 労働  | 労働  |

## 1 事業の目的

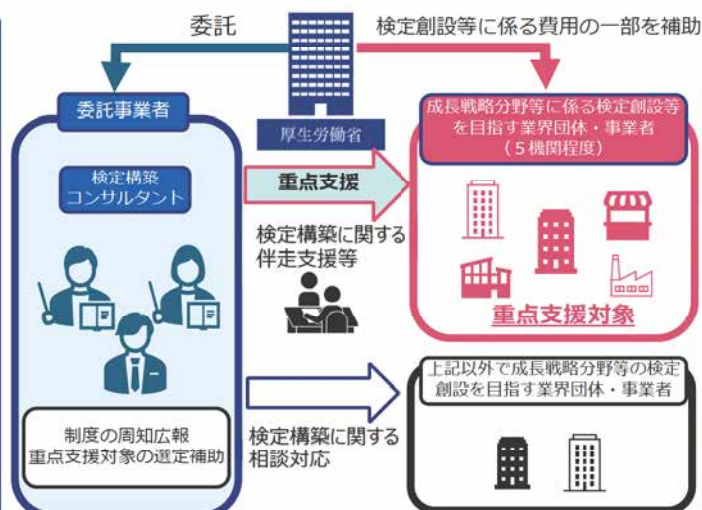
- 日本成長戦略(令和8年7月閣議決定)の政府方針等を踏まえ、17の戦略分野及びこれらを支える職種、若しくは時代のニーズ(例:アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成)に応じた職種(以下「成長戦略分野等」)について、労働者のスキルを見える化し、職業能力評価制度の効果的な活用を図る観点から技能検定及び団体等検定の創設やアップデートを支援する。
- 戦略分野等に係る職種等において検定の創設や大幅見直し(等級新設など)を行う団体等に対し費用の補助を行うとともに、コンサルタントによる伴走支援等も併せて行うことにより、早期の検定構築を促進する。

## 2 事業の概要・スキーム

検定構築コンサルタントを中心に、補助対象団体(重点支援対象)には重点支援、それ以外には相談支援を実施する

### 支援対象の考え方

- 成長戦略分野等に係る検定創設等を目指す業界団体等のうち、**重点支援対象として集中的に支援を行う5機関程度**を選定し、**補助金と重点的なサポート**を提供する。
- なお、成長戦略分野等に係る検定創設等を目指す場合は、**重点支援対象として選定されなくても**コンサルタントの相談支援を受けることができる。



### (補助対象経費)

- ▶ 試験問題作成に係る費用  
「謝金・会議費、旅費、人件費、調査費等」
- ▶ 実技試験設備導入に係る費用  
「機材・備品の購入・貸借費、システム導入費等」
- ▶ トライアル試験実施に係る費用  
「謝金・会議費、旅費、委員・受検者への謝金、会場利用料、人件費等」
- ▶ その他  
「印刷製本費、通信費等」

補助率: 5/10 (上限 1千万円)

101



令和9年度概算要求額 **602億円（539億円）**（）内は前年度当初予算額

| 労働特会 | 労働特会 | 労働特会 | 労働特会 | 労働特会 |
|------|------|------|------|------|
| 労災   | 雇用   | 徴収   | 育休   | 一般   |
|      |      |      |      | 会計   |

## 1 事業の目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（以下「能開法」という。）第12条に規定する職業能力開発推進者を選任し、かつ、能開法第11条に規定する事業内職業能力開発計画及び当該計画に基づく職業訓練実施計画等に基づき、職業訓練又は教育訓練の実施その他職業能力開発に係る支援を行う事業主等に対して助成を行うことにより、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進し、もって企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

| コース名<br>※1は事業所あたり1年度の上限額 |                                                                   | 賃金助成額                      | 賃金要件等<br>達成率1    | 経費助成率                            | 賃金要件等<br>達成率1                    | OJT<br>実施助成額<br>※2はOJT訓練時間                               | 賃金要件等<br>達成率1                                          | 設備投資加算<br>※2 | 新規雇用助成<br>職務代行助成<br>※3                       |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------|
| 訓練実施コース                  | 一般訓練<br>【1000万円】                                                  | 800円<br>(400円)             | 1,000円<br>(500円) | 45%<br>(30%)                     | 60%<br>(45%)                     | 【85時間未満】<br>14万円(10万円)<br>【85時間以上】<br>27万円(13.5万円)       | 【85時間未満】<br>17万円(12万円)<br>【85時間以上】<br>32万円(16万円)       | 50%(-)       | -                                            |
|                          | 特定訓練<br>【1500万円】                                                  | 1,000円<br>(500円)           | -                | 75%<br>(60%)<br>※5               | -                                | 【85時間未満】<br>14万円(10万円)<br>【85時間以上】<br>27万円(13.5万円)<br>※6 | 【85時間未満】<br>17万円(12万円)<br>【85時間以上】<br>32万円(16万円)<br>※6 | -            | -                                            |
|                          | 団体訓練<br>【全体1億円】<br>【スキル可視化500万円・スキル標準化500万円・訓練プログラム開発1000万円×3回まで】 | 800円<br>(400円)             | 1,000円<br>(500円) | 45% (30%)<br>※7                  | -                                | -                                                        | -                                                      | -            | -                                            |
|                          | 教育訓練休暇制度<br>長期教育訓練休暇制度<br>教育訓練短時間勤務等制度                            | -<br>1,000円<br>(500円)<br>- | -<br>-<br>-      | 30万円<br>(30万円)<br>20万円<br>(20万円) | 36万円<br>(36万円)<br>24万円<br>(24万円) | -<br>-<br>-                                              | -<br>-<br>-                                            | -<br>-       | 新規雇用助成:<br>27・45・67.5万円(-)<br>職務代行助成: 75%(-) |



- ※1 訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、賃格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算
- ※2 事業展開に資する訓練の場合で、訓練終了後、実技の訓練等で実際に使用した機器・設備等と同様であって、事業展開に資する機器・設備等を購入し、訓練受講者全員の賃金を一定割合引き上げた場合に助成（中小企業のみ対象）
- ※3 休暇取得者に代わって業務を行った職員に対して職務代行手当を支払った場合や新規雇用または派遣受入をした場合に助成（中小企業のみ対象）
- ※4 高度デジタル人材の育成のための訓練または大学、大学院での訓練が助成対象
- ※5 有期契約労働者等を正規雇用労働者等への転換等した場合の助成率（転換しない場合は60%（中小企業以外は45%）助成）
- ※6 OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練を実施した場合に助成
- ※7 訓練プログラムの開発経費、スキルの標準化、可視化に係る経費については75%助成。訓練実施に係る経費については45%（中小企業以外は30%）助成

# 教育訓練給付金、教育訓練休暇給付金、リ・スキリング等教育訓練支援融資

職業安定局雇用保険課  
(内線5135,5757,5336)

令和9年度概算要求額 **582億円（558億円）** ※（）内は前年度当初予算額

| 労働特会 | 労働特会 | 労働特会 | 労働特会 | 労働特会 |
|------|------|------|------|------|
| 労災   | 雇用   | 徴収   | 育休   | 一般   |
|      |      |      |      | 会計   |

## 1 事業の目的

雇用保険被保険者等が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した場合に、受講費用の一部を支給する「教育訓練給付金」、雇用保険の被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、賃金の一定割合を支給する「教育訓練休暇給付金」により、経済社会の変化に対応した労働者個々人の主体的、自発的な学び・学び直しを支援する。

また、雇用保険被保険者ではない等の要件を満たす者が、生活費等への不安なく教育訓練に専念し、スキルアップ等を実現できるようにするため、これらの者が自ら選択した教育訓練を受けるに当たって必要となる費用の融資を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム

| 専門実践教育訓練給付金                                                                                                                                                                                                      | 特定一般教育訓練給付金                                                                                                                                                             | 一般教育訓練給付金                                                                  | 教育訓練休暇給付金                                                                                                                                                                                                                              | リ・スキリング等教育訓練支援融資                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を受講・修了した場合、受講費用の一部を支給＞                                                                                                                                                                  | ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を受講・修了した場合、受講費用の一部を支給＞                                                                                                                 | ＜就職に資する教育訓練を受講・修了した場合、受講費用の一部を支給＞                                          | ＜社内制度に基づき、教育訓練を受けるための無給の休暇を取得した場合、賃金の一定割合を支給＞                                                                                                                                                                                          | ＜教育訓練を受けるに当たって必要となる教育訓練費用及び教育訓練期間中の生活費の融資を実施＞                                                                                                       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講費用の<b>50%（上限年間40万円）</b>（6か月ごとに支給）</li> <li>・追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等⇒受講費用の<b>20%（上限年間16万円）</b></li> <li>・追加給付②: 訓練前後で賃金5%以上上昇（※1）⇒受講費用の<b>10%（上限年間8万円）</b></li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講費用の<b>40%（上限20万円）</b></li> <li>・追加給付: 1年以内に資格取得・就職等（※1）⇒受講費用の<b>10%（上限5万円）</b></li> <li>（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者が対象</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講費用の<b>20%（上限10万円）</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育訓練休暇を開始した日から原則1年の期間内の教育訓練休暇を取得している日に、<b>取得した期間に支給される基本手当の額と同じ額（※2）</b>を支給</li> <li>・給付日数は、<b>算定基礎期間に応じて90日、120日又は150日</b>（※2）休暇前の賃金・年齢に応じて、2,562～9,110円/日（令和8年8月1日以降の額。毎年8月1日に改定）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付上限: 240万円/年（最大2年間）</li> <li>・利率: 年2%</li> <li>※インセンティブ措置: 教育訓練修了後に賃金が上昇する等の条件を満たした場合、残債務の一部を免除</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>在職者又は離職後1年以内</b>（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者</li> <li>・<b>雇用保険の被保険者期間3年以上</b>（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は<b>2年以上</b>、特定一般教育訓練給付金は<b>1年以上</b>）の者</li> </ul> |                                                                                                                                                                         |                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険の一般被保険者である在職者</li> <li>・原則、休暇開始前2年間に<b>みなし被保険者期間（賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月）が12か月以上</b>の者</li> <li>・休暇開始日前に雇用保険の被保険者期間が<b>5年以上</b>あること</li> </ul>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険被保険者以外の者（雇用保険の適用がない雇用労働者や離職者、雇用されることを目指すフリーランス等）</li> </ul>                                             |

注）専門実践教育訓練給付金の支給資格者のうち一定要件を満たした者が失業状態にある場合、教育訓練支援給付金として、基本手当日額の60%を訓練受講中に支給（2か月ごとに支給）



## キャリア形成・リスキング推進事業

人材開発統括官付キャリア形成支援室（内線5953）

1 事業の目的 令和9年度概算要求額 43億円（42億円）（）内は前年度当初予算額

| 労働特会 |    | 子子特会 | 一般 |
|------|----|------|----|
| 労災   | 雇用 | 徴収   | 育休 |
|      | ○  |      |    |

- 労働者を取り巻く環境の急速な変化と職業人生の長期化・多様化が進行する中で、労働者が自らリスキングに取り組み、主体的にキャリア形成を図ることを支援するため、労働者に対してキャリアコンサルティングを受ける機会を提供するとともに、従業員のキャリア形成支援に取り組む企業への支援を行う。
- 特に、少子高齢化が急速に進展し、全ての年代の人々がその特性・強みを生かし活躍できる環境の整備が求められていることから、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたキャリアプランニングを支援する。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

キャリア形成・リスキング相談コーナー 全国各地のハローワークに設置

### ○キャリアコンサルティングの提供（対面）

- ・ジョブ・カードによるキャリアの棚卸し、キャリアプランニング、講座等の選択の支援
- ・学んだスキルの受講後の活用に関する相談（必要に応じハローワークの職業紹介窓口へ誘導）

キャリア形成・リスキング支援センター 全国47か所

### ○キャリアコンサルティングの提供（平日夜間・土日 オンライン）

- ・在職者がキャリアコンサルティングにアクセスしやすい環境を整備

### ○従業員のキャリア形成に関する企業への支援

- ・セルフ・キャリアドック（※）の試行導入及び取組の定着を支援
- （※）企業が人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談とキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み。

### ○中高年齢層の経験交流・キャリアプラン塾の開催

- ・40代後半以降の中高年齢層を対象に、セカンドキャリアに向けたキャリアプランを描けるよう支援する4回連続セミナーを開催
- （セミナーの例）キャリアの振り返り、リスキングの方向性、マネープラン、経験交流など
- ・中高年齢層の従業員のキャリア形成に関心をもち企業への出張セミナーを実施

### ○キャリア形成支援の好事例の収集・普及

### ○全世代型リスキングを促進する国民運動の実施

- ・既存の制度周知広報に加え、機運醸成に向けた全国キャンペーンを展開する。

都道府県労働局

- ハローワークとセンターとの連携に係る総合調整

- 周知キャンペーンの効果的な実施（イベントの企画、関係機関との連携）に係る助言・支援

調整支援

相談場面で活用

job tag  
職業情報提供サイト

※「ジョブ」「タスク」「スキル」等の観点から職業の情報を「見える化」して求職者等の就職活動等を支援するWebサイト

実施  
主体

委託事業（厚生労働省  
→株式会社等）

事業  
実績

令和7年度相談支援件数（個人へのジョブ・カード作成支援者数と企業への相談支援件数の計）  
192,109件

104

## 全世代型リスキングを促進する国民運動の実施

人材開発統括官付政策担当参事官室（内線5948）

令和9年度概算要求額 1.1億円（85百万円）当該額はキャリア形成・リスキング推進事業の内数

| 労働特会 |    | 子子特会 | 一般 |
|------|----|------|----|
| 労災   | 雇用 | 徴収   | 育休 |
|      | ○  |      |    |

## 1 事業の目的

- グローバル社会の進展や労働供給制約が進行するなか、労働生産性の向上、生涯を通じたキャリア形成や労働移動の円滑化を図るためには、労働者、企業、大学等の教育機関、業界団体等において、リスキングの重要性や必要性の認知・理解が促進され、様々なレベルでの取組や国民の中での更なる機運醸成が求められている。
- 経済財政運営と改革の基本方針（2026年）においても「スキルアップや技能尊重の機運醸成に向けた『全世代型リスキング国民運動』を展開するとともに、2028年技能五輪国際大会の日本開催の準備を進め、技能士・業界団体等の連携による人材育成の取組を推進する。」とされている。
- これまでリスキングに関心がなかった層、関心は持っているが行動を起こせていない層などに対して、効果的な働きかけを図り、取組に向かう行動変容を促すために、全国的かつ訴求力のある周知広報キャンペーン、いわゆる全世代を対象とした国民運動を展開する。

## 2 事業の概要

### （1）機運醸成に向けた全国キャンペーンの展開（既存）

- 効果的な周知広報施策を推進するため有識者会議にて検討。
- 年間を通じた取組＋11月の人材開発促進月間における集中取組。
- 労働者、企業、大学等、業界団体の各層に効果的な取組を展開。特に労働者向けには、関心度合いを踏まえたアプローチを行う。
- 既存の取組について、地域へのアプローチ、ものづくりや技能五輪に関するコンテンツの充実等を行う。

#### 【主な取組】

- ① 効果的な周知広報施策を推進するため、有識者会議にて検討
- ② 広報ツール（SNS・ウェブ等）を通じた情報発信
- ③ 機運醸成に向けたシンポジウム等の開催
- ④ 経産省・文科省など他省庁の政策資源の活用・連携 等

### （2）各周知広報施策との有機的な連携（既存）

- 令和9年度に人材開発統括官が実施する各周知広報施策において、（1）と有機的な連携を図り、局として一体的な取組を推進。
- 既存施策においてもアウトリーチを意識した取組を行う。

### （3）想定スケジュール

<R9.4月>

- ・有識者会議にて検討
- ・シンポジウム等の開催
- ・広報ツールを通じた周知・他省庁の政策資源の活用・連携

各周知広報施策

<11月>

人材開発促進月間  
キャリアマンス  
における  
集中的な取組

## 3 実施主体

「キャリア形成・リスキング推進事業」において実施予定

105



令和9年度概算要求額 43億円 (30億円) ( )内は前年度当初予算額

| 労働特区 | 労働特区 | 労働特区 | 労働特区 | 労働特区 |
|------|------|------|------|------|
| 労働   | 雇用   | 徴収   | 子育   | 一般   |
|      | ○    |      |      | 会計   |

## 1 事業の目的

若者のものづくり、技能離れが見られ、我が国の競争力の源泉である優れた技能の維持・継承が課題となっている。若者が進んで技能者を目指す環境を整備するとともに、技能労働者の地位の向上を図り、技能尊重の風潮を国民に広く浸透させていくことが必要であることから、各種技能競技大会等の実施を通じて、若者にものづくり分野の魅力をアピールし、ものづくり人材の育成・確保、職場定着を図ることとする。

## 2 事業の概要

### (1) 技能競技大会の実施

#### ① 若年者ものづくり競技大会の実施（島根県）

ものづくり産業に就職するために技能を習得中の原則20歳以下の若者を対象に、技能習得レベルを競う（15職種）。

#### ② 技能五輪全国大会の実施（愛知県）

技能検定2級相当以上の技能を有する原則23歳以下の青年技能者を対象に技能レベルの日本一を競う（42職種）。

#### ③ 技能グランプリの実施（東京都）

特級、1級及び単一等級の技能検定に合格した技能士を対象に、熟練した技能を広く国民に披露する（30職種）。

### ④ 技能五輪アジア大会への選手派遣

原則22歳以下の青年技能者を対象に、技能競技を通じて技能水準の向上等を目的とするアジア地域の大会に日本人選手を派遣する。

### ⑤ 技能五輪国際大会出場選手等に対する強化訓練等の実施

強化訓練への支援、競技力向上のための海外派遣への支援等を行う。

### (2) 国際大会に向けた選手等の競技力強化

2028年技能五輪国際大会（愛知）の開催を見据え、選手の強化訓練への支援、競技力向上のための海外派遣への支援等を重点的に行う。

### (3) 2028年技能五輪国際大会組織委員会の運営【拡充】

2028年技能五輪国際大会（愛知）の開催に向けて2028年技能五輪国際大会日本組織委員会において、競技運営等の準備を行うとともに、技能尊重の機運を醸成するための取組みを行う。[技能向上対策費補助金]

## 3 今後のスケジュール

| 年度   | 2024<br>(6年度)     | 2025<br>(7年度)          | 2026<br>(8年度)             | 2027<br>(9年度)          | 2028<br>(10年度) |
|------|-------------------|------------------------|---------------------------|------------------------|----------------|
| 国際大会 | 第47回<br>フランス（リヨン） | 第3回技能五輪アジア大会<br>中国（台湾） | 第48回<br>中国（上海）            | 第4回技能五輪アジア大会<br>（場所未定） | 第49回<br>日本（愛知） |
| イベント | 9月 開催地決定          | 8月 組織委員会設立             | ・開催にむけた準備／技能尊重機運醸成に向けた取組み |                        |                |
|      |                   |                        | ・日本選手団の競技力強化に向けた取組み       |                        |                |
|      |                   |                        |                           |                        | 11月 開催         |

106

令和9年度概算要求額 28億円 (26億円) ( )内は前年度当初予算額

| 労働特区 | 労働特区 | 労働特区 | 労働特区 | 労働特区 |
|------|------|------|------|------|
| 労働   | 雇用   | 徴収   | 子育   | 一般   |
|      | ○    |      |      | 会計   |

## 1 事業の目的

熟練技能者の引退に伴い、我が国競争力の源泉である優れた技能の継承・発展が大きな課題となっている。また、若年者ものづくり離れが見られる等の課題への対応として、技能者の地位の向上を図るとともに、若年者が進んで技能者を目指す環境を整備し、優れた技能を習得した人材の確保・育成につなげていくために、優れた技能の魅力を広く発信することとする。

## 2 事業の概要

### (1) 若年技能者に対するものづくりマイスターの実技指導・魅力発信の実施

- ① 中小企業・工業高校等に派遣し、若年技能者の技能向上を図る
- ② 将来の技能者となり得る小中学生等にその魅力を伝える
- ③ 技能士の技能職種・レベルに応じた体系的支援【拡充】  
・経験を積んだ高度な熟練技能者による技能継承の支援
- ④ 労働局・ハローワークとの連携による中小企業・教育機関等へのものづくりマイスター派遣の充実  
・これまでアプローチが十分にできていなかった中小企業・大学・専門学校等への派遣  
・技能五輪大会金メダリストによる講演・実演等

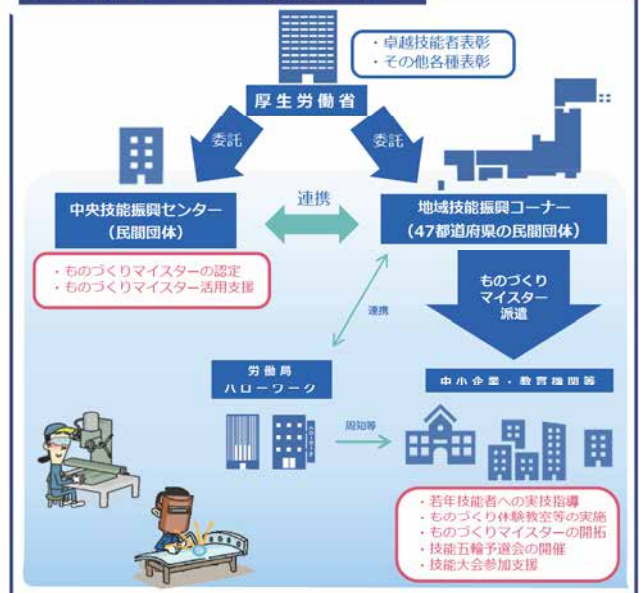
### (2) 地域における技能振興事業の実施

- ① 技能五輪全国大会予選会の開催
- ② 各種技能大会の参加支援（中小企業・学校対象）
- ③ 各種技能大会に併せた技能振興企画の実施
- ④ 優れた技能士が制作した商品等に表示するロゴマーク（グッドスキルマーク）の認定・普及【拡充】

### (3) 各種表彰の実施

- ① 卓越した技能者の表彰
- ② 職業能力開発関係大臣表彰

## 3 事業スキーム・実施主体等



107



令和9年度概算要求額 221億円（213億円）（）内は前年度当初予算額

| 労働特会 | 雇用  | 徴収 | 子育て | 一般  |
|------|-----|----|-----|-----|
|      |     |    |     |     |
| 労災   | 3/4 |    |     | 1/4 |

## 1 事業の目的

- 雇用保険被保険者以外の者を対象に
  - ・雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
  - ・教育訓練費用や教育訓練期間中の生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合：原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55/100を負担）。

108

令和9年度概算要求額 68億円（56億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 52億円

| 労働特会 | 雇用 | 徴収 | 子育て | 一般 |
|------|----|----|-----|----|
|      |    |    |     |    |
| 労災   | ○  |    |     |    |

## 1 事業の目的

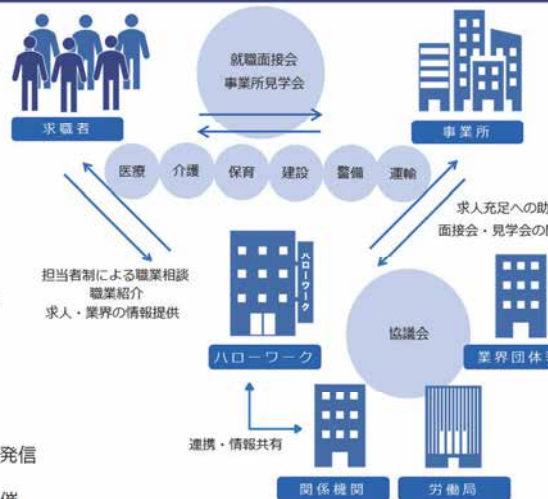
医療、介護、保育、建設、警備、運輸等への支援を強化するため、ハローワークに人材確保支援の専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置するとともに、医療・福祉分野の事業所への訪問によるアウトリーチ支援を実施する（医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト）。  
地方自治体や業界団体等と連携して、当該分野のしごとの魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人充足と職場定着のための雇用管理改善等の事業所支援を強化して、両者を結び付けるマッチング機会を拡充することにより、人材確保と雇用管理改善を促進する。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### 「人材確保対策コーナー」等における就職支援の拡充

人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充するとともに、医療・福祉分野の事業所への訪問によるアウトリーチ支援の強化を図る。  
また、職場定着のための雇用管理改善等の支援を一貫して行う体制を整備する。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置箇所 | 124 ⇒ 129カ所（医療・福祉分野専門コーナーを含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 実施体制 | 職業相談員 194人 ⇒ 199人（+ 5人）<br>就職支援ナビゲーター 266人 ⇒ 271人（+ 5人）<br>就職支援コーディネーター 369人 ⇒ 459人（+ 90人）<br>就職支援コーディネーター 47人（労働局配置）<br>雇用管理改善等コンサルタント（委嘱）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 支援内容 | ● 求人者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 求人者への求人充足に向けた求人条件の見直し等の助言・指導</li> <li>- 事業所訪問を通じた求人充足支援の強化</li> <li>- 事業所見学会、就職面接会等の開催</li> <li>- 職場定着のための雇用管理改善等の支援</li> <li>- 雇用管理改善等コンサルタントの活用</li> </ul> ● 求職者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 担当者制による、きめ細かな職業相談・職業紹介</li> <li>- 求人情報の提供、最新の業界動向、仕事の内容や魅力等の情報発信</li> </ul> ● 関係機関、業界団体との連携による支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 関係機関、業界団体との連携によるセミナー、就職面接会の開催</li> <li>- ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターとの連携による巡回相談やイベントの実施</li> </ul> ● 協議会における地域の関係機関と連携した枠組み作り |



事業実績 令和7年度就職件数：82,935件  
（ハローワーク全体：295,753件）

その他、医療・福祉分野の求職者のハローワーク利用促進を目的とした検索広告、SNSでの動画広告を実施する。

109



令和9年度概算要求額 5.4億円（4.1億円）（内は前年度当初予算額）

| 労働特会 | 子子特会 | 一般 |
|------|------|----|
| 労災   | 雇用   | 徴収 |
|      | 育休   | 会計 |
|      | ○    |    |

## 1 事業の目的

- 産業・労働市場の変化の中で、国全体の労働生産性を向上させていくためには、一人ひとりが持つ能力を最大限に活かせるよう、人材配置のミスマッチを減らしていくことが必要。このため、企業、在職者、求職者・学生が信頼して活用できる情報インフラを整備し、「労働市場の見える化」を進めていく。
- 職業情報提供サイト（job tag）を運用し、いつでも・手軽に・無料で職業情報を入手できる環境を整備する。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 「ジョブ」（職業・仕事）、「タスク」（作業）、「スキル」（技術・技能）等の観点から職業情報を「見える化」し、求職者の就職活動等を支援するWebサイト「job tag」を運営。

### job tagの主な機能

- 「職業情報」の検索・提供
- 求職者が自身の仕事に関する興味、価値観、能力面の特徴などを整理し適職を検索できる「自己診断ツール」「キャリア分析」
- 企業が利用できる人材採用要件（仕事内容、必要なスキルや知識等）の整理機能

### 令和9年度の主な拡充内容

- 新規職業の追加
- 画面構成・検索機能の改善、掲載情報の充実 等

※令和9年度はあわせて、ガバメントクラウドへの移行可能性について調査研究を行う。

実施主体：委託事業（民間事業者）

事業実績：年間アクセス件数 49,559,183件（令和7年度）



仕事の性質や内容、仕事に対する興味・価値観、資格、賃金等、利用者の立場や志向に合わせて、さまざまな方法で職業を検索できる。

556（R.8.3月時点）の職業について、職業の一般的な仕事内容・作業を動画などで紹介している。

職業別×都道府県別の賃金、求人倍率などを客観的なデータで確認することができる。

令和9年度概算要求額 1.6億円（40百万円）（内は前年度当初予算額）

| 労働特会 | 子子特会 | 一般 |
|------|------|----|
| 労災   | 雇用   | 徴収 |
|      | 育休   | 会計 |
|      | ○    |    |

## 1 事業の目的

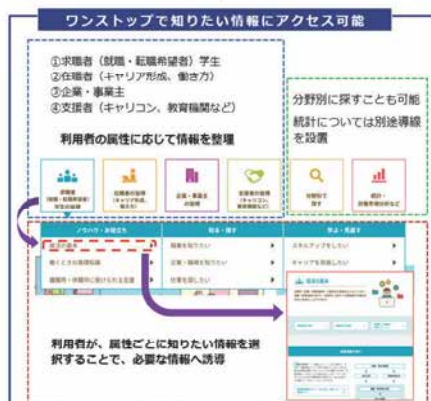
職業、職場その他労働に関する情報を一元的に提供するみんなの労働ナビについて、各種労働に関する情報を一元的に提供する総合的な労働市場データプラットフォームとして機能させるべく、求職者等の職業理解やリスクリテラシー、よりよい職場選択のために必要な情報を含め、労働に関して多岐に渡る情報へのアクセスを容易にし、求職者等及びキャリアコンサルタント等に必要な情報を提供するサイトとなるよう改修・運用を行うとともに、AI実装に向けた調査研究を行う。

また、多様な媒体の活用等を通じ、みんなの労働ナビを中心に、しよくばらぼ等の労働市場情報等の見える化に関する各種コンテンツの周知広報を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

- みんなの労働ナビ、しよくばらぼ等のウェブやSNS等を活用した広報
- みんなの労働ナビの更新、AI機能装備に向けた調査研究

実施主体：委託事業（民間事業者）



求人者・求職者・キャリアコンサルタント等による活用

希望する労働者等の円滑な労働移動の促進

## ハローワークの職業紹介関係業務におけるデジタル技術活用促進事業

職業安定局職業紹介  
等業務担当参事官室  
(内線4435)

令和9年度概算要求額 8.3億円(8.2億円) ( )内は前年度当初予算額

| 労働会<br>労災 | 雇用 | 徴収 | 子育て<br>育休 | 一般<br>会計 |
|-----------|----|----|-----------|----------|
|           | ○  |    |           |          |

### 1 事業の目的

ハローワークの職業紹介関係業務におけるAI等デジタル技術の活用を進めるため、(1) **最新デジタル技術の活用による概念実証に係る調査・検証事業を引き続き実施**するとともに、(2) AIを活用した「**ハローワークチャットボット(仮称)**」実装に向けた事業を開始することにより、利用者に対する利便性の向上や利用者層の拡大を図る。

### 2 事業の概要・実施主体

#### (1) ハローワークの職業紹介関係業務におけるデジタル技術概念実証に係る調査・検証事業

【実施主体：委託事業(民間企業)、ハローワーク】

AIを含む最新デジタル技術を活用したマッチングの向上のため手法の具体化に向けて、その概念実証に係る調査・検証の実施。

※ ハローワーク(最大10所程度)において、概念実証、効果検証、課題整理等を実施する想定。

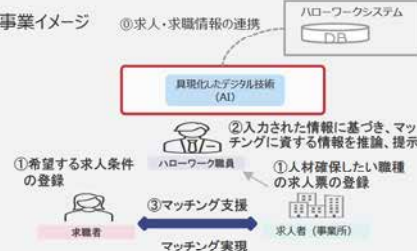
#### (2) ハローワークのオンラインサービス充実に向けたAIの活用によるチャットボット実装関連事業

【実施主体：委託事業(民間企業)】

概念実証の状況等を踏まえ、AI等最新デジタル技術を活用し、ハローワークインターネットサービス利用者等に対し、求職活動の進め方などの質問の自動受付・回答、求人検索等を行う「ハローワークチャットボット(仮称)」実装に向けた準備を実施。

※ 今後のチャットボット実装に向け、令和9年度は、工程管理支援を受けつつ、詳細な要件定義等の検討などを実施

#### (1)の事業イメージ



#### (2)の事業スケジュール

| 令和9年度  | 令和10年度       | 令和11年度 |
|--------|--------------|--------|
| 工程管理支援 | チャットボット設計・開発 | 運用・保守  |

112

拡  
充

## 民間企業における女性活躍促進事業

雇用環境・均等局雇用機会均等課  
(内線7953、5110)

令和9年度概算要求額 2.3億円(2.1億円) ( )内は前年度当初予算額

| 労働会<br>労災 | 雇用 | 徴収 | 子育て<br>育休 | 一般<br>会計 |
|-----------|----|----|-----------|----------|
|           | ○  |    |           |          |

### 1 事業の目的

事業主、特に中小企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組のあり方、男女間賃金差異や女性管理職比率の要因分析と差異解消に向けた取組、定められた目標の達成や認定取得に向けた手順等について、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施し、我が国における女性活躍の一層の推進を図る。また、女性の活躍推進の観点で特に課題とされている女性の正規雇用における「L字カーブ」解消のための施策として、アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発、および学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発を実施する。加えて、女性活躍推進法の周知・指導に取り組む。

※日本成長戦略(令和8年7月21日閣議決定)に基づき、女性活躍を加速するための企業向けアウトリーチ・伴走型支援に取り組む必要がある。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

#### 個別訪問・オンラインによる企業等への支援

##### ○女性活躍推進アドバイザーによる個別企業のコンサルティング

企業からの申込(関係機関からの紹介も含む)に応じ、女性活躍推進アドバイザーが個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング(自社の課題を踏まえた取組のあり方、男女間賃金差異や女性管理職比率の要因分析と差異解消に向けた取組、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし・えるぼしプラス・プラチナえるぼしプラス)の取得支援等)を行う。

(支援対象の拡充)→支援回数:1,000(900)社×1社あたり上限5(4)回

##### ○女性活躍推進の取組についての好事例収集・発信

- ・男女間賃金差異の分析・公表を契機とした取組により成果を上げた企業
- ・女性の健康支援に取り組み、えるぼしプラス・プラチナえるぼしプラス認定を受けた企業

#### L字カーブ解消のための啓発

- 地域の実情を踏まえた女性活躍推進に係る周知・広報
- アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発
- 学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する広報資料(デジタルリーフレット)の普及

#### 女性活躍推進法の内容に係る周知・指導

- 改正女性活躍推進法に係る説明、問い合わせ・相談対応等を行う指導員の配置

#### 実施主体

国、都道府県労働局、委託事業(民間企業等)

#### 事業実績

コンサルティング件数:  
207社(令和7年度)



113



令和9年度概算要求額 12億円(9.2億円) ( )内は前年度当初予算額

| 労働特会 |      |    | 子子特会 | 一般<br>会計 |
|------|------|----|------|----------|
| 労災   | 雇用   | 徴収 | 育休   |          |
| 約1/3 | 約2/3 |    |      |          |

## 1 事業の目的

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシュアルハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分との声がある。

また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであることから、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

※日本成長戦略(令和8年7月21日閣議決定)に基づき、ハラスメント対策の更なる周知・啓発に取り組む必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 周知・啓発
- ポスターの作成・配布 ※一部新規  
(国民一般向けカスタマーハラスメント防止啓発ポスター等の作成(外国語版も含む) ※新規)
  - 職場のハラスメント防止対策パンフレット等(事業主向け・労働者向け)の作成・配布
  - ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
  - X(旧ツイッター)、フェイスブック等を利用した広報
  - ハラスメント撲滅対策の全国集中実施(職場のハラスメント撲滅月間)・シンポジウムの開催等・月間ポスターや啓発動画の作成

- 企業等への支援
- 事業主やハラスメント相談窓口担当者等を対象とした研修動画の配信
  - 業種別オンラインワークショップの開催 ※新規
  - ハラスメント事案解決のための支援・マニュアル周知 ※一部拡充

相談対応

- 全国の労働局における、職場におけるハラスメントに関する相談対応  
※一部拡充(体制強化)

### 実施主体

実施主体: 国、都道府県労働局、委託事業(民間会社)

### 事業実績

ポータルサイトへの月平均アクセス数: 187,808件  
(令和7年度)

令和9年度概算要求額 412億円(392億円) ( )内は前年度当初予算額

令和7年度支給実績: 20,182 件

| 労働特会 |    |    | 子子特会 | 一般<br>会計 |
|------|----|----|------|----------|
| 労災   | 雇用 | 徴収 | 育休   |          |
|      | ○  |    |      |          |

## 1 事業の目的

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児・介護の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

※中小企業事業主が対象(ただし、出生時両立支援コースの支給額②及び育休中等業務代替支援コースの支給額③については常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主が対象、育休中等業務代替支援コースの支給額②については全事業主が対象)。  
※支給額・加算措置の太字・下線が新規・拡充箇所。このほか、新規受付停止中の事業所内保育施設コースに1百万円(41百万円)を計上。

| コース名/コース内容 |                                                                                                                 | 支給額(休業取得/制度利用者1人当たり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 加算措置/加算額                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 育児休業       | <b>出生時両立支援コース</b><br>52.6億円(48.2億円)<br>男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育児開始                         | ①男性労働者の育児休業取得<br>1人目 15万円(取得期間連続28日以上の場合 30万円)<br>2~3人目 10万円(取得期間連続28日以上の場合 20万円)<br>②男性労働者の育児休業取得率の上昇等 60万円<br>→申請年度の前年度と前々年度を比較し、男性育児取得率(%)が30ポイント以上上昇し、50%以上となった場合等                                                                                                                                                                          | <b>＜出生時両立支援コース＞</b><br>①男性労働者の育児休業取得<br>1人目で雇用環境整備措置を4つ以上実施した場合 10万円 加算<br>②男性労働者の育児休業取得率の上昇等<br>申請時にプラチナくるみ認定事業主であった場合 15万円 加算<br>取得率算定対象者のいずれもが1か月以上取得した場合 30万円 加算                                                                                    |
|            | <b>育児休業等支援コース</b><br>33.6億円(29.6億円)<br>育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、「育休復帰支援プラン」に基づき3か月以上の育休取得・復帰                       | ①育休取得時 30万円 ※無期雇用者、有期雇用労働者各1人限り<br>②職場復帰時 30万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <b>＜育休中等業務代替支援コース＞</b><br>プラチナくるみ認定事業主は、①③を以下の通り割増。<br>①育児休業中の手当支給<br>業務代替手当の支給額を4/5に割増<br>③育児休業中の新規雇用<br>代替期間に応じた支給額を割増<br>最大99万円<br>・最長: 7日以上: 11万円<br>・最長: 1年以上: 99万円<br>育休取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合<br>①~③に10万円加算(1か月以上の場合のみ)                            |
|            | <b>育休中等業務代替支援コース</b><br>278.5億円(277.7億円)<br>育児休業や育休短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用(派遣受入含む)を実施 | ①育児休業中の手当支給<br>最大260万円<br>(「休業取得時」30万円、「職場復帰時」まで230万円)<br>②育休短時間勤務中の手当支給<br>最大128万円<br>(「育休短時間勤務時」23万円、「子育て3歳未満時」まで105万円)<br>③育児休業中の新規雇用<br>最大81万円<br>※①~③合計で1年度10人まで、初回から5年間                                                                                                                                                                   | <b>＜柔軟な働き方選択制度等支援コース＞</b><br>25.6億円(17.5億円)<br>育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者支援<br><br><b>＜各コース共通＞</b><br>育児休業等に関する情報公表加算 ※各コースごと1回限り<br>申請前の直近年度に係る下記①~③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円 加算<br>①男性の育児休業取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育児取得日数 |
|            | <b>柔軟な働き方選択制度等支援コース</b><br>25.6億円(17.5億円)<br>育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者支援              | 柔軟な働き方を実現するための措置(1事業主5人まで)<br>・制度を3つ導入し、対象者が制度利用... 20万円<br>・制度を4つ以上導入し、対象者が制度利用... 25万円<br>子の看護等休暇制度有給化支援 制度を導入し利用 30万円                                                                                                                                                                                                                        | <b>＜柔軟な働き方選択制度等支援コース＞</b><br>障害や医療的ケアを要する子を対象に制度利用の年齢を18歳まで引き上げた場合 20万円 加算<br>対象となる子の年齢を中学校卒業まで引き上げた場合 20万円 加算                                                                                                                                          |
| 育児期の働き方    | <b>介護職職防止支援コース</b><br>22.0億円(18.2億円)<br>「仕事と介護の両立支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援                  | ①介護休業 取得・復帰: 40万円(※5日以上、15日以上取得・復帰で60万円)<br>②介護職職防止支援制度 ※20日以上利用。()は60日以上利用の場合<br>制度1つ導入し、対象者が制度を1つ利用... 20万円(30万円)<br>制度2つ以上導入し、対象者が制度を1つ利用... 25万円(40万円)<br>③業務代替支援 ※5月以上取得・利用。()は15日以上取得・利用の場合<br>介護休業中の新規雇用等... 20万円(30万円)<br>介護休業中の手当支給等... 5万円(10万円)<br>短時間勤務中の手当支給等... (3万円)(※15日以上利用の場合のみ)<br>④介護休暇制度有給化支援 制度を導入し利用 30万円(※10日以上の場合50万円) | <b>環境整備加算 10万円 加算</b><br>→雇用環境整備措置を4つ全て実施した場合<br>有期雇用労働者加算 10万円 加算                                                                                                                                                                                      |



# 共働き・子育て推進事業（共育（トモイク）プロジェクト）

雇用環境・均等局職業生活両立課  
(内線7859)

令和9年度概算要求額 1.2億円 (1.2億円) ( )内は前年度当初予算額

| 労働特区 | 子育て特区 | 一般 |
|------|-------|----|
| 労災   | 雇用    | 徴収 |
|      | 育休    | 会計 |
|      | ○     |    |

## 1 事業の目的

- 共働き・子育て推進事業とは、男性の育休取得促進・柔軟な働き方を実現するための措置の導入・活用促進により、共働き・子育てを定着させていくための事業（共育（トモイク）プロジェクト）
- 令和9年度においては、改正育児・介護休業法に沿った両立支援制度導入・活用に向けた企業の取組を促進するシンポジウム・セミナーの開催（地方自治体とも連携）、企業版両親学級等の更なる取組促進を図るとともに、男性の家事・育児参画を含む仕事と育児の両立に関する意識調査を実施し、企業の取組を促していくことで男性の育休取得促進、共働き・子育てを強力に推進する。

### 数値目標

- ★ 男性の育児休業取得率：現状 50.9% (令和7年度) 令和7年度目標50%達成→目標85%※ (令和12年)
- ※「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)
- ★ 第1子出産前後の女性の継続就業率：現状 69.5% (令和3年) → 目標 80% (令和12年)



## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ○仕事と育児の両立に関する意識調査の実施

- ・若年層に対し、特に男性の家事・育児参画を含む仕事と育児の両立に関する意識調査を実施し、調査結果を公表することにより、共働き・子育ての推進に向けた社会的機運の醸成、企業の両立支援制度の導入・活用の促進を図る

### ○企業向けシンポジウムの開催

- ・先進的な仕事と育児の両立支援制度を導入している企業の事例を収集・発信するとともに、経営者・管理職や自治体等によるパネルディスカッション等を実施することで、企業での両立支援制度の導入・活用の取組を支援する

### ○経営層・企業（管理職）向けセミナー・若年層セミナーの実施（企業版両親学級を含む）

- ・企業の取組を促進する経営層・企業（管理職）向けセミナーを実施するとともに、今後家事・育児を担う若年層向けセミナー動画制作及びセミナー実施による両立支援制度の導入・活用を促進
- ・地方自治体が参加するイベント等の実施により各地域における施策の収集・発信を強化
- ・企業版両親学級の取組を更に促進するため、セミナーの開催による普及や伴走支援による企業内での開催の促進を図るとともに資料等の充実を図る

### ○業種別の好事例の展開

- ・育児休業等取得しやすい雇用環境整備や仕事と育児の両立に関する効果的な取組事例などを業種別に収集・発信

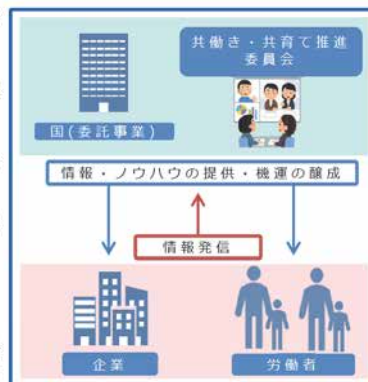
### ○普及啓発資料の作成

- ・育児休業制度及び「柔軟な働き方を実現するための措置」の活用事例、男性の家事・育児に関する意識啓発の内容等を盛り込んだ「仕事と育児両立読本」の作成・情報発信をするとともに、ミニリーフレットの作成及び母子健康手帳との同時配付等による周知を実施

### ○公式サイト運用

- ・改正育児法等の周知や家事・育児体験談等の投稿を促し、参加型サイトとして運用

(R7実績)  
・若年層約14,000人を対象に意識調査を実施  
・シンポジウム・セミナー等を計16回開催  
・共育に積極的に取り組む企業の事例集を作成（8社）  
・ミニリーフレット約80万部を市区町村へ配布



実施主体  
民間事業者等（委託事業）

116

# 中高年層（ミドルシニア）の就職支援のためのハローワーク専門窓口設置及び担当者制による支援

職業安定局職業紹介等業務担当参事官室（内線5634）

令和9年度概算要求額 23億円 (22億円) ( )内は前年度当初予算額

| 労働特区 | 子育て特区 | 一般 |
|------|-------|----|
| 労災   | 雇用    | 徴収 |
|      | 育休    | 会計 |
|      | ○     |    |

## 1 事業の目的

- 就職氷河期世代を含む中高年層（ミドルシニア）の不安定就労者の中には、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。

- こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。

<専門窓口数> 92か所

<体制> 就労・生活支援アドバイザー：82人（主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当）

就職支援コーディネーター：142人（主に求人開拓、セミナー企画を担当）

職業相談員：144人（主に初回相談を担当）



## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



117



# シルバー人材センター等補助金

(高齢者就業機会確保等事業、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業)

職業安定局高齢者雇用対策課  
(内線5822)

令和9年度概算要求額 143億円 (141億円) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 3.1億円

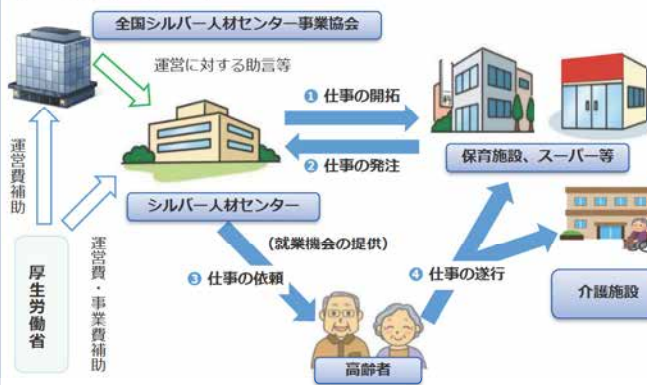
| 労働特区 | 子育て | 一般  |
|------|-----|-----|
| 労災   | 雇用  | 徴収  |
|      | 育休  | 会計  |
|      | 1/2 | 1/2 |

## 1 事業の目的

- ・高齢退職者に対して臨時的、短期的又は軽易な業務に係る就業機会を確保・提供することにより、高齢退職者の能力の積極的な活用を図り、福祉の増進に資することを目的とするシルバー人材センター連合等への運営費を補助する。
- ・シルバー人材センターによる人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進するとともに、介護分野の人材確保支援及び高齢者の一層の活躍を促進するため、その事業費を補助する。
- ・その他、全国シルバー人材センター事業協会への運営費を補助する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### ○ 事業のイメージ



### ○ シルバー人材センターが扱う仕事

介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣、  
福祉・家事援助サービス、空き屋管理、地域見守りサービス、観光案内、  
清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張り など

### ○ 補助率

運営に係る経費の1/2の範囲内で補助

### ○ 事業実績

就業延人員数：58,499,546人日(令和7年度)

### ○ 実施主体

シルバー人材センター連合、全国シルバー人材センター事業協会 (標題の「等」は全国シルバー人材センター事業協会を指す)

118

新規

投資枠

## 高齢者活躍の場創出推進事業 (仮称)

職業安定局高齢者雇用対策課 (内線5826)

令和9年度概算要求額 6.9億円 ( )内は前年度当初予算額

うち投資枠 6.9億円

## 1 事業の目的

シルバー人材センターの就業分野については、庭木の剪定や清掃等の割合が6割を超えており、事務職経験者が「これまでの経験を活かして働きたい」というニーズや家族の介護等により、「限られた時間しか働くことができない」といったニーズに十分に答えられておらず、入会を控えたり、未就業の要因となっている。

これらのミスマッチがある現状を踏まえ、求人情報データの収集・分析にAIを活用し、業務の切り出し(ジョブ・カービング)を企業に提案するためのマニュアルを作成し、高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会の提供を推進する。

本事業を通じて作成したマニュアルを利用し、統一的方法で新たな就業機会を提供し、会員と企業等のマッチングを強化することにより、高齢者が社会の支え手としてより長く活躍できることはもとより、健康の保持増進、介護予防による社会保障費の低減が図られるとともに、高齢者の生活や所得の安定に繋がる。

## 業務の切り出し(ジョブ・カービングとは)

業務の一部を短日・短時間で切分け、組み合わせ、スケジュール化し、その企業で必要となる一人分の仕事に再構成すること。

### 例：教育現場の補助業務の場合

#### ○ 教員が担っている業務を分類し、リストアップ

- ・授業指導(授業計画作成、教材研究、学習評価、成績評価、進路指導)
- ・学級運営・生徒指導(学級経営方針策定、授業実施、生活指導)
- ・保護者対応、個別対応(保護者面談、いじめ対応、不登校支援)
- ・校務事務(指導要録作成、学校評価作成、文書・予算・備品等管理)
- ・行事運営(教育的内容設計、安全指導、会場設営)など多岐にわたる

#### ○ 業務の切り出し・再構築(労働時間や専門性などの要素に分解し、再設計)

| 教員                                      | 教育支援(軽作業)                                            | 教育支援(事務)                                      |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 学級運営、生徒指導、授業や教材の企画、教材作成、添削、成績管理、保護者対応など | 授業準備(教材配布・回収)、印刷・製本作業、教室・校内の環境整備、行事設営・片付け、見守り、図書整理など | 出席・成績データ入力補助、保護者配布資料の作成補助、電話・窓口対応、学校徴収金管理補助など |

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

ジョブ・カービングの対象となる職種の設定等(事務系の軽作業、学校(教育補助・子ども見守り)、医療機関及び保育施設等における補助業務を想定)のための有識者委員会を設置する。また、求人情報の収集・分析にAIを活用し、仕事の切り出しのためのマニュアルを作成するとともに、作成したマニュアルをセンター職員とコンサル業者が企業等への提案に試験的に使用することにより、実効性を検証する。



119



令和9年度概算要求額 101億円（101億円）（内は前年度当初予算額）

○実施主体：都道府県労働局 ○令和7年度支給件数 3,228件

| 労働保険特別会計 |    |    | 一般会計 |
|----------|----|----|------|
| 労災       | 雇用 | 徴収 |      |
| ○        |    |    |      |

## 1 事業の目的

生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に支援。

## 2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

| コース名                                                                    | 成果目標                                                 | 助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業種別課題対応コース<br>（長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成） | 建設事業<br>①～⑦の何れかを1つ以上                                 | ①：250万円（月80H超→月60H以下）等<br>②：100万円（10H以上）等<br>③：25万円<br>④：25万円<br>⑤：170万円（11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師<br>⑥：50万円（フレックスタイム制度）<br>⑦：100万円（1年単位の変形労働時間制度）<br>⑧：50万円 |
|                                                                         | 自動車運転の業務<br>①～⑥の何れかを1つ以上                             |                                                                                                                                                                |
|                                                                         | 医業に従事する医師<br>①～⑥又は⑧の何れかを1つ以上                         |                                                                                                                                                                |
|                                                                         | 砂糖製造業<br>（鹿児島県・沖縄県に限る）<br>①～⑥の何れかを1つ以上               |                                                                                                                                                                |
| 労働時間短縮・年休促進支援コース<br>（労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）        | ①～⑥の何れかを1つ以上                                         | ①：150万円（月80H超→月60H以下）等<br>②：25万円<br>③：25万円<br>④：50万円（フレックスタイム制度）<br>⑤：100万円（1年単位の変形労働時間制度）                                                                     |
|                                                                         | ①～④の何れかを1つ以上                                         |                                                                                                                                                                |
| 勤務間インターバル導入コース<br>（勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に助成）                          | 全労働者の1/4超の労働者について、9時間以上の勤務間インターバル制度の新規導入・適用範囲拡大・時間延長 | ・全労働者の1/2超を適用とする場合<br>（9～11H：100万円，11H以上：150万円）<br>・全労働者の1/4超～1/2を適用とする場合<br>（9～11H：50万円，11H以上：75万円）                                                           |
| 取引環境改善コース<br>（取引環境の改善に取り組む荷主や元請建設事業者等の集団に対し助成）                          | 荷主や元請建設事業者等の集団が、構成員である運送事業者や下請建設事業者の労働時間の短縮に効果を上げること | 上限額：100万円                                                                                                                                                      |
| 団体推進コース<br>（傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）                             | 事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること         | 上限額：500万円                                                                                                                                                      |

○加算制度あり（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）

<賃金引き上げ> 事業年度内に賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成上限額に加算（3%以上：6万円～最大60万円、5%以上：24万円～最大480万円、7%以上：36万円～最大720万円）。

<割増賃金率引き上げ> ①1か月60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。

②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合に、助成金の上限額を最大100万円加算。

120

## 勤務間インターバル制度導入促進のための広報事業

雇用環境・均等局総務課  
雇用環境政策室（内線7915）

令和9年度概算要求額 1.1億円（1.1億円）（内は前年度当初予算額）

## 1 事業の目的

勤務間インターバル制度導入促進に向けた労使に対する効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

労働時間等設定改善法が改正され、勤務間インターバルは労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るために有効であることから、その導入が事業主の努力義務とされたところ（施行日：平成31年4月1日）。

令和6年8月に閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」には、勤務間インターバル制度について、**2028年（令和10年）までに、①勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を5%未満とすること、②勤務間インターバル制度を導入している企業割合を15%以上とすることの2つの数値目標**が掲げられ、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）等では、「勤務間インターバル制度の普及を図る」とされた。

以上により、上記改正労働時間等設定改善法の周知とともに、労使一体となった勤務間インターバル制度導入促進に向けた更なる取組が重要となることから、勤務間インターバル制度導入促進に向けた効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体

### ○勤務間インターバル研修事業

産業医や衛生管理者等に対する研修講義において勤務間インターバル制度の内容・効果を周知し、企業における取組を波及させる。

### ○導入促進マニュアルの作成

企業に対して制度導入の意義や効果を伝え、実際の導入事例も参照しながら具体的な導入手順を理解できるよう、導入促進マニュアルを作成する。

※（令和7年度）導入促進マニュアルの作成部数 50,550部、働き方・休み方改善ポータルサイトにおいても掲載し周知

### ○業種別ワークショップの開催

特定業種の事業主や企業の人事労務担当者を対象としたワークショップを開催し、業種別の現状や課題を踏まえて作成した業種別導入マニュアルを活用しながら、グループワークを通じて出席者の勤務間インターバルに対する理解の促進を図る。

### ○シンポジウムの開催

有識者の講演や導入企業の先進的な取組事例の発表により、制度の重要性や導入のメリットを周知・啓発し、併せて助成金や導入マニュアル等の導入支援策も周知する。

### ○インターバル制度導入支援のための動画コンテンツの作成・周知

インターバル制度の導入を希望する企業向けに、企業の先進的な取組事例や制度導入の手順、留意点などを紹介した動画コンテンツを作成し、ポータルサイトや都道府県労働局を通じて周知・啓発する。

### ○雑誌等を活用したインターバル制度の周知・啓発

事業主や企業の人事労務担当者向けの雑誌等を活用して、制度の周知・啓発を実施する。等



<導入マニュアル>

実施主体：民間団体（委託事業）

121









## 働く人のメンタルヘルス対策の促進

労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5180）

令和9年度概算要求額 4.4 億円（3.6億円）（）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 |    |    | 一般 |
|----------|----|----|----|
| 労災       | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| ○        |    |    |    |

### 1 事業の目的

- 精神障害の労災支給決定件数が過去最多、メンタルヘルス不調で休業・退職した労働者がいる事業場割合は近年上昇傾向にあるなど、働く人のメンタルヘルス対策への対応が必要となっている。一方、小規模事業場では、未だメンタルヘルス対策の取組は低調である。このような中、令和7年労働安全衛生法の改正による労働者数50人未満の事業場に対するストレスチェックの実施義務化（施行期日は令和10年4月1日）を踏まえ、小規模事業場における円滑な実施を支援していく必要がある。
- このため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、**小規模事業場におけるストレスチェックの実施に資する情報の提供**を行うほか、高ストレス者等からの相談ニーズの増加に対応するため、「こころの耳」相談窓口の充実を図る。また、**小規模事業場に対して安定的・継続的にストレスチェックサービスを提供できる外部機関の確保**を図る。

### 2 事業の概要・スキーム

**（１）ポータルサイト「こころの耳」** : 73 (73) 百万円  
⇒ **50人未満事業場のストレスチェック実施に資する情報の提供**

- 事業場向け情報
  - ・事業場のメンタルヘルス対策の取組事例（事業場規模・業種別）
  - ・職場環境改善ツール
- 労働者向け情報
  - ・ストレスセルフチェック
  - ・セルフケア（eラーニング）等
- メンタルヘルスシンポジウムの開催

**（２）「こころの耳」相談窓口** : 292 (277) 百万円  
⇒ **高ストレス者等からの相談ニーズの増加に対応する体制の充実**

- 労働者のメンタルヘルスに関する相談窓口（電話・メール・SNS）
  - ・面接指導以外を選択する高ストレス者等からの相談対応 等

<令和7年度実績>

| ポータルサイト     | 相談窓口                              |
|-------------|-----------------------------------|
| アクセス数 527万件 | 電話 38,791件、メール 3,692件、SNS 10,155件 |

**（３）小規模事業場へのストレスチェックサービス提供体制の整備等【新規】** : 59 ( 0) 百万円

⇒ **中央労働災害防止協会の中小事業場向け支援サービス事業（運用改善のための体制整備）を支援**

- 中央労働災害防止協会の中小事業場向け支援サービス事業について、
  - ・改正法施行後の小規模事業場からのストレスチェックサービスの需要増に対して効率的・安定的なサービス提供が可能となるよう、その運営改善のための新システムの構築
  - ・ストレスチェック実施を契機とした小規模事業場からのメンタルヘルス対策の相談増に対応するための安全衛生相談窓口（無料）の体制整備を支援

**（４）その他** : 11 (11) 百万円

多様な働き方をする者が自らの健康管理を行うためのツールの運用等

<実施主体> 民間団体等、中央労働災害防止協会

124



## 高齢労働者の労働災害防止対策推進事業

労働基準局安全衛生部  
安全課・労働衛生課  
（内線5488）

令和9年度概算要求額 9.8億円（9.8億円）（）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 |    |    | 一般 |
|----------|----|----|----|
| 労災       | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| ○        |    |    |    |

### 1 事業の目的

- 厚生労働省においては、令和元年度に「エイジフレンドリーガイドライン（通達）」を策定し、令和2年度から「エイジフレンドリー補助金」によりガイドラインに沿った取組を実施する中堅企業事業者を支援してきたところであるが、高齢労働者の労働災害防止対策を更に推進するため、**労働安全衛生法等を改正し、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講ずることが事業者の努力義務とされた（令和8年4月1日施行）**。令和8年2月には、改正法に基づき「**高齢者の労働災害防止のための指針**」を公表した。
- さらには、**成長戦略においても「高齢者の労働災害を防止するための安全衛生対策の推進」が盛り込まれたところであり、引き続き、事業者に対する支援として、「エイジフレンドリー補助金」により中小企業事業者による指針に基づく措置の実施に係る支援を行う。**
- あわせて、**事業者団体への支援として、業種や職種ごとの労働災害リスクを踏まえた的確な高齢労働者の労働災害防止対策を推進するため、業界団体等を構成員とする検討会を組織し、災害分析、好事例の収集等を行い、業種別マニュアル等を作成する。**

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

**1 エイジフレンドリー補助金 8.8億円（令和8年度：9.5億円）**

**（１）対象事業者**：労災保険加入の中小企業事業者 **（２）実施主体**：民間団体等 **（３）事業実績**：令和7年度支給件数（事業者数）…**1,839件**

| 補助対象 | 専門家総合対策コース【拡充】                |                                                                                                                | 職場環境改善等コース                                       | コラボヘルスコース                                                |
|------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
|      | ① 専門家によるリスクアセスメントを受ける費用に要する費用 | ② リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施に要する費用<br>・滑りにくい床への改修、手すりの設置、重量物取扱い作業・介助作業への補助機器の導入<br>・労働者の身体機能の維持向上のための支援<br>・安全衛生教育等 | ③ リスクアセスメントを実施せず、左記の対策のみを実施する場合に要する費用            | ④ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要する費用 |
| 補助率  | 4 / 5                         | ・上記の対策を単独で実施する場合 3 / 4<br>・ <b>上記の対策を複数組み合わせる場合（複合介入） 4 / 5</b>                                                | ・上記の対策を単独で実施する場合 1 / 2<br>・ <b>複合介入の場合 3 / 4</b> | 3 / 4                                                    |
| 上限額  | ①と②を合わせて、 <b>200万円</b>        |                                                                                                                | 100万円                                            | 30万円                                                     |

**2 業種別の高齢労働者の労働災害防止対策の検討・周知【拡充】 0.9億円（令和8年度：0.3億円）**

高齢労働者の労働災害が多いビルメンテナンス業、旅館業、警備業、建設業等（令和9年度想定）の業界団体を構成員とする検討会を組織し、収集した災害事例から**作業内容及び背景要因等の詳細事項を分析し、業種別のマニュアル、好事例集の作成を行う**。また、**マニュアル等に係るオンライン説明会を開催するとともに、当該マニュアル等の内容に係る動画を作成、オンラインで配信する**。

125



# 「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークマッチングの強化

職業安定局障害者雇用対策課  
(内線5301)

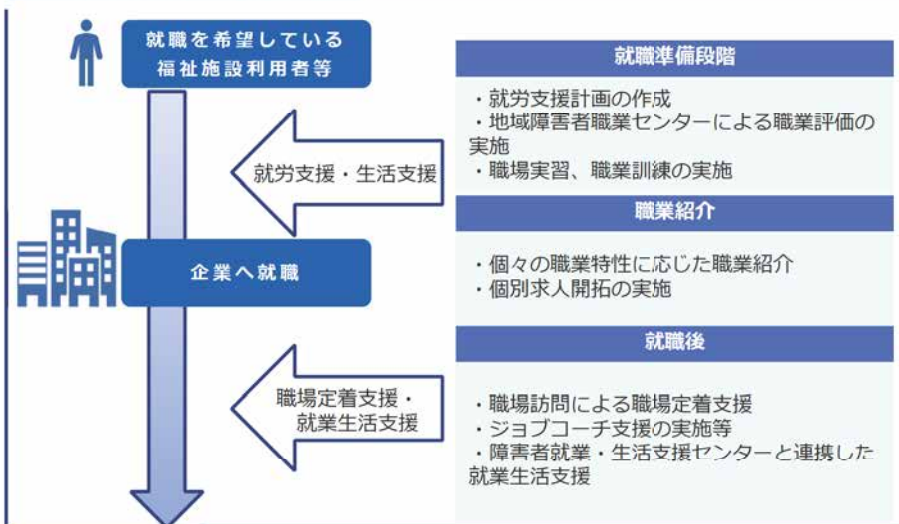
令和9年度概算要求額 18億円 (17億円) ( )内は前年度当初予算額

| 労働待合 | 労働待合 | 労働待合 | 労働待合 | 労働待合 |
|------|------|------|------|------|
| 労災   | 雇用   | 徴収   | 育休   | 一般   |
|      | ○    |      |      |      |

## 1 事業の目的

・福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員（主査）と福祉施設の職員、その他の支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

### 主査：ハローワーク職員

- ・専門援助部門が担当
- ・就職支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整

### 副主査：福祉施設等職員

- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
- 就労移行支援事業所
- 職業能力開発校
- 特別支援学校 等

### その他の支援者

- ジョブコーチ
- 福祉事務所
- 発達障害者支援センター
- 難病相談・支援センター
- 医療機関 等

## 4 事業実績

障害者向けチーム支援事業による障害者の就職率：58.4%（令和7年度）

126

拡充

# 障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施等

職業安定局障害者雇用対策課  
(内線5301、5854)

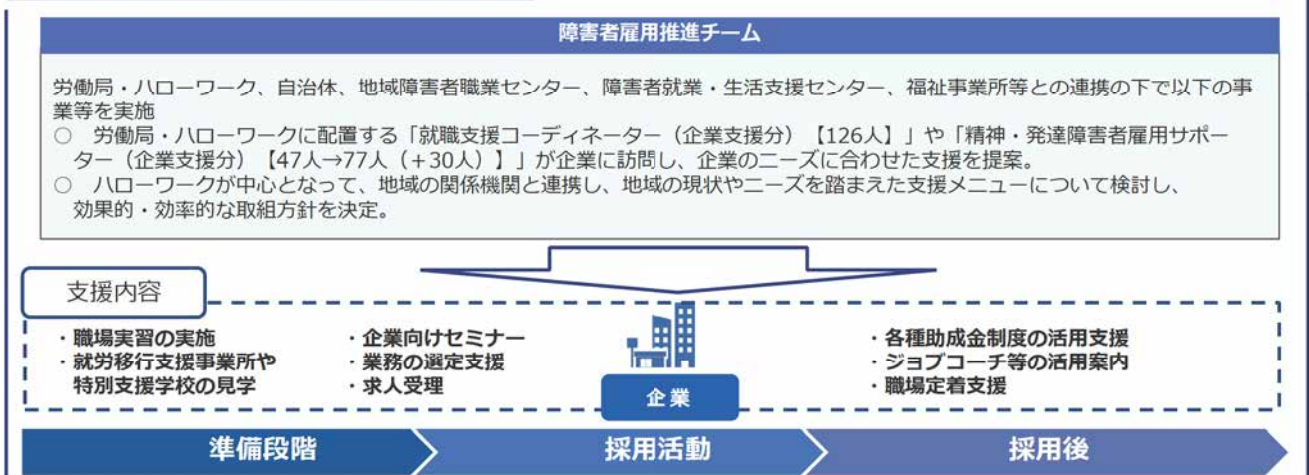
令和9年度概算要求額 13億円 (10億円) ( )内は前年度当初予算額

| 労働待合 | 労働待合 | 労働待合 | 労働待合 | 労働待合 |
|------|------|------|------|------|
| 労災   | 雇用   | 徴収   | 育休   | 一般   |
|      | ○    |      |      |      |

## 1 事業の目的

・障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対して、ハローワークが中心となって各種支援機関と連携し、企業ごとのニーズに合わせて、企業内の体制整備、求人条件の設定、求職者とのマッチング支援等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇用を一貫して支援する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



## 3 事業実績

○ 企業向けチーム支援事業の対象事業所のうち、新たに障害者を雇用した企業の割合：55.9%（令和7年度）

127

令和9年度概算要求額 99億円（89億円）（）内は前年度当初予算額

| 労働会 | 子子特 | 一般 |
|-----|-----|----|
| 労災  | 雇用  | 徴収 |
|     | ○   |    |
|     |     | 育休 |
|     |     | 会計 |

## 1 事業の目的

- 障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る。
- さらに、全国の障害保健福祉圏域ごとに設置しているセンターは、各地域における中核的な就労支援機関として位置づけられており、個々の障害者のニーズに応じた相談・支援に加えて、地域の支援機関のネットワークの拠点としての役割を担う。

## 2 事業の概要等

センター数 340か所 → 342か所  
就業支援担当者数 1,275人 → 1,441人

### <就業面の支援>

- ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・障害者の特性、能力に合った職務の選定
- ・就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言と円滑な引き継ぎ
- ・関係機関との連絡調整

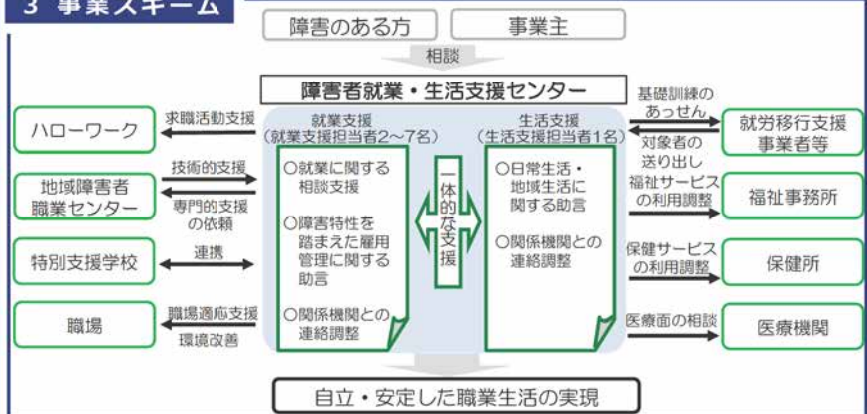
### <生活面の支援>

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

### <実施主体>

- 都道府県知事が指定した法人
- ・一般社団法人 ・特定非営利活動法人
- ・一般財団法人 ・医療法人
- ・社会福祉法人

## 3 事業スキーム



## 4 事業実績（令和7年度）

- 支援対象障害者数 : 232,098人
- 相談・支援件数 : 支援対象障害者1,234,864件 事業主465,850件
- 就職件数、就職率（一般事業所）: 16,036件、80.0%
- 職場定着率（1年）: 82.4%

128

# 規律ある国際労働市場の構築に向けた外国人労働者等 送出し適正化支援事業（ILO拠出金）

大臣官房国際課（内線7308）

令和9年度概算要求額 4.5億円（－）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的等

我が国の在留外国人が増加する中、就労先から失踪した外国人材が不法就労する事案等が生じており、この失踪につながる課題として、**来日に際しての費用負担や借金、送出国への技術協力を通じて、不適切な送出国に対する監督能力向上等を図り、外国人労働者等の適正な送出しを促進**すること等とされている（※1）。

こうした中、令和8年1月の総合的対応策（関係閣僚会議決定）においては、**送出国への技術協力を通じて、不適切な送出国に対する監督能力向上等を図り、外国人労働者等の適正な送出しを促進**すること等とされている（※2）。このため、新たに、**ILOへの拠出を通じて、外国人労働者等の送出しの適正化を図るための取組を行う**。

（※1）技能実習生に関する関連データ（①失踪者数、②費用負担、③借金）

- ① 失踪者数（令和6年）: 6,510人（入管庁HP）
- ② 入国に要した費用（令和6年）: 約50%の技能実習生が60万円以上の費用を徴収されている。（令和6年外国人雇用実態調査）
- ③ 来日に際しての借金（令和4年）: 約55%の実習生が来日前に母国で借金。その平均額は約55万円。（技能実習生の支払い費用に関する実態調査）

（※2）「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月関係閣僚会議決定）【抜粋】

開発途上国における労働政策を所掌する府省等に対する技術協力（略）等を通じて、（略）開発途上国の送出国の監督能力向上（略）を図り、法令に基づく適切な受入れ手続を促進している。また、（略）外国人労働者が、送出国側から適切な支援を受けられるよう、送出国側の情報提供体制強化（略）。

「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月閣議決定）【抜粋】

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づき、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱など問題のある行為に毅然と対応し、国民の不安や不公平感への対処に向けた取組を一層進める。

## 2 事業の概要

規律ある国際労働市場の構築に向けて適正な送出しを促進するため、国際労働機関（ILO）から送出国の政府等を対象に以下の取組を行う。

- （1）国際労働基準の批准・履行確保及び関連指針の普及等を通じた、外国人労働者の適正な送出しに必要な法令の整備に向けた支援（出国前の適切な情報提供、不正な金銭の要求の防止・抑制、苦情申立ての制度整備等）
- （2）不適切な送出国に対する監督機能の強化等に向けた支援
- （3）外国人労働者等の事前の技能訓練、情報共有体制整備等の支援

## 3 事業イメージ



129



# 外国人労働者の適正な雇用管理等に関する体制整備等

職業安定局外国人雇用対策課  
(内線5729)

令和9年度概算要求額 13億円 (13億円) (内は前年度当初予算額)

| 労働国会 |    | 子子国会 |    | 一般<br>会計 |
|------|----|------|----|----------|
| 労災   | 雇用 | 徴収   | 育休 |          |
|      | ○  |      |    |          |

## 1 事業の目的

外国人労働者が年々増加する中、事業主には、雇用する外国人労働者の職場定着に向けた適正な雇用管理が求められる。

本事業経費は、外国人を雇用する事業主に対する支援として、  
▶ 外国人労働者の特性に応じた適正な雇用管理の確保のための助言・指導  
▶ 外国人雇用状況届出による外国人労働者の就業状況の的確な把握等の実施のために必要な体制整備の経費である。

◆ 外国人材の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）抜粋  
（令和8年1月23日 外国人材の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）

4 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援  
(2) 具体的施策  
ウ 「育壮年層」を中心とした外国人に対する支援等  
③ 適正な労働環境等の確保  
○ 労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行っている。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用に関する制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、外国人雇用管理アドバイザーの積極的な活用、在留カード等取得アプリケーション活用による周知・啓発等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援している。  
さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を行っている。  
（厚生労働省）《施策番号311》

## 2 事業の概要・スキーム

- 外国人労働者の雇用管理状況の確認及びその改善のための助言・指導
- 外国人雇用状況届出情報と入管庁の在留管理情報とが一致しない事業への対応
- 外国人雇用状況が未届・虚偽届事業等への対応（警察等関係機関との連携）
- 外国人労働者の雇用管理に関する専門的なアドバイスを希望する事業主への相談・援助  
これらに対応した労働局・ハローワークの体制整備



| 体制の整備 | 就職支援コーディネーター（外国人雇用管理分）                                                                                                                               | 職業相談員（外国人雇用管理分）                                                                                                                                             | 外国人雇用管理アドバイザー（委嘱）                                                                                                                                     |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <ul style="list-style-type: none"><li>・外国人雇用管理指針に基づく、事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助</li><li>・入管庁の在留管理情報と実態と異なる事業等、外国人雇用状況届出の誤り等が疑われる事業主に対する確認 など</li></ul> | <p>《就職支援コーディネーターの業務補助》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所訪問指導等の事前準備</li><li>・入管庁の在留管理情報と実態と異なる事業等、外国人雇用状況届出に関する情報整理、事業主が行う届出手続きの援助 など</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対する事業所の実態に応じた高度かつ専門的な指導・援助</li></ul> <p>※ 事業所から労働局への依頼に応じて活動</p> |

## 3 実施主体等

【実施主体】 国（都道府県労働局、ハローワーク） 【実績（令和7年度）】 就職支援コーディネーター（外国人雇用管理分）：113人  
職業相談員（外国人雇用管理分）：113人  
外国人雇用管理アドバイザー（委嘱）：20人

130

拡充

## 外国人育成就労機構交付金

人材開発統括官付  
海外人材育成担当参事官室  
(内線5977)

令和9年度概算要求額 96億円 (88億円) (内は前年度当初予算額)

一般会計 22億円 (17億円)  
労災助定 17億円 (14億円)  
雇用助定 57億円 (57億円)

| 労働国会   |        | 子子国会 |    | 一般<br>会計 |
|--------|--------|------|----|----------|
| 労災     | 雇用     | 徴収   | 育休 |          |
| 18/100 | 59/100 |      |    | 23/100   |

## 1 事業の目的

人手不足分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成し人材確保を目的とする育成就労制度の適正な実施のため、同制度に係る業務を担う外国人育成就労機構へその業務に要する費用に相当する金額を交付する。

## 2 事業の概要・スキーム

＜主な事務＞

1. 育成就労計画の認定
2. 育成就労実施者や監理支援機関への実地検査
3. 監理支援機関の許可に関する調査
4. 育成就労外国人に対する相談・援助、職業紹介【拡充】
5. 1号特定技能外国人に対する相談【拡充】等



## 3 実施主体等

- 実施主体：外国人育成就労機構（認可法人）  
※外国人技能実習機構を改組（令和9年4月）
- 設置根拠：外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律
- 交付金：法第96条に基づき、国が交付

## 4 手数料

- 外国人育成就労機構への手数料 ※変更なし  
育成就労計画の認定（新規・変更） 6,100円/1件  
監理支援機関の許可（新規・変更） 81,000円/1件  
複数事業所の加算額 + 1事業所につき 57,600円  
監理支援機関の許可（有効期間の更新） 57,600円/1件
- 国への手数料 ※変更なし  
監理支援機関の許可（新規・変更） 10,600円/1件  
複数事業所の加算額 + 1事業所につき 4,400円  
監理支援機関の許可（有効期間の更新） 4,400円/1件

## 5 事業実績

技能実習生数（令和7年末）：456,618  
監理団体数（令和7年度末）：3,739 実習実施者数（令和6年度末）：71,985

131







令和9年度概算要求額 78億円 (ー) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 42億円  
うち投資枠 78億円

困窮補助金

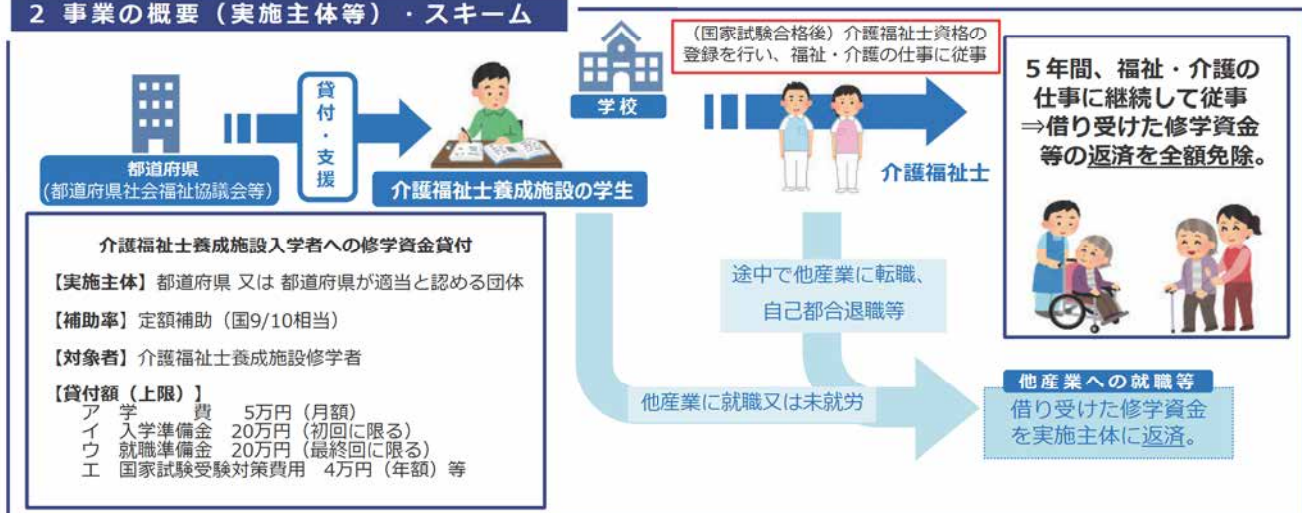
## 1 事業の目的

2040年に向けて、高齢化の進展や現役世代をはじめとする急激な人口減少が見込まれる中、地域に不可欠な介護分野の担い手を確保することが重要であり、介護ニーズの複雑化・多様化に対応できる高い専門性を有する介護人材の確保育成は喫緊の課題である。

介護福祉士修学資金等貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

本事業は、介護福祉士を目指す学生が安心して修学できる環境づくりとして修学期間中の学費等を支援するものであり、**安定的かつ信頼性のある事業実施が重要である。そのためには、各都道府県において安定した事業継続に必要な貸付原資が必要。**

## 2 事業の概要（実施主体等）・スキーム



134

令和9年度概算要求額 21億円 (ー) ( )内は前年度当初予算額  
うち投資枠 21億円

困窮補助金

## 1 事業の目的

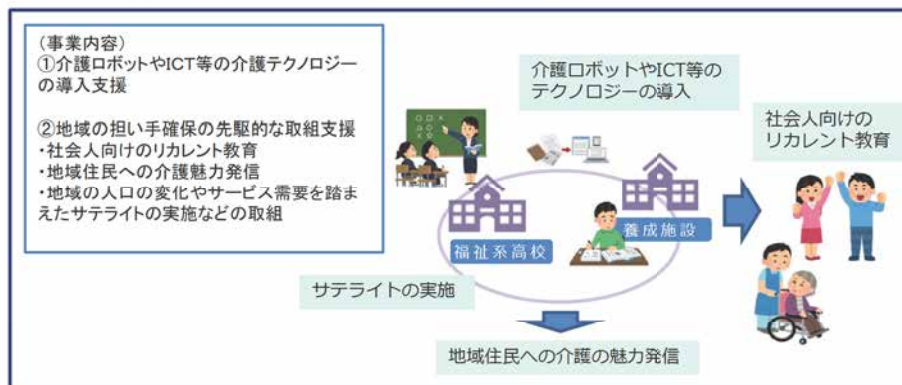
2040年に向けて、高齢化の進展や現役世代をはじめとする急激な人口減少が見込まれる中、地域に不可欠な介護分野の担い手を確保することが重要であり、今後、学生となる若者の減少による担い手不足の恐れやデジタル・A I時代の変化に対応した効率的・安定的な地域人材の養成・確保体制が必要となる。

介護福祉士養成施設は、地元根ざした質の高い介護人材の養成確保を図るための地域の拠点であり、令和7年12月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会報告書においても、各介護福祉士養成施設においては、養成施設の地域において期待される役割として、事業所や職能団体等とのより一層の連携・協働により、「ICTやデジタルリテラシーに関する教育の実施など、教育の質の向上を図りつつ、養成施設の資源を活用した社会人向けのリカレント教育の実施」に取り組んでいくことが必要であると記載されたところ。

また、ICTやデジタルリテラシーに関する教育の実施については、福祉系高校も同様の取組が期待される。

そのため、**介護福祉士養成施設等における介護テクノロジーの導入、社会人向けのリカレント教育など地域の担い手確保の先駆的な取組を支援することにより、**地域における介護人材の養成・確保を図る。

## 2 事業の概要（実施主体等）・スキーム



## 3 実施主体等

- 【実施主体】**  
都道府県
- 【支援対象】**  
介護福祉士養成施設、福祉系高校
- 【補助率】**  
①国1/2、県1/4、養成施設等1/4  
②国2/3、都道府県1/3
- 【養成校等の上限基準額】**  
①770万円（種類、台数に応じて設定）  
②450～580万円（取組に応じて設定）

135

令和9年度概算要求額 7.6億円（7百万円）（）内は前年度当初予算額  
うち投資枠 7.5億円

## 1 事業の目的

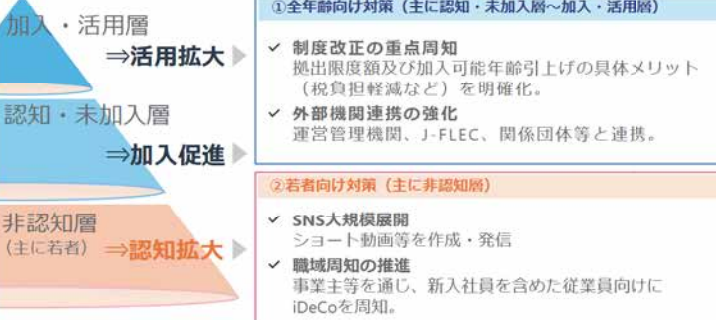
- 老後の所得確保は、公的年金に加え、私的年金（確定給付企業年金（DB）、確定拠出年金（企業型DC・iDeCo）、国民年金基金）、退職一時金等の様々な方法があり、どのように老後に備えるかは個人の選択によるところ、私的年金制度は公的年金と上乗せの制度として老後の生活の多様な希望・ニーズに対応している。
- 令和7年の法改正等により、企業年金・個人年金ともに制度を拡充しており、これを“起点”に私的年金全体として普及・推進に取り組む。

## 2 事業の概要・スキーム

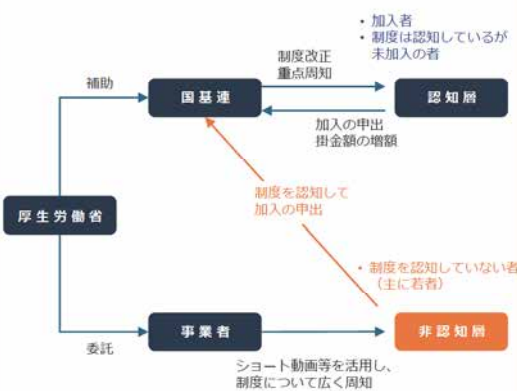
【iDeCoの普及促進策】※この他、DB、企業型DC、国基についても取組み

✓ 制度改正※を“起点”に広報・普及促進を重点的に実施。

※令和8年12月に拠出限度額が最大75,000円まで引上げ、加入可能年齢が70歳になるまで引上げ。



## 3 実施主体等



136

## 地域医療介護総合確保基金（医療分）

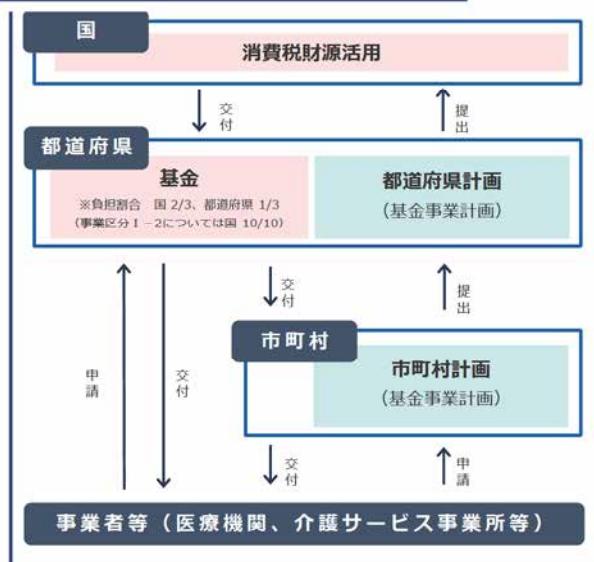
医政局地域医療計画課  
(内線2771)

令和9年度概算要求額 647億円（647億円）（）内は前年度当初予算額  
※国負担：医療分 647億円  
※公費：医療分 960億円

## 1 事業の目的

- 2040年頃に向けて、医療・介護の複合ニーズ等を抱える85歳以上の増加、人材確保の制約、地域差の拡大が想定される。
- 増加する高齢者救急・在宅医療の需要への対応、医療の質や医療従事者の確保、地域における必要な医療機能の維持が求められる。
- これらに対応するため、地域医療介護総合確保基金を各都道府県に設置し、各都道府県は都道府県計画に基づいた事業の実施を行う。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体



## 3 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
  - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

## 4 対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 在宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
- 新区分 業務効率化・勤務環境改善に関する事業（医療分）【所要の法令改正による区分新設を予定】

## 5 事業実績

- ◆ 令和7年度交付決定額：841億円（47都道府県で実施）

137



令和9年度概算要求額 6.8億円（4.7億円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

「経済財政運営と改革の基本方針」及び「全世代型社会保障検討会議」等の示す政策工程への対応や、地域医療構想の実現、第8次医療計画（医師確保計画・外来医療計画を含む）の進捗管理等に活用するため、医療機関機能及び病床の機能分化・連携に向けた医療機関機能・病床機能報告及び外来機能の分化・連携に向けた外来機能報告の集計等を引き続き実施するほか、改正医療法に基づき、令和10年4月1日から地域医療構想に精神医療が位置付けられるに伴う集計等を行う。

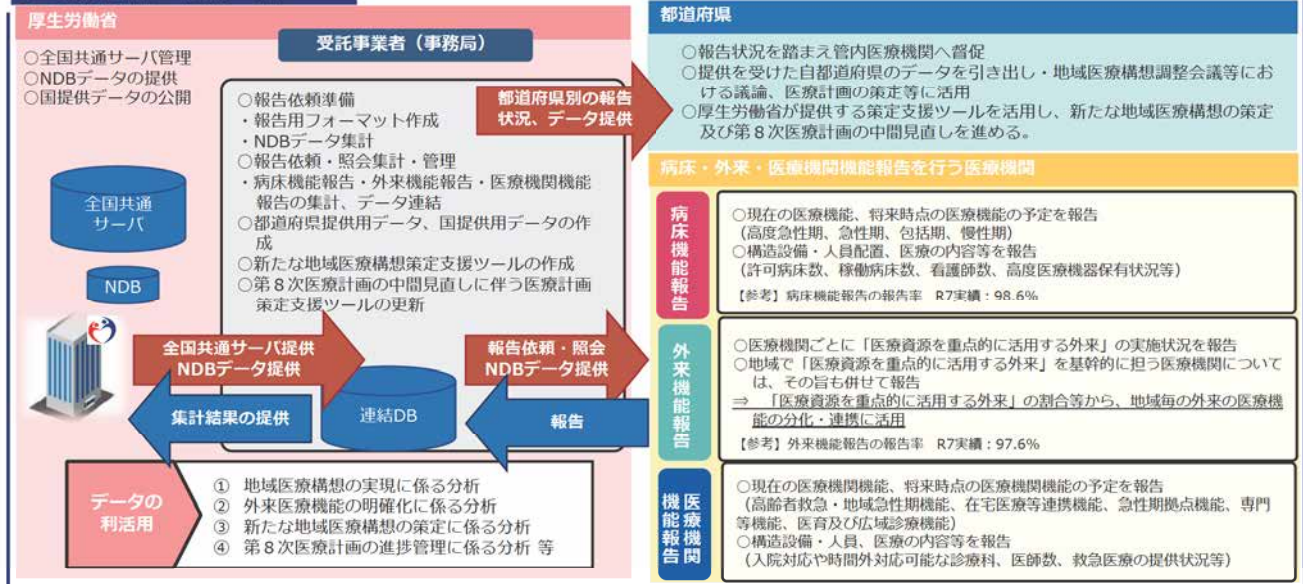
また、今後、都道府県において、新たな地域医療構想を策定する必要があることから、策定に当たって必要となる策定支援ツールを当該事業において開発し、各都道府県に提供するほか、関係者との意見交換等の場の運営を行う。

さらに、病床数適正化緊急支援事業について、病床機能報告等を用いたデータ分析、効果検証を行う。

## 2 実施主体

委託事業  
（公募等により決定）

## 3 事業の概要・スキーム



138

## 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

医政局医事課  
（内線4148）

令和9年度概算要求額 20億円（20億円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

## 2 事業の概要

### 【事業概要】

- ①施設整備事業**  
診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等の整備に対する補助を行う。
- ②設備整備事業**  
診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。
- ③地域への定着支援事業**  
診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

### 【実施主体】

- 重点区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

※ 都道府県において、医師偏在は正プランを策定（重点区域、支援対象医療機関等）

## 3 補助基準額等

### ①施設整備事業

| 基準面積 | 診療部門                |      |
|------|---------------------|------|
|      | ・無床の場合              | 160㎡ |
|      | ・有床の場合（5床以下）        | 240㎡ |
|      | ・有床の場合（6床以上）        | 760㎡ |
|      | 診療部門と一体となった医師・看護師住宅 | 80㎡  |
| 補助率  | 国1/3 都道府県1/6 事業者1/2 |      |

### ②設備整備事業

| 基準額<br>（1か所当たり） | 診療所として必要な医療機器等購入費 16,500千円 |
|-----------------|----------------------------|
| 補助率             | 国1/3 都道府県1/6 事業者1/2        |

### ③地域への定着支援事業

| 基準額 | 診療日数（129日以下）<br>6,200千円＋（71千円×実診療日数）等 |
|-----|---------------------------------------|
| 補助率 | 国4/9 都道府県2/9 事業者1/3                   |

139

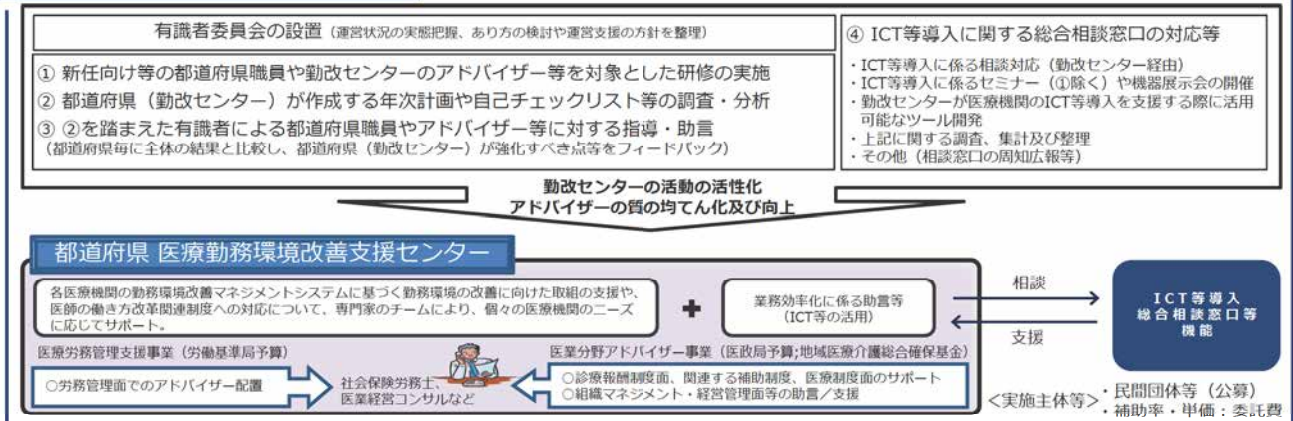


令和9年度概算要求額 1.5億円（30百万円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的・概要

- 医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、医療法に基づき、勤務環境改善マネジメントシステム（※1）が創設されるとともに、各都道府県に医療勤務環境改善支援センター（※2）が設置されている。  
（※1）医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み  
（※2）医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う体制を各都道府県で整備。センターの運営には「地域医療介護総合確保基金」を活用。平成29年3月、全都道府県に設置済み。
- 勤改センターは、各医療機関の勤務環境の改善に向けた取組や、医師の働き方改革関連制度への対応等を総合的に支援しているが、各都道府県により取組状況が様々である。このため、有識者による支援委員会を設置し、勤改センターの運営状況を把握し、そのあり方や運営支援の方向性を整理した上で、従来、以下の取組等を実施し、知識のインプットにとどまらず、タスク・シフト/シェアなどによる生産性向上といったアウトプットを意識した、より実践的かつ効率的な医療機関支援を行う環境整備を図ってきた。
- 更に、令和8年5月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律にて、勤改センターの体制拡充・機能強化を図り、業務効率化に係る助言等を行うよう努める旨が明確化されるため、業務効率化・勤務環境改善を図る上で重要な手段となるICT機器等の導入について、勤改センター（アドバイザー）が相談出来る総合窓口を設置し、円滑かつ一体的な導入支援を図る。【拡充】

## 2 事業スキーム・実施主体等



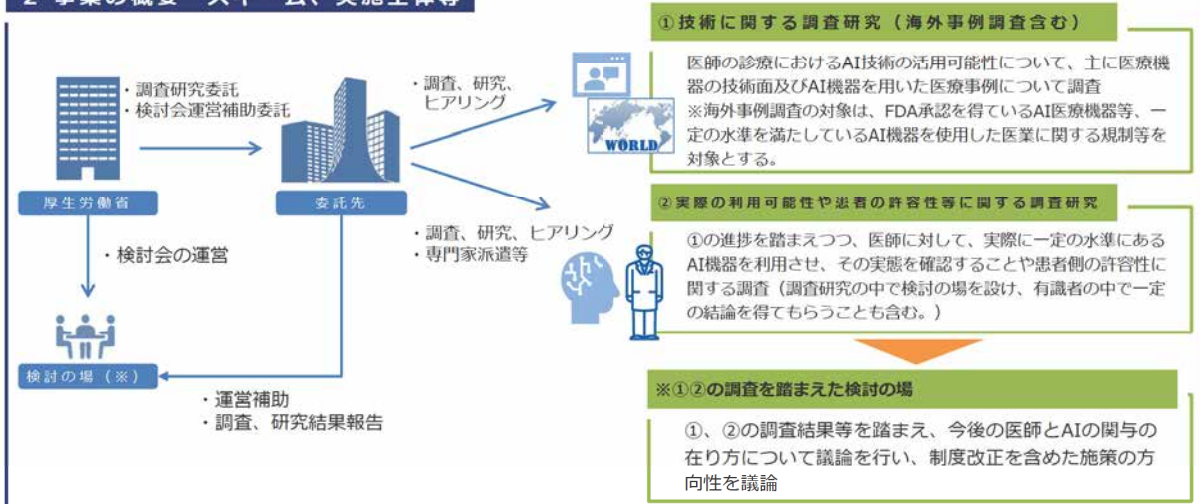
140

令和9年度概算要求額 1.2億円（-億円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 近年、機械学習の技術の進歩等により、診療を行うに当たって人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムが用いられる機会が増加しており、今後、その果たす役割はますます大きくなると予想されている。
- このため、医師の診療過程におけるAI技術とその許容性について調査研究を行い、AIによる医療の必要性・許容性についての一定の結論を得た上で、AIによって医療が提供される場合の責任の所在に関する法制上の課題を整理すべく、技術に関する調査及び医師の倫理・患者の許容性に関する調査を行う。
- 調査を踏まえ、厚生労働省において検討の場を開き、AI技術が発展している中での医行為の在り方に関する議論を進める。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



141



令和9年度概算要求額 1.3 億円 (一) ( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ◆障害児・者等への歯科医療提供体制は、地域差が大きいことが指摘されている。そのため、その地域における現状を踏まえ、必要な歯科医療提供体制を検討することが求められる。
- ◆また、地域の障害児・者等への歯科医療提供体制を検討する際には、設備整備等のハード面及び人材育成や多職種連携の構築等のソフト面をとともに留意しながら行うことが重要である。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

## ① 障害者歯科保健医療研修事業

障害者歯科保健医療を担う歯科医師等向けの研修を行う。

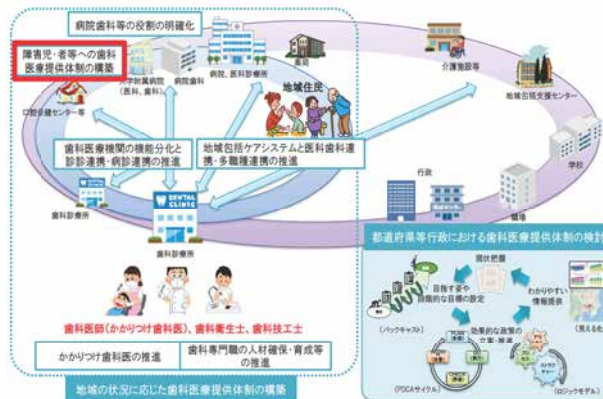
【補助率】1/2相当定額

② 障害者歯科医療提供体制構築支援事業

障害者歯科医療提供体制の構築促進のため、各地域の課題解決に向けて具体的な取組を実施する事業を支援する。

【実施主体】＜１＞都道府県、市町村  
＜２＞地域歯科医師会、大学等  
【補助率】１／２相当定額

※ 都道府県における、障害者も含めた歯科医療提供体制に向けた検討は、「歯科医療提供体制構築調査検討事業」で行う。



142

令和9年度概算要求額 5.9億円（一）（一）内は前年度当初予算額

うち投資枠1.5億円

## 1 事業の目的

- ◆少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆また、歯科医師の高齢化や偏在により、歯科医師の確保が課題となっている地域があることから、持続可能な歯科医療提供体制の構築に向け、歯科医師偏在の是正を総合的に実施する。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

(※都道府県は①～⑤のメニューから必要なメニューを選択)

## ① 地域歯科医療支援センター支援モデル事業

地域歯科医療支援センター（仮称）【※】において歯科医師少数地域への歯科医師派遣等の取組への支援を行う。

【実施主体】都道府県（都道府県において補助対象先を決定）  
【補助率】1/2相当定額

## ③ 歯科診療所の承継・開業支援モデル事業

診療所歯科医師の高齢化が進んでいる歯科医師少数地域等において、歯科医師を確保するため、同区域内等で歯科診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の定着支援を行う。

【実施主体】都道府県（都道府県において補助対象先を決定）  
【補助率】1/2相当定額

## ⑤ 歯科医療提供体制運営等支援モデル事業

現在歯科医療が十分に提供できていない歯科医師少数地域等において、歯科医療を提供するために必要な歯科医療機関等の運営支援を行う。

【実施主体】都道府県（都道府県において補助対象先を決定）  
【補助率】1/2相当定額

## ② 歯科医療機関移転促進支援モデル事業

歯科医師過多区域等から少数地域等へ、歯科医療機関を移転する際に、①施設整備、②設備整備、③一定期間の定着支援を行う。

【実施主体】都道府県（都道府県において補助対象先を決定）  
【補助率】1/2相当定額

## ④ 歯科診療所の多機能型・再編支援モデル事業

歯科医師過多区域等において、従来の歯科診療所を再編・統廃合し、複数歯科医師の勤務による多機能型歯科診療所となり、地域の歯科医療提供体制の拠点的な役割を担う場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の定着支援を行う。

【実施主体】都道府県（都道府県において補助対象先を決定）  
【補助率】1/2相当定額



【※】 当該地域で歯科医師が不足している歯科医療機関への歯科医師の派遣調整等必要な歯科専門職の人材確保や関係機関との連携調整、歯科専門職に対する研修等、当該地域の歯科医療機関を総合的に支援・調整する機能を担うもの



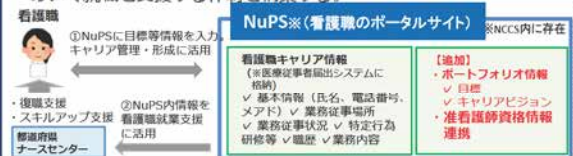
## 1 事業の目的

- ・ 2040年に向けた医療需要を踏まえた地域医療構想の検討が進められている中、今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や、生産年齢人口の減少を見据えた看護提供体制の確保は重要な課題となっている。
- このため、令和8年度に開始予定の「看護職のためのポータルサイトNuPS（ナップス）」（※）を活用した看護職個々の将来目標を含めた希望管理を新たに行い、都道府県ナースセンターにおいて効果的な復職支援等を通じて納得のいく就職を支援するためNCCS（ナースセンター・コンピュータ・システム）を改修する。
- （※）これまでの職歴や業務内容、研修受講履歴等を見える化し、看護職自身のキャリア管理や都道府県ナースセンターにおいて復職支援等を実施する際に活用するポータルサイト。
- ・ ナースセンターにおいて、NuPSのキャリア情報に基づき、他領域への再就業等を望む求職者に対して、希望する領域の基礎知識などリスティング訓練を実施するとともに、特に求人倍率の高い領域（訪問看護や中小病院等）への円滑な就業支援として、求人施設とも連携した職場体験会を通じた就業斡旋（トライアル雇用を含む）をモデル的に実施する。
- ・ また、求職者・求人施設のさらなる利便性向上を図るため、ナースセンターにおいて、AIを活用した24時間対応のコンシェルジュ機能や、求人条件に関する助言などを行う支援機能を導入し、その効果を検証するための実証実験を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム

## ① 迅速な就業支援に向けたNCCS改修 (NuPS) (40百万円)

看護職本人が希望するキャリア形成を踏まえた迅速な就職支援の実現に向け、NuPSに「目標」「キャリアビジョン」等の情報の追加及び准看護師資格について医療従事者届出システムとシステム間連携等をするため改修を行う。これらの情報を元に都道府県ナースセンターにおいて看護職に対して効果的な復職支援等を行い、納得のいく就職を支援する体制を構築する。



②求人倍率の高い領域への就業支援（24百万円）

求人・求職間のミスマッチ改善を目的に、都道府県ナースセンターにおいて、求人倍率の高い領域におけるスキル訓練や、求人施設と連携した職場体験会を実施し、納得して就職できるよう体制を構築する。



### ③AIの活用による無料職業紹介事業の充実に向けた検証（70百万円）

求職者に対してAIを活用した24時間対応のコンシェルジュ機能や、求人施設に対して求人条件にかかる助言等の支援を試験的に導入する。



### 3 实施主体等

- ◆実施主体：公益社団法人 日本看護協会 ◆補助率：定額（10/10相当）

特定行為に係る看護師の研修修了者加速的養成事業

令和9年度概算要求額 9.9億円 (5.8億円) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額1.2億円

## 1 事業の目的

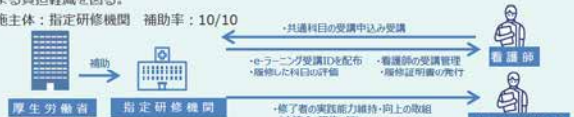
- ・ 特定行為研修修了者（以下「修了者」という。）の配置により患者の生活リズムに合わせた処置が可能になるなどの報告があり、質の高い修了者の増加や活躍を推進する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実に不可欠であり、既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が図られるよう支えるとする。
- ・ また、特定行為研修の修了には一定期間を要するため、働きながら受講できる体制を整備するとともに、特定行為研修制度の普及啓発を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

## 指定研修機関の確保、質の充実

- (1) **看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業** 1.2億円(1.2億円)  
指定研修機関の定員増加を図るため、指定研修機関の設備の準備に必要なカリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を実施する。  
実施主体：指定研修予定機関
- (2) **看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業** 4.1億円(4.1億円)  
指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。  
実施主体：指定研修機関
- (3) **看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業** 30百万円(30百万円)  
看護師と医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関間での医療情報を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や修了者の活躍に係る情報を収集する。  
制度の普及や理解促進に係る周知、広報に資する媒体を作成し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。  
実施主体：公募により選定した団体 補助率：10/10

- (4) 看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための  
共通科目受講促進事業【拡充】 2.3億円（19万円）
- 全ての看護師に共通科目の受講機会を提供し、看護師の実践能力向上を図るとともに、研修受講者に対して研修証明書を発行し、働きながら特定行為研修を受講する看護師の履修免除制度の活用による負担軽減を図る。

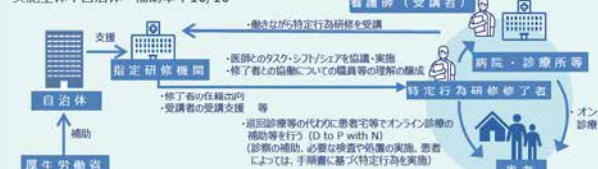


## 看護師の特定行為研修の受講促進

- (5) 離島・へき地における看護師の特定行為研修受講支援等事業【新規】  
1.2億円 (-)

離島・へき地の病院・診療所等において、看護師が在宅パッケージを含めた特定行為研修を受講できる環境の整備、修了者と医師の協働の言及を行い、タスク・シフト/シェアを推進することにより、離島・へき地における医療の確保に必要な会議費等に対する支援を行う。

実施主体：自治体 補助率：10/10



- (6) 在宅医療の現場における特定行為研修を修了した看護師の活躍推進事業  
【新規】 76百万円 (-) 厚生労働省

- ① 地域医療を担う医師をはじめとする関係者に対し、看護師の特定行為に関する理解を深め、自施設が協力施設となるための講習会や地域で活躍する修了者の事例共有のためのシンポジウム等の開催、かかりつけ医療機関等が協力施設となるための支援を行う。
- 実施主体：指定研修機関 補助率：10/10
- ② かかりつけ医療機関等が、連携する訪問看護ステーションの看護師や当該医療機関に所属する看護師が特定行為研修を受講する際の、実習施設（協力施設）として研修を実施するための支援を行う。
- 実施主体：医療機関等 補助率：10/10



令和9年度概算要求額 30百万円（15百万円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）における、看取りのための入院や、死後診察のために遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられているとの指摘を踏まえ「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」が作成された。
- 当該ガイドラインに基づき、医師による死亡診断に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修が実施されている。
- 2040年を踏まえ、在宅での看取りについて、医師の死亡診断に係る手続きの整備を図ることを目的に、医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師の研修に加え、遠隔からの死亡診断を適切に実施するための検証等を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

『医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会』の実施

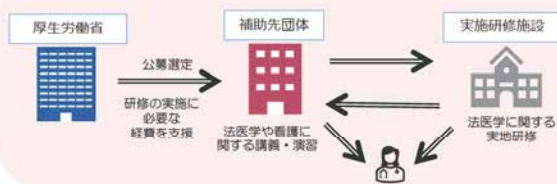
#### 講義・演習

- ◆法医学に関する一般的事項
- ◆死因究明・死因統計制度、死因論、内因性急死、外因死
- ◆ICTを利用した死亡診断等の概要、関係法令
- ◆ICTを利用した死亡診断等の制度を活用する患者・家族への接し方（意思決定支援含む。）
- ◆実際に使用する機器を用いたシミュレーション

#### 実地研修

- ◆2体以上の死体検案若しくは解剖に立会うこと又は1体以上の死体検案若しくは解剖の立会い及び実地研修を代替する講義を受講

※「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づき実施



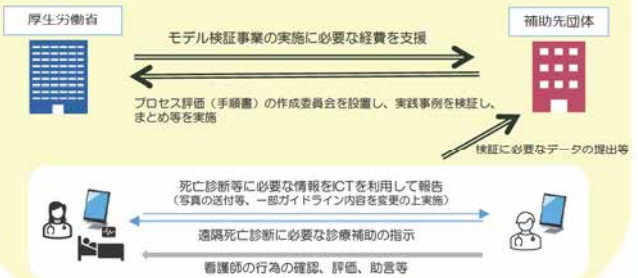
◆実施主体：公募にて選定 ◆補助率：定額（10/10相当）

### ICTを活用した在宅看取りモデル検証事業【拡充】

遠隔からの死亡診断を適切に実施するための検証等を実施

これまで遠隔からの死亡診断等を行ったことはないものの、日常的に対面の死亡診断等を行っている特別養護老人ホーム等において、研修を修了した看護師が医師の指導の下で遠隔からの死亡診断等に必要な情報の報告を行い、遠隔からの死亡診断を適切に実施するための検証等を行う。

- ・看護師による実践とプロセス評価
- ・チェックリスト（手順書）の作成・検証
- ・（実施した者に対し）遠隔からの死亡診断等を実施した際の課題点（実施に至らなかった者に対し）死亡診断等を実施するに至らなかった背景等についての実態調査
- ・事業の検証と結果の取りまとめ、実践例の周知等



## 1 事業の目的

令和9年度概算要求額 1.6億円（－）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額1.6億円

- 在宅医療においては、2040年に向けて在宅療養患者が増加する中、限りある医療資源や人材で訪問看護における効果的・効率的な看護サービスを提供できるよう、地域で医療提供体制を整備することが喫緊の課題である。
- 訪問看護ステーションにおける、ICT機器等を活用した効果的・効率的な看護業務の検証等に資するエビデンスを収集するため、看護業務効率化に資するICT機器等の導入を促進し、全国の訪問看護の看護業務効率化を一層推進する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 組織的に看護業務効率化に取り組むため目標値を設定し、進捗管理を行う体制を整えた医療保険の訪問看護ステーションを対象に、看護業務効率化に資するICT機器等の導入および効果検証を行うために必要な経費を支援する。

※訪問看護ステーション：1事業所あたり約350万円



- I 医療保険の訪問看護ステーションは都道府県に交付申請し、都道府県は国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県を通じて訪問看護ステーションに所要額を交付決定（補助率10/10）し、都道府県が訪問看護ステーションに交付
- III 訪問看護ステーションは都道府県に実績報告
- IV 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

※ 好事例については、厚生労働省のホームページに掲載し、訪問看護ステーションにおける取組の参考とする。

### 訪問看護ステーションのDX

- ・訪問看護ステーションで働く看護職員の業務効率化を目的に、ICT機器等を導入して、以下のような看護を実践する。

1. 音声入力システムや看護記録生成AI等の活用により利用者と会話時間をリアルタイムで記録・要約することで、看護記録業務に要する時間を削減し、看護の充実を図る。
2. ポケットエコーやスマートグラス等を活用し、訪問看護師が利用者の客観的データ等を多職種に共有することで、早期治療や適切なケアを提供する。
3. ルート表やシフト表等を作成するシステムを導入し、間接的業務である事務的作業に要する時間を削減し、看護の充実を図る。

等

## 3 実施主体等

◆実施主体：厚生労働省

◆補助率：補助率10/10（医療保険の訪問看護ステーション45カ所）



令和9年度概算要求額 3.5億円 (1.9億円) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額55百万円

## 1 事業の目的

これまで実施してきた「薬局機能高度化推進事業」の成果のさらなる横展開によって、医薬品提供体制を強化することに加え、医療の効率化・高度化のためのAIの活用を推し進めていくことが必要である。また、改正薬機法施行後の制度（※）の実施状況及び実施によって薬局機能の強化にどの程度繋がっているかの実態把握も併せて行う必要がある。

（※）調剤業務の一部外部委託制度、健康増進支援薬局の認定制度の導入等

## 2 事業の概要・スキーム

医薬品提供体制の強化推進、AI導入効果の検証、改正薬機法施行後の制度実施状況の把握、薬局関係の施策論点検討を行うため、以下の対応を行う。

### ①医薬品提供体制の強化に資する取組の創出・横展開

・地域の医薬品提供体制の強化に資する取組を行う薬局をモデルとして募り、患者・利用者に資する取組事例をエビデンス付きで創出・横展開を実施する。  
(平時・災害時の医薬品備蓄共有の仕組みなど令和7及び8年度医薬品提供体制構築推進事業の横展開を含む)

### ②薬局でのAI導入効果の検証、横展開【拡充】

・治療離脱の検知、薬歴の自動作成、在庫管理の最適化等に関し、AI導入効果の検証、横展開の課題整理を行う。

### ③改正薬機法施行後の制度実施状況の把握【拡充】

・R7の改正薬機法の2年目施行分の各種制度の実施状況調査を実施する。

・調剤業務の一部外部委託に関する調査（実施する薬局数、地域的特徴や離島・へき地等での制度活用状況、導入している調剤機器類の把握等を想定）

・認定薬局に関する調査を実施（健康増進薬局・地域連携薬局の地域分布、各実績要件の詳細な実施状況の把握を想定）

### ④薬局関係の施策論点検討のための情報取得・分析の実施

・離島・へき地の実態把握

・各種調査や薬局機能情報提供制度等による情報取得・分析や、当該情報に依る薬局関係の施策論点の検討を実施

厚生労働省

委託

民間事業者等

・調査の実施、結果のとりまとめ、課題の抽出・整理  
・検討会の運営支援・委託事業等の実施

※検討会の運営支援や、現状分析、課題抽出については委託事業により実施

## 3 実施主体等

国（民間事業者等へ委託）

148

令和9年度概算要求額 1.7億円 (51百万円) ( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

薬局の情報システムについては、医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）において「薬局側から医療機関側に提供される、服薬状況等のフィードバック情報に関し、その内容や共有方法、必要性等についても今後検討する」とされている。薬局から医療機関への情報提供について、現在は紙媒体の送付等により情報連携が行われていることから、電子カルテへの取り込み等業務負担が生じているため、電子カルテ情報共有サービスの基盤等を活用したデジタル化を念頭に、2030年目処の実装を見据え、医療機関・薬局間連携におけるシステムデザイン及び事業開始に向けた技術的な具体的事項の検討が必要とされた。

また、電子処方箋の普及が進み、保険制度下の医薬品情報は適切に管理・把握が可能となった一方で、購入・使用したOTC医薬品情報を医療従事者や個人が見直しが適切に行われる中、国民のOTC医薬品の購入機会の増加が見込まれる。そのため、国民の医薬品の適正使用及び更なるセルフメディケーションの推進を図るため、OTC医薬品情報等の一元管理の仕組みとして、電子版お薬手帳に必要となる機能及びシステム面について検討を進める必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

### ①医療機関薬局間情報連携 ②OTC医薬品情報等の一元管理



### ①アウトカム

- ・情報連携システムの制度設計
- ・要件定義に向けた検討
- ・システム設計に向けた技術解説書の作成

### ②アウトカム

- ・電子版お薬手帳の機能・システムの見直しを見据えたOTC医薬品情報等の一元管理の仕組みに向けた検討に関する報告書

## 3 実施主体等

国（民間事業者等へ委託）

※検討会の運営支援や、現状分析、課題抽出については委託事業により実施

149



令和9年度概算要求額 135億円（100億円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ・ 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

## 2 事業の概要・スキーム

- ・ ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



## 3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県（基地病院（救命救急センター））
- ◆補助率：1/2
- ◆補助基準額（R8）：8区分  
3.98億円（飛行時間350時間以上）  
3.88億円（飛行時間300以上350時間未満）～ 3.35億円（飛行時間50以上100時間未満）  
3.25億円（飛行時間50時間未満）
- ◆負担割合：国1/2、都道府県1/2

## 4 見直し内容

- ◆補助基準額：  
令和7年度の運航経費の実績に基づく見直しを行う

## 5 事業実績

- 導入状況 46都道府県58機にて事業を実施（令和8年7月8日現在）  
※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

|        |     |                                      |
|--------|-----|--------------------------------------|
| 平成13年度 | 5県  | 岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県                  |
| 平成14年度 | 2県  | 神奈川県、和歌山県                            |
| 平成17年度 | 2道県 | 北海道、長野県                              |
| 平成18年度 | 1県  | 長崎県                                  |
| 平成19年度 | 3府県 | 埼玉県、大阪府、福島県                          |
| 平成20年度 | 3県  | 青森県、群馬県、沖縄県                          |
| 平成21年度 | 4道県 | 千葉県（2機目）、静岡県（2機目）、北海道（2機目、3機目）、栃木県   |
| 平成22年度 | 5県  | 兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県                  |
| 平成23年度 | 6県  | 島根県、長野県（2機目）、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県        |
| 平成24年度 | 8県  | 青森県（2機目）、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県 |
| 平成25年度 | 3県  | 広島県、兵庫県（2機目）、佐賀県                     |
| 平成26年度 | 1道  | 北海道（4機目）                             |
| 平成27年度 | 2県  | 滋賀県、富山県                              |
| 平成28年度 | 5県  | 宮城県、新潟県（2機目）、奈良県、愛媛県、鹿児島県（2機目）       |
| 平成29年度 | 1県  | 鳥取県                                  |
| 平成30年度 | 1県  | 石川県                                  |
| 令和3年度  | 2都県 | 福井県、東京都                              |
| 令和4年度  | 1県  | 香川県                                  |
| 令和5年度  | 1県  | 愛知県（2機目）                             |
| 令和8年度  | 1県  | 長崎県（2機目）                             |

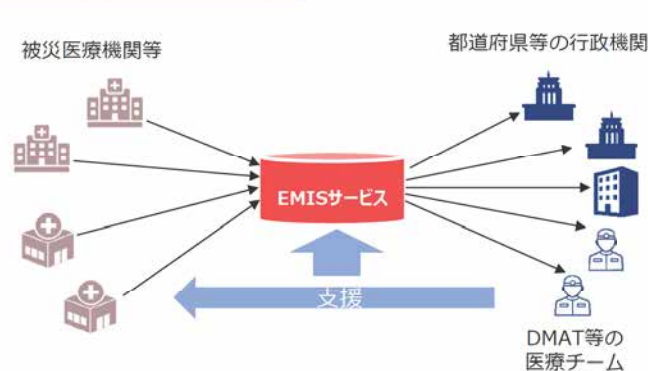
150

令和9年度概算要求額 5.2億円（3.4億円）（）内は前年度当初予算額 デジタル庁計上

## 1 事業の目的

- 「広域災害・救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information Service）」は、災害時における被災地内外の災害拠点病院をはじめとする医療機関の被災状況や、各種医療チームの活動状況など、災害医療に関する情報をリアルタイムで提供・収集・共有することで、国、都道府県、保健所、市町村、消防機関、医療関係団体、医療機関間の情報ネットワーク化を図り、被災地域における迅速かつ適切な医療提供体制の確保を目的としている。
- 令和9年度においては、EMISを引き続き運用するとともに、国民保護事案発生時等における救護班の活動状況等をリアルタイムで提供・収集・共有する機能を新たに追加する。

## 2 事業概要・スキーム



### <主な機能>

#### 【自然災害】

##### （平時）

医療機関基本情報の共有、DMAT等の医療チームの隊員個々人の基本情報管理、訓練・研修実施機能、個人練習機能 等

##### （災害時）

医療機関の被災状況の共有、DMAT等の医療チームの活動状況、J-SPEED様式を用いた診療日報の共有、療搬送患者の搬送調整機能 等

#### 【国民保護事案】<拡充>

##### （平時）

医療機関基本情報の共有、救護班員の基本情報管理、訓練・研修実施機能、個人練習機能 等

##### （国民保護事案発生時等）

医療機関の支援ニーズの共有、救護班の活動状況、療搬送患者の搬送調整機能 等

## 3 実施主体

委託事業（民間事業者）

151

令和9年度概算要求額 13億円 (12億円) ( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 災害派遣医療チーム(DMAT)の各種研修を実施し、DMAT隊員の養成・技能維持や資質向上を図る。また、大規模災害発生時には複数の被災都道府県や災害拠点病院等の関係機関と連携して、広域でのDMATの運用調整等を行う。
- 令和4年の改正医療法により、DMATの養成・登録の仕組みが法定化され、新興感染症への対応を含めたDMATの体制を強化する。
- 災害発生直後に迅速に被災都道府県に入り、被害状況に応じた活動の調整を行えるよう、DMAT事務局の運営を行う。
- 南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害発生を見据え、従来の医療機関を中心とした支援だけでなく、孤立地域や多数傷病者発生地域への現場派遣に向けたDMAT隊員の養成を強化する。
- 令和6年能登半島地震で認識されたとおり、被災地での医療支援の長期化傾向を踏まえ、現地に派遣されたDMAT隊員が使用できる待機支援車等を導入し、被災地における活動環境を整備することで、DMAT隊員の災害対応力及び自己完結能力を向上させる。

## 2 事業の概要

- DMAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付

### ①DMAT関連研修

#### 地域別のDMAT関連研修の企画・実施

- ②大規模地震時医療活動訓練・DMAT地方ブロック訓練
- ③災害急性期対応研修
- ④災害医療調査

### ⑤IT・データサイエンス専門チームの構築

- ⑥DMAT連携等国際受援
- ⑦災害等危機管理専門家養成コース
- ⑧ドクターヘリ等を活用した災害時搬送調整
- ⑨待機支援車等の導入による活動環境の整備

## 3 実施主体

委託により実施(国立健康危機管理研究機構、兵庫県災害医療センター)

## 4 事業実績

DMAT研修修了者数: 20,356人  
(令和8年4月1日時点)

## 5 拡充内容

### ①DMAT隊員養成研修の拡充

南海トラフ地震や首都直下地震等の最新の被害想定を踏まえ、養成数を拡大することで、支援に必要なDMAT隊員数の確保を図る。(具体的な養成数は、関係省庁との調整・厚労科研費による調査を踏まえて把握する)

☞ R9年度においては、DMAT隊員のチームを養成研修の枠数を拡大し、養成数の増をはかる。

### ⑨待機支援車等の導入による活動環境の整備

被災地での医療支援が長期化する傾向にあることを踏まえ、被災地におけるDMATの活動環境を整備することで、DMAT隊員の災害対応力及び自己完結能力を向上させる。

☞ R9年度においては、待機支援車等を導入し、被災地におけるDMATの活動環境を整備する。

152

令和9年度概算要求額 1.3億円 (一) ( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 災害急性期(発災後48時間以内)に活動するDMATを始め、災害時に被災地で活動する医療チームは、長期支援を想定した医療資器材や食料等を保有せず派遣されるため、不足分は現地調達に頼るのが実情である。
- 令和6年能登半島地震においても見られたように、災害時の医療支援の長期化傾向や災害の頻発化に伴って被災地で活動する医療チームの役割や活動内容が変化し、従来の装備品では活動に支障が出る例も増えている。さらに、支援する側である医療チームが被災者の医療資器材や食料等を利用することへの抵抗感も指摘されていることから、支援者に対する後方支援のあり方を見直す必要がある。
- 専門家の知見を踏まえて必要な医療資器材等を標準化し、関係部局・省庁との連携によって災害時に必要数を迅速かつ安定的に提供できる仕組みを構築することで、DMAT等の医療チームの後方支援体制を整備する。

## 2 事業の概要

### 平時

#### リスト化

医薬品(慢性疾患、外傷対応、好発疾患)

医療資器材(蘇生セット、縫合セット、衛生材料)

衣食住セット(防寒着、災害食、宿泊ユニット等)

### 災害時

卸業者・配送業者等による配送



被災都道府県庁の本部等



医療チームが支援する医療機関・現場

・医薬品・医療資器材等は、予め数種類の標準化したセットを指定した上で、医薬品等の卸業者と災害時におけるセットの確保・配送にかかる協定を締結し、災害時に必要なセット数を必要な数だけ迅速かつ安定的に被災地内へ配送する。

・衣食住セットは、必要数を倉庫等に備蓄した上で、医療チームが配送平時の保管および災害時における配送にかかる協定を締結し、災害時に必要な数を、平時の保管・災害時の配送にかかる協定を締結

## 3 実施主体

委託事業(民間事業者等)

153



## DPAT体制強化支援（DPAT事務局体制整備及び隊員養成支援）

令和9年度概算要求額 1.1億円（97百万円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 災害が発生した場合には被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。また、精神科医療機関の被災状況、それに伴う入院患者の搬送、避難所での診療の必要性等、専門的な知見に基づいて、被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握した上で、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を継続することが求められる。
- 災害時において、被災地での精神科医療の提供や被災地での精神保健活動への専門的支援等の役割を担う「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」を整備することにより、災害等発生時の精神保健医療活動の強化を図る。  
⇒主に発災から概ね48時間以内に活動する「日本DPAT」及び各都道府県内で活動する「DPAT」の養成及び研修・訓練の企画等を行うための体制整備を行う。

### 2 事業の概要・スキーム

DPAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付

- ① DPAT事務局運営経費（平常時）  
（人件費、旅費、消耗品費、システム維持管理費等）
- ② 日本DPAT養成研修、技能維持研修等の開催費  
（研修開催費のための人件費、会場費等）
- ③ DPAT活動に係る技術的支援  
（都道府県内で行うDPAT研修への講師派遣等）

#### 拡充内容

- 日本DPAT隊員養成研修開催回数拡充に係る経費  
（日本DPAT研修、技能維持研修、更新研修、感染症対応研修等の企画・実施）
- DPAT事務局運営経費（災害等発生時）  
（日本DPAT派遣調整、全体管理、人件費、謝金等）

地方自治体における「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の整備に対する支援を実施

- ① 運営委員会の設置等  
行政機関、精神科医等からなる運営委員会を設置し、DPAT構成員の登録基準作成及び登録審査、研修・訓練の企画、活動マニュアルの作成、活動の評価、活動に関する情報交換の場の設定、情報交換会の実施等
- ② DPAT養成研修の開催費  
技能維持研修等の開催費（研修開催費のための人件費、会場費等）

#### 拡充内容

- 地方自治体におけるDPAT隊員養成研修開催回数拡充に係る経費  
DPAT構成員に対して、精神保健上の専門的対応技術等の習得、スキルアップ、チーム活動手法、訓練、活動報告の方法等を目的とした研修を全都道府県で実施する。

### 3 実施主体等

- ・ DPAT事務局：厚生労働省が選定した委託事業者が実施
- ・ 養 成 支 援：都道府県及び政令指定都市（補助率：1/2）

### 4 事業実績

- ・ 日本DPAT研修修了者：1,268名（令和8年4月1日時点）
- ・ 47都道府県 7政令指定都市 ※ 令和7年度交付決定ベース

154

## 産科・小児科医療機関に対する支援事業

令和9年度概算要求額 60億円（-）

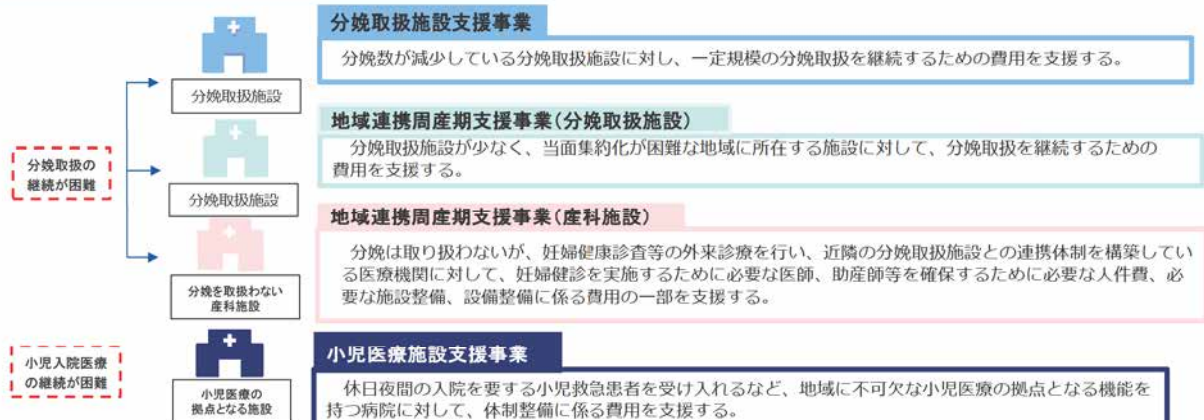
（）は前年度当初予算額

令和7年度補正予算額 72億円

### 1 事業の目的

分娩数が減少している分娩取扱施設及び分娩取扱施設が少ない地域に所在する産科医療機関を支援することにより、地域の分娩取扱機能の維持・確保を図るとともに、分娩は取り扱わないが、妊婦健康診査等を実施し、近隣の分娩取扱施設と連携体制を構築している施設を支援することにより、近隣の分娩取扱施設の負担軽減と産科施設の役割分担を進め、地域で安心してこどもを生み育てることのできる周産期医療体制の構築を図る。また、地域で救急を含めた小児入院医療が実施できる体制確保に向けた取組を支援する。

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

実施主体：都道府県

補助率：国 1/2、地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）のみ国 1/2、都道府県 1/2

155

## 周産期母子医療センター運営事業

医政局地域医療計画課（内線8048）

令和9年度概算要求額 9.1億円（9.1億円）（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 医療計画に記載された周産期母子医療センターの診療機能、医師、看護師等の確保や処遇改善等に必要な支援を行い、周産期母子医療センターの充実強化について迅速かつ着実に推進することを目的とする。
- 産科、小児科、麻酔科、救急医療の関連診療科を有し、必要な設備・人員等を備え、24時間体制で母体・新生児を受け入れる体制を備えることにより、産科及び産科以外の合併症に対する対応の強化を目的とする。

### 2 事業の概要・スキーム

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等に対する財政支援を行う。



### 3 実施主体等

・実施主体：都道府県の医療計画に基づき指定又は認定された周産期母子医療センター ・補助率：国1／3

156

新規

## 無痛分娩に関する連携体制構築事業

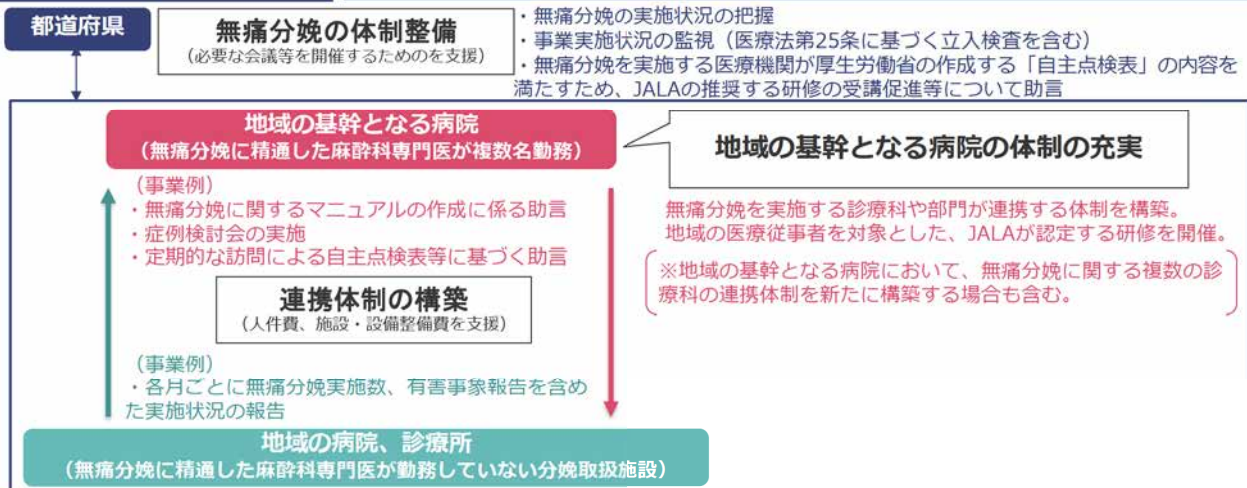
医政局地域医療計画課（内線8048）

令和9年度概算要求額 2.0億円（-）（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

無痛分娩における麻酔を産婦人科医が対応している施設が一定数存在するという実情を踏まえ、地域全体で安全な実施体制を整備するため、地域の基幹となる病院の体制を充実させるとともに院内の診療科や部門の連携体制の構築と、施設間の連携体制を構築することを目的とする。

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

（1）実施主体：都道府県 地域の基幹となる医療機関1か所あたり：0.1億円程度

157

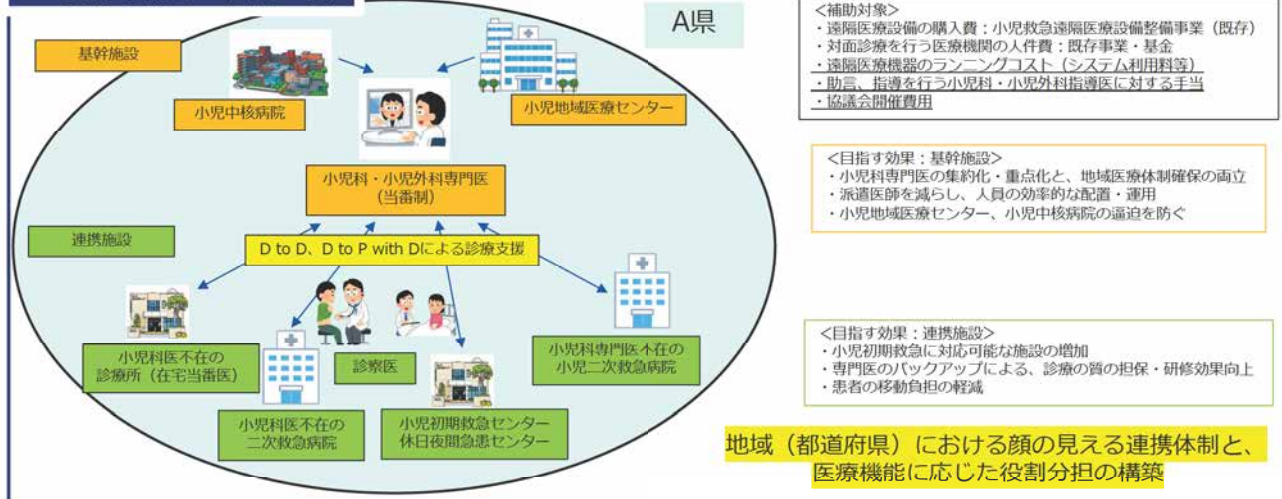


令和9年度概算要求額 2.6億円 (ー) (ー)内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

少子化や小児人口の偏在が進行する中、限られた医療資源を効率的な活用し、小児科医が不足する地域の小児救急医療体制を確保するため、小児科専門医等による遠隔診療を活用した連携体制構築を支援する。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

実施主体：都道府県  
補助率：国 1/2

158

令和9年度概算要求額 34億円 (ー) (ー)内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 56億円

## 1 事業の目的

訪問介護等サービスは、長引く人手不足や燃料代の上昇などにより厳しい状況にある。また、特に中山間・人口減少地域では、利用者宅への移動等に係る負担や高齢者人口の減少に伴うサービス需要の縮小等により、サービス基盤の維持に於いて課題を抱えている。こうした状況を踏まえ、都道府県・市町村が事業所の規模・形態や地域の実情に応じた最適な支援策を柔軟に実施できるよう、地域の訪問介護等サービス提供体制づくりを総合的に行うことを目的とする。

## 2 事業の概要

## ①訪問介護等におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援

訪問介護等における深刻な人手不足に対応し、地域におけるサービス提供体制の維持・強化を図るため、地域の多様な人的資源を活用したタスクシェア・タスクシフトの推進を支援する。

(補助対象経費例) ・地域の多様な人材とのマッチング支援（コーディネーターの配置等） ・業務の役割分担ルール（ガイドライン）の策定 ・実証事業や説明会等の実施 等

## ②中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援

訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域において、既存の通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）を促進する取組を支援する。

(補助対象経費例) ・訪問機能の導入に向けた伴走支援（導入前支援） ・訪問機能の導入にかかる初期費用の助成（導入時支援） ・訪問機能の導入から一定期間の定額補助（導入後支援） 等

## ③訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援

訪問介護事業所の新規参入が困難な中山間・人口減少地域等において、既存事業所によるサテライト（出張所）の設置・運営を促進する取組を支援する。

(補助対象経費例) ・制度の周知や設置に向けた伴走支援（導入前支援） ・設置にかかる初期費用の助成（導入時支援） ・一定期間のランニングコストの助成（導入後支援） 等

## ④中山間・人口減少地域における新たな特例介護サービス等の導入に関する伴走支援モデル事業

中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の構築に向け、法改正に伴い新たに創設される特定地域サービスや特定地域居宅サービス等事業の導入を検討する自治体に対し、制度導入及び運用に必要な環境整備をモデル事業として支援する。

(補助対象経費例) ・地域分析や登録手続きの準備・準備設定など、導入前の伴走支援 ・制度導入後の請求事務、関係者間の調整、効果検証等に係る運用支援 等

## ⑤地域における在宅系サービス継続のための安全対策推進支援

在宅系サービス従事者を取り巻く安全上のリスクの多様化を踏まえ、事業所における安全対策の強化やカスタマーハラスメント対策等を推進する取組を支援する。

(補助対象経費例) ・防犯カメラ、センサーライト、その他安全対策に資する設備 ・緊急時の通報、位置情報の共有、警報の発信、防護その他安全対策に資する物品 ・カスタマーハラスメントの防止に向けた関係機関との連携体制の構築や事業所または市町村が必要と判断した場合の補助者の同行訪問に係る経費 等

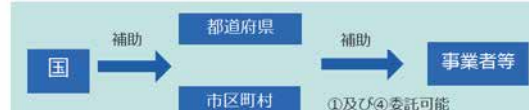
## 3 スキーム・実施主体等

実施主体：都道府県・市区町村

補助率※：国 2/3 都道府県・市区町村 1/3

※1 中山間・離島等に地域における取組（②及び③）は、  
国：3/4 都道府県・市区町村 1/4

※2 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の実施（予定）市町村における取組（④）は、  
国：10/10 補助上限額 1自治体 700万円 1事業所 180万円



159



令和9年度概算要求額 49億円 (-) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 14億円

## 1 事業の目的

- 高齢化が進捗し、複合化する課題を抱える高齢者が増加するなか、介護支援専門員（ケアマネジャー）の役割の重要性は増大している一方で、近年、ケアマネジャーが利用者やその家族等からハラスメントの被害に遭うケースも報告されており、**ケアマネジャーが専門性を十分に発揮し、地域の高齢者に対して適切なケアマネジメントが提供される環境の整備が急務である。**このため、**ケアマネジャーの心身に及ぼす負担を軽減し、安心して働ける環境の整備を行うことができるよう、業務継続の支障となりうるハラスメントへの対策や、ケアマネジャーの心身の安全の確保のための支援を行う。**
- 加えて、ケアマネジャーが安心して働くことができるよう、**業務負担の軽減や人材確保を行うことも重要**であり、シャドウワークをはじめとした業務負担軽減のための費用支援や、特に人材不足が深刻な中山間・離島等の人口減少地域においてサービスを継続的に実施するためのICT等の環境整備等にかかる費用の支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体

## ①ケアマネジャーが安心して働ける体制の確保に係る支援

ハラスメント等に対応する体制整備や防犯対策、複数名での同行訪問にかかる取組等、ケアマネジャーの安全確保に資する取組について支援する。

(補助対象経費例)

- ・ケアマネジャーが利用者宅を訪問する際に、同行者を派遣するための費用
- ・防犯機器等の購入
- ・安全確保・ハラスメント対策に係る地域の関係者とのネットワーク体制の構築 等



## ②人口減少地域におけるケアマネジメント提供体制確保支援

中山間・離島等の人口減少地域におけるケアマネジメント提供体制の確保のため、採用活動の支援や遠隔地に対するサービス提供を支援する。

(補助対象経費例)

- ・当該地域での採用活動支援
- ・遠隔地へのサービス提供のためのICT等の体制整備
- ・利用者確保のための広報支援
- ・小規模事業所への加算の新規取得や経営改善支援 等



## ③ケアマネジャーの業務負担軽減のための支援

ケアマネジャーが本来の業務に注力できるよう、ケアマネジャーがこれまでやむを得ず行ってきた法定外業務（いわゆるシャドウワーク）への対応に係る取組や、事務的な業務のタスクシフト支援等に係る取組について支援する。

(補助対象経費例)

- ・公共的な団体による業務の受け皿創設支援
- ・シャドウワークに関する相談窓口の設置
- ・事務職員の採用支援 等



## ④ケアマネジャーの人材確保のための支援

ケアマネジャーのなり手を確保するため、復職後の相談対応や復職者をバックアップする環境整備、復職後の円滑な業務への移行のための研修に係る取組について支援する。

(補助対象経費例)

- ・復職後の相談対応や復職後研修・OJTの実施
- ・「潜在ケアマネジャー」の実態把握 等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助率】 国：2/3 都道府県、指定都市、中核市 1/3  
ただし、①については、定額補助

160

## ※メニュー事業の全体

令和9年度概算要求額 86億円 (86億円) ( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

## 2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和7年度交付実績：39都道府県）

| 参入促進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 資質の向上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 労働環境・処遇の改善                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における介護のしごとの魅力発信</li> <li>○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験</li> <li>○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援</li> <li>○ 介護未経験者に対する研修支援</li> <li>○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援</li> <li>○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一體的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化</li> <li>○ 人材確保のためのボランティア活用支援</li> <li>○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進</li> <li>○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備</li> <li>○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や常勤職員として働きやすくなるための環境整備のための支援</li> <li>○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化</li> <li>○ 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援</li> <li>○ 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援</li> <li>○ 訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護ケアリ段位におけるアセッサー講習受講</li> <li>・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修</li> </ul> </li> <li>○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施</li> <li>○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・知識や技術を再確認するための研修の実施</li> <li>・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握</li> </ul> </li> <li>○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修</li> <li>○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援</li> <li>○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターの養成のための研修</li> </ul> </li> <li>○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成</li> <li>○ <b>地域における介護施設等の災害時の機能向上支援(再掲・拡充)</b></li> <li>○ 外国人介護人材の研修支援</li> <li>○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修</li> <li>○ 管理者等に対する雇用改善の方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備</li> </ul> </li> <li>○ 介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジーの導入支援</li> <li>○ 総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進</li> <li>○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援</li> <li>○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援</li> <li>○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置</li> <li>○ ハラスメント対策の推進</li> <li>○ 若手介護職員の交流の推進</li> <li>○ 外国人介護人材受入施設等環境整備</li> <li>○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業</li> <li>○ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援 等</li> </ul> |

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

161



令和9年度概算要求額 98百万円 (一) (一)内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 96百万円

## 1 事業の目的

- ケアマネジャーの法定研修は、定期的な研修の機会を通じて、専門知識の向上を図るために重要であるが、受講者の経済的・時間的負担や、各地域での研修実施状況の格差について指摘があるところ。
- このため、令和7年度補正予算により令和8年度に国で一元的に研修教材等を作成する予定であるが、今後予定されている制度改正を踏まえて一部更新を図る必要があるとともに、都道府県における研修の実施状況の確認や新たに作成した教材等の検証を行うことで、全国での研修内容の均てん化と、研修の質の向上を図る。
- また、令和6年度より各都道府県が行う法定研修のカリキュラムに盛り込まれた、適切なケアマネジメント手法について、必要な更新や他職種や保険者等への普及を図ることにより、ケアマネジメントにおける他職種連携を進め、質の向上を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

## ①介護支援専門員法定研修教材作成事業【新規】

ケアマネジャーの法定研修の質を担保するため、

- ・国が一元的に作成した講義動画や教材等について、制度改正等を踏まえた更なる見直し
- ・都道府県における研修内容・実施状況の確認および検証、好事例の横展開
- ・オンライン受講の推進を始めとした柔軟な受講のための環境整備等を行う。



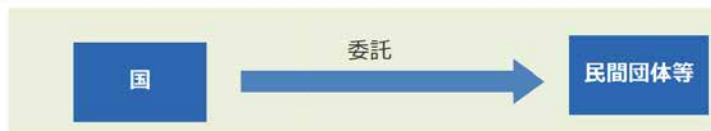
## ②適切なケアマネジメント手法普及促進事業【新規】

適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進を図るため、他職種・保険者へのセミナー等の開催や、有識者等による委員会を設置し手法の更新等を行う。



## 3 実施主体等

実施主体：民間団体等



162

令和9年度概算要求額 1,858億円＋事項要求 (1,807億円) (一)内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、切れ目のない在宅医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



## 2 実施主体・事業費・財源構成

実施主体 市町村

事業費 政令で定める事業費の上限の範囲内で実施  
(各市町村の介護保険事業計画において地域支援事業の内容や事業費を定める)

## 【事業費の上限】

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業、特定地域居宅サービス等事業  
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」  
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- (2) 包括的支援事業、任意事業  
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」  
＋「社会保障の充実分」

## 財源構成

|                                    | (1)        | (2)    |
|------------------------------------|------------|--------|
| (1) 介護予防・日常生活支援総合事業、特定地域居宅サービス等事業  |            |        |
| 1号保険料、2号保険料と公費で構成<br>(介護給付費の構成と同じ) | 国 25%      | 38.5%  |
|                                    | 都道府県 12.5% | 19.25% |
|                                    | 市町村 12.5%  | 19.25% |
| (2) 包括的支援事業、任意事業                   |            |        |
| 1号保険料と公費で構成<br>(2号は負担せず、公費で賄う)     | 1号保険料 23%  | 23%    |
|                                    | 2号保険料 27%  | -      |

## 3 事業内容

事業内容 高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

## (1) 介護予防・日常生活支援総合事業、特定地域居宅サービス等事業

## ① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

- ア サービス・活動事業（第一号事業）  
訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント
- イ 一般介護予防事業  
介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、  
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業
- ウ 介護予防支援拠点事業 事項要求

## ② 特定地域居宅サービス等事業

事項要求

給付の仕組みを活用してなお、サービス提供体制の維持・確保に課題を抱える中山間・人口減少地域において、市町村が、給付に代えて居宅サービス等を実施する。

## (2) 包括的支援事業、任意事業

## ① 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者等への支援体制等の構築を行う。

- ア 地域包括支援センターの運営  
介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、  
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実 一部事項要求  
在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化（家族介護者に係る地域課題への対応を含む）、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

## ② 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

- ・介護給付費等費用適正化事業
- ・家族介護支援事業（家族介護者の働き方の希望等に配慮した相談窓口の設置、企業や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等を含む）等

163



## 頼れる身寄りがない高齢者等に係る地域での実効的な課題解決の取組の推進

令和9年度概算要求額 地域支援事業1,858億円の内数+事項要求（-）（内は前年度当初予算額）

### 1 事業の目的

頼れる身寄りがない高齢者等への支援を強化するため、社会福祉法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正において、地域包括支援センターが頼れる身寄りがない高齢者等からの相談に対応することを明確化するとともに、その生活課題について、市町村が中心となって地域包括支援センター等の協力を得ながら「地域ケア会議」で関係者で協議し実効的な解決を進めることとしている。  
こうした課題解決に向けたプロセスを実効的に進めるためには、地域包括支援センターが、多様な関係機関との連携を行いながら検討を進めることが必要であり、必要な検討体制の構築を通じて関係者と協働し、自律的な支援プロセスを推進する市町村に対して、インセンティブを付与する。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体

#### （1）事業の概要

頼れる身寄りがない高齢者等にかかる地域課題の把握から解決に向けた取組を実施することを目的として、一連の支援プロセスの実施に必要なストラクチャー（体制）を構築する市町村に対して構築にかかる費用を支援する。

- ① 市町村・地域包括支援センターとの連携のもとで、一連の支援プロセスを通じた地域課題に対応する地域づくりを推進する生活支援コーディネーター等加算 8,000千円
- ② 地域ケア会議における関係機関と連携した検討体制
  - (ア) 他分野・他機関（例：法律専門職、金融機関、交通事業者）参画促進加算 20千円/1回
  - (イ) 他会議（例：成年後見制度に係る協議会）との連携体制構築加算 300千円/1連携先 ※居住支援協議会との連携体制構築はR7から加算。
  - (ウ) 検討体制設置加算 833千円/1包括

#### （2）実施主体

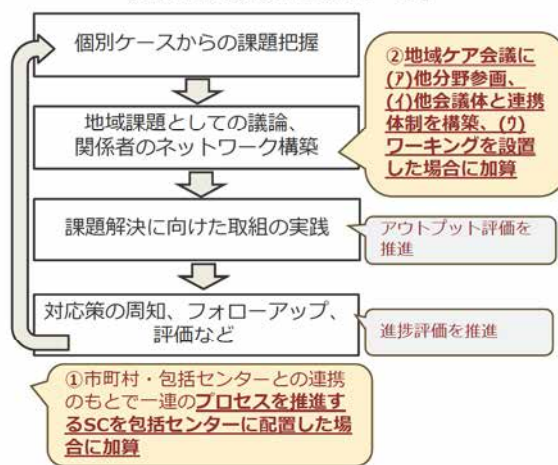
市町村

#### （3）交付率及び事業スキーム

国38.5%（地域支援事業交付金）。①に要する費用を地域包括支援センターの運営として包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業の上限額超過を認める個別協議を創設する。②に要する標準的な費用を地域ケア会議推進事業に算入する（事項要求）。

### 3 事業のイメージ図

#### 【自律的な支援プロセスのイメージ】



## 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和9年度概算要求額（一般財源）95億円（95億円）  
（消費税財源）200億円（200億円）（内は前年度当初予算）

### 1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法を踏まえ、平成30年度より、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして「保険者機能強化推進交付金」を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和2年度からは、「介護保険保険者努力支援交付金」を創設（社会保障の充実）し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。
- さらなる保険者機能の発揮に資するよう、令和9年度からの第10期介護保険事業（支援）計画期間においては、制度改正等を踏まえた新たな保険者機能の強化推進、成果指向型配分の拡充、地域の実情に応じた介護予防の取組の重点的な支援の充実の観点から運用方針の見直しを図る。

### 2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。

※ これまで、アウトカムに関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減などの見直しを随時実施

※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使用範囲を限定。

【実施主体】 都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

（保険者機能強化推進交付金）

- ①事業計画等によるPDCAサイクルの構築状況
- ②介護給付の適正化の取組状況
- ③介護人材確保の取組状況

（介護保険保険者努力支援交付金）

- ①介護予防日常生活支援の取組状況
- ②認知症総合支援の取組状況
- ③在宅医療介護連携の取組状況

【交付金の活用方法】

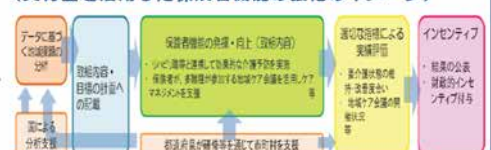
- 都道府県分：高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

- 市町村分：国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要の事業を充実。

【補助率・単価】 定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

【負担割合】 国10/10 【事業実績】 交付先47都道府県及び1,573保険者（令和7年度）

#### 〈交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ〉







## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法等に基づく施策の推進（全体像）

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3973)

### 1 事業の目的

令和9年度概算要求額 129億円（125億円）（）内は前年度当初予算額

老健局関係分

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と令和6年12月に閣議決定した「認知症施策推進基本計画」に基づき、認知症になってからも、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく。

### 2 事業の概要

※金額については、再掲を含む

|                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等 主な予算【68百万円の内数（67百万円の内数）】：認知症サポーター等推進事業、認知症普及啓発等事業】<br>○認知症サポーター等の養成 ○認知症への理解を深めるための普及・啓発                                                                                               |
| ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 主な予算【94.2億円の内数（94.2億円の内数）】：認知症普及啓発等事業、認知症総合支援事業、認知症総合戦略推進事業】<br>○チームオレンジの整備 ○広域的な認知症高齢者等の見守りの推進 ○認知症の人と家族への一体的支援の推進 ○認知症バリアフリーの推進<br>○認知症本人・家族に対する伴走型支援拠点の整備                       |
| ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等 主な予算【93.8億円の内数（93.8億円の内数）】：認知症総合戦略推進事業、認知症総合支援事業】<br>○認知症本人のピア活動の推進 ○認知症カフェへの支援 ○若年性認知症支援体制の拡充                                                                                          |
| ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 主な予算【86億円の内数等（86億円の内数等）】：地域医療介護総合確保基金の人材分等】<br>○認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進                                                                                                              |
| ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 主な予算【190.7億円の内数（191.2億円の内数）】：認知症疾患医療センター運営事業、認知症総合支援事業、認知症介護研究・研修センター運営事業、地域医療介護総合確保基金の人材分】<br>○地域での認知症医療提供体制の拠点の支援 ○認知症初期集中支援チームの設置<br>○認知症介護研究・研修センターの運営 ○認知症ケアに携わる人材育成のための研修 |
| ⑥ 相談体制の整備等 主な予算【88億円の内数（88億円の内数）】：認知症総合支援事業】<br>○認知症ケアパス ○認知症地域支援推進員の設置                                                                                                                                     |
| ⑦ 研究等の推進等 主な予算【17億円（13億円）】：認知症研究開発事業、認知症政策研究事業、認知症の早期発見・早期対応社会実装モデル事業】<br>○認知症研究の推進等                                                                                                                        |
| ⑧ 地方公共団体に対する支援 主な予算【2.2億円（0.2億円）】：認知症の人やその家族の視点に立った多様な居場所活動促進等事業】<br>○認知症の人やその家族の視点に立った多様な居場所活動促進等                                                                                                          |

168

新規

## 地域特性を踏まえた人口減少の要因分析及び人口減少対策の効果検証推進事業

政策統括官付（総合政策担当）  
政策統括室（内線7710）

令和9年度概算要求額 2.0億円（－）（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- ・我が国の人口は、令和7年国勢調査の速報値において前回調査からの5年間で309.7万人（▲2.5%）減少しており、今後も人口減少のスピードが加速し、特に地方においてより急速に進行することが見込まれる。
- ・これまで、国や地方公共団体においては、人口減少対策として様々な施策を講じてきているが、その効果検証が十分に行われているとは言い難い。これは、人口減少の要因は複合的であり、また、対策が中長期的に人口動態に及ぼす波及経路は多様であるため、専門的かつ学際的な分析が必要であるところ、その対応が十分でなかったことが、主要な要因の一つと考えられる。
- ・このため、今般、国立社会保障・人口問題研究所を中心とした専門家による研究体制を構築し、地域特性も踏まえた人口減少の要因分析及び対策の効果検証を行うことにより、国や地方公共団体において、メリハリの効いた効果的な人口減少対策が講じられるようにする。

### 2 事業の概要・スキーム

全国の地方公共団体を地域特性ごとにいくつかの類型に分け、それぞれの中で、協力を得られる地方公共団体の参画を得て、以下の取組を行う。

- ① 人口動態、人口移動等の状況（人口減少要因）の分析
    - ・既存の調査、分析結果を活用するほか、必要に応じ、住民や企業等に対する調査を実施
  - ② 人口減少対策の効果（波及経路）の分析
    - ・国及び地方公共団体双方の施策を対象
  - ③ ①及び②の結果を踏まえ、効果的な施策のあり方や横展開の手法についての提案を行う
- ※ 人口動態等についての指標が改善傾向にある地方公共団体や、積極的に人口減少対策に取り組んでいる地方公共団体を優先的に対象とする

### 3 実施主体等

- ・国立社会保障・人口問題研究所（社人研）
- ※ 専門的な分析能力が必要なため、社人研を中心とした実施体制とする。
- ※ 地域特性を踏まえた研究であることや学際的な観点が必要なことから、必要に応じ、外部の研究者の参画を得る。
- ※ 原則として、地方公共団体に参画を依頼するものとする。
- ※ 研究成果等については、社人研で検討中の「自治体向け研究成果公開サイト」（別途、令和9年度概算要求）が整備された段階で公開する。

169

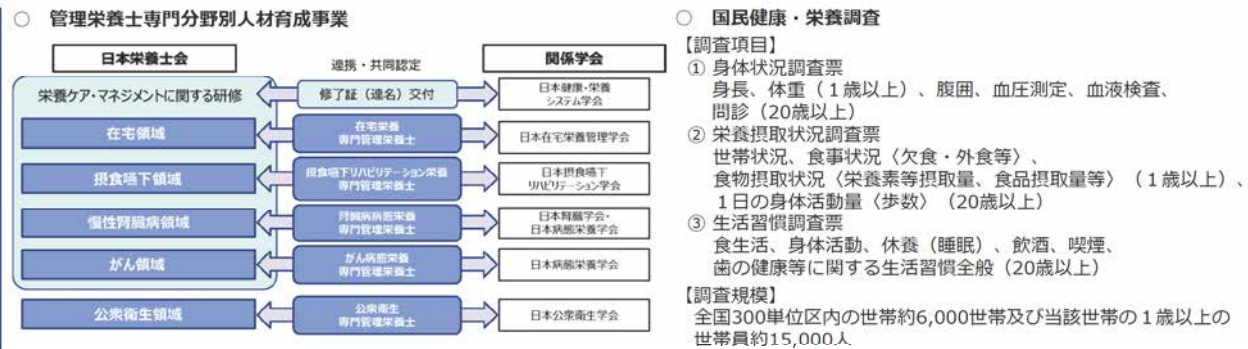


令和9年度概算要求額 4.4 億円 (1.9 億円) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 2.5億円

## 1 事業の目的

- 管理栄養士専門分野別人材育成事業
  - ・ 高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図るため、厚生労働省の委託事業（委託先：日本栄養士会）として、平成25年度から「管理栄養士専門分野別人材育成事業」を実施。
  - ・ 特定の専門分野で一定年数の実務に従事し、自己研鑽に努め、栄養の指導に関する実績を有する者を生涯教育の一環として認定していくことをねらいとし、高度な専門技術の獲得のために、本事業で特定の専門分野における学会との共同認定の仕組みやプログラムの構築、既存プログラムの実施及び検証等を実施。
  - ・ 各分野の専門管理栄養士は、複雑困難な疾病に対する栄養管理に加え、「日本人のための食事ガイド（仮称）」等を用いて、疾病リスクの低減に資する適切な栄養・食生活に係る国民のリテラシーの向上にも寄与。
- 国民健康・栄養調査
  - ・ 厚生労働省では、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る目的で、健康増進法（平成14年法律第103号）等に基づき、毎年国民健康・栄養調査を実施。
  - ・ 政府の公的統計の整備におけるデジタル化の対応の推進を受け、国民健康・栄養調査のオンラインシステムの構築・運用等を実施。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



170

令和9年度概算要求額 19 億円 ( 16 億円) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 3.1億円

## 1 事業の目的

- ・ がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 1. 個別の受診勧奨・再勧奨【拡充】

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、郵送や電話又は電子メールなどによる個別の受診勧奨・再勧奨を行う（注）とともに、**受診勧奨と併せて職域等がん検診情報の把握を推進する。**また、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組む。

注）個別受診勧奨・再勧奨の対象年齢  
子宮頸がん検診：20～69歳の女性  
乳がん検診：40～69歳の女性  
胃がん検診：50～69歳の男女  
（胃内エックス線検査は40歳以上可）  
肺がん検診：40～69歳の男女  
大腸がん検診：40～69歳の男女



### 2. 子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

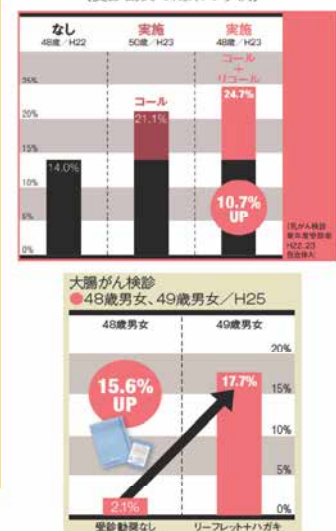
子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者（子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳）に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。

### 3. 精密検査及び確定精検未受診者に対する受診再勧奨【拡充】

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の精密検査未受診者に対して、郵送や電話又は電子メールなどによる個別の受診再勧奨を行うことに加え、**受診率の更なる向上のための受診再勧奨の徹底**に取り組む。

◆実施主体：市区町村 補助率：1/2

（受診勧奨の効果事例）



※がん検診受診率向上施策ハンドブック（厚生労働省）より

がんの早期発見・がんによる死亡者の減少

171



令和9年度概算要求額 1.3億円（-）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額1.0億円

## 1 事業の目的

- 第4期がん対策推進基本計画において、令和10年度までに①「がん検診受診率60%」、②「精密検査受診率90%」という目標を掲げ、これまで個別受診勧奨・再勧奨の推進や子宮頸がん検診・乳がん検診の受診クーポン券の配布、要精密検査対象者への受診再勧奨等の支援等を実施してきた。
- 令和7年のがん検診受診率は全国で46～56%、市区町村実施のがん検診の精密検査受診率は70～90%であり、がん種により受診率に差が生じている。
- 本事業では、がん検診等関連データを活用して都道府県及びがん検診の実施主体である市区町村の課題を「見える化」することで、重点的に取り組むべき施策を明確化するとともに、都道府県による管内への指導・助言を支援することで受診率向上に向けた市区町村の取組を加速化する。
- また、世論調査において、がん検診を受診していない理由としてがん検診の意義に対する理解不足や、がん検診に対する不安に関係する項目を挙げた国民が多いことから、がん検診の意義や必要性に関する積極的な情報提供や普及啓発活動を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体

## 自治体に向けた啓発等

## 自治体向け研修事業

【全都道府県向け研修】

- データとロジックモデルを活用した都道府県の課題整理及び課題解決に向けた研修

【重点支援都道府県向け研修】 ※公募により10都道府県を選定

- 重点都道府県においては、管内市区町村を対象とする研修会を実施
- 管内市区町村における課題整理及び実施計画作成を支援

## 自治体向け情報提供事業

- 低線量CTによる肺がん検診、高濃度乳房の個別通知に関する自治体向け説明資料等の作成
- がん検診ポータルサイトにおいて、説明資料等の公開

◆実施主体：委託事業（株式会社等）

## 国民に向けた情報提供等

## がん検診ポータルサイトの更新

## がん検診に関する情報提供【新規】

- がん検診への不安等に寄り添う電話相談窓口の設置
- チャットボットによる即時の照会対応

## がん検診に関するリテラシーの向上

がん検診についての正しい情報を提供  
メディアとのコラボ・国民運動としての啓発

- メディア・市区町村と連携した全国一斉受診勧奨
- 啓発用動画による広報（TV・ネット広告）
- 10月「がん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン」等と連動した啓発

172

令和9年度概算要求額 2.9億円（91百万円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 1.1億円

## 1 事業の目的

- 国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条第2項の規定に基づく、わが国の脳卒中や心臓病等の循環器病対策において中心的な組織である。
- 一方で、わが国の脳卒中や心臓病等の循環器病対策は、循環器病対策基本法に基づき、現在は「第2期循環器病対策推進基本計画」として「2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少」を全体目標に掲げ、個別施策として、①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実、③循環器病の研究の推進を掲げているところである。
- 本事業では、脳卒中や心臓病等の循環器病対策を適切に実施するための総合的な支援を、国立循環器病研究センターが実施することを目的とする。
- 令和9年度においては、「攻めの予防医療」の推進のため、診療情報の収集・活用の支援および科学的根拠に基づく国民への情報発信のための取組等を強化する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【実施主体：国立循環器病研究センター】 【事業創設年度：令和8年度、補助率：定額（10/10相当）】

## 個別施策

## 【基盤】（1）循環器病の診療情報の収集・活用の支援に係る事業

- 現在政府で進められている「医療DX」が目指す全国の医療機関等が医療情報等を共有・交換する仕組みを活用し、循環器病領域においても、診療情報の収集・活用に向け、「医療DX」の取組と連携し、それらに必要な調査や、循環器病に関するバーチャルデータベース構築（仮）等を検討する。令和9年度においては、データプラットフォームの実装に向けた目的・目標の整理や、データ収集、提供に関する方法の具体化等を行う。

## 【保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実】

## （2）循環器病に係る医療提供・相談支援体制の構築・推進に係る事業

- 全国の脳卒中・心臓病等総合支援センターが参加する会議体の運営等を行い、医療機関間のネットワークの構築を支援する。
- 各都道府県の脳卒中・心臓病等総合支援センターが設置された医療機関に対し、困難事例に対する助言や好事例の横展開等を行い、各医療機関におけるセンターの運営が円滑に進むような支援策の検討並びに具体的な支援の提供を行う。

## （3）循環器病に関する情報収集と科学的根拠に基づく国民への情報発信に係る事業

- 循環器病に関する臨床情報や疫学データ等の最新知見の収集を行う。
- 循環器病に関する情報を一元化し、ポータルサイト等を用いて国民に向けた情報発信を行う。
- 令和9年度においては、国民への情報発信を強化するため、国民へ配信すべき情報の精査・分かりやすく伝えるための表現・伝達方法の検討、コンテンツ拡充計画の策定および策定したコンテンツの国民への普及を図る取組を実施する。

## 循環器病対策の総合かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

## （4）第2期循環器病対策推進基本計画の進捗管理に関する事業

- 国の循環器病対策の進捗管理やその評価方法の検討を行う。
- 令和9年度においては、第3期循環器病対策推進基本計画に取り込むべき個別施策・評価指標の提言の検討等を行う。

## ＜事業イメージ＞

国立研究開発法人  
国立循環器病研究センター

173



令和9年度概算要求額 79億円（-）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 8.8億円（生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業分）

うち投資枠 79億円

## 1 事業の目的

○「骨太の方針2026」及び「U.E.N.O Plan～攻めの予防医療厚生労働省施策」を踏まえ、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の実現に向けて、希望する国民が毎年、歯科健診を受診できる環境を整備することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

## I. 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）職域支援パイロット事業

## 1 簡易歯科健診パイロット事業

- 概要：保険者や事業主が実施する簡易歯科健診（簡易検査ツールを活用した簡易な口腔スクリーニングによる歯科健診）の実施を支援。
- 実施主体：委託事業者（※委託事業者を通じて保険者や事業主の簡易歯科健診実施を支援）

## 2 効果的な受診勧奨推進事業

- 概要：歯科健診等を受診していない若年層を中心に、歯科受診や定期的な口腔健康管理につなげるための効果的なアプローチ方法について、効果、コスト、実施体制及び持続可能性を検証。また、歯科健診等の受診率が低い若年層及び就労世代を対象として、効果的な受診勧奨及び受診状況の把握が可能な歯科受診勧奨ツールの開発を支援。
- 実施主体：委託事業者

## 3 歯科健診効果等評価分析事業

- 概要：簡易歯科健診を含む歯科健診・歯科受療の効果等について、パイロット事業の結果や大規模データ等を活用した検証を実施。
- 実施主体：委託事業者

## II. 健康増進事業（歯周病検診対象拡大）

- 概要：健康増進法に基づく歯周病検診の対象拡大。
- 対象：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の国民（25歳、35歳、45歳、55歳、65歳を新規追加）（※「Ⅲ.歯周病検診（簡易歯科健診）支援事業」で簡易歯科健診を実施した場合は除く。）
- 実施主体：保健所設置市・特別区・市町村 ○補助率：1/3

## III. 歯周病検診（簡易歯科健診）支援事業

- 概要：自治体による簡易歯科健診の実施を支援。
- 対象：18歳～74歳の国民（※「Ⅱ.健康増進事業」による歯周病検診で、歯科医師による歯科健診を実施した場合は除く。）
- 実施主体：保健所設置市・特別区・市町村 ○補助率：1/2相当定額

|  | 20歳   | 25歳   | 30歳   | 35歳   | 40歳   | 45歳   | 50歳   | 55歳   | 60歳   | 65歳   | 70歳   | 75歳～ |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
|  | 歯周病検診 | 歯周病検診 | 歯周病検診 | 歯周病検診 | 歯周病検診 | 歯周病検診 | 歯周病検診 | 歯周病検診 | 歯周病検診 | 歯周病検診 | 歯周病検診 |      |
|  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |

歯周病検診（簡易歯科健診）支援事業



174

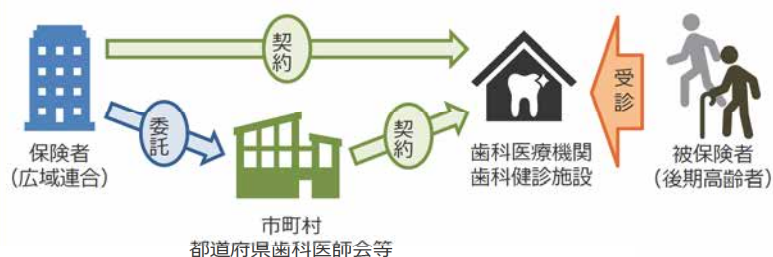
令和9年度概算要求額 11億円（9.8億円）（）内は前年度当初予算額

うち投資枠 11億円

## 1 事業の目的・概要

- 歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による誤嚥性肺炎等を予防するため、後期高齢者医療広域連合（広域連合）は、歯・歯肉の状態や口腔機能の状態等をチェックする歯科健診を実施。「攻めの予防医療」の推進にあたって、国は広域連合に対し国庫補助（増額）を行うことにより、歯科健診を推進。
- 健康増進法に基づき実施されている歯周疾患検診や、国（厚生労働省）において策定した「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」などを参考にしつつ、高齢者の特性を踏まえた健診内容を各広域連合で設定。  
〈例：後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル（H30年10月策定）〉咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能、口腔乾燥、歯の状態等（歯の状態、粘膜の異常、歯周組織の状況）
- 市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施することが可能。

## 2 事業のスキーム



## 3 実施主体等

- ・実施主体：広域連合
- ・補助率：1/3
- ・負担割合：国1/3、地財措置1/3  
保険料1/3
- ・事業実績：  
実施広域連合数（受診者数）  
令和5年度 47（51.4万人）  
令和6年度 47（53.1万人）  
令和7年度 47（集計中）

175



令和9年度概算要求額 71百万円(一) (一)内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 認知症の早期発見・早期対応による健康寿命延伸を目指す上で、新たな診断バイオマーカー(血液検査等)や前臨床期から抗Aβ抗体薬を投与した場合における治療効果に関する調査研究が進行中である。また、軽度認知障害(MCI)や発症早期の認知症の症状進行を遅らせる研究が試みられる中、多因子介入による効果も示されてきている。
- これらの研究成果を基に、より多くの参加者を集積し、エビデンスの蓄積及び課題の抽出を進める。今後のさらなる高齢化や、認知症医療構造の変化を背景に、MCIや発症早期の認知症と診断される人の増加が見込まれる。こうした人々の認知機能を長く良好に維持するため、科学的エビデンスに基づき、治療、多因子介入プログラム、社会参加などを組み合わせた総合的な支援を推進し、共生社会実現につなげる。
- 加えて、高齢者の難聴は、社会参加を妨げ、孤立の進行やQOLの低下を招く要因となることが指摘されている。このため、難聴の早期発見と適切な介入を進め、QOL向上等を図る。

## 2 事業の概要

## 1. 早期発見・早期診断

- ・ 新たな診断バイオマーカー(血液検査等)を活用し、認知症やMCIの早期発見・層別化を達成できる協力機関で参加者を募集する。必要な支援を必要な人につなぐ。

## 2. 治療、多因子介入プログラム、社会参加

- ・ 抗Aβ抗体薬適応の有無によらず、必要な支援を必要な人につなぐ。
- ・ 国内外で効果のエビデンスが示された多因子介入プログラム等を地域で実践し、全国へ展開するための基礎を作る。
- ・ 様々な場への参加を踏まえて社会参加を促す。
- ・ 伴走的通院支援として、経過のフォローの体制を強化していく中で、診断後支援介入後のエビデンスを構築しつつ、モデルの可能性を拡張する。

## 3. 診断後支援促進および追跡評価

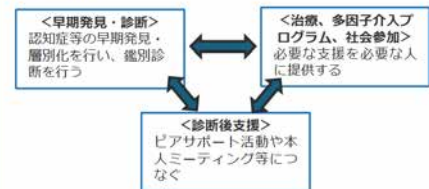
- ・ 認知症疾患医療センターや地域で実施されるピアサポート活動や本人ミーティング等につなぐ。

## 難聴高齢者の早期発見・早期対応

- ・ モデル地域を設定し、聴力検査等により難聴が疑われる高齢者に対し、①耳鼻咽喉科への受診勧奨を行い、②確実な耳鼻咽喉科へのつなぎのために必要な取り組みを検討。さらに、③受診後に実施される補聴器装着とその適切なフィッティング、薬物療法等の具体的対応の実施状況を把握し、高齢者の社会参加やQOL等に及ぼす影響について検証する。

## 3 スキーム・実施主体等

【スキーム】 認知症の早期発見・早期対応について



社会実装を目指したあり方に関する課題抽出と対応を講じる

【実施主体:事業協力機関へ委託】

認知症早期発見・早期介入に関連した研究事業を行っている施設(大学病院や研究機関等)

【補助率】 国(定額)

176

令和9年度概算要求額: 1.8億円(一) (一)内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 1.8億円

## 1 事業の目的

- 近年、無資格者による医療類似行為による健康被害が多数報告され、消費者庁からも適切な対応を求められている。
- また、リハビリテーション専門職の免許を有しない者が紛らわしい名称を使用している実態があるとの指摘もあり、さらなる実態把握や国民への制度に関する正しい情報提供が必要である。
- さらに、オンライン診療に関しては、令和7年12月に成立した改正医療法において、オンライン診療受診施設が定義づけられるなど、その運用において新たな課題が生じうところ、オンライン診療の適切な実施の観点からも、受診に向けた国民への周知・啓発等が不可欠となっている。
- 加えて、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等については、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」において、国民に対するあはき柔整等の情報提供内容のあり方について検討を行っており、広告実態を把握し、傾向を分析することにより、検討会等での議論に活用することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム等

## ①適切な診療・施術を受けるための機会の選択等に資する広報事業

国民が、安心・安全に適切なオンライン診療を受けるための機会の選択できるよう、関係する制度・事例等を紹介するため、広報を実施する。

【実施主体】 民間事業者等

## ②オンライン診療等調査集計事業

医療機関、事業者等からの電話照会・情報提供の内容を分析・集計する。また、オンライン診療の利用実績、オンライン診療指針の遵守状況等といったオンライン診療の実態の把握(調査及び結果の分析・集計)を行う。

## ③あはき柔整施術所の広告実態のモニタリング及びリハビリテーション専門職の名称使用の実態把握

あはき柔整施術所の広告実態についてモニタリングする。また、リハビリテーション専門職の名称使用について実態把握する。さらに、その結果を踏まえて、今後の国民に対するあはき柔整等及びリハビリテーション専門職の情報提供の内容のあり方について検討する。



177



# 地域リハビリテーション活動支援事業

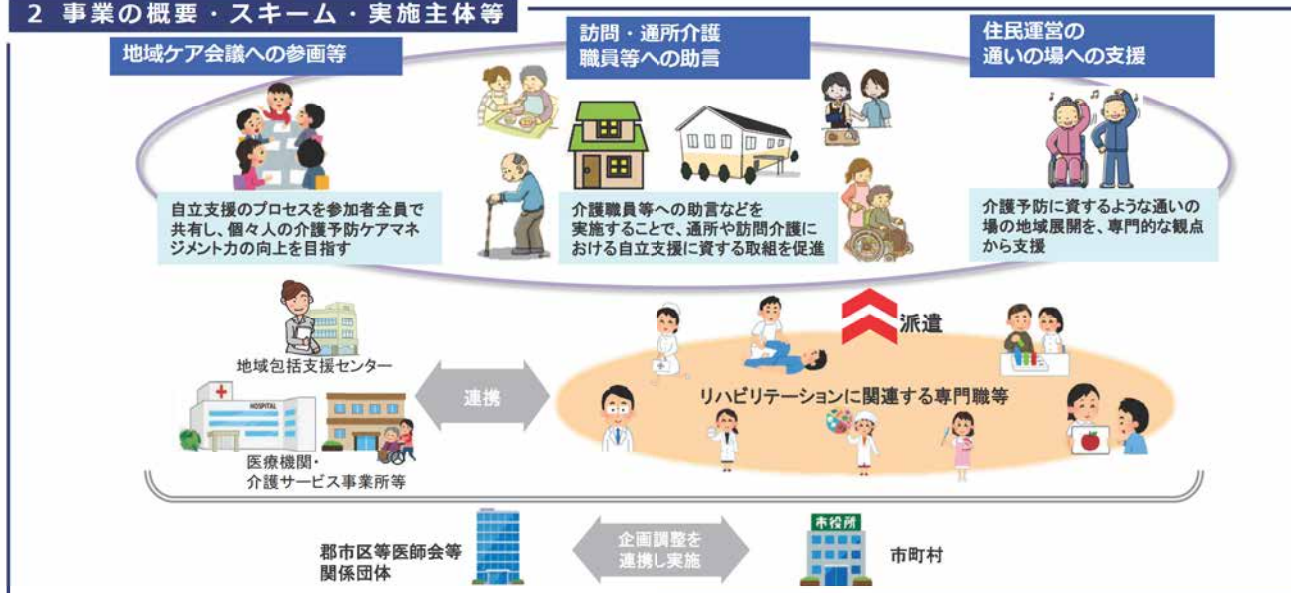
老健局老人保健課（内線3967）

令和9年度概算要求額 地域支援事業1,858億円の内数（1,807億円の内数）

## 1 事業の目的

- 地域における介護予防の取組を機能強化するため、地域ケア会議、通所・訪問介護事業所、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与の促進を図る。
- 市町村は、郡市区等医師会等の関係団体と連携の上、医療機関や介護事業所等の協力を得て、リハビリテーション専門職を安定的に派遣できる体制を構築するとともに、関係機関の理解の促進を図る。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



178

拡充

# 女性の健康総合センターの体制強化・運営事業

大臣官房厚生科学課  
NC支援室  
(内線2624)

令和9年度概算要求額 40億円（28億円）（ ）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 16億円

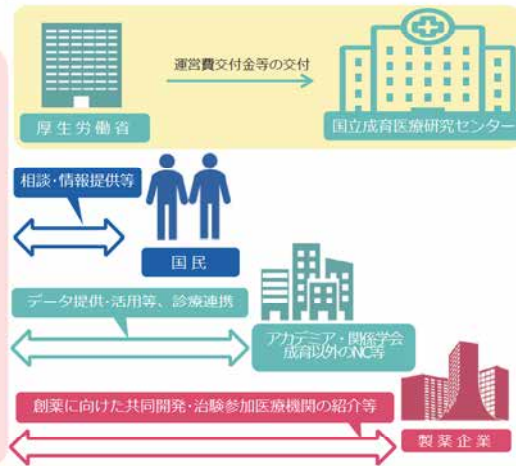
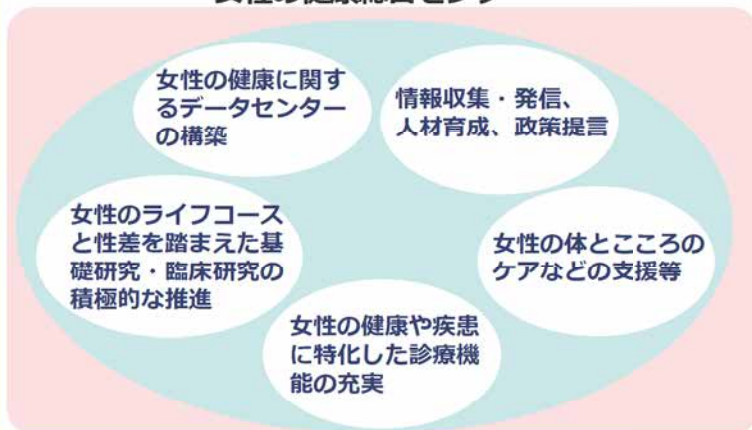
## 1 事業の目的

女性は、ライフステージ毎に心身の状況が大きく変化することにより女性特有の健康課題などが生じるため、就労の継続等に影響を与えるなど、社会的・経済的な損失も発生している。このため、女性の健康や疾患について、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を加え、男女の性差を重視し、特性に合った病態の解明・治療・予防に向けた研究を推進するとともに診療機能の充実を図る。

## 2 事業の概要・事業スキーム・実施主体等

国立成育医療研究センターに設置している女性の健康総合センターにおいて、女性の健康や疾患に特化した研究やデータの収集・解析、情報発信等を行うために必要な経費について財政支援を行う。

### 女性の健康総合センター



女性が人生の各段階で様々な健康課題を有していることを社会全体で共有し、女性が生涯にわたり健康で活躍できる社会を目指す

179



令和9年度概算要求額 17億円（24百万円）（）内は前年度当初予算額

うち投資枠 16億円

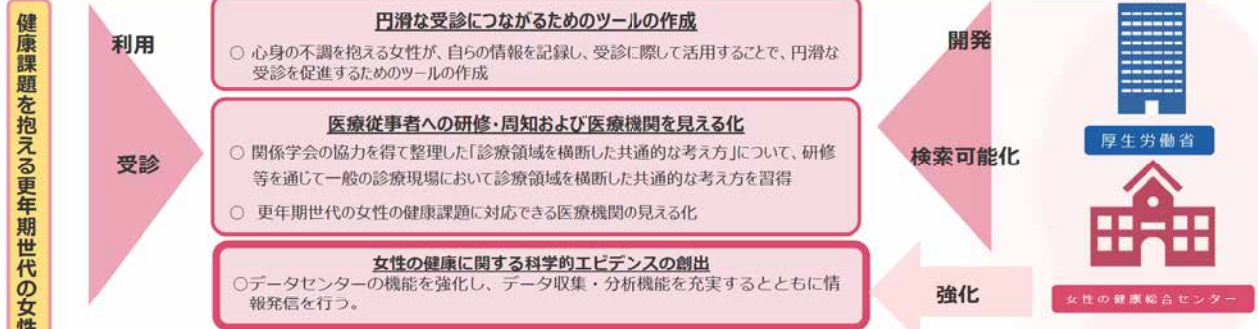
## 1 事業の背景・目的

女性の生涯にわたる健康支援については、生活の質を高める上でも、また、更なる活躍の場を広げていく上でも、心身の健康を確保できる環境の整備は重要である。健康課題には性差があることから、女性の生涯にわたる健康支援に当たっては、性差に起因する健康課題への対応を一層加速させる必要がある。また、すべての女性が、ライフステージごとの健康課題に向き合いながら、学業、仕事、育児、介護、社会活動等との両立を図り、その能力を十分に発揮できる環境を整備することが重要である。こうした取組は、国民の健康寿命の延伸にもつながるものであり、「攻めの予防医療」の観点からも取組を強力に進めていくことが求められる。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

女性の健康総合センター等において、各種研究事業を活用しながら、女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等を推進するとともに、同センターを始めとするネットワークにおいて、女性の健康に関する科学的エビデンスの創出を強化していくため、データセンターの機能を強化し、データ収集・分析機能を充実させ、情報発信を行う。

また、多様な症状を呈する更年期の女性に見られる症状を抱える方が、適切な診断を通じ専門的医療にアクセスできるよう、関係学会の協力を得ながら診療領域を横断した考え方の整理を行い、この考え方を、研修等を通じて医療機関に周知するとともに、更年期世代の女性の健康課題に対応できる医療機関を見える化を行う。さらに、女性の健康課題に関するリアリティーを向上させるために、心身の不調を抱える女性が、自らの情報を活用し、円滑な受診につながるためのツールの開発・活用を行う。



## 3 実施主体

【委託費：民間団体】円滑な受診につながるためのツールの作成、医療従事者への研修・周知および医療機関を見える化

【補助金：国立成育医療研究センター（定額）】女性の健康に関する科学的エビデンスの創出、情報発信

令和9年度概算要求額 50億円（-）（）内は前年度当初予算額

うち投資枠 50億円

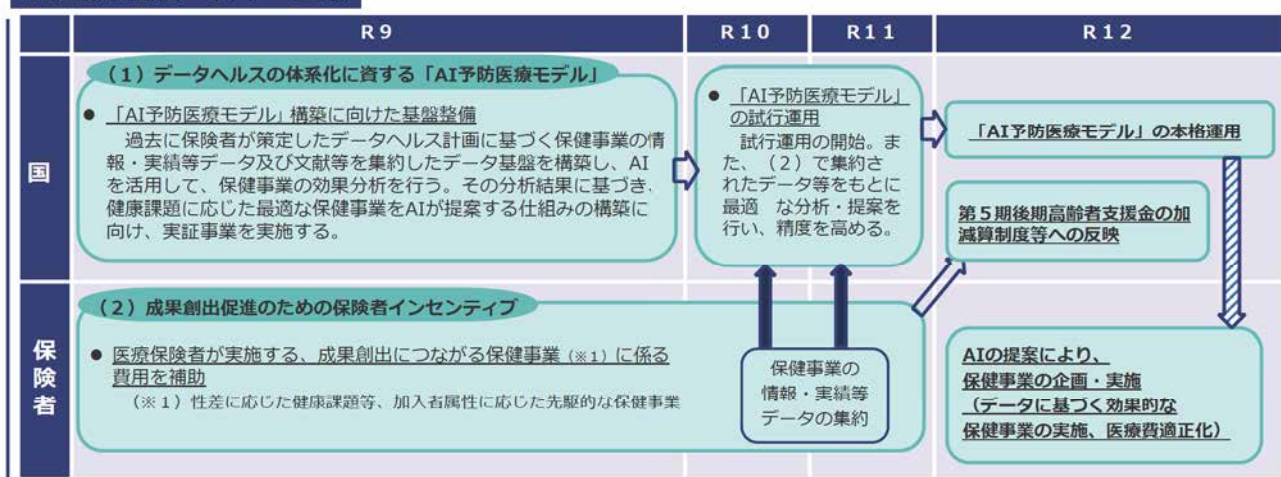
## 1 事業の目的

○ 医療保険者は、レセプト・健診情報等を分析し、加入者の健康課題に応じた保健事業を実施しているが、保険者の取組内容によって成果には差異が生じており、データヘルスに係る膨大な暗黙知を再現可能な「知見」に体系化し、取組が必ずしも十分でない保険者にも活用できるようにすることが必要。

○ そのため、データの集積・活用の推進を通じて、AIによる健康課題の分析や効果的な保健事業の選択肢の提示等を可能とする「AI予防医療モデル」を構築し、データヘルスの体系化を図ることで、保険者による予防・健康づくりを推進する。

※「日本成長戦略2026」（令和8年7月21日閣議決定）において、「保険者インセンティブの在り方の検討、データヘルスに基づく効率的・効果的な保健事業の促進」について掲げられている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2026」において、「性差に由来する健康課題等への対応を推進するための論点整理」（令和8年5月25日攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスクエアに関する副大臣等会議取りまとめ）を踏まえて取組を推進するよう掲げられている。

## 2 事業の概要・スキーム等





令和9年度概算要求額 1.8億円（1.8億円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」「良質な睡眠」「女性の健康」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

【委託費：民間団体】

182



# 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

健康・生活衛生局  
難病対策課（内線2364）

令和9年度概算要求額 1,860億円（1,711億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 30億円

うち投資枠 129億円 一部デジタル庁一括計上予算 29億円

## 1 事業の目的

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づき、難病患者等への医療費助成等を行うなど、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

## 2 事業の概要・スキーム等

- (1) 難病患者等への医療費助成の実施
  - 指定難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。  
（主な事業）難病医療費等負担金／令和9年度概算要求額：1,463億円／実施主体：都道府県、指定都市／補助率：1／2／実績（令和6年度末時点の支給認定者数）：112万人
- (2) 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実
  - 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。  
（主な事業）難病相談支援センター事業／令和9年度概算要求額：7.0億円／実施主体：都道府県、指定都市／補助率：1／2
- (3) 難病の医療提供体制の構築
  - 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行う。  
（主な事業）難病医療提供体制整備事業／令和9年度概算要求額：5.1億円／実施主体：都道府県／補助率：1／2
- (4) 小児慢性特定疾病対策の推進
  - 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援等を行う。  
（主な事業）小児慢性特定疾病医療費負担金／令和9年度概算要求額：190億円／実施主体：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市／補助率：1／2  
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金／令和9年度概算要求額：9.2億円／実施主体：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市／補助率：1／2
- (5) 難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究等の推進
  - 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発（遺伝子治療、再生医療技術等）等に関する研究を行う。  
（主な事業）難病性疾患政策研究事業／令和9年度概算要求額：18億円  
難病性疾患実用化研究事業／令和9年度概算要求額：118億円

183



令和9年度概算要求額 58億円（38億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 13億円

## 臓器移植対策の推進

29億円（14億円）

### 1 事業の目的

国民一人ひとりが臓器移植について理解を深め、家族等と話し合った上で意思表示をしていただけるような普及啓発に係る取組を行うとともに、善意の意思による臓器提供が確実に移植に結びつくよう、臓器提供施設、臓器あっせん機関及び移植実施施設の更なる体制強化を進めていく。

### 2 事業の概要

- ①臓器移植対策事業費（臓器あっせん機関運営費） 19億円（11億円）  
臓器のあっせんが公平かつ適切に行われるよう、臓器あっせん機関の体制強化を図る。  
（主な事業）  
●ドナー関連業務実施法人の拡充等に関して 5.6億円（3.1億円）  
より効率的なあっせんが可能となるよう、家族への説明や同意取得等のドナー関連業務を実施する法人（ドナー関連業務実施法人）を各地域に設置する取組を進めている。当該法人が設置された地域では、日本臓器移植ネットワーク（JOT）が業務支援を行い、円滑に業務移行が行われるようになるとともに、業務移行が完了したドナー関連業務実施法人が安定的に臓器あっせん業務を行える体制を整備していく。  
●レシピエント検索システムの改修について 3.9億円（—）  
JOTがドナー発生時のレシピエント候補者の選定を行う際に使用するレシピエント検索システムの保守期限が令和9年度までとなっていることから、当該システムの改修を行う。
- ②臓器移植体制総合推進支援事業費 9.7億円（2.8億円）  
臓器提供の実績がある施設が中核となり、臓器提供を実施する意欲のある施設でまだ経験の浅い施設に対して、臓器提供体制整備に係る教育や支援を行うとともに、臓器提供の実施が困難な施設から転院搬送による受け入れを行うことで、臓器提供体制の更なる強化を図る。  
また、多・多・臓器の移植を実施する施設に負担が集中していることから、そのような施設が臓器の摘出手術を相互に支援できる体制の構築等を通じて、移植実施体制を強化していく。
- ③普及啓発等事業費 36百万円（36百万円）  
臓器提供の意思表示が可能となる15歳を対象とした中学生3年生向け啓発冊子の作成・配布のために必要な経費等を確保することにより、国民に臓器提供に関する意思を表示することや家族等と話し合うことの重要性を理解いただく。

### 3 実施主体等

- ◆実施主体：①臓器あっせん機関、②医療法人等、③国
- ◆補助率：定額、1/2

### 4 移植実績等

- ◆臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供  
令和7年度：155名（令和6年度：139名）

※上記の他、概算要求額には、移植医療の研究の推進として1.8億円（1.5億円）を計上している。

## 造血幹細胞移植対策の推進

29億円（24億円）

### 1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年かつ応諾率の高い骨髄等ドナー登録者やより高品質な臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築等を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤である両バンクが安定的に運営できるよう支援を行う。

### 2 事業の概要

- ①骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費） 6.6億円（5.1億円）  
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業費（骨髄バンク）の安定的な運営を引き続き支援するとともに、新たな骨髄バンクドナーの登録方法であるオンライン登録の導入に向けた検討を行う。
- ②骨髄データバンク登録費 5.9億円（5.8億円）  
骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。
- ③臍帯血移植対策事業費（臍帯血バンク運営費） 8.5億円（6.6億円）  
臍帯血の採取施設支援や、妊婦とその家族への普及啓発により臍帯血採取数等の増加を図るとともに、次世代HLA型検査を導入することで、臍帯血移植における移植成績の向上を図る。加えて、臍帯血提供者の間診票のオンライン化など業務効率化を進めることで、臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ④造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 1.5億円（50百万円）  
造血幹細胞移植の治療成績や安全性の向上につなげるため、患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析するシステムの更改を進め、データ処理・解析を行う。
- ⑤造血幹細胞提供支援機関事業 2.4億円（2.1億円）  
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ⑥造血幹細胞移植医療体制整備事業 4.1億円（3.8億円）  
移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていけるよう、引き続き、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

### 3 実施主体等

- ◆実施主体：①（公財）日本骨髄バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県等
- ◆補助率：定額、1/2

### 4 移植実績等

- ◆骨髄バンクドナー登録者数：564,155人（令和8年3月末時点）
- ◆臍帯血新規公開本数：2,978本（令和7年度）
- ◆移植数：2,414件（令和7年度）（内：骨髄移植等 1,033件 臍帯血移植 1,381件）

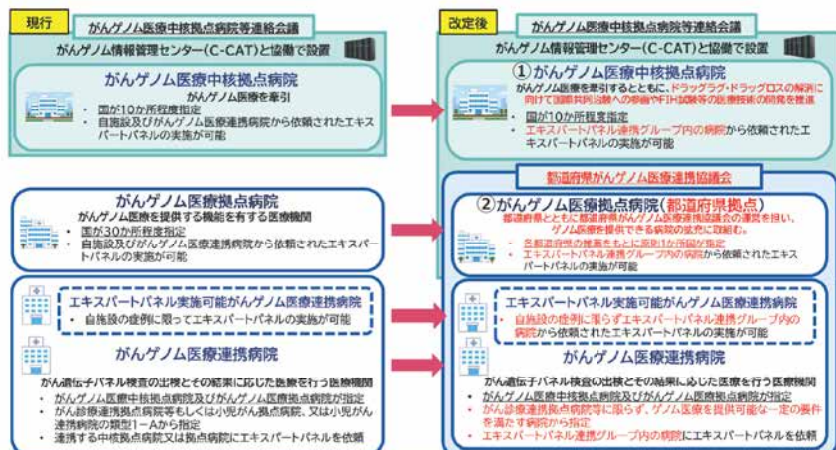
184

令和9年度概算要求額 10億円（10億円）（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- ・がんゲノム医療提供体制については、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」に基づき、がんゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられる体制を構築することを目指して、がんゲノム医療中核拠点病院等の整備を進めてきた。
- ・国として、がんゲノム医療を提供できる医療機関をさらに拡充する必要があることから、各都道府県にがんゲノム医療拠点病院を設置できるよう、都道府県の推薦に基づきがんゲノム医療拠点病院を指定することとし、当該病院は、都道府県におけるがんゲノム医療提供体制の確保及び地域課題の解決に取り組むこととする。
- ・また、がんゲノム医療中核拠点病院を我が国のがんゲノム医療を牽引する医療機関として位置づけ、ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けた取組を推進するほか、全国のがんゲノム医療の質向上に向けた人材育成等に取り組むこととする。

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

- ①実施主体：  
がんゲノム医療中核拠点病院  
補助率：定額
- ②実施主体：  
がんゲノム医療拠点病院  
負担割合：国 1/2、  
都道府県 1/2

185

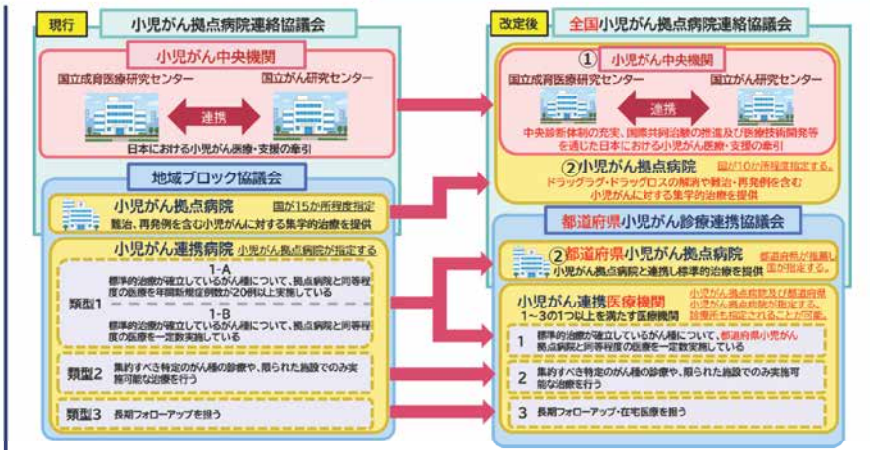


令和9年度概算要求額 9.0億円（3.7億円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 小児がん拠点病院制度については、「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」に基づき、全国に15か所の小児がん拠点病院、2か所の小児がん中央機関を整備し、小児がん診療の一定程度の集約化と小児がん拠点病院を中心としたネットワークによる小児がん診療体制の整備を進めてきた。
- 少子化が進行し、小児がん患者が減少する中、小児がん拠点病院を集約化することで今後も質の高いがん医療提供体制を確保するほか、各都道府県において、患者が適切な医療にアクセスできるよう都道府県小児がん拠点病院を新設するとともに、治療後に安心して暮らせるよう長期フォローアップの体制を整備する。
- また、小児がん中央機関及び小児がん拠点病院等については、小児がん領域の未承認薬等への患者アクセス改善のため、国内ネットワークの整備や専門人材の育成を実施するなど、我が国の小児がん医療・支援を牽引する役割が求められることから、それらの取組を支援するための事業を新設する。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

- ① 小児がん中央機関機能強化事業
  - 実施主体: 国立成育医療研究センター
  - 国立がん研究センター
  - 補助率: 定額
- ② 小児がん拠点病院等機能強化事業
  - ア 実施主体: 小児がん拠点病院
  - 補助率: 定額
  - イ 実施主体: 都道府県小児がん拠点病院
  - 負担割合: 国 1 / 2
  - 都道府県 1 / 2

186

## 循環器病に関する緩和ケア研修推進事業

令和9年度概算要求額 22百万円（21百万円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 第2期循環器病対策推進基本計画（令和5年3月閣議決定）において、取り組むべき施策として、専門的な緩和ケアの質を向上させ、患者と家族のQOLの向上を図るため、関係学会等と連携して、医師等に対する循環器病の緩和ケアに関する研修会等を通じて、緩和ケアの提供体制を充実させることが記載されている。
- 平成30年度、令和2年度および令和6年度の診療報酬改定において、末期心不全が緩和ケア診療加算、外来緩和ケア管理料および在宅麻薬等注射指導管理料の対象疾患となった。
- 基本的な心不全緩和ケアトレーニングコース（以下「緩和ケア研修」という。）において、緩和ケア研修の効果的、効率的な実施方法の開発、検討を行うとともに、緩和ケア研修を啓発することによって、受講者数の拡大を図り、もって循環器病に関する緩和ケア医療提供体制の整備に資する事業を行うことを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### 【事業概要】

心不全患者に対する、緩和ケアの普及と緩和ケアに携わる医療従事者の増加等を目的として、以下の事業を実施する。

- ① 医師に対する心不全の緩和ケア研修会
  - 心不全診療に従事する医師が身に付けるべき基本的な緩和ケアに関する、緩和ケア研修会（eラーニングおよびオンライングループワーク）の実施・運営。
  - より良い実施体制の検討。
- ② 国民等に対する心不全の緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発
  - 医療従事者や一般向けに緩和ケアに関する正しい知識やその必要性等に関する普及啓発の実施。



## 3 実施主体等

事業創設年度: 令和3年度  
補助先: 日本心不全学会  
補助率: 定額

## 4 事業実績

研修会の実施: 23回（令和7年度）  
研修受講人数: 247人（令和7年度）

187



令和9年度概算要求額 30百万円（－）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 29百万円

## 1 事業の目的

- アレルギー疾患患者数は年々増加しており、アトピー性皮膚炎・食物アレルギーなどは小児科・内科・皮膚科といった複数の診療科が対応する機会が多い。リウマチについても内科・整形外科等複数の診療科で対応している。
- また、近年の研究成果や新規治療薬の登場により、アレルギー疾患の標準治療や患者指導管理は大幅にアップデートされている。リウマチ診療においても同様であり、合併症や関節破壊を抑制するためには、早期診断や拡大した治療薬の選択が重要である。
- 日常的にアレルギー疾患等の診療を行う医療従事者は、学会研修などで最新知識を得る機会がある一方で、専門疾患を主診療領域としない医療者には最新の医療情報が周知されず、標準治療が患者に十分に届かない要因となっている。本事業はアレルギー疾患等診療に係りうるすべての医療従事者を対象に情報をアップデートし、アレルギー疾患等の医療水準の向上と全国的な均てん化を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

## &lt;事業の概要&gt;

アレルギー疾患等を専門領域としない医療者にも最新かつ正確な医療情報を届ける体制を整備する

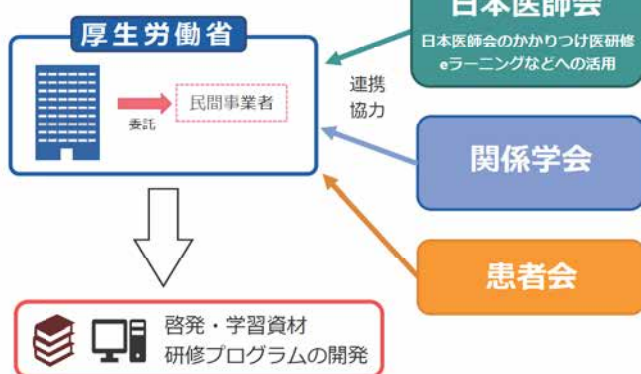
## &lt;主な事業内容&gt;

- ・各疾患における最新の医療情報の啓発資料作成
- ・研修プログラムの開発 等

## &lt;実施主体等&gt;

【実施主体】委託事業（民間事業者を想定）  
【事業創設年度】令和8年度

## &lt;事業イメージ&gt;



188

令和9年度概算要求額 56百万円（36百万円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

慢性腎臓病（CKD）は、生命や生活の質に重大な影響を与える重篤な疾患であるが、腎機能異常が軽度であれば、適切な治療を行うことにより進行を予防することが可能である。しかし、CKDに対する社会的な認知度は低く、腎機能異常に気づいていない潜在的なCKD患者が多数存在すると推測され、医療現場においても見過ごされがちである。

そこで、地域における講演会等の開催や医療関係者を対象とした研修等を実施することにより、広くCKDに関する正しい知識の普及、CKD対策に必要な人材の育成等を図る必要がある。

令和9年度においては、腎不全に関する在宅医療に係る診療体制構築のための事業について、先行してモデル事業を実施した医療機関等が事業を継続できようメニューを追加し、都道府県に対し必要な補助を行う。

## 腎疾患対策検討会報告書（抜粋） 3.腎疾患対策の更なる推進のために ①普及活動

## (イ) 課題

- ・CKDは生命を脅かす疾患群であり、患者数も多い疾患であるが、治療可能であること等のCKDの正しい認識および知識が十分普及していない。
- ・医師、メディカルスタッフ、行政機関、CKD患者、国民、成人、小児など、対象に応じた普及啓発内容の検討が十分とはいえない。
- ・医療従事者および行政機関等において好事例が十分に共有されておらず、普及啓発活動の均てん化が十分進んでいない。

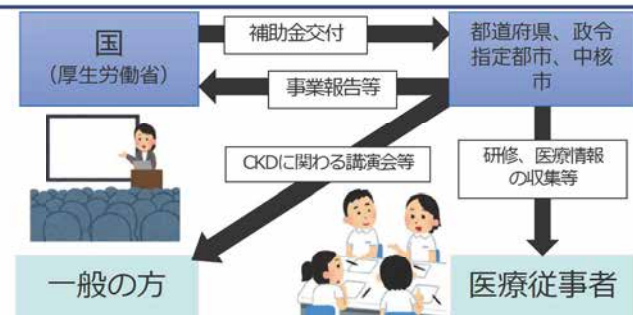
## (ウ) 今後実施すべき取組

- ・国は、関連学会等と連携し、対象に応じて普及啓発すべき内容の検討整理を踏まえ、普及啓発資料を開発して普及を図る。
- ・関連学会等は、地域における腎疾患対策の中心的役割を担う担当者を都道府県ごとに決定し、地方公共団体と連携して普及啓発活動を推進するとともに活動の情報を集約し、地域での実施状況の把握および活動の効果の評価を行う。
- ・国及び地方公共団体は、好事例を共有し、関連学会、関連団体等と連携して均てん化をおこなう。

## 2 事業の概要・イメージ

## 【事業内容】

- ① 患者等一般向けの講演会等の開催
  - ② 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
  - ③ CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供
  - ④ 事業実施の評価
  - ⑤ 慢性腎臓病（CKD）診療連携構築事業の実施
  - ⑥ 慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携等事業
  - ⑦ 腎不全に関する在宅医療に係る診療体制構築事業【新規】
- 【事業創設年度】平成21年度  
【補助先】都道府県、政令指定都市、中核市  
【補助率】1/2



189



## 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

健康・生活衛生局  
肝炎対策推進室（内線2904）

令和9年度概算要求額 14億円（14億円）（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変は、予後が悪く長期の療養が必要となる等の特徴があることから、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指したガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。（平成30年12月開始）

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者が、  
・年収約370万円以下（※）で、  
・肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療の医療費について、高額療養費の限度額（※）を超える月が過去2年間（24ヶ月）で2月以上ある場合、  
当該2月以降の医療費について、自己負担額が1万円となるよう助成。

なお、2月目以降（助成が行われる月）については、都道府県が指定する指定医療機関で治療を受けている必要がある。

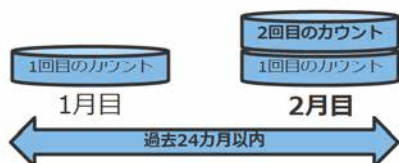
（※）年齢・所得区分ごとの高額療養費の限度額

| 【70歳未満】    | 負担割合 | 高額療養費の限度額  |
|------------|------|------------|
| 年収約370万円以下 | 3割   | 61,500円 ※1 |
| 住民税非課税     |      | 36,900円 ※2 |

| 【70歳以上】    | 負担割合            | 高額療養費の限度額  |            |
|------------|-----------------|------------|------------|
|            |                 | 外来         |            |
| 年収約370万円以下 | 70～74歳<br>2割    | 22,000円 ※3 | 61,500円 ※1 |
| 住民税非課税Ⅱ    | 75歳以上<br>1割又は2割 | 11,000円 ※4 | 25,700円    |
| 住民税非課税Ⅰ    |                 | 8,000円     | 15,700円    |

※1：多数回該当44,400円  
（12月以内に4回目以上）  
※2：多数回該当24,600円  
※3：年上限21.6万円  
※4：年上限9.6万円

- 実施主体：都道府県（補助率1/2）



※令和6年4月より、高額療養費の限度額を超える月数の要件を緩和  
過去1年間（12ヶ月）で3月以上 ⇒ 過去2年間（24ヶ月）で2月以上

190

拡  
充

## 8020運動・口腔保健推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和9年度概算要求額 15億円（11億円）（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき策定された歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等の予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進が求められている。
- また、「骨太の方針2026」において「攻めの予防医療と疾病対策」の1つとして「いわゆる国民皆歯科健診の具体化（歯周病検診の対象拡大や就労世代の歯科健診の更なる充実）」、「口腔と全身の健康の関係に基づく歯科疾患対策・口腔健康管理」を推進することが明記されていることを踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

### 2 事業の概要・スキーム

#### 1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。

【実施主体：都道府県】補助率：1/2相当定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業

- ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
- イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
- ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

4年度45箇所、5年度46箇所、6年度46箇所、7年度46箇所

#### 3. 歯科口腔保健支援事業【拡充】

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識、歯科健診の受診促進に関する知識の普及啓発等を行う。

【実施主体：委託事業者（株式会社）等】

- ・ 歯科疾患予防や、歯科健診の受診促進等に資する動画等の作成・公開
- ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
- ・ セミナー、シンポジウム等の開催等

#### 2. 都道府県等口腔保健推進事業【拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。

【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】2) I ①～⑤、II ①

【実施主体：都道府県、政令市、特別区】1)、2) II ②、III ①②

補助率：1/2相当定額

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業

【事業実績】4年度49箇所、5年度53箇所、6年度54箇所、7年度57箇所

- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業

##### I 8020運動・オーラルフレイル対策推進事業

##### ① 歯科疾患予防事業【拡充】

- ② 歯科健診事業
- ③ 歯科健診・クリーニング事業
- ④ 食育等小児口腔機能育成事業
- ⑤ オーラルフレイル予防推進事業【拡充】

##### II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科健診推進事業【拡充】

##### III 調査研究事業

- ① 歯科口腔保健調査研究事業
- ② 多職種連携等調査研究事業

【事業実績】I 4年度200箇所、5年度368箇所、6年度519箇所、7年度701箇所

II 4年度70箇所、5年度61箇所、6年度65箇所、7年度76箇所

III 4年度29箇所、5年度15箇所、6年度17箇所、7年度18箇所



191

# 医薬品供給リスク等調査及び分析事業

医政局医薬産業振興企画課  
(内線4472)

令和9年度概算要求額 68百万円 (68百万円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 3.4億円

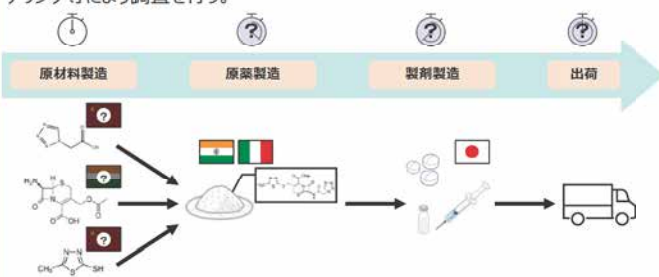
## 1 事業の目的

- 我が国の安全保障上、国民の生命を守るため、切れ目のない医療供給のために必要で、安定確保について特に配慮が必要とされる医薬品については、「供給確保医薬品」として選定し、安定供給の確保に必要な取組を進めている。
- 供給確保医薬品については、国際情勢・社会経済構造の変化等に伴い、重要な物資を取り巻く状況が変化することを踏まえ、サプライチェーンの現状と供給途絶等のリスクを不断に把握・点検することが重要である。そのため、本事業においては、供給確保医薬品について、サプライチェーンの現状も含め、供給リスク等の調査を実施する。
- 併せて、新規で承認された医薬品等、その時点では供給確保医薬品ではない成分であっても、供給リスク等の調査が必要な医薬品も想定されることから、本事業においては、供給確保医薬品以外の成分を対象にリスクの評価・分析を行い、調査が必要な成分に対しては、供給リスク等調査を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム

### 事業①：供給確保医薬品サプライチェーン調査

供給確保医薬品について、原薬や原材料の供給国や製造方法、出荷までにかかる時間（リードタイム）等について、製造販売業者や製造業者に対するヒアリング等により調査を行う。

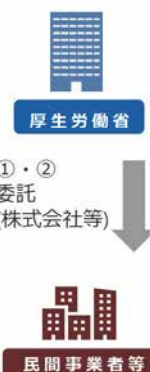


### 事業②：その他医薬品に対するリスク評価及び調査事業

医薬品のリスクを評価の上、供給確保医薬品以外に必要な医薬品に対してサプライチェーン調査を実施する。



## 3 実施主体等



192

新規

# 医療機器等の供給状況把握及びサプライチェーンリスク評価事業

医政局医薬産業振興企画課  
(内線4466)

令和9年度概算要求額 1.7億円 (-) ()内は前年度当初予算額

令和7年度補正予算額 90百万円

## 1 事業の目的

医療機器の安定供給は国民の健康や生命に直結する重要な課題であり、第3期医療機器基本計画に向けた中間とりまとめにおいても、引き続き優先的に取り組むべき施策とされている。

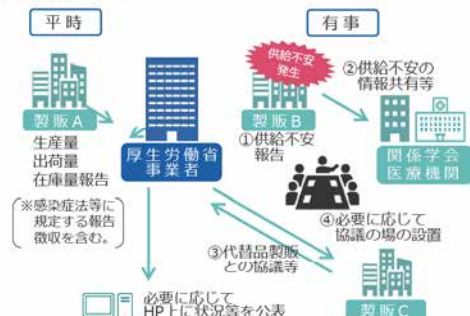
このような背景を踏まえて、①平時より医療機器の製造販売業者から定期的に供給状況の報告を受けその内容を把握する。また、供給不安が発生した際（有事）には、関係学会や医療関係者等と速やかに代替製品の供給や代替方策の検討に関する協議等を行う。

また、②国民の生命に直結するため安定供給が必要となる医療機器（安定供給確保医療機器（仮称））について、今後、業界全体でサプライチェーンのリスク評価を進めるための手法を確立し、以て医療機器の安定供給確保の取組につなげることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### ① 安定供給に課題のある製品等の供給状況把握※

- 有事に向けた備えとして、平時より製販からの報告を受け、供給状況等を把握する。
- 供給不安が生じた場合に、当該製品及び代替品の状況を把握し、調整、対策等を行う。



### ② サプライチェーンのリスク評価

- 国民の生命に直結する安定供給確保医療機器（仮称）について、サプライチェーンのリスク評価を進めるための手法を確立する。



## 3 実施主体等

委託事業（株式会社）

193



令和9年度概算要求額 1.6億円 (一) ( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ・ 後発医薬品業界は、比較的小規模で、生産能力が限定的な後発医薬品企業が多い中で、少量多品目生産などの非効率な生産構造があること、品質不良リスクや収益の低下などにつながっていること、製造ラインに余力がなく増産対応が困難であること等の構造的な問題がある。
- ・ そのため、後発医薬品産業全体の構造的問題を解決し、品質の確保された医薬品の安定供給を目指す。

## 2 事業の概要・スキーム

- ・ 後発医薬品産業全体の構造的問題を解決し、品質の確保された医薬品を安定的に供給できるよう、個々の後発医薬品企業の経営状態、製造能力及び品質管理等について実地調査を行う。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
(令和7年4月16日 衆議院厚生 労働委員会)

二 後発医薬品業界の再編を進めるに当たっては、業界の自主的な取組を促すだけでなく、個々の後発医薬品企業が、その経営状況、製造能力及び品質管理等について第三者による評価を受ける枠組みを新たに検討するなど、客観的な外部の視点を織り込んで着実に再編を推進すること。



## 3 実施主体等

委託事業（株式会社）

194

## GMP管理体制強化等事業

医薬局監視指導・麻薬対策課（内線2770）

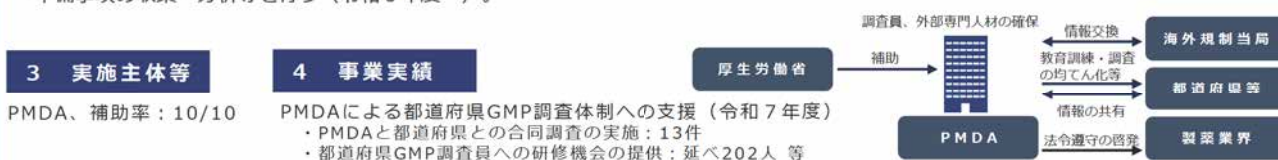
令和9年度概算要求額 1.2億円 (1.2億円) ( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 令和2年度に、後発医薬品メーカーにおいて、製造工程中における薬物混入などの重大な違反行為が発覚。健康被害の発生のほか、製品回収や業務停止処分による出荷停止が行われるなど、医療現場に大きな混乱が発生し、医薬品の品質に対する信頼回復が急務となった。現時点においても、依然として行政処分事例が発生している。
  - 当該事業では、製造記録の二重帳簿の作成や品質試験結果のねつ造など、発見が困難な法令違反が行われており、現在の行政におけるGMP（医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準）の査察体制では十分に対応できていない実態が明らかになっている。
  - 第三者委員会等による調査の結果、原因の一つとして、企業における製造管理及び品質管理に対する意識の低下が指摘されている。
  - 国と都道府県の薬事監視の情報共有を含めた連携体制が必ずしも十分に整備されているとはいえないことも指摘されている。
- 医薬品医療機器総合機構（PMDA）及び都道府県の調査員の調査能力向上及び均てん化を進め、巧妙な法令違反行為を発見できるようにするとともに、医薬品メーカーにおける製品品質確保やGMPの遵守に関するコンプライアンスを向上させることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

- 国内のGMP査察能力を向上させるため、調査員の教育訓練や都道府県による査察への同行等による知識共有、製造管理等に係る最新技術の情報収集、海外規制当局との情報交換などを行うとともに、PMDAの調査員及び外部専門人材の確保を行う。
- 製造業者の役員、従業員に加え、製造業者を管理監督する製造販売業者や都道府県職員等、GMPに関する全ての関係者を対象とした講習会を開催し、医薬品メーカーにおける品質確保等に係るコンプライアンス意識や品質文化（クオリティ・カルチャー）の更なる醸成等を図る（令和4年度～）。
- 国と都道府県の薬事監視について、速やかな情報共有も含めた連携体制を整備し、その質的な向上を図るため、全国のGMP調査における不備事項の収集・分析等を行う（令和6年度～）。



## 3 実施主体等

PMDA、補助率：10/10

## 4 事業実績

PMDAによる都道府県GMP調査体制への支援（令和7年度）

- ・ PMDAと都道府県との合同調査の実施：13件
- ・ 都道府県GMP調査員への研修機会の提供：延べ202人等

195



# UNODC（国際連合薬物・犯罪事務所）との連携強化事業

医薬局監視指導・麻薬対策課  
(内線2782)

令和9年度概算要求額 86百万円(81百万円) ( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 近年、欧米諸国において合成麻薬のフェンタニル等の乱用が深刻な社会問題となっており、不正流通防止の観点から各国機関との連携の強化が必要。
- 東南アジア地域は、薬物密造地（ゴールデントライアングル）であり、日本向け覚醒剤（合成薬物※）密輸件数の3分の1を占める。  
※ 合成薬物：覚醒剤、MDMA、LSD等化学的に合成された薬物。



国を跨いだ新たな枠組みの構築、国際機関等との情報共有や国際会議等への参加による情報収集を通じ、関係諸国と更なる連携を深め、国内外への違法薬物などの流入・流出阻止を図っていく。

## 2 事業の概要

UNODC（国連薬物・犯罪事務所）※アジア太平洋地域事務所が実施する合成薬物に関するプロジェクトについて日本が積極的に主導し、各国の薬物情勢に加えて、日本への薬物密輸に関連する情報を効率的に収集することで、日本の薬物取締能力の向上を図り、国民の健康と治安の維持向上を図るとともに世界の薬物問題の改善に寄与する。

※ UNODCは世界中の薬物の流通や乱用に関する情報を収集・分析し、加盟国に提供することで、世界の薬物問題の改善に貢献している国際機関である。

### ○東・東南アジア地域における物理プロファイリングと情報連携を進める枠組みの構築

合成薬物には粉末、結晶、錠剤、液体などの多様な形状があり、それらの刻印等の外観、容器・包装のデザインにも様々な特徴が見られる。

東・東南アジア地域で流通する薬物の外観や容器・包装、隠匿方法、取引態様等を科学的に調査・分析する方法（物理プロファイリング）を確立し、物理プロファイリングで得られた情報を各国に提供する国際的な枠組みを構築する。

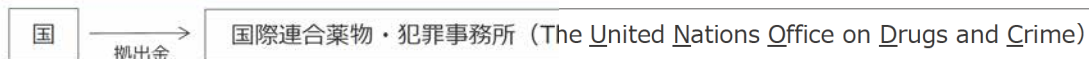
⇒ 薬物の密造地、流通経路、隠匿方法、取引態様及びその背後にある犯罪組織の特定が可能。日本への薬物供給抑制に貢献することが期待できる。

### ○新規合成薬物情報の収集能力の向上及び情報連携

合成薬物は伝統的なものに加えて、危険ドラッグのような新規薬物が容易に製造される。新たに乱用が確認された合成薬物の最新の押収事例を収集し、流行地、密造手法、原材料物質、隠匿方法、取引態様等の情報を各国間で共有する。

⇒ 東・東南アジア地域全体における新規薬物に対する注意喚起と規制の強化が可能。

## 3 実施主体・スキーム



196

# 拡充 組織的薬物事犯の実態解明体制整備事業

医薬局監視指導・麻薬対策課  
(内線2782)

令和9年度概算要求額 2.6億円(1.7億円) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 45百万円

## 1 事業の目的

近年、薬物事犯は、SNS等を通じて実行役を勧誘・入替えしながら活動する匿名・流動型犯罪グループによる関与が顕著となっている。これらのグループは、従来の固定的組織とは異なり、人的関係を可視化しにくいことに加え、薬物密売により得られる犯罪収益が、マネーロンダリングを通じて新たな薬物犯罪に再投資される構造が課題である。単なる末端取締りでは犯罪の根絶が困難であり、資金移動の分析・遮断を通じた上流対策が不可欠である。

**組織的薬物事犯の相関関係・資金移動の実態を解明する体制を整備し、薬物密売収益の流れを可視化・遮断することで、組織的薬物事犯の取締りの実効性向上を図る。**

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

### 事業概要・スキーム

- ◆SNSの分析 → SNS分析ツールを活用し首謀者、運び屋、代金回収係、送金係、密売人統括チーム、末端密売人などの役割分担を可視化し組織間の指示命令の実態や行動パターンを分析
- ◆情報技術解析 → 解析機器を活用し通信履歴・移動履歴を明らかにし密売実態、密売履歴を可視化し証拠保全や現場捜査の精度向上に反映
- ◆資金移動分析 → 資金移動分析ツールを活用し薬物犯罪によって得られる収益について、回収方法、集積方法、移転・送金の態様を整理・分析することを通じて犯罪収益が再投資・再犯に使われる構造を把握し、資金はく奪を意識した分析結果を取締りに反映

従来の「人・物」に着目した取締りに加え、デジタルデータと資金移動の双方を一体的に分析し、組織の実態と犯罪収益の流れを可視化・遮断

SNS分析がなければ中枢が分からず、情報技術解析がなければ証拠にならず、資金移動分析がなければ収益が断てないため、三位一体で組織壊滅を図る



薬物取引 → 犯罪収益が発生 → そのままでは使えない → マネーロンダリングが必要という構造になる。特に国際的な薬物組織は、複数国をまたぐ取引を行うことから、偽名口座、ペーパーカンパニー、暗号資産や第三者口座名義の利用などが絡み、資金洗浄は不可欠な工程。

197



令和9年度概算要求額 30百万円（－）（内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 22百万円）

## 1 事業の目的

近年、若年者を中心としてオーバードーズが社会問題化していることを踏まえ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」改正により、濫用のおそれのある医薬品の販売方法の見直しを行った。濫用対策においては、販売規制だけでなく、啓発活動や、背景にある悩み等への対応も重要であり、ゲートキーパーとしての薬剤師等を通じた医薬品の濫用のリスクを含めた啓発や、学校等と連携した濫用防止対策に取り組む。

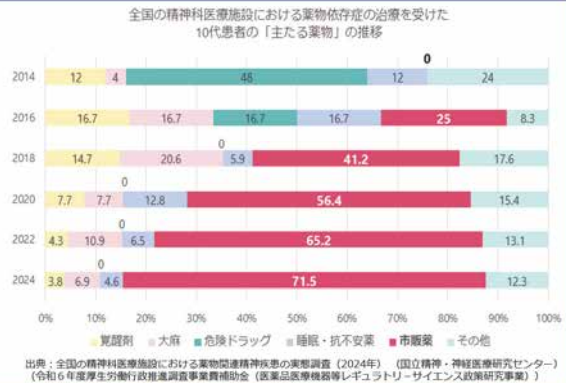
## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 学校等と連携した啓発資料作成

・学校において、これまでに作成した小中高生向け資料※を用いて啓発を行うとともに、学生の意見を基に啓発資料を改変  
※令和5年度補正予算「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC濫用防止対策事業」で作成。

### (2) 薬剤師等の対応力向上

・医薬品販売に携わる薬剤師・登録販売者、及び学校薬剤師を対象とした研修の実施



## 3 実施主体等

民間事業者（委託）

198

## 輸入食品の監視体制の確保

健康・生活衛生局感染症対策部  
企画・検疫課（内線2467）

令和9年度概算要求額 29億円（23億円）（内は前年度当初予算額 ※一部デジタル庁計上）

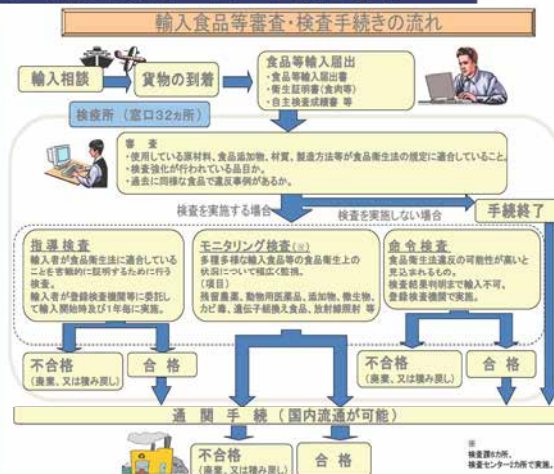
## 1 事業の目的

我が国には、世界各国（約200カ国）から食品が輸入されており、日本人の食事のカロリーベースの6割程度となっている。令和7年度上半期においては、約128万件の食品が輸入されており、対前年同期比で約3万件の増加となっている。今後も国際的な経済連携協定（TPP11、日EU・EPA、RCEP等）の推進に伴い輸入食品の増加が見込まれており、国内流通する輸入食品の安全・安心の確保を図る必要がある。

## 2 事業の概要

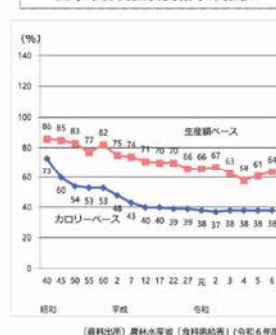
輸入食品のモニタリング検査等を実施するための経費、検査機器の更新維持のための経費の確保等を行うことにより、輸入食品の監視体制の確保を行う。特に検査機器については、サポートの終了や部品の製造が終了することにより、今後の検査体制に支障を来す可能性が高まっていることから、検査機器の更新や維持のために必要な経費を増額要求する。

## 3 事業のスキーム・事業主体等

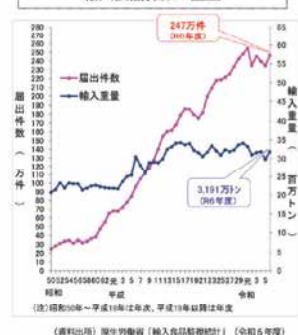


## 日本は食料の多くを海外に依存

### 日本の総合食料自給率の推移



### 輸入食品件数・重量



199

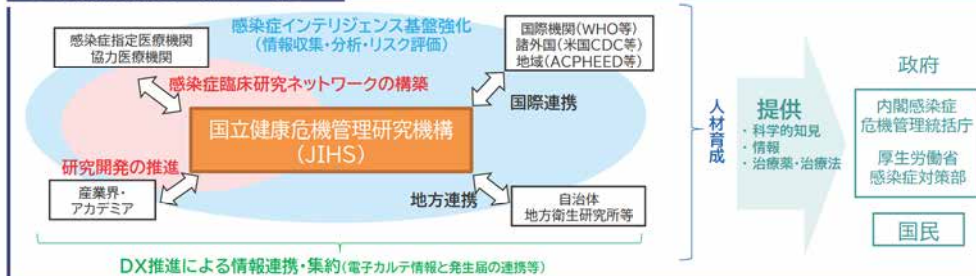


令和9年度概算要求額 217億円（177億円）（）内は前年度当初予算額  
うち投資枠 9.5億円  
令和7年度補正予算額 4.7億円

## 1 事業の目的

- **新型コロナウイルス等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）**においては、次の感染症危機への備えをより万全にしておくため、国立健康危機管理研究機構（JIHS）が果たす役割として「①情報収集・分析・リスク評価、②科学的知見の提供・情報発信、③研究開発や臨床研究等のネットワークのハブ、④人材育成、⑤国際連携」が求められている。
- このため、JIHSにおいて、感染症の情報収集・分析体制の強化、感染症危機への対応人材の育成・確保、基礎から臨床に至る総合的な研究開発基盤の整備、対外発信力の強化に取り組むとともに、感染症に関連するデータを集積・分析し、質の高い科学的知見を統括庁及び厚生労働省に対して迅速に提供できる体制を構築するために必要な要求を行う。

## 2 事業の概要・スキーム



## 4 実施主体等

- 実施主体  
国立健康危機管理研究機構（特殊法人）
  - 設置根拠  
国立健康危機管理研究機構法
  - 財源措置  
法39条に基づき、国が交付
- 厚生労働省 → 交付金 → JIHS

## 3 主な新規・拡充事業

### ○次なる感染症危機に備えた基礎研究・臨床研究機能等の体制強化、国際連携の推進

- ① **創薬をはじめとした研究基盤に係る人材の継続的な確保・体制強化**  
JIHSが国内の感染症総合サイエンスセンターとしての役割を着実に果たしていくため、高度な専門性を有する優秀な人材の継続的な確保・育成を図り、基礎研究、シーズ開発から臨床試験まで戦略的かつ一貫通貫に進められるよう、研究基盤及び研究推進体制を強化する。
- ② **感染症サージキャパシティの確保**  
感染症有事における医療対応能力の向上を図るため、平時においては感染症指定医療機関に所属する看護師等に対する研修・訓練を実施するとともに、有事においては感染症指定医療機関等への派遣・支援を担う看護師を確保し、感染症医療体制の強化を図る。
- ③ **国際連携による感染症危機の対応力強化**  
感染症危機事を早期に把握し、迅速な対応につなげる体制を構築するため、JIHS職員をWHO等の国際機関に派遣する。これにより、国際機関との連携・協力関係を強化するとともに、国際的な感染症情報の収集・分析能力の向上を図り、感染症危機への対応力を高める。

200

## ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の推進

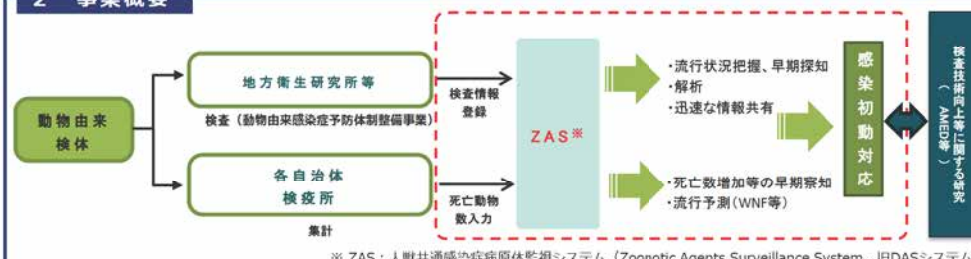
健康・生活衛生局感染症対策部  
感染症対策課（内線2376）

令和9年度概算要求額 25百万円（24百万円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の背景・目的

- ・「**国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等に関する基本戦略（令和5年4月7日 国際的に脅威となる感染症対策強化のための国際連携等関係閣僚会議）**」において、ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の重要性が指摘され、「**新型コロナウイルス等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）**」において、「国は、野生動物や家きん等による新型コロナウイルス等の発生を予防するため、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、国際的な人獣共通感染症の予防・防疫に係る取組等を推進する。」とされており、ワンヘルスに基づく対策を推進するため、令和8年4月に厚生労働省感染症対策部に「ワンヘルス対策推進室」を設置し、厚生労働省の感染症分野におけるワンヘルス関連施策（※）を推進している。
- ※ワンヘルス関連施策：鳥インフルエンザ対策、節足動物媒介感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等
- ・「**経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）**」においても、ワンヘルスによる人獣共通感染症対策等を推進する旨が記載されているところ、特に重症熱性血小板減少症候群（SFTS）などの人獣共通感染症対策として、動物における感染症流行状況を把握することは、新興・再興感染症の早期探知等の観点、ヒトへの感染予防の観点から重要である。
- ・本事業では、都道府県等が行う動物由来感染症に関する情報収集や分析（動物由来感染症予防体制整備事業を含む。）と連携し、野生動物の死亡数の変動の集計や動物の病原体検出情報を収集することで、人獣共通感染症の発生状況把握、早期探知、情報解析を行う。

## 2 事業概要



## 3 実施主体等



201



令和9年度概算要求額 95億円 (95億円) ( ) 内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ① 次の感染拡大時等に世界的需要が高まる中でも個人防護具が確実に確保されるよう、備蓄水準に基づき、国、都道府県、協定締結医療機関における平時からの計画的な備蓄を着実に推進していく必要がある。
- ② あわせて、使用推奨期限が到来する前の物資について、順次売却等を行うことにより、備蓄量の平準化を図っていく。

## 2 事業の概要・スキーム

### 1. 備蓄体制



- 感染症法において、協定締結による医療機関備蓄の確保も、都道府県の予防計画の記載事項に追加。
- 個人防護具備蓄の計画的な積み上げを行うため、予防計画で具体的な目標（協定締結医療機関の8割以上が2ヶ月分以上を備蓄することを推奨）を定める。
- 国においても個人防護具を確保・備蓄し、使用期限が来たら廃棄するのではなく、回転型で備蓄を運営。

### 2. 備蓄水準

(新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインに記載)

|        | 医療用(サージカル)マスク | N95マスク(DS2含) | アイソレーションガウン(プラスチックガウン含) | フェイスシールド(ゴーグル含) | 非滅菌手袋      |
|--------|---------------|--------------|-------------------------|-----------------|------------|
| 備蓄量全体  | 3億1,200万枚     | 2,420万枚      | 5,640万枚                 | 3,370万枚         | 12億2,200万枚 |
| うち国    | 1億7,400万枚     | 1,350万枚      | 3,090万枚                 | 1,980万枚         | 7億2,900万枚  |
| うち都道府県 | 1億3,800万枚     | 1,070万枚      | 2,550万枚                 | 1,390万枚         | 4億9,300万枚  |

※ 国及び都道府県においては、協定締結医療機関における備蓄量とあわせて上記の量を備蓄する。

#### 平時からの計画的な備蓄体制の確保に向けた枠組み

- 国及び都道府県による備蓄  
個人防護具については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条で、指定行政機関、地方公共団体等に対し、政府行動計画に定めるところによる備蓄義務が規定されている。※感染症法で個人防護具の備蓄義務を明記。
- 医療機関による備蓄  
感染症法による協定締結医療機関の枠組みの中で、計画的な備蓄を推進。

### 3 実施主体等

国（、都道府県、協定締結医療機関）

202

拡充

## UHC達成支援事業（WHO拠出金）

大臣官房国際課（内線8104）

令和9年度概算要求額 7.3億円 (1.6億円) ( ) 内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 13億円

## 1 事業の目的

- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC。全ての人が、適切な保健医療サービスを、負担可能な費用で受けられる状態）は、人的資本の向上及び持続可能な経済成長の基盤であり、すべての国に共通する重要な目標である。
- 我が国は、平成28年のG7伊勢志摩サミット、令和5年のG7広島サミット、G7長崎保健大臣会合等を通じ、各国及び国際機関と連携しながらUHC推進に向けた国際的議論を主導しており、令和7年12月には「UHCナレッジハブ」を設置、令和8年には研修等の活動を本格的に始動させた。
- 令和9年度においても引き続き、早期にUHCを達成した日本の知見を活用しながら、国際保健分野において「日本の顔が見える形」で、世界各国のUHC達成に向けた支援を拡充、強化していく。

## 2 事業の概要

### ① UHCナレッジハブにかかるWHOオフィスの運営・研修実施経費<3.6億円>

UHCナレッジハブを拠点として、開発途上国の保健財政強化に資する人材育成を実施する。具体的には、開発途上国の財務・保健当局の実務者を対象とした研修を行い、能力構築支援を推進する。

### ② UHCハイレベルフォーラム開催経費<2.0億円>

UHC推進に向けた国際的な機運の醸成及び政策実施の促進を図るため、主要な国際機関及び各国政府と連携し、関係者間の保健財政に関する取組の相互調整を行う場としてハイレベルフォーラムを開催する。

### ③ 医療情報システム強化支援事業<1.0億円>

各国の実施段階に応じて、医療情報システムの整備・強化に必要な専門家派遣や技術支援を行い、保健医療データの利活用基盤の強化を図る。

### ④ 保健医療人材育成事業<0.4億円>

西太平洋地域及びアフリカ地域を中心に専門家派遣を実施し、現地の保健医療従事者の能力構築を支援することで、各国の保健医療体制の強化を図る。

### ⑤ 医薬品安全対策事業<0.3億円>

医薬品安全対策に関する研修等を通じて途上国への支援を行い、副作用等への適切な対応体制の整備を促進することで、安全な医薬品の導入・管理の確保を図る。

## 3 実施主体等



203

## 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担

保険局総務課（内線3629）  
 保険局保険課（内線3152）  
 保険局高齢者医療課（内線3194）  
 保険局国民健康保険課（内線3195）

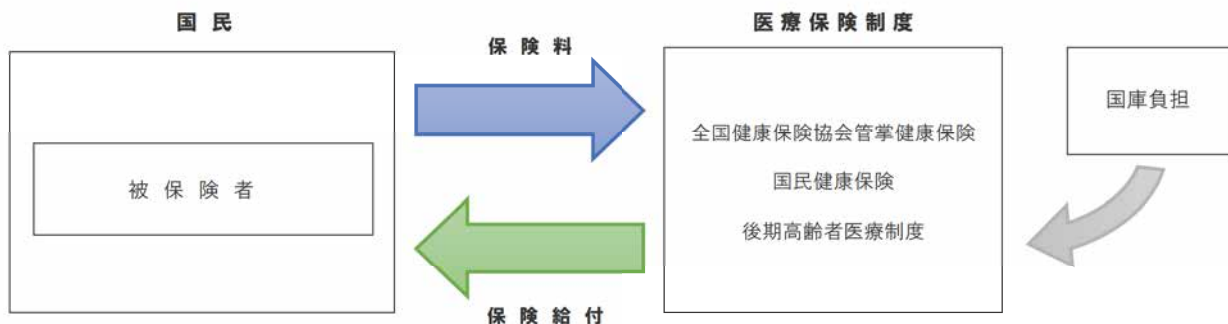
令和9年度概算要求額 10兆7,141億円（10兆5,566億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 全国健康保険協会管掌健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の医療費等に要する費用に対し、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき一部を負担することにより、各制度の健全な事業運営に資すること。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、各医療保険者に対し医療費等に要する費用の一部を負担する。（主な国庫負担割合 協会けんぽ：164/1000、市町村国保：32/100及び9/100、後期高齢者医療：3/12及び1/12 等）



204

## 国民健康保険への財政支援

保険局国民健康保険課（内線3195）

令和9年度概算要求額 3,071億円（3,071億円）（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円（※）の財政支援の拡充を行っている。（※公費（国及び地方の合計額））

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<2015年度（平成27年度）から実施>（約1,700億円）

- **低所得者対策の強化**  
 （低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充）

1,700億円

<2018年度（平成30年度）から実施>（約1,700億円）

- **財政調整機能の強化**  
 （精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応）

800億円

- **保険者努力支援制度**  
 （医療費の適正化に向けた取組等に対する支援）

840億円  
 （2019年度～2026年度は  
 910億円）

- **財政リスクの分散・軽減方策**  
 （高額医療費への対応）

60億円

- ※ 保険料軽減制度を拡充するため、2014年度（平成26年度）より別途500億円の公費を投入  
 ※ 2015～2018年度（平成27～30年度）予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て  
 ※ 保険者努力支援制度は、2020年度より、上記とは別に事業費分・事業費連動分を新設し、予防・健康づくりを強力に推進

205



## 被用者保険への財政支援

保険局保険課 (内線3245)  
保険局高齢者医療課 (内線3192)

令和9年度概算要求額 1,450億円 (1,450億円) ※ ()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金）が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施する。また、令和5年通常国会で改正法が成立した医療保険制度改革に際し、令和6年度から特例的に、国費による支援を430億円追加するとともに、令和8年度より時限的に支援を200億円拡充し、被用者保険への財政支援強化を実施する。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

#### ① 高齢者医療特別負担調整交付金（200億円）＜平成29年度から開始＞

拠出金負担（後期支援金、前期納付金）が、義務的支出（拠出金負担＋自保険者の法定給付費）に比べて過大となる保険者の負担を、全保険者と国費で軽減

国費充当（100億円）を拡大し、負担軽減対象となる保険者の範囲を拡大（200億円）

（補助率：1/2→令和6年度から2/3）（令和7年度事業実績）233保険者

#### ② 高齢者医療運営円滑化等補助金（950.4億円）＜（1）平成2年度から開始（2）平成27年度から開始（3）令和6年度から開始＞

前期納付金等の割合・伸びに着目し、拠出金負担が過大となる保険者に対して、負担の重さに応じた補助を行う。

国費充当（720.4億円）を拡大し、現行の支援を見直すとともに、賃上げ等により報酬水準が引き上がった

健康保険組合に対する補助を創設し、拠出金負担を更に軽減（950.4億円）

（1）総報酬に占める前期納付金の割合（所要保険料率）が重い保険者に対する負担軽減（120.4億円）

（2）前期納付金等の平成23年度からの伸び率に着目した負担軽減（600億円）

（3）企業の賃上げ努力に配慮した拠出金負担軽減（230億円）

（補助率：定額）（令和7年度事業実績）1,189保険者

#### ③ 健康保険組合連合会交付金交付事業費負担金（300億円）＜令和6年度から開始＞

高額レセプトの発生した健康保険組合に対する支援を行う健康保険組合連合会の高額医療交付金事業について、

国費による財政支援を制度化。令和8年度より時限的に支援を拡充。

（補助率：定額）

206

## 被用者保険の適用拡大に係る健康保険組合への財政支援

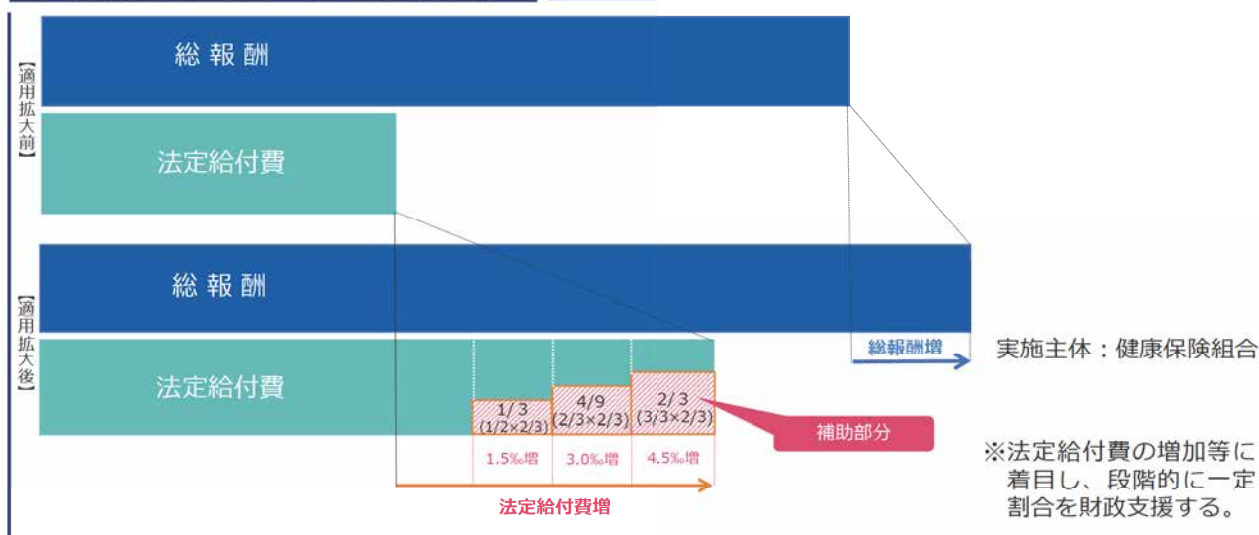
保険局保険課 (内線3245)

令和9年度概算要求額 2.5億円 (2.5億円) ()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、令和6年10月及び令和9年10月からの短時間労働者の適用拡大の施行に伴う、加入者の増に伴う法定給付費の増により、財政が逼迫する恐れのある健康保険組合に対して、法定給付費の増加等に着目した財政支援を行う。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



207

令和9年度概算要求額 3兆2,243億円（3兆2,171億円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））における介護保険事業運営の安定化を図ることを目的に、介護保険法に基づき、保険者に対する介護給付及び予防給付に要する費用の負担、低所得者の第1号介護保険料の負担軽減を目的とした介護保険特別会計への繰り入れ事業に対する負担、各保険者間における介護保険の財政調整等を行う。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

### ①介護給付費負担金

- 保険者に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の負担を行う。  
（負担割合：20%（施設等給付費15%））

### ②介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置

- 介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を実施する。  
（負担割合：国1/2 都道府県1/4 市町村1/4）

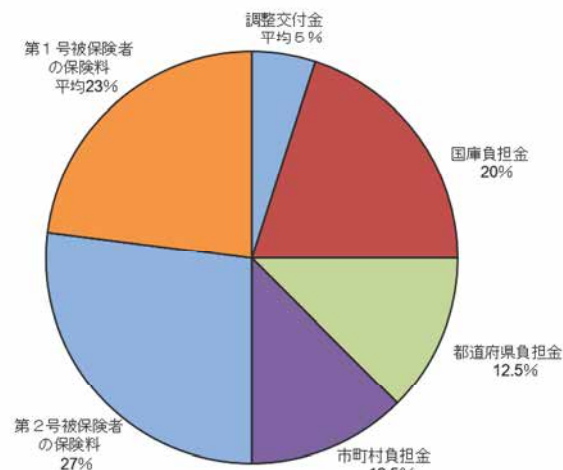
### ③介護給付費財政調整交付金

- 介護給付及び予防給付に要する費用の5%を総額として、各保険者間における介護保険の財政調整を行う。  
（負担割合：平均5%）

【実施主体】保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

【事業実績】交付先1,574保険者（令和7年度）

【事業イメージ】



208

拡充

# 被保護者健康管理支援事業

令和9年度概算要求額 30 億円（22 億円）（）内は前年度当初予算額

困窮負担金（その他義務）

## 1. 事業の目的

- 生活保護法第55条の8に基づき、生活保護受給者を対象に、日常生活の自立や就労・社会参加に向けた生活機能の維持・向上を目的として、医療保険のデータヘルスを参考に、生活習慣病の発症・重症化予防の取組や、健康教育・健康相談の取組を実施。  
※ 生活保護受給者の多くは公的医療保険の被保険者となっておらず、医療保険者が実施する保健事業の対象となっていない。
- 令和3年から全福祉事務所で実施。令和8年3月に、福祉事務所の課題（専門職不足・ノウハウ不足等）や、第3期データヘルス計画（令和6～11年度）の取組状況を踏まえ、事業の枠組みについて見直しを実施。【令和12年度から本格実施予定】

## 2. 事業の概要

- 「被保護者健康管理支援事業の手引き（第2版：令和8年3月）」に基づき、以下の取組を実施。

⇒（拡充・見直し内容）データヘルス計画所管部局等と連携して以下を実施する場合について、国庫負担基準額における加算を新たに設ける。

|   |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 事業方針の作成                         | ○ 地域の健康課題や福祉事務所の実施体制（関係部局・関係機関との連携体制を含む。）を踏まえ、個別の保健事業の内容や評価指標・目標値の設定を行う。<br>（※）事業方針の期間は、データヘルス計画等との整合性を考慮して設定（R12年度以降は6年1期）。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ② | 事業実施<br>（個別の保健事業の内容の検討・実施・振り返り） | ○ 事業方針に基づき、当年度の個別の保健事業の内容、実施体制、対象者の抽出基準、対象者数、対象者へのアプローチ方法、年間スケジュール等を検討し、実施。<br>⇒ 個別の保健事業は、以下3つの柱について、各柱において1以上の取組を実施。<br><div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A 健康状態の把握</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B 状態に応じた個別的支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">C 健康教育や普及啓発等</div> </div> ○ 当年度末に、事業方針に記載した目的や事業の実施状況を踏まえ、事業の実施体制やアプローチ法を中心に改善を要する点について振り返りを実施。 |
| ③ | 事業方針の評価                         | ○ 事業方針の最終年度は、設定した評価指標・目標値に基づき、事業の効果や目標値の達成状況（健康診査受診率や保健指導利用率の状況）について評価し、次期事業方針の作成に反映。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

- 実施主体：都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村 ○ 補助率：3/4（生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金）
- 本事業の詳細・第2版手引き等：厚生労働省HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19953.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19953.html)を参照。

209



令和9年度概算要求額 49 億円（48 億円）（）内は前年度当初予算額

困窮補助金（裁量）

## 1. 事業の目的

- 医療扶助及び介護扶助の適正な運営を確保するため、各自治体における、レセプトを活用した医療扶助の適正化、医療機関等の適正受診、医薬品の適正使用、介護扶助の適正化、都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の5つの観点に基づく取組を推進し、医療扶助等の適正な実施及び生活保護受給者の自立支援を促進する。

## 2. 事業の概要

- 各自治体において、以下5つの観点に基づく取組を実施。
- 実施主体：都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村
- 補助率：3/4（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

### <5つの観点と、各観点で実施する取組の例>

|   |                        |                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | レセプトを活用した医療扶助の適正化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 診療報酬明細書の資格審査・内容点検・縦覧点検</li> <li>◇ 治療中断者・頻回受診者・後発医薬品の使用割合が低い者、重複・多剤投薬されている者、健康管理支援の対象者、他法他施策を活用できる者等のリストの作成</li> </ul>                                                                        |
| 2 | 医療機関等の適正受診             | <ul style="list-style-type: none"> <li>★ 医療扶助のオンライン資格確認における資格実績ログ機能の活用</li> <li>★ 医療機関等と連携した頻回受診者に対する適正受診指導</li> <li>★ 長期入院・頻回転院対策</li> <li>◇ 医療費情報及び服薬情報を記載した通知の送付</li> <li>◇ 精神障害者等社会的入院患者の退院までの課題分析、本人・家族との相談、退院先の確保・調整</li> </ul> |
| 3 | 医薬品の適正使用               | <ul style="list-style-type: none"> <li>★ お薬手帳を持参しない者への指導</li> <li>★ 重複・多剤投薬となっている者への対面指導、当該者を通じた薬局への薬剤一覧の提供、薬局利用時の同行支援</li> <li>◇ 後発医薬品の使用促進</li> </ul>                                                                               |
| 4 | 介護扶助の適正化               | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 介護保険の被保険者ではない生活保護受給者（40歳以上65歳未満）を対象とした自立支援、介護サービスの利用に係る指導・援助、指定介護機関との連絡調整、ケアプラン点検等を行う。</li> </ul>                                                                                            |
| 5 | 都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>★ 医療扶助の適正化や被保護者健康管理支援事業に係るデータの分析、分析結果の提供</li> <li>★ データ分析から明らかになった課題や対応方針等に関する研修会の開催</li> <li>★ 管内市町村（福祉事務所）での取組目標の設定や評価等の支援、アドバイザー（専門職）の派遣</li> <li>★ 関係団体等との連携体制の構築</li> </ul>               |

（※）執行にあたっては、上表★の取組を実施した自治体から、優先的に採択。

210

令和9年度概算要求額 4.6億円（－）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 10億円

困窮補助金（裁量）

## 1 事業の目的

- ・ 生活保護のケースワーカーは、被保護世帯の自立を支援するため、居宅訪問等による状況把握やきめ細かな相談や支援が必要であるが、預貯金調査や収入申告の届出、ケース記録の記載など各種事務処理のため、被保護世帯に対して十分な支援が難しい状況がある。
- ・ このため、実務を担うケースワーカーが、個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境の整備を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

【事業活用の例】 ※下記は例示のため、生成AIなど下記以外のデジタル技術も可

### ○ 預貯金調査のオンライン化



### ○ AIを活用した法令等検索



### ○ 生活保護の相談業務におけるタブレット活用



### ○ OCRやRPAを活用した各種書類の自動データ化



## 3 実施主体等

- 【補助対象】 生活保護業務における、デジタル技術活用に要する初度経費を補助（補助率3/4）
- 【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置自治体

211



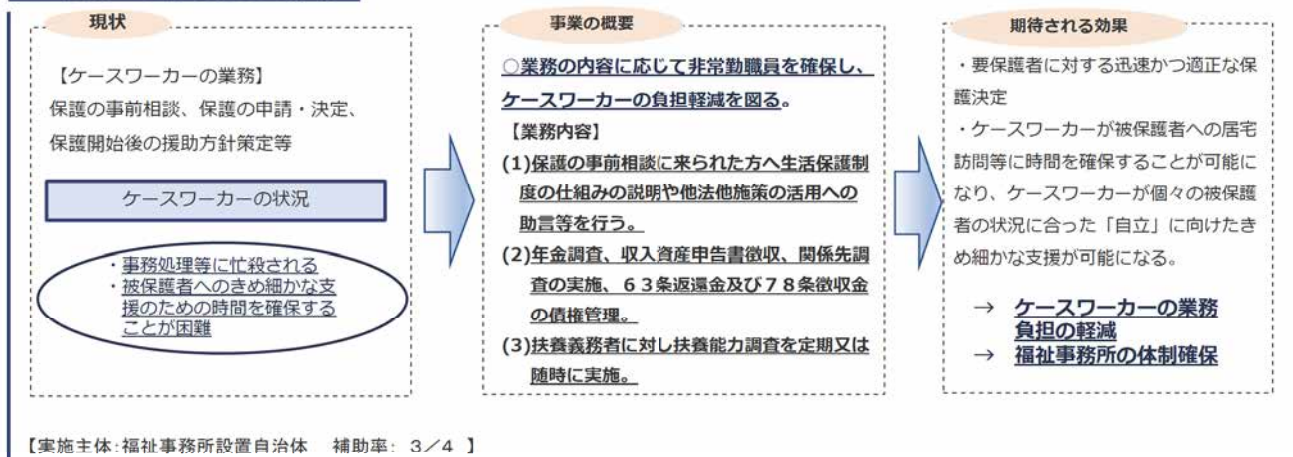
令和9年度概算要求額 60億円（36億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 24億円

(※)事業構成  
①警察との連携協力体制強化、②体制整備強化、  
③収入資産状況把握等の充実、④扶養義務調査充実

### 1 事業の目的・概要

- 生活保護現業員（ケースワーカー）の業務は、保護の事前相談（生活保護制度の説明）、保護の申請・決定（保護要否の審査・保護費の支給）、保護開始後の援助方針策定等多岐にわたる事務負担がある一方で、要支援者が抱える課題等の複雑化によりケースワーカーが対応に苦慮することも多く、業務負担の増加が課題となっている。
- 面接相談業務の一部、要保護者の収入や資産報告書徴収及び関係先調査等を実施する人員を確保することでケースワーカーの業務負担軽減を図り、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。

### 2 スキーム、実施主体等



212

令和9年度概算要求額 1,000億円の内数（827億円の内数）（）内は前年度当初予算額

国庫負担金・重層交付金

### 1 事業の目的

- 市町村における包括的な支援体制の整備に向けては、生活困窮者自立支援制度が軸となるものであり、様々な生活課題の相談を包括的に受け止めるため、入口となる自立相談支援事業を推進する必要がある。
- 令和8年法改正では、頼れる身寄りがない生活困窮者からの相談対応を自立相談支援事業の対象として明確化したところであり、支援体制の整備の推進を図る。加えて、住まいに関する相談支援体制の整備の推進（令和6年法改正）を図る。
- 複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、伴走支援、支援員の処遇改善にかかる取組や生産性向上に資する取組、関係機関との多機関連携やネットワークづくりを含めた地域づくりに関する取組等を評価する仕組みとする。

### 2 事業の概要

- 生活困窮者自立支援制度の入口として相談に応じ、就労や家計、住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析（アセスメント）してその状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要な支援の提供につなげるとともに、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。
- 新たに頼れる身寄りがない生活困窮者からの相談支援（頼れる身寄りがないことに伴い生じる課題への対応）を中心に、行う支援員を配置することを可能とする。また、令和7年度から配置可能となった住まい相談支援員の配置を進める。  
（頼れる身寄りがない生活困窮者への相談支援の例）
  - ・生活費の管理のサポート（例：公共料金や家賃等の支払支援（銀行等への同行含む）、生活費の管理に関する助言）
  - ・福祉サービス等の利用に関する情報収集や情報提供、手続の支援（例：関連機関の紹介、手続きの同行）
  - ・死後事務支援を行う団体の情報収集や情報提供、手続の支援（例：葬儀、納骨、家財処分の支援）
 ※ 場合によっては、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業（新たな第2種社会福祉事業）へつなぐことも想定。
- 本事業にかかる国庫負担基準額について、AI・ICTの活用といった生産性向上に資する取組や職員の処遇改善にかかる取組、関係機関との連携やネットワークづくりといった地域づくりに関する取組等をより評価する体系へと見直しを行う。

### 3 実施主体等

- 実施主体 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体904自治体）
- 負担割合 国 3/4、都道府県・市・区等 1/4

213



令和9年度概算要求額 1,000億円の内数 ( - ) ( ) 内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 36億円

困窮補助金

## 1 事業の目的

- 生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体とNPO等の民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。
- 加えて、生活困窮者に対する支援が増加・高度化してきている中、支援員の質の向上やノウハウの共有などネットワークを広げるとともに、就労準備支援事業等の広域実施に向けたネットワークづくりも同時に行い、効率的な事業実施を目指す。

## 2 事業の概要

- 各自治体の自立相談支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化等を行う。
- また、支援者を支える中間支援組織の立ち上げ支援や、就労準備支援事業等を単独で実施できない自治体に向け、広域実施の取組を促進すべく自治体同士の意見交換や実施に向けたコーディネートを行う。

(事業内容)

- (1) NPO法人等と連携した緊急対応の強化
  - ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
  - ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
- (2) 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化
  - ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化  
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
  - ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
  - ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用等による事務処理体制の強化
- (3) 中間支援組織の立ち上げ等の支援  
(立ち上げ準備会の設置や、各地域独自の発想により支援者を繋ぐ会合等を企画して交流を図るとともに、広域的な研修会や意見交換等を実施する体制を構築する等)
- (4) 就労準備支援事業等の広域実施に向けた市域を越えたネットワークづくり
- (5) その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組 (ICT活用による業務効率化等)

## 3 実施主体等

○実施主体  
都道府県・市・区等  
(福祉事務所設置自治体)

○補助率  
国3/4

○事業のスキーム



214

令和9年度概算要求額 1,000億円の内数 (827億円の内数) ( ) 内は前年度当初予算額令和7年度補正予算額 2.3億円

困窮補助金・委託費

## 1 事業の目的

- 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施しているが、子どもの学習意欲の向上や社会性の醸成、将来の進路選択に役立つよう、更なる体験活動の機会の提供や、足元の物価上昇に対応するための取組、高校生世代に対する支援を推進する。

## 2 事業概要

## ①子どもの学習・生活支援事業の強化

学習支援  
(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



## 生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



## 教育・就労（進路選択等）に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



(拡充・見直し内容)

- ・昨今の物価等の情勢を踏まえ子どもの貧困対策強化の観点から、体験活動の強化・軽食提供を可能とする
- ・支援員の処遇改善にかかる取組等を評価する加算を導入する

## ②高校生世代に対する支援の推進

子どもが住んでいる地域にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を得ることができるよう、高校生世代に対する学習支援（進路に関する相談や情報提供含む）を推進する。

## 3 実施主体等

- ①実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体904自治体）、補助率：国 1/2 都道府県・市・区等 1/2  
実施自治体数（令和7年度）：598自治体
- ②実施主体：国（民間団体への委託）、都道府県（補助） 補助率：国1/2、都道府県1/2

215



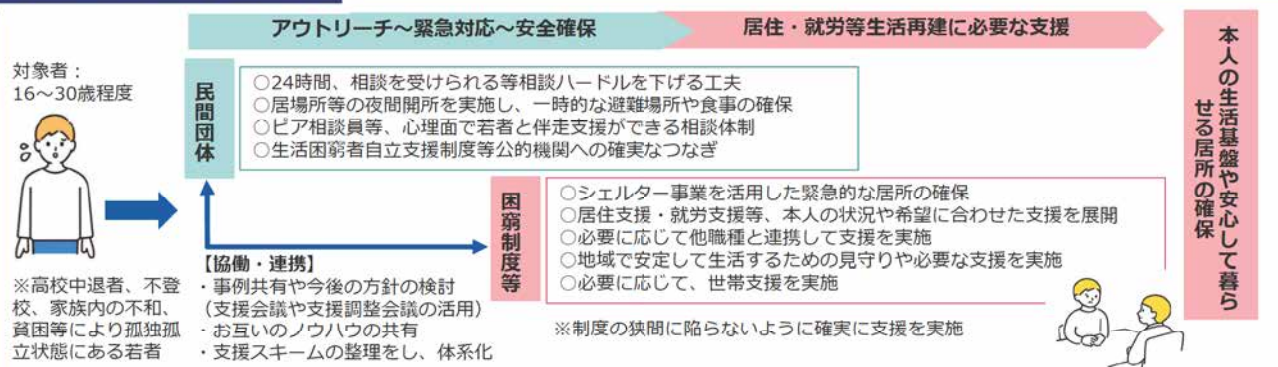
令和9年度概算要求額 1,000 億円の内数 ( - ) ( ) 内は前年度当初予算額

困窮補助金

## 1 事業の目的

- 若者の貧困や孤独・孤立対策では、民間支援団体が当事者目線で相談しやすい環境づくりを実施し、また若者自身が困ったときに即座にアウトリーチをするなど、若者の気持ちや行動に沿った支援を実施している。一方で、生活困窮者自立支援制度は伴走支援を軸に、自立相談支援事業、居住支援事業、就労支援各事業、家計改善支援事業等、生活再建に必要な事業を展開しており、また他制度や地域資源との連携をもとに本人が地域で安定して暮らしていくことを目指した取組を実施している。
- 本モデル事業では、令和8年度に実施する社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の中で困窮などの課題を抱えることも・若者支援の在り方に関する調査研究」の内容を踏まえ、民間と若者のアクセスのメリットと生活困窮者自立支援制度の支援を総合的に実施し、関係制度・機関等とも連携し、若者に特化した総合的な支援を展開することにより、早期に若者の支援を開始し、本人が望む生活を実現するための支援スキームを構築・検証する。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

実施主体：福祉事務所設置自治体（4自治体程度を想定） 補助率：10/10

216

## 重層的支援体制整備事業交付金

令和9年度概算要求額 【多機関協働事業等】 58 億円 (56億円) ( ) 内は前年度当初予算額

## 1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」（包括的な支援体制）の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する具体的な施策の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。  
⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮の既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。  
⇒ 体制整備の初期の段階など体制強化の取組において活用し、各分野の支援機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制を構築することを目指す。

## 2. 事業の概要

## ① 包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

|    |               |     |          |
|----|---------------|-----|----------|
| 介護 | 地域包括支援センターの運営 | 子ども | 利用者支援事業  |
| 障害 | 障害者相談支援事業     | 困窮  | 自立相談支援事業 |

## ② 地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

|    |                     |     |                     |
|----|---------------------|-----|---------------------|
| 介護 | 一般介護予防事業、生活支援体制整備事業 | 子ども | 地域子育て支援拠点事業         |
| 障害 | 地域活動支援センター事業        | 困窮  | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 |

## ③ 多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

## 3. 実施主体等

## 実施主体

市町村

## 負担割合等

- 包括的相談支援事業  
地域づくり事業

⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持

- 多機関協働事業等

⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※ 事業開始から5年経過した市町村、財政力指数が1を超える市町村（人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区は、国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 等

## 実施市町村数

7年度：471

8年度：585（予定）

9年度：654（予定）

217



令和9年度概算要求額 2.6億円 (2.2億円) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 71百万円

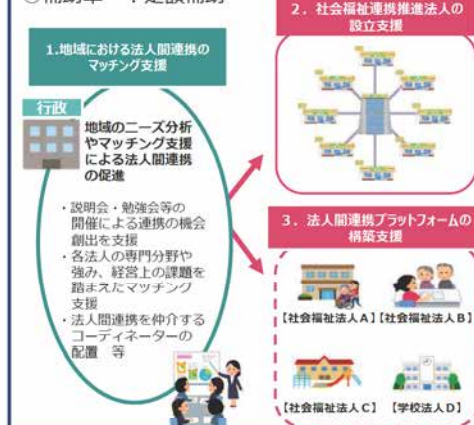
困窮補助金

## 1 事業の目的

- 少子高齢化・人口減少の進展や人材不足等により、地域における福祉サービスの担い手が減少し、社会福祉法人単独での事業運営やサービス提供の継続が困難となる状況が生じている。また、福祉ニーズの複雑化・多様化が進む中、地域において必要なサービスを安定的に提供・確保していくことが課題となっている。
- このため、小規模法人を含めた複数の社会福祉法人等によるネットワークの構築を促進し、それぞれの強みを活かした連携・協働の取組を推進するとともに、法人間連携の契機となる取組や連携推進法人の設立支援を推進する。これにより、法人間の連携・協働を一層促進し、持続可能で質の高い福祉サービス提供体制の構築を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

- 実施主体：都道府県、市町村  
○補助率：定額補助



| メニュー                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.地域における法人間連携のマッチング支援等事業<br>【拡充】 | <p>① 地域における法人間連携のマッチング支援及びプラットフォーム構築支援（1,500千円以内）</p> <p>→ 地域における福祉サービス提供体制確保の観点から、地方公共団体等において、福祉ニーズの把握、調査、分析等を行い、管内の社会福祉法人等に対して、説明会・勉強会の開催やコーディネーターの配置等を通じて、法人間の連携・協働の取組やプラットフォームの構築、経営の多角化も含めた大規模化等に向けたマッチング支援を行うための経費助成を行う。</p>                                                                |
| 2.社会福祉連携推進法人設立支援等事業              | <p>② 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援（1回限り、1,500千円以内）</p> <p>→ 円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会、法人の設立手続きへの助成を行う。</p>                                                                                                                                                                                                |
|                                  | <p>③ 福祉ニーズに応じた先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施（2,000千円以内）<br/>【拡充】</p> <p>→ 社会福祉連携推進法人による小規模の社員法人への経営支援の取組や人材育成、ICT導入、災害対応等の共同実施といった先駆的な連携推進業務を実施するとともに、当該取組の情報発信に係る経費の助成を行う。※原則1回限り。但し、中山間・人口減少地域にある法人や小規模法人に対する経営支援や法人後見、技能実習監理団体の取組など、特に連携モデルとして普及する必要がある事業は3年を限度とした補助協議を認める（補助額は段階的に減減させることを基本とする。）</p> |
| 3.法人間連携プラットフォーム設置運営事業            | <p>④ 各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業等</p> <p>→ 地域課題の解決を図るための取組を立ち上げ、試行する。</p>                                                                                                                                                                                                                             |
|                                  | <p>⑤ 福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携の推進</p> <p>→ 合同研修会や人事交流等を通じ、人材の確保・定着を図る。</p>                                                                                                                                                                                                                              |

（年間6,000千円以内、原則2か年  
※参画法人数に応じて補助

218

令和9年度概算要求額 84百万円 (35百万円) ( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 災害時に要配慮者から求められる福祉のニーズや支援に対応するため、各都道府県では平時から必要な支援体制を確保する「災害福祉支援ネットワーク」を構築し、災害時には避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWA T（災害派遣福祉チーム）」の配置等を進めており、国においても広域的な災害に対応するため、平時、DWA Tの広域的な派遣体制を構築するための体制づくり、災害時には各都道府県のDWA T（災害派遣福祉チーム）の活動状況の集約や各都道府県間の広域的な派遣調整等を行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を令和4年度に設置している。
- 今般の社会福祉法の改正により、DWA Tが法制化されDWA Tに対する研修及び訓練の実施が国の義務とされたことを踏まえ、中央センターの事務局体制の強化を図りつつ、中央センターにおいてDWA Tチーム員登録のための全国統一的な研修等を実施することで、平時からの災害福祉支援体制の強化を図る。

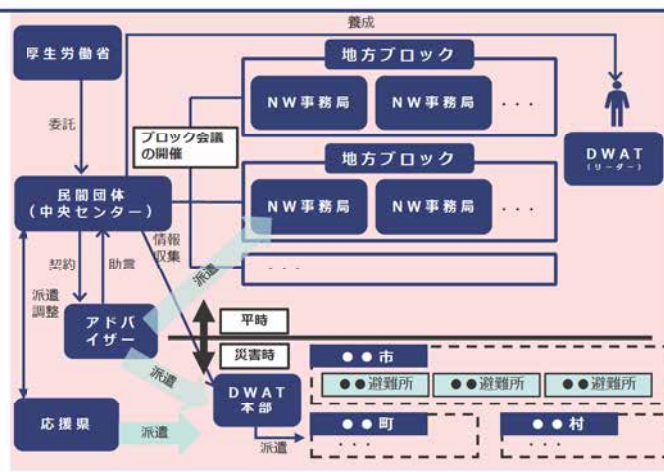
## 2 事業の概要・スキーム

＜平時＞

- (1) DWATチーム員に対する全国的な研修・訓練の実施
  - ・DWATリーダーを養成する研修
  - ・DWATチーム員の登録研修
  - ・広域的な災害を想定した訓練の実施
- (2) 広域的な連携体制の構築支援
  - ・地方ブロック会議の開催
  - ・中央センターの効果的な運営及び各都道府県の災害福祉支援ネットワークの運営体制の強化を担うアドバイザーの確保 等

＜災害時＞

- (3) 災害時の被災地支援
- ・被災地におけるDWATの活動状況の情報収集
  - ・被災県からの派遣要請に基づくDWAT等の広域派遣調整
  - ・被災地へアドバイザーを派遣し、被災地の状況に応じたDWATの効果的な派遣調整に対する助言 等



219



令和9年度概算要求額 11億円 (4.5億円) ( )内は前年度当初予算額

困窮補助金・重層交付金

## 1 事業の目的

- 住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になっている。また、人と人との関係性や「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立の問題が一層深刻化している。
- このような状況を踏まえて、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。
- また、改正社会福祉法により、包括的支援体制の整備を推進する上で連携に配慮する施策に防災を追加し、都道府県及び市町村における地域福祉(支援)計画の記載事項として防災に関する施策との連携に関する事項を規定することを踏まえ、各自治体による災害時にも生かせる地域福祉体制に係る整備を推進するために必要な経費を要求する。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【事業内容】

1. 地域住民のニーズ・生活課題の把握  
➢ 「困りごと」を抱える方の早期発見や地域のニーズの把握を行う。
2. 住民主体の活動支援・情報発信等  
➢ 学生や定年退職後の方など地域の住民が主体的に活動しやすい環境を整える。
3. 世代や属性を問わない地域コミュニティ形成に向けた「居場所づくり」  
➢ 世代や属性を問わない、新たな住民同士の関わりを促す。
4. 多様な担い手がつながるプラットフォームの展開  
➢ 多様な社会資源が、地域における課題や学び、地域の資源などを共有し、新たな気づきを得て地域に還元する
5. 地域福祉計画に基づいて実施する防災の取組の推進  
➢ 上記の1～4の内容に加え、地域福祉(支援)計画等に基づき「防災」の観点から着目した以下の取組を行う自治体に対し、一定の加算を行う(※)。

(※) 当該年度に地域福祉(支援)計画の改正を予定している自治体を含む。加算対象期間は3年間を想定。

- ・ 地域における防災ニーズや課題の把握
- ・ 平時からの地域福祉部局と災害担当部局及び関係機関の連携体制の構築
- ・ 災害支援の拠点とすることも想定した多様な「居場所づくり」
- ・ 地域福祉体制を踏まえた防災訓練や研修の実施 等

### 【実施主体・補助率】

実施主体：市町村(管内市町村の取組を総合的に調整する場合は都道府県も可) 補助率：1/2

220

令和9年度概算要求額 625億円 (505億円) ( )内は前年度当初予算額

○ 地域生活支援事業 548億円 (446億円)  
○ 地域生活支援促進事業 77億円 (59億円)

注) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業Ⅱの対応分を含む。  
※ 障害分は基幹相談支援センター機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

## 1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### ○ 地域生活支援事業

(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条) ※統合補助金

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

#### 【補助率】

- ① 市町村事業： 国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
- ② 都道府県事業： 国1/2以内で補助

#### 【主な事業】

- ① 市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ② 都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

#### 【R9年度概算要求における主な拡充内容】

R9 要求における主な拡充内容

- 地域生活支援事業  
意思疎通支援等の推進
- 地域生活支援促進事業

- ① 発達障害者支援体制整備事業
- ② 障害者就業・生活支援センター事業
- ③ 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)
- ④ 成年後見制度普及啓発事業

- ⑤ アルコール関連問題・薬物依存症・ギャンブル等依存症・ゲーム障害に  
取り組む民間団体支援事業
- ⑥ 発達障害診断待機解消事業
- ⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

### ○ 地域生活支援促進事業 (平成29年度創設)

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業(特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。)

#### 【補助率】

国1/2又は定額(10/10相当)

#### 【主な事業】

発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業 等

#### <事業実績>

1,726市町村、47都道府県(令和6年度実績)

221



令和9年度概算要求額 11億円 (7.7億円) ( )内は前年度当初予算額

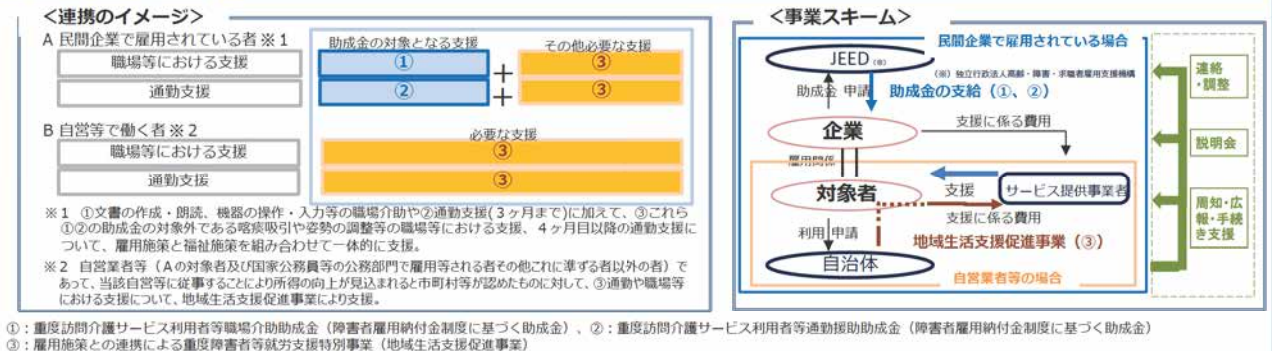
## 1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

## 2 事業の概要

- ・ 重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行っている。また、事業実施市町村においてさらなる利用人数の増加を図るため、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、HPやリーフレット等を活用した周知・広報等に取り組んでいる。
- ・ 本事業は、制度創設以降、実施自治体が着実に増加しており、これに伴い利用者数も増加傾向にあることから、令和9年度に必要となると考えられる所要額について増額要求を行う。
- ※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
- ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

## 3 スキーム



## 4 実施主体等

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4

222

令和9年度概算要求額 7.5億円 (6.3億円) ( )内は前年度当初予算額 ※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 6.8億円 (5.8億円)

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業 73百万円 (44百万円)

【実施主体】国

- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



- ◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

## 国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等

223

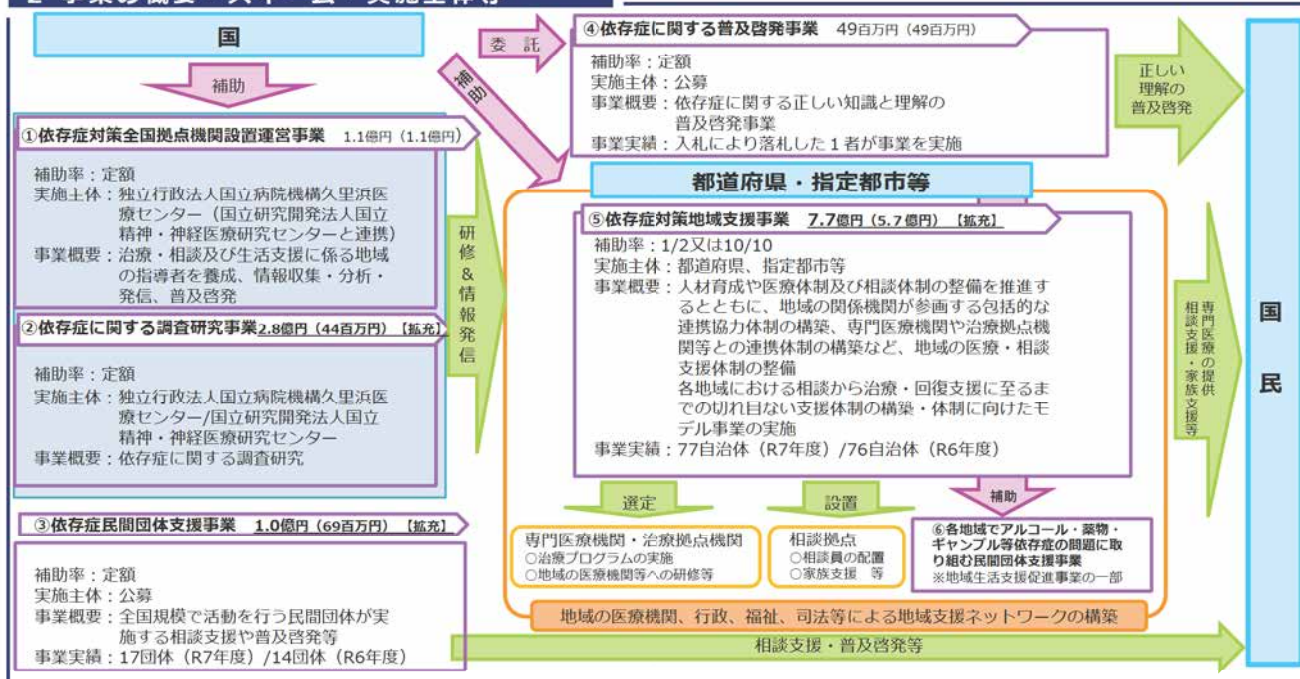


令和9年度概算要求額 13億（8.4億円）（内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 2.2億円）

## 1 事業の目的

- 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながらず、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



224

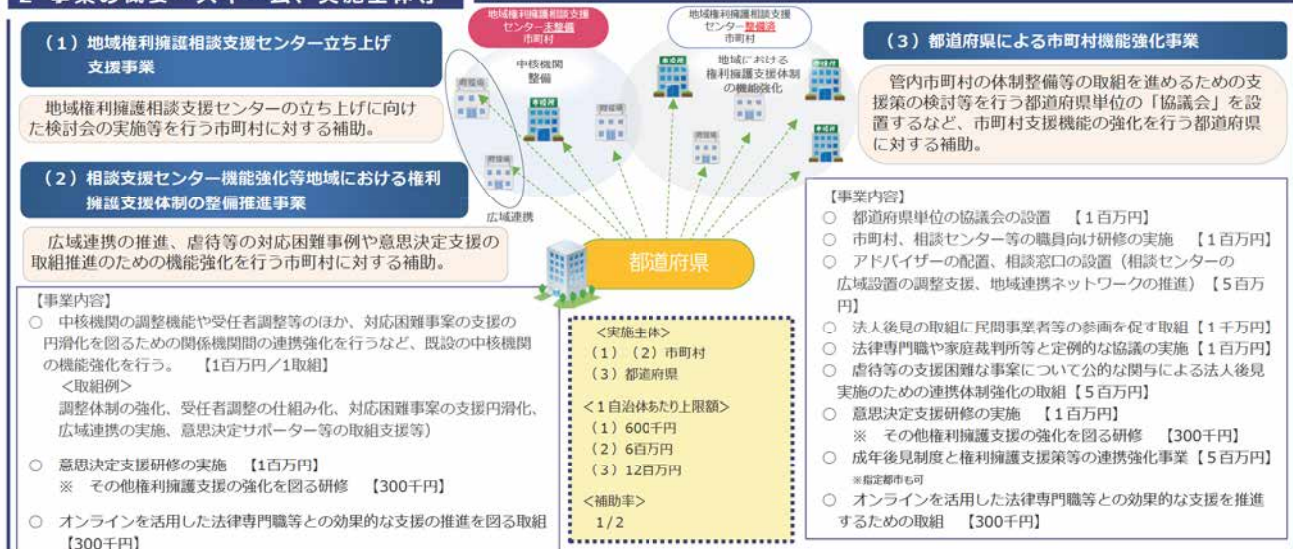
令和9年度概算要求額 8.8億（6.3億円）（内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 2.8億円）

困窮補助金

## 1 事業の目的

- 民法改正により「終わる後見」となる成年後見制度の見直しを見据え、地域連携ネットワークの推進を図るとともに、相談支援体制の確保を図る。
- 今般の社会福祉法の改正において、中核機関を新たに「地域権利擁護相談支援センター」として法定化し、令和9年4月の施行に向けて、センターの設置や相談支援体制の整備は喫緊の課題であり、国が後押しすることが必要であるため、市町村の体制整備を図る。  
※ 中核機関の設置状況（令和7年4月1日現在）：1,340市区町村（77.0%）（注）第二期成年後見制度利用促進計画のKPIは、全市町村での設置が目標。
- あわせて、これを具体的に実行するために、市町村に対する都道府県のバックアップ体制の強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



225



令和9年度概算要求額 55億円（38億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 7.1億円

困窮補助金

## 1 事業の目的

- 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活支援、入院入所等の手続、死後事務の支援を行う事業の創設（令和10年4月施行を予定）に向けて、現行の待機者の解消や社会福祉法改正による新たな第2種社会福祉事業の令和10年度の施行の姿も見据えて、支援体制の整備を図る。
- そのため、令和9年度には、新たな第2種社会福祉事業のガイドラインのたたき台も活用しながら、試行事業の実施対象を拡充して取組を広げていく。また、新たな事業の土台ともなる現行の日常生活自立支援事業について、約3千人程度の待機者が存在していることを踏まえ、支援体制の整備やAI/ICTの推進による相談等の生産性向上の取組を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### 1 現行の日常生活自立支援事業における取組

- (1) 福祉サービス利用援助事業
- (2) 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業
- (3) 福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

### (事業内容)

- ①：認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。
- ②：福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

上記に加え、以下の取組（4）～（8）を行った場合に基準額の加算を行う。

### (4) 処遇改善の取組（専門員・生活支援員） 実施主体1ヶ所あたり2千万円

プラン作成等を担う専門員及び生活援助を担う生活支援員の処遇改善のための取組。

### (5) 日常生活支援事業の業務への市民後見人の参入・活用推進の取組 実施主体1ヶ所あたり60万円

日常生活自立支援事業の業務に市民後見人の参入や活用を行う。

### (6) 頼れる身寄りがない高齢者等の課題に対応するための試行事業 (①入院・入所等の円滑な手続等支援、②死後事務の支援)

日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがないなど、頼れる家族がない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を試行的に行う。

### (7) 運営適正化委員会等を活用した苦情等の体制整備の取組 実施主体1ヶ所あたり60万円

上記（4）試行事業と連携して、運営適正化委員会の連携により、課題や解決を行い事業の適正化を検証する取組。

### (8) 適切な実施のための地域の課題の把握等の調査研究、立ち上げのためのコンサルティング事業の活用 実施主体1箇所あたり10,000千円

社会福祉法改正法施行等に向け、適切な実施のための地域の課題の把握等の調査研究、立ち上げのためのコンサルティング事業の活用を行う。

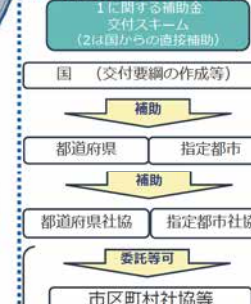
### 2 専門員等が支援に注力するための生産性向上（AIプラン作成等のICT）に関する調査研究 実施主体1ヶ所あたり2千5百万円

### <実施主体>

- 1・都道府県（政令市）社会福祉協議会  
※ 事業の一部を委託可
- 2 民間事業者への公募

### <補助率、負担割合>

- 国 1/2、都道府県・指定都市 1/2  
※ 2については、国による公募（10/10）



令和9年度概算要求額 50億円（33億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 21億円

うち投資枠 1.5億円

## 1 事業の目的

- 令和7年の自殺者総数は、19,188人となり、統計開始（昭和53年）以降最少（一方、小中高生の自殺者数は、昭和55年以降、最多）となったが、自殺総合対策大綱に定める数値目標（令和8年までに自殺者総数に換算すると約16,000人以下）を達成するため、引き続き取組の強化が必要。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

## 2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

### 【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）交付率：1/2.2/3.10/10>

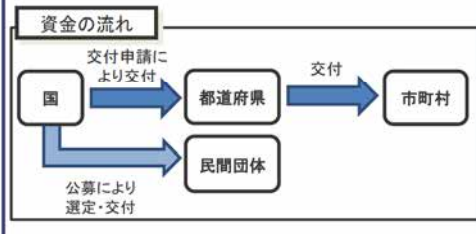
- 対面・電話・SNS相談体制等の強化（拡充）
  - ・自殺予防関連の相談会の開催
  - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
  - ・各種相談員の養成
  - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
  - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
  - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施（拡充）

<②自殺防止対策事業（民間団体向け）交付率：10/10>

- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援
- 孤独・孤立の状態にあり不安を抱えている人に対する自殺防止等に係る取組支援（拡充）
- AIを活用したSNS相談モデル事業（投資枠）

## 3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市町村、民間団体
- 交付率：1/2.2/3.10/10（都道府県・市町村）  
：10/10（民間団体）





令和9年度概算要求額 7.5億円（6.0億円）（）内は前年度当初予算額  
うち投資枠 1.5億円

## 1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのちを支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進するため、改正自殺対策基本法の趣旨や、地域における自殺対策を推進する観点も踏まえ、自殺対策における情報通信技術や人工知能関連技術等の活用促進に向けた取組を継続的に実施していく。

## 2 事業の概要・スキーム

【自殺対策における情報通信技術や人工知能関連技術等の活用促進】

- 改正自殺対策基本法において、自殺対策における情報通信技術や人工知能関連技術等の活用が盛り込まれたことも踏まえ、国や指定調査研究等法人においても、具体的な取組を一層推進していくことが重要。
- このため、令和9年度概算要求においては、地域における自殺対策を推進する観点も踏まえ、以下のような取組を実施するために必要な経費を計上する。
  - ① 自殺統計の分析を踏まえた、地域における自殺対策の推進
    - AIを活用した自殺統計の分析を踏まえて、各自治体において自殺対策を講ずる仕組みを構築する取組を進める。
  - ② AIを活用した自治体支援の構築・運用
    - 現在、自治体からの自殺対策に関する質問等の相談対応のために「自治体コンシェルジュ」を設置しているが、新たにAIも活用して、過去の相談対応の実績や、各自治体における自殺対策の取組等のデータを取り込み、自治体への相談対応等の支援内容を充実させていく。
    - 職業別でロールプレイングが可能となる研修用AIを開発し、各自治体で実施するゲートキーパー養成研修での活用を目指す。（投資枠）

## 3 実施主体等

- 実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

228

令和9年度概算要求額 19億円（15億円）（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

## 1 事業の目的

- 本事業は、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
  - 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
  - こうした中、地域の実情により、ひきこもり支援推進事業を実施していない自治体もあり、ひきこもり支援に対応する人材や地域資源等の地域偏在により支援が受けにくい状況の解消やひきこもり状態にある方等への多様な支援を提供する体制の構築を図るとともに、「ひきこもり支援ハンドブック」等に基づく支援につなげる取組を進めていく。
- （課題）
- ・ 町村など小規模自治体では、NPOや民間団体などが乏しく、その地域で支援を担う人材の不足や地域資源が連携する仕組みが整備できないため、小規模自治体が単独で対応していくには限界がある。
  - ・ また、自治体内の公共交通機関などのインフラ不足により居場所等に当事者や家族が集まりづらい状況。

（参考：本事業の主な事業区分）

### I ひきこもり地域支援センター

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

### II ひきこもり支援ステーション

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

### III ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

## 2 事業概要・スキーム・実施主体等

【拡充内容】「AI活用加算」・「オンライン加算」の創設

ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションが以下の取組を行う場合の加算を新たに創設

・ 補助率：1/2 ・ 実施主体：都道府県・市区町村（ひきこもり地域支援センター事業及びひきこもり支援ステーション事業実施自治体に限る）

- ① 「AI活用加算」 相談支援現場の生産性を高め、限られた人員でサービス提供の拡充・迅速化や質の向上をするためのAIの活用を促進（電話等での相談内容の文字起こしや相談記録等の作成（支援員等の負担軽減）、相談者の抱える課題への対応を支援員が検討する際の素案の作成・提示等（相談支援の質の向上）、相談者からの問い合わせへのチャットボットによる迅速な応答等（相談者の利便性向上））
  - ・ 加算額：ひきこもり地域支援センター：1,500千円、ひきこもり支援ステーション：750千円
- ② 「オンライン加算」 オンライン上の居場所・相談・自立（学習・就労）支援など多様な社会参加の場や就労の場の確保、相談支援、地域住民向けの広報等の場面において、オンラインの活用を促進
  - ・ 加算額：ひきこもり地域支援センター：1,500千円、ひきこもり支援ステーション：750千円

229



令和9年度概算要求額 5.8億円 (2.3億円) ( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 2.7億円

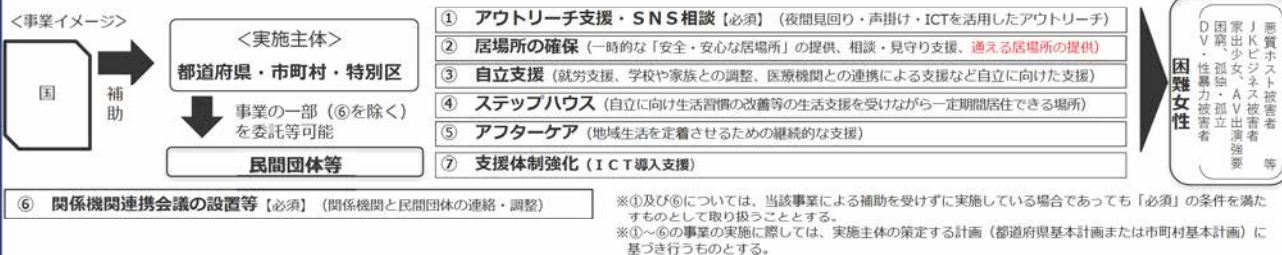
困窮補助金

## 1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム

- (1) **アウトリーチ支援・SNS相談支援**  
困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。
- (2) **居場所の確保**  
一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、一時的な居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。  
一時保護や施設入所に繋がらなかった者や、退所後に継続支援が必要な女性等が「通える居場所」を整備し、地域定着に向けた継続的な併走支援を行う。(拡充)
- (3) **自立支援**  
継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。
- (4) **ステップハウス**  
(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。  
また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支援や同伴児童の通塾に係る経費について支援する。
- (5) **アフターケア**  
(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。
- (6) **関係機関連携会議**  
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- (7) **支援体制強化（ICT導入支援）**  
(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。



### 3 实施主体等

実施主体 : 都道府県・市町村（特別区含む）  
補助率 : 国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

＜事業実績＞ 令和5年度：5自治体（9団体）  
令和6年度：13自治体（28団体）  
令和7年度：23自治体（44団体）

## 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

令和9年度概算要求額 26百万円 (22百万円) (内は前年度当初予算額)

困窮補助金

## 1 事業の目的

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、支援対象者に適切な支援を提供するための体制整備を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

- (1) **都道府県基本計画等の見直し等支援**  
都道府県基本計画等の見直しや、見直しに向けた実態調査等に必要となる費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。

(2) **都道府県における後方支援事業（創設）**  
市町村における支援体制の整備（計画策定や困難ケース対応等）に向けて、都道府県が市町村の後方支援を行う際に必要な費用（旅費、会議費等）の一部を補助する。

(3) **女性相談支援員等専門職採用活動支援事業**  
適切な支援を提供するための人材や専門性の確保（セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等）に必要な費用（人件費、旅費、会議費、印刷製本費等）の一部を補助する。

(4) **I C T導入支援事業**  
I C Tを活用した困難女性と繋がる仕組みの構築及び支援に関する記録等の情報管理等に必要となる費用の一部を補助する。

(5) **その他女性自立支援施設等への支援**

  - 生活向上のための環境改善事業**  
女性自立支援施設、女性相談支援センター及び一時保護所の入所者等の生活向上を図るための改修等に必要となる費用の一部を補助する。
  - 身元保証人確保対策事業**  
女性自立支援施設等に入所中・退所した者等が就職する際等に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約に必要な費用の一部を補助する。
  - 職員の資質向上のための研修事業**  
職員の資質向上や研修指導者の養成を図るため、施設種別・職種別に行われる研修への参加に必要な費用の一部を補助する。

### 3 实施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村（特別区含む） 【補助率】 国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2  
 【補助単価案】 (1) 1自治体あたり2,647千円 (2) 1自治体あたり500千円 (3) 1自治体あたり2,766千円 (4) 1自治体あたり1,320千円 等  
 【事業実施自治体数】 令和5年度：41自治体 令和6年度：43自治体 令和7年度：41自治体

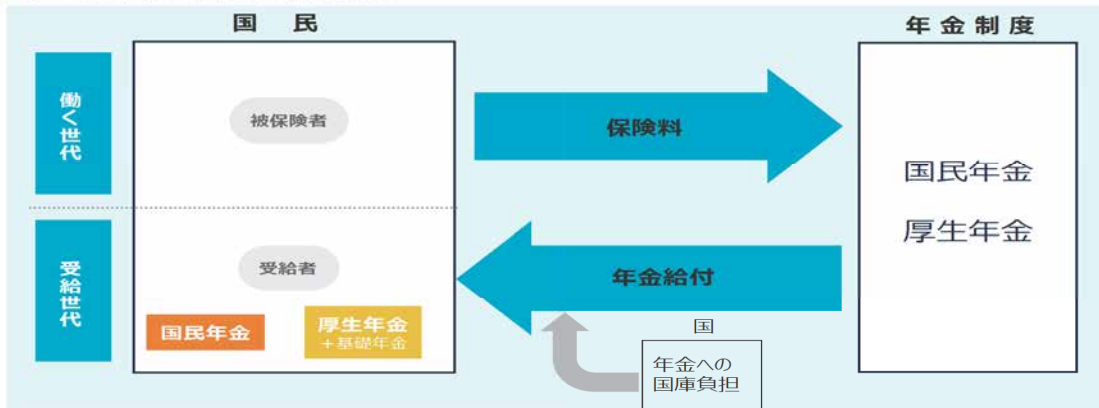
令和9年度概算要求額 13兆8,263億円（13兆8,231億円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。
- 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を支給する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、年金等の給付を行う。



232

拡充

## 戦没者の遺骨収集事業（遺骨収集等の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備）

社会・援護局（援護）事業課（内線4510）

令和9年度概算要求額 39億円（34億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 2.3億円

## 1 事業の目的

戦後80年以上が経過し、戦没者の御遺族が高齢化している中、一日も早く、一柱でも多くの戦没者の遺骨を本邦に送還し、戦没者の御遺族に引き渡すことは、国の重要な責務であり、戦没者の遺骨収集、戦没者遺骨の鑑定に全力を挙げて取り組む。

## 2 事業の概要・スキーム

【遺骨収集等の計画的実施】30億円（26億円）R7補正 1.1億円

- パラオ諸島（ペリリュー島）の集団埋葬地における遺骨収集等、事業の計画的な実施に必要な経費を計上する。
- 硫黄島については、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、滑走路地区で発見された地下壕の遺骨収集や整備予定の燃料送油管ルート下の遺骨確認等を行うための経費を計上する。
- その他、交戦国等が作成した資料の調査・分析及び遺骨・遺留品の伝達に必要な経費を計上する。

【戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備】9.3億円（8.0億円）R7補正 1.1億円

- 戦没者遺骨を御遺族へお返しするため、御遺族からの申請に基づいて実施する身元特定のためのDNA鑑定に必要な経費を計上する。
- 我が国の戦没者遺骨であることの確認を着実に実施するために、遺留品や形質鑑定の見解を踏まえ、我が国の戦没者の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し、本邦に持ち帰って実施する形質鑑定やDNA分析等の専門家による所属集団判定に必要な経費を計上する。
- 鑑定の迅速化のため、「戦没者遺骨鑑定センター連携室」やDNA鑑定機関における専任技師の確保等に必要な経費を計上する。

<ペリリュー島遺骨収集の様子>



<硫黄島遺骨収集の様子>



<形質鑑定の様子>



<DNA鑑定の様子>



## 3 実施主体等

厚生労働省、一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」、沖縄県、大学・研究機関等

## 4 事業実績

- ・令和7年度収容遺骨数（検体：625柱相当 ご遺骨：258柱）
- ・これまでに身元が判明した遺骨 1,301件（令和8年3月末時点）

233



令和9年度概算要求額 20億円（12億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 7.0億円

うち投資枠 4.4億円

## 1 事業の目的

戦後80年以上が経過し、先の大戦を体験された方が少なくなり、戦没者の御遺族が高齢化している中、戦没者の慰霊と次世代への戦争体験者の記憶の継承を着実に継続していくことが必要。

このため、戦没者の慰霊事業、戦中戦後の労苦を継承するための昭和館等の運営、戦争体験者の記憶継承のための平和の語り部事業等の更なる推進に取り組む。

## 2 事業の概要・スキーム

### 事業毎の予算額

|                 |                                                      |
|-----------------|------------------------------------------------------|
| (1) 慰霊事業        | 4.9億円（3.9億円）                                         |
| ア 全国戦没者追悼式の実施   | 2.5億円（2.1億円）                                         |
| イ 慰霊巡拝          | 1.3億円（1.1億円）                                         |
| ウ 政府建立慰霊碑の補修等   | 1.1億円（71百万円）                                         |
| (2) 平和の語り部事業    | 2.8億円（1.9億円）※<br>※ R7補正予算額 71百万円                     |
| (3) 民間慰霊碑の移設等   | 69百万円（28百万円）※                                        |
| ア 海外民間建立慰霊碑の移設等 | 36百万円（17百万円）                                         |
| イ 国内民間建立慰霊碑の移設等 | 33百万円（10百万円）<br>※ R7補正予算額 25百万円                      |
| (4) 記憶継承の検討の支援  | 11百万円（-）※<br>※ R7補正予算額 10百万円                         |
| (5) 昭和館・しょうけい館  | 12億円（6.2億円）※<br>（うち昭和館修繕経費 4.4億円）<br>※ R7補正予算額 5.9億円 |

### 平和の語り部事業の推進

語り部による活動の更なる推進のため講話資料の補修や次世代語り部育成研修の充実を図る。



←①講話型の様子

国際交流（海外協力者招聘）の様子



②対話型の様子→



←③体験型の様子

## 3 実施主体等

厚生労働省、都道府県・市町村、民間団体

## 4 事業実績

平和の語り部事業による講話の実施回数 1,981回（令和7年度実績）

234

## 復旧・復興関連施策

### 復旧・復興関連施策一覧

令和9年度概算要求額 659億円（127億円）  
（）内は前年度当初予算額

#### 第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

| 項目                               | 担当部局課室名                                                                                                       |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被災者・被災施設の支援                      |                                                                                                               |
| (1) 医療・介護・障害福祉制度における財政支援         |                                                                                                               |
| ① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置           | 保険局総務課（内線3135）<br>保険局保険課（内線3152、3245）<br>保険局国民健康保険課（内線3195）<br>保険局高齢者医療課（内線3194）<br>保険局総務課医療費適正化対策推進室（内線3124） |
| ② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置           | 老健局介護保険計画課（内線2160）                                                                                            |
| ③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置           | 障害保健福祉部障害福祉課（内線3091）                                                                                          |
| (2) 医療・介護保険料等の収納対策等支援            | 保険局国民健康保険課（内線3195）<br>保険局高齢者医療課（内線3194）<br>老健局介護保険計画課（内線2164）                                                 |
| (3) 被災地域における地域医療の再生支援            | 医政局地域医療計画課地域医療構想推進室（内線2665）                                                                                   |
| (4) 被災地における高齢者等の生活支援総合確保事業       | 政策統括官付政策統括室（内線7799）                                                                                           |
| (5) 長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業 | 老健局高齢者支援課（内線3925）                                                                                             |
| (6) 被災者に対する見守り・相談支援等の実施          | 社会・援護局地域福祉課（内線2219）                                                                                           |
| (7) 被災地心のケア事業                    | 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（内線3069）                                                                                 |
| 雇用の確保等                           |                                                                                                               |
| (1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保    | 職業安定局地域雇用対策課（内線5794）                                                                                          |
| (2) 産業政策と一体となった被災地の雇用支援          | 職業安定局地域雇用対策課（内線5794）                                                                                          |
| (3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施            | 職業安定局地域雇用対策課（内線5794）                                                                                          |
| (4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策      | 労働基準局安全衛生部安全課建設・個人事業者安全対策室（内線5489）                                                                            |

#### 第2 原子力災害からの復興への支援

| 項目                    | 担当部局課室名                              |
|-----------------------|--------------------------------------|
| (1) 食品中の放射性物質対策の推進    | 健康・生活衛生局食品監視安全課（内線2487）              |
| (2) 東京電力福島第一原発作業員への対応 | 労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室（内線5523） |

235





## IV 令和 9 年度厚生労働省関係 財政投融资資金計画等要求の概要

## 令和9年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等要求の概要

(単位: 億円)

| 区 分              | 令和8年度<br>計 画 額 | 令和9年度<br>要 求 額 | 摘 要                            |
|------------------|----------------|----------------|--------------------------------|
| ○独立行政法人福祉医療機構    | 3,760          | 1,878          | ・民間社会福祉事業施設等及び民間医療施設等に対する融資    |
| ○株式会社日本政策金融公庫    | 1,150          | 1,150          | ・生活衛生関係営業者等に対する融資              |
| ○独立行政法人国立病院機構    | 466            | 419            | ・建物整備、医療機器等整備                  |
| ○国立高度専門医療研究センター  | 21             | 50             | ・国立研究開発法人国立成育医療研究センター医療機器更新整備等 |
| ○独立行政法人労働者健康安全機構 | -              | 65             | ・医療機器整備                        |
| 合 計              | 5,397          | 3,562          |                                |

| 区 分                          | 改 善 内 容 等                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 独立行政法人福祉医療機構<br><br>福祉医療貸付事業 | 貸付条件の改善等<br><br>1. 福祉貸付事業・医療貸付事業共通<br>○ 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇措置期間の延長(継続)<br><br>2. 福祉貸付事業<br>○ 融資対象施設に、社会福祉法人等における介護従業者等を対象とした職員宿舎を追加(新規)<br><br>3. 医療貸付事業<br>○ 地域医療構想対象事業に係る融資条件及び地域医療構想支援資金の融資条件の優遇措置期間の延長(継続)<br><br>等 |
| 株式会社日本政策金融公庫<br><br>生活衛生資金貸付 | 貸付条件の改善等<br><br>○ 振興特利設備に「駐車場設備」、「外構設備」を追加(拡充)<br>○ 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度の一部拡充、金利の引き下げ(拡充)<br><br>等                                                                                                                                        |



令和9年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等の原資の内訳 (参考)

(単位: 億円)

| 区<br>分                      | 計<br>画<br>額 | 令和8年度  |                 | 要<br>求<br>額 | 令和9年度  |              |
|-----------------------------|-------------|--------|-----------------|-------------|--------|--------------|
|                             |             | 原<br>資 |                 |             | 原<br>資 |              |
|                             |             | 財政投融资  | 自己資金等           |             | 財政投融资  | 自己資金等        |
| 独立行政法人福祉医療機構<br>(注 1)       | 3, 760      | 2, 632 | 1, 128<br>(200) | 1, 878      | 1, 501 | 377<br>(200) |
| 1. 福祉貸付                     | 1, 416      | -      | -               | 733         | -      | -            |
| 2. 医療貸付                     | 2, 344      | -      | -               | 1, 145      | -      | -            |
| 株式会社日本政策金融公庫<br>(注 2)       | 1, 150      | -      | -               | 1, 150      | -      | -            |
| 独立行政法人国立病院機構                | 466         | 456    | 10              | 419         | 389    | 30           |
| 国立高度専門医療研究センター              | 21          | 21     | -               | 50          | 50     | -            |
| 国立研究開発法人<br>国立成育医療研究センター    | 12          | 12     | -               | 37          | 37     | -            |
| 国立研究開発法人<br>国立長寿医療研究センター    | 2           | 2      | -               | -           | -      | -            |
| 国立研究開発法人<br>国立精神・神経医療研究センター | 7           | 7      | -               | 9           | 9      | -            |
| 国立研究開発法人<br>国立循環器病研究センター    | -           | -      | -               | 4           | 4      | -            |
| 独立行政法人労働者健康安全機構             | -           | -      | -               | 65          | 65     | -            |
| 合<br>計<br><br>(注 1)         | 5, 397      | 3, 109 | 1, 138<br>(200) | 3, 562      | 2, 005 | 407<br>(200) |

(注1) 自己資金等の欄の( )書は、財投機関債の発行額(自己資金等の額の内数)である。

(注2) 原資については、株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務)に一括計上している。

